

地方創生整備推進交付金の活用に向けた

地域再生計画作成の手引き

令和6年4月



地方創生推進事務局

はじめに

地域再生計画は、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）や「地域再生基本方針」（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）等に基づき地方公共団体が自主的に作成するもので、内閣総理大臣の認定を受けることにより、①デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の地方創生整備推進交付金（公共事業）の交付、②デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の先駆型・横展開型・Society5.0 型等（非公共事業）の交付、③地方創生応援税制の活用、④地域再生支援利子補給金の支給、⑤補助対象施設の転用手続の特例等様々な支援措置を受けることができます。

「地方創生整備推進交付金の活用に向けた地域再生計画作成の手引き」は、地域再生計画の支援措置の中でも、特に道・汚水処理施設・港の整備事業に係る「地方創生整備推進交付金」に絞り、地域再生計画の作成方法や地域再生の目標の設定・評価等について、詳細に解説するものです。

本手引きと併せて、必ずホームページに掲載されている最新版の地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（以下「認定マニュアル（総論）」という。）、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）（以下「認定マニュアル（各論）」という。）、地域再生関係法令、地域再生基本方針、デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱等を参照してください。

内閣府地方創生推進事務局ホームページ「地域再生計画の認定申請について」

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sinsei.html>

内閣府地方創生推進事務局ホームページ「デジタル田園都市国家構想交付金」

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html>

地方創生整備推進交付金の活用に向けた地域再生計画作成の手引き 目次

はじめに

第一部 地域再生計画作成の手引き

I 地方創生整備推進交付金	1- 1
1 地方創生整備推進交付金の概要	1- 1
2 地方創生整備推進交付金の創設のポイント	1- 2
3 地方創生整備推進交付金の特徴	1- 3
4 地方創生整備推進交付金における交付額等の算出	1- 9
5 地方創生整備推進交付金の交付までの流れ	1-11
6 交付担当省庁	1-13
II 地方創生整備推進交付金に係る地域再生計画作成の考え方	1-14
1 地域再生計画の法令上の認定基準	1-14
2 整備事業の種類ごとの計画作成上の留意点	1-17
3 地域再生計画の区域の考え方	1-24
4 整備事業の種類ごとの施設計画の考え方	1-25
5 施設間の連携の不適切な事例	1-34
6 地域再生を図るために行う地方創生整備推進交付金とその他の事業との 一体的な取組	1-36
III 地域再生計画の目標等の設定及び評価	1-40
1 地域再生計画の目標	1-40
2 事業の実施状況に関する客観的な指標	1-41
3 地域再生計画における目標・指標の記載例	1-42
4 地域再生計画の目標の評価（中間評価・事後評価）	1-44
IV 地域再生計画の記載事項と留意点	1-52
V 地域再生計画の変更の考え方と留意点	1-58
1 地域再生計画の変更の概要	1-58
2 計画変更の具体的なケース	1-62
VI 地方創生整備推進交付金の予算の配分に当たっての重点配分の考え方	1-64
1 デジタル技術の活用・連携を図る地域再生計画への重点配分	1-64
2 PPP／PFI手法の導入等を図る地域再生計画への重点配分	1-65
3 国土強靱化地域計画に位置付けられた施設整備への重点配分	1-66

4	特定有人国境離島地域への重点配分	1-66
VII	地域再生計画の認定申請又は軽微な変更報告に必要な書類	1-67
1	新規認定申請の場合	1-67
2	認定を必要とする変更申請の場合	1-68
3	軽微な変更の報告の場合	1-69
4	認定申請書類の作成方法	1-69
VIII	認定申請に必要な書類の提出先	1-71
1	新規認定申請及び変更認定申請	1-71
2	軽微な変更	1-71
3	提出先・提出方法	1-71
4	問い合わせ先	1-72

第二部 地域再生計画申請資料の様式

1	新規認定申請の場合	2- 1
2	認定を必要とする変更申請の場合	2-45
3	軽微な変更報告の場合	2-62

第三部 地方創生整備推進交付金関連法令・要綱等（参考資料）

1	地域再生法（抄）
2	地域再生法施行令（抄）
3	地域再生法施行規則（抄）
4	地域再生基本方針（抄）
5	デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱
6	地方創生道整備推進交付金交付要綱
7	地方創生道整備推進交付金交付要領
8	地方創生污水处理施設整備推進交付金交付要綱
9	地方創生污水处理施設整備推進交付金交付要領
10	地方創生港整備推進交付金交付要綱
11	地方創生港整備推進交付金交付要領
12	地方創生整備推進交付金交付関係事務取扱要領

第一部

地域再生計画作成の手引き

I 地方創生整備推進交付金

1 地方創生整備推進交付金の概要

- 地方創生整備推進交付金は、地域再生法第5条第4項第1号ロ及び第13条第1項を始めとした関係法令等の規定に基づく交付金として、都道府県又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）に位置付けられた自主的・主体的で先導的な道、污水处理施設又は港の整備の実施に要する費用に充てるものです。
- 地方創生整備推進交付金を活用するためには、地方公共団体等（港務局含む。）により、地域の実情に応じて、地域再生の目標及び地域再生を図るために行う事業等を記載した地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることが必要です。
- 地方創生整備推進交付金の特徴は、道、污水处理施設、港といった省庁の所管を超える2種以上の類似施設を一体的に整備することにより、全体として地方創生に対する政策効果をより高めることが可能な事業を対象としていることです。また、事業の進捗状況に応じて国費の充当率を柔軟に変更し、次年度以降の調整を行う「年度間融通」、定められた範囲の国費を他施設へ充当する「他施設への充当」といった制度の活用も可能です。
- 認定された地域再生計画については、透明性の確保や計画作成主体の説明責任を果たすためにも、インターネット等を活用して、関係資料を公表するよう努めてください。（特に実施した中間評価・事後評価の結果については必ず公表してください。）

(1) 地域再生法

地域再生法は、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他地域の活力の再生（地域再生）を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及び内閣総理大臣の認定、地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置等を定めた法律です。

(2) 地域再生計画

地方公共団体等が単独又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、「地域再生計画」を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで、特別の措置^{※1}を受けることができます。

※1 地域再生計画を作成し、認定を受けることで活用できる特別の措置は、以下のとおりです。最新情報は、内閣府地方創生推進事務局ホームページに掲載されている「地域再生計画認定申請マニュアル」等を参照願います。

内閣府地方創生推進事務局ホームページ「地域再生計画の認定申請について」

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sinsei.html>

- ・デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進交付金・地方創生整備推進交付金）の活用等
- ・まち・ひと・しごと創生寄付活用事業に関連する寄付に係る課税の特例等（地方創生応援税制）
- ・地域再生のための利子補給金の支給等
- ・特定地域再生事業等
- ・地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の作成等

- ・地域来訪者等利便増進活動計画の作成等
- ・商店街活性化促進事業計画の作成等
- ・地域再生土地利用計画の作成等
- ・自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例等
- ・生涯活躍のまち形成事業計画の作成等
- ・地域農林水産業振興整備計画の作成等
- ・構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例等
- ・補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化等

(3) 地方創生整備推進交付金（旧地域再生基盤強化交付金）

旧地域再生基盤強化交付金は、地域再生法に基づき認定された「地域再生計画」に対する特別措置の一つであり、地域における経済基盤の強化又は生活環境の整備のために行う施策として位置付けられるものとして、平成17年度に創設され、平成28年度には、地方版総合戦略の本格的な推進に向け、内閣府では旧地域再生基盤強化交付金等の交付金を再編し、地方創生推進交付金の地方創生整備推進交付金として創設されました。

さらに、令和4年度第2次補正予算より、地方版総合戦略に位置付けられた地方の社会課題解決や魅力向上の取組に対し、デジタルの力を活用し継承・発展させること等を目的として、新たにデジタル田園都市国家構想交付金を創設し、地方創生整備推進交付金を位置付けました。

2 地方創生整備推進交付金の創設のポイント

地方創生整備推進交付金の創設の主なポイントは以下のとおりです。

(1) 地方版総合戦略に位置付けられた先導的な事業であることが必要です。

地方創生整備推進交付金は、地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業の実施に要する費用に充てることとしています。

このため、地方創生整備推進交付金を活用して実施する事業（以下「整備事業」という。）が、認定申請を行う各地方公共団体の地方版総合戦略に位置付けられているとともに、先導的な事業である必要があります。

(2) 事業の実施状況に関する客観的な指標（KPI^{※2}）の設定・検証が必要です。

地方創生整備推進交付金においては、地方公共団体の自主性・主体性に基づき事業構築していただく一方で、事業実施主体により事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））を設定の上、事業実施期間中からも指標の達成状況を検証することにより、効率的かつ効果的な事業の実施を図ります。

(3) 地方創生推進交付金等のソフト事業との連携・組合せに努めてください。

地方創生整備推進交付金を活用する地域再生計画の策定において、地方版総合戦略に基づく取組がより政策効果を高めていくためには、整備事業を単独で実施するだけでなく、地方創生推進交付金その他の政策効果を高めるソフト事業（地方単独事業として行われる事業を含む。）との連携・組合せに努めてください。

※2 KPI：Key Performance Indicator の略語。

3 地方創生整備推進交付金の特徴

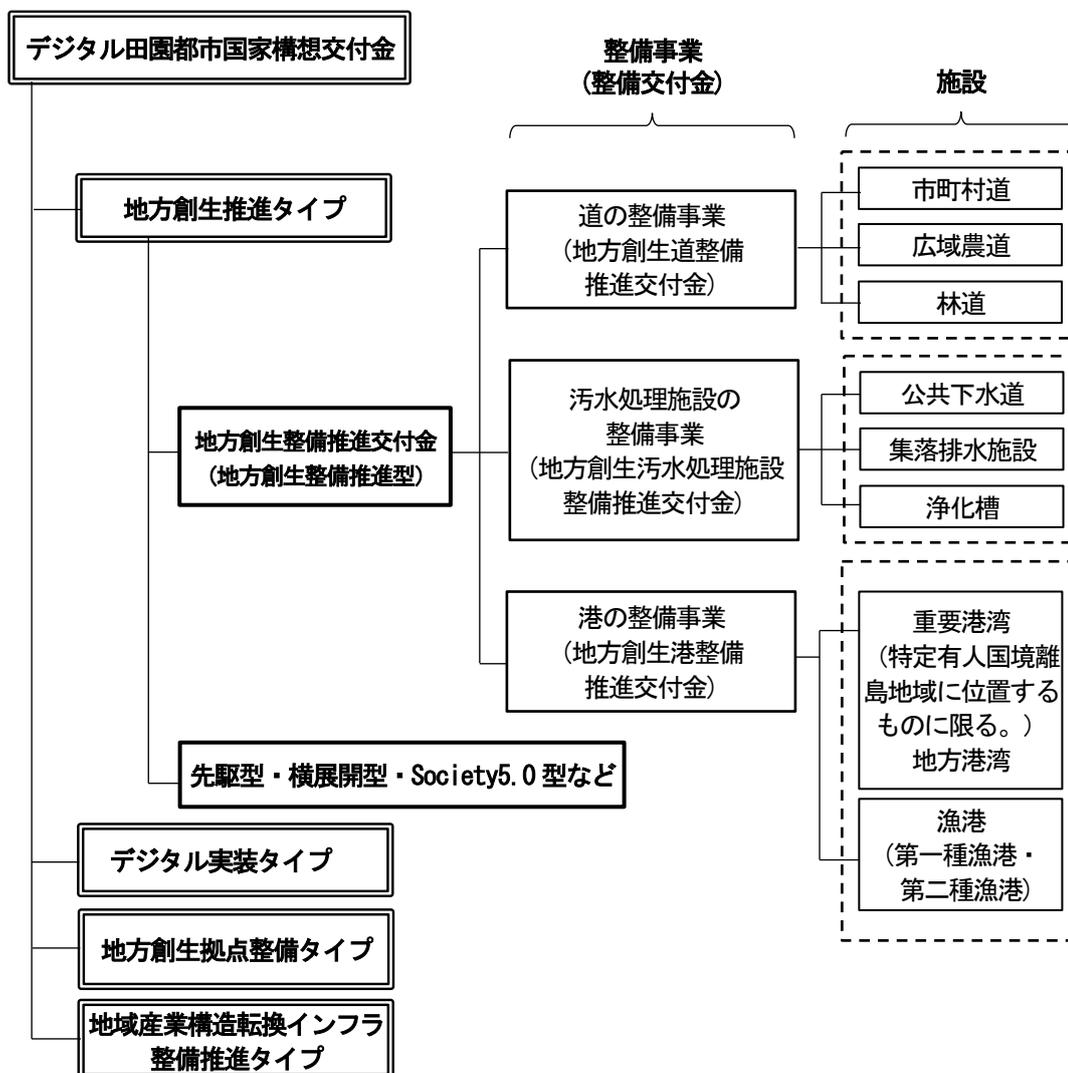
地方創生整備推進交付金には、整備する施設の種類により、地方創生道整備推進交付金（道の整備事業）、地方創生污水处理施設整備推進交付金（污水处理施設の整備事業）及び地方創生港整備推進交付金（港の整備事業）の3種類の整備交付金があり、年度間の融通や他施設への充当ができることなどの特徴があります。

なお、地方創生整備推進交付金を活用するためには、整備交付金の種類ごとに、複数の類似施設を連携して一体的に整備する計画としなければなりません。（例：地方創生污水处理施設整備推進交付金を活用して公共下水道と浄化槽の2つの類似施設の整備を実施）

(1) 複数の類似施設の連携

地方創生整備推進交付金では、複数の類似施設を連携して一体的に整備する必要があります。

- 道の整備事業（地方創生道整備推進交付金）では、市町村道・広域農道・林道の2以上の施設を連携して一体的に整備することにより、地域再生を図ります。
- 污水处理施設の整備事業（地方創生污水处理施設整備推進交付金）では、公共下水道・集落排水施設・浄化槽の2以上の施設を連携して一体的に整備することにより、地域再生を図ります。
- 港の整備事業（地方創生港整備推進交付金）では、隣接・近接する港湾施設（重要港湾（特定有人国境離島地域に位置するものに限る。）・地方港湾）と漁港（第一種漁港・第二種漁港）を連携して一体的に整備することにより、地域再生を図ります。



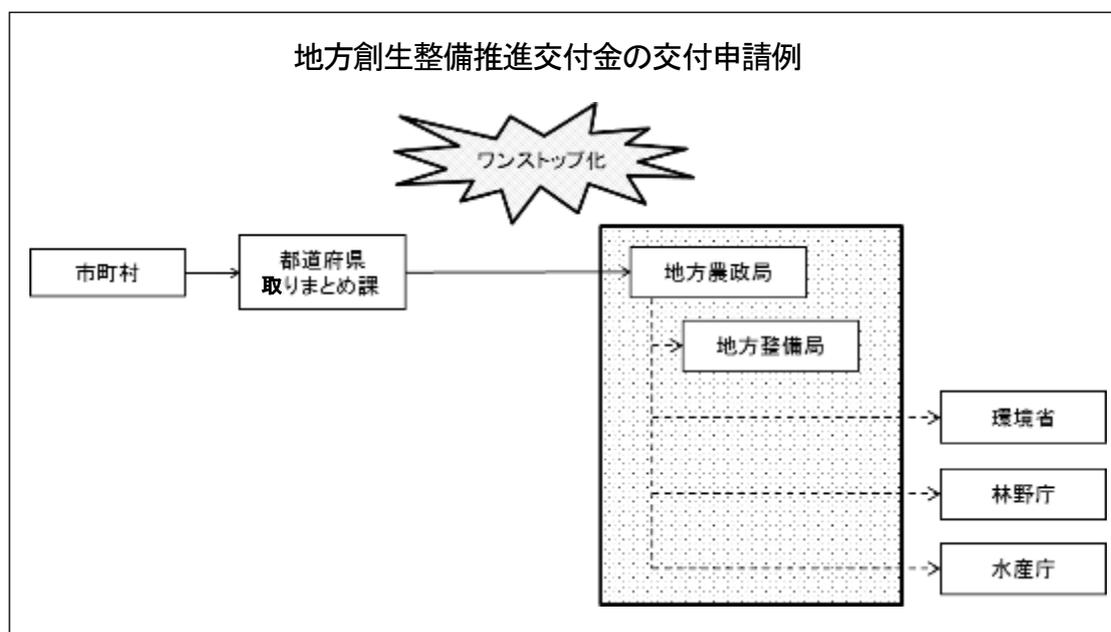
注1) 農業集落排水施設と漁業集落排水施設の組合せは一つと計上します。

注2) 一つの地域再生計画の中に複数の整備交付金を盛り込むことも可能です。ただし、整備事業（整備交付金）間の交付金充当はできません。

(2) ワンストップ窓口

地方創生整備推進交付金の交付申請関連の書類は各交付担当省庁のいずれかの地方支分部局（地方支分部局がない場合は本省）の一箇所でまとめて申請することが可能です。このように、窓口の一元化を行うことにより、地方公共団体等の事務の簡素化（ワンストップ化）を図っています。

なお、交付申請関連の書類については、施設単位で、従来の申請先に手続を行うことも可能です。（ただし、地域再生計画の申請及び同交付金の予算要望は内閣府で一括して受け付けています。）



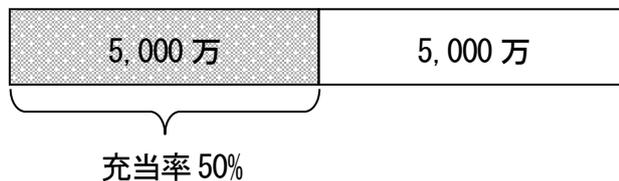
(3) 年度間の融通

従来の補助金とは異なり、単年度ごとの「国の負担割合」が固定ではないため、年度内に発生する事業の進捗状況の変化に応じて当該年度の国費の充当率を変更し、次年度以降で調整することが可能です。（最終的な交付金の充当率が、施設ごとに事業期間全体で適切であればよい。）

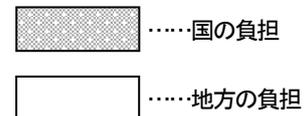
このような場合には、従来の国費返還等は不要となり、地方公共団体等の事務の簡素化が図られます。

1 年目 当初、事業費1億円を予定して交付決定 ※充当率が50%の事業のモデル

(交付決定)



<凡例>



用地交渉が不調に終わり、
事業費が7,500万円に減少

(実績報告)

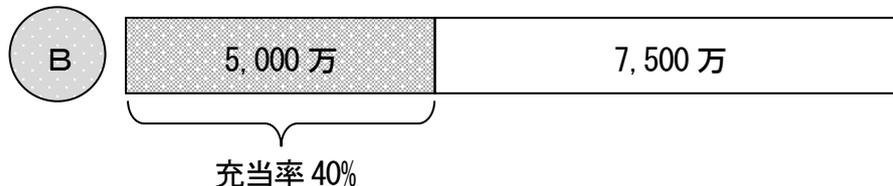


単年度の「国の負担割合」は固定でない
ことから、次年度以降に調整

2 年目

用地交渉を終え、2年目の事業費は1年目の未実施分
を含めて1億2,500万円として交付申請

(交付申請)



- 単年度ごとの「国の負担割合」は固定ではない。
- 事業期間全体で国費の充当率をとらえ、次年度以降に調整可能です。
- 簡潔に言えば、 $(A + B \text{の国費}) \div (A + B \text{の事業費}) = 50\%$ (定められた充当率)であればよい。

(4) 他施設への充当

地方創生整備推進交付金は、従来の補助金とは異なり、単年度交付額（引上額を除く。）の2分の1未満で、かつ他の施設の当該年度の交付額未満の範囲において、交付された交付金を他の施設の整備に要する経費として充てることができます。ただし、各整備交付金間（地方創生道整備推進交付金、地方創生汚水処理施設整備推進交付金、地方創生港整備推進交付金の間）での充当はできません。

例) 市町村道から林道へ充当・・・可能

地方創生道整備推進交付金から地方創生港整備推進交付金へ充当・・・不可能

地方公共団体等は、「他施設への充当」の活用することにより進捗状況に応じた弾力的な事業実施が可能になります。

なお、「他施設への充当」を行う場合の交付変更手続は不要です。関係する交付担当省庁に他施設へ充当した旨の実績報告をお願いします。

【例】地方創生道整備推進交付金における他施設への充当

※ 広域農道、林道とも充当率が50%とする

<凡例>

■ 国の負担
□ 地方の負担

(広域農道)



充当率 50%

(林道)



充当率 50%

ケース I

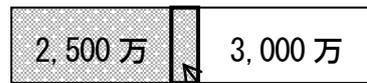
精査により広域農道の事業費が9,000万円となったので余った交付金500万円を林道へ充当する。
この例の場合、林道への充当可能額は広域農道の交付額5,000万円の1/2未満で、かつ林道の交付額2,500万円未満となる。

(広域農道)



充当率 50%

(林道)



充当率 50% 500万 (広域農道より充当)

余った交付金500万円と地方費用500万円を充当して6,000万の事業を行う。

ケース II

(広域農道)



充当率 50%

(林道)



充当率 54.5% 500万 (広域農道より充当)

交付金500万円を林道に充当する。この場合、国費率が54.5%となるため次年度以降に精算する。

- 交付決定額の 1/2 未満で、かつ他の施設の交付額未満の範囲において他施設に充てる
ことが可能です。
- 各整備交付金間（地方創生道整備推進交付金、地方創生汚水処理施設整備交付金、地方創
生港整備推進交付金の間）での充当はできません。
- 施設ごとの最終的な充当率は、事業期間全体で清算すれば問題はありません。（調整方法
は年度間の融通と同様）
- ケース I の場合は当年度に地方費用 5 百万円を充当する必要があります。また、ケース II
の場合は国費率が 54.5%になることから次年度以降に地方費用を充当することにより清
算する必要があります。

4 地方創生整備推進交付金における交付額等の算出

(1) 事業主体及び国の負担割合

国の負担割合及び事業主体については、地域再生法第13条第2項の規定により、各施設の整備に係る法令等の規定を適用せず、各整備交付金それぞれで、「地方創生道整備推進交付金交付要綱」（平成28年4月20日28農振第150号・国道環安第8号）、「地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱」（平成28年4月20日28農振第130号・国水下事第3号・環廢対発第1604202号）、「地方創生港整備推進交付金交付要綱」（令和3年4月1日2水港第2703号・国港総第730号）に定めた国の負担割合及び事業主体としています。

整備交付金	施設の種類	国の負担割合（以内）	事業主体
地方創生 道整備 推進交付金	市町村道	1/2 ^{注1)}	都道府県 ^{注2)} 、市町村
	広域農道	50/100、1/2	都道府県、市町村
	林道	50/100 ^{注3)} 、45/100、 1/3、30/100、1/2	都道府県、市町村
地方創生 汚水処理 施設整備 推進交付金	公共下水道	1/2、5.5/10	市町村、一部事務組合
	農業集落排水	1/2	市町村、一部事務組合
	漁業集落排水	1/2	市町村
	浄化槽	1/2、1/3	市町村
地方創生 港整備 推進交付金	重要港湾（特定有人国境離島地域に位置するものに限る。）	8/10、6/10、5/10、 1/3	都道府県、市町村等
	地方港湾	4/10 ^{注4)} 、5/10、1/3	
	漁港（第一種漁港・第二種漁港）	1/2 ^{注5)}	都道府県、市町村

注1) 新設又は改築の負担割合は道路法（昭和27年法律第180号）、修繕の負担割合は道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和24年政令第61号）第1条第2項に定める割合に準じる。

注2) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の規定による都道府県の権限代行事業。

注3) 山村振興法及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の指定地域の国の負担割合は一部50/100を適用。

注4) 離島の場合の国の負担率は、8/10、6/10、5/10、1/3を適用。また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（令和4年法律第45号）に基づく津波避難施設については2/3を適用。

注5) 離島の場合の国の負担率は、8/10、6/10、5.5/10を適用。また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく避難路その他の避難経路の整備については2/3を適用。

(2) 交付額の計算

計画期間内の交付金の交付限度額は、認定地域再生計画に記載された施設の整備に要する経費に、各整備交付金の交付要綱に定める国の負担割合を乗じて算出します。

年度ごとの交付金の交付額は、対象施設の整備事業の進捗に応じて算出します。

交付限度額

$$\text{交付限度額} = \Sigma (A \times B)$$

A：認定地域再生計画に記載されている対象施設ごとに要する経費

B：認定地域再生計画に記載されている対象施設ごとの国の負担割合

単年度交付額

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times C - D$$

C：交付金が交付される年度の年度末における対象施設に係る事業について見込まれる進捗率（対象施設に係る総事業費に対する執行业業費の割合）

D：前年度末までに交付された交付金の総額

(3) 国の負担割合への補正

地方創生整備推進交付金を充てて実施する整備事業であって、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第120号。以下「負担特例法」という。）第2条第1項に規定する適用団体が行う後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和36年政令第258号）第1条各号に該当するものについては、負担特例法に準じて国の負担額を引き上げます。

なお、負担特例法第2条に規定する財政力指数及び第3条第1項に規定する引上率については、交付金の交付対象となる年度の前年度に発表された率を用います。

(4) 指導監督費

指導監督費とは、都道府県が認定地方公共団体である市町村に対して行う指導監督、完了検査その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第26条第2項の規定及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第17条第1項により都道府県知事が行うこととなった事務に対する経費であり、都道府県が市町村事業に係る実施計画や進行管理に対して指導・助言を行う際の経費に充てるため、地方創生整備推進交付金の交付担当省庁が交付します。

指導監督費については、指導監督費の適正な執行を確保するため、各事業の交付担当省庁では使途の内訳を提出することとしており、当該事業に係る旅費や庁費（賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等）など、各事業の交付担当省庁の定める事務取扱等の規定の範囲内で交付します。

地方創生整備推進交付金に係る指導監督費の交付額については、これまでの実績等により事業ごとに異なりますが、基本的には一定の上限額の範囲内で、申請があれば予算の範囲内で交付することができます。

5 地方創生整備推進交付金の交付までの流れ

地方創生整備推進交付金を活用した地域再生計画の認定を新規に受けようとする場合には、通常は次のような流れとなります。

① 地域のニーズを把握（前年度まで）

- ・地方公共団体が地域再生計画を作成する際には、地域住民、農林漁業者、関係団体等を通じて、地域のニーズを十分把握し、反映するように努めてください。

② 地方創生整備推進交付金の要望額調査（第1回）（5～6月頃）

- ・翌年度の予算要求に向けて、内閣府では例年5～6月頃に翌年度の地方創生整備推進交付金に係る要望額について都道府県の交付金窓口を通じて聴取します。
- ・要望調査結果の報告にあわせて、事業等に関する客観的な指標の達成状況について内閣府に報告してください。

③ 認定申請を希望する地方公共団体への事前ヒアリング（7～9月頃）

- ・内閣府において、地方創生整備推進交付金を活用した整備事業を含む地域再生計画の認定申請を希望する地方公共団体を対象とした事前ヒアリング（書面・WEB会議等）を実施します。
- ・事前ヒアリングでは、主に希望する事業内容が地方創生の観点から本交付金の活用に適したものであるのか確認を行います。

④ 地域再生計画の作成、事前相談（10～12月頃）

- ・地域再生計画の認定申請に向けた事前相談を10月より内閣府にて受け付けます。作成に当たって不明な点があれば、内閣府の地方創生整備推進交付金施設担当（P1-72参照。以下「施設担当」という。）に御相談ください。

⑤ 地域再生計画の認定申請（1月下旬）

- ・例年1月下旬に地域再生計画の認定申請の受付を開始しますので、内閣府へ申請書を提出してください。
- ・書類の記載事項に不備、漏れ等がある場合は御連絡します。

⑥ 地方創生整備推進交付金の要望額調査（最終調査）（12～1月）

- ・翌年度の予算配分計画案の作成に向けて、例年12～1月に翌年度の地方創生整備推進交付金の所要額について都道府県の交付金窓口を通じて要望を受け付けます。

⑦ 地域再生計画の認定（2～3月頃）

- ・地域再生計画が認定されると内閣府から認定通知します。

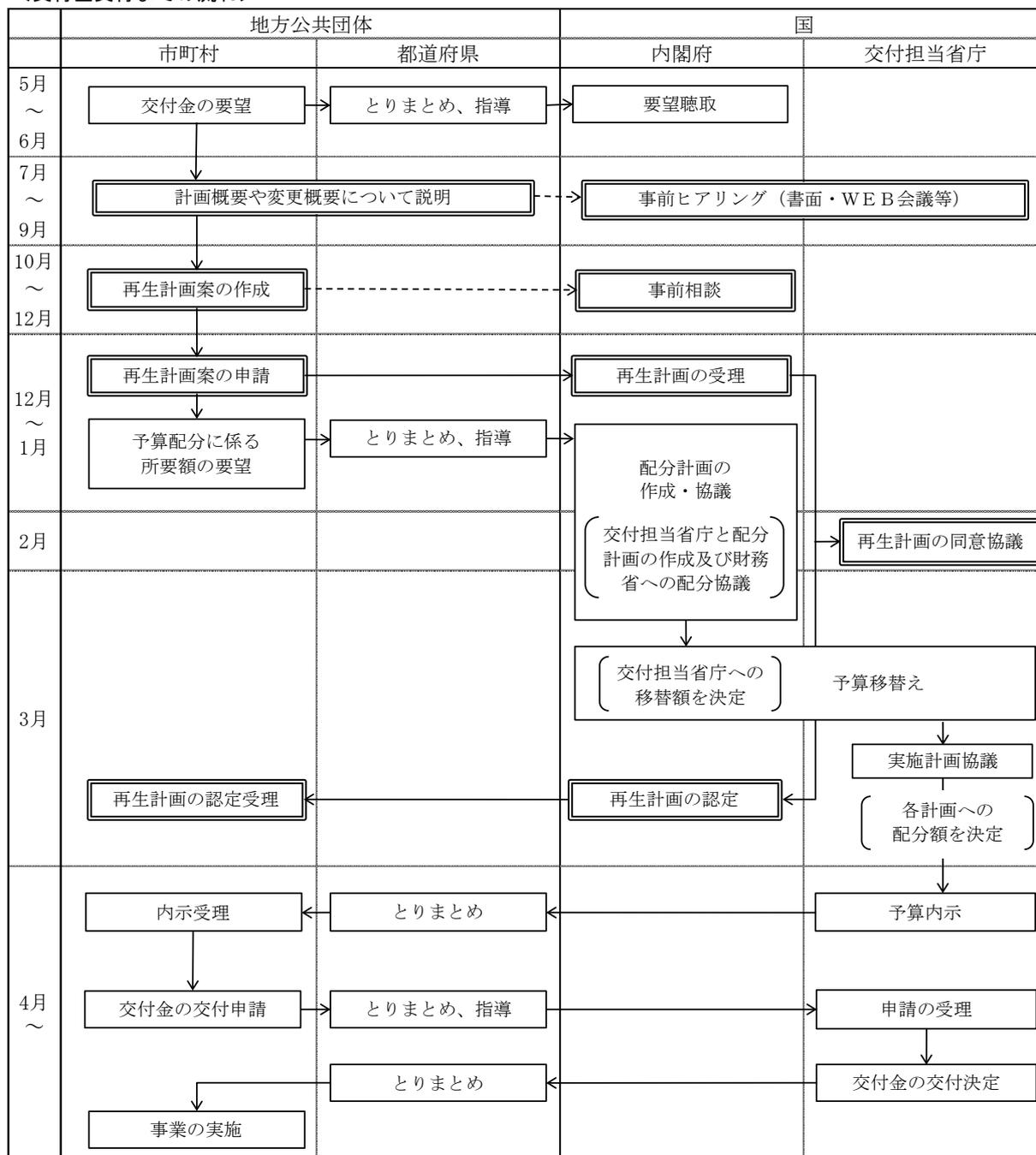
⑧ 地方創生整備推進交付金の交付額内示及び交付申請（3～4月頃）

- ・予算成立後速やかに、交付担当省庁から内示額を通知します。
- ・内示額に基づき、交付担当省庁に、交付申請書を提出してください。
- ・交付申請に対し、交付担当省庁から交付決定通知が送付されます。

注1) 新たに認定を受けた地域再生計画の次年度以降の予算要望に係る手続は、上記の②、⑥及び⑧の手続を行うこととなります。

注2) 地方創生整備推進交付金を支援措置として含む計画の場合、単年度に交付される交付金の額は、年度ごとの予算の範囲内において措置されることから、計画認定をもって事業期間を通して要望どおりの交付金が確約されたものではないことに留意が必要です。

<交付金交付までの流れ>



注1) は新規地域再生計画の手続を示す。

注2) 上記の流れは、一般的な市町村を事業主体とする場合の交付金交付の流れを示したもの（間接補助事業を含む。）である。

注3) 都道府県が実施主体の場合は、上記の市町村を都道府県と読み替える。（都道府県のとりまとめ、指導は削除。）

注4) 事業主体が複数の場合又は間接補助事業の場合には、地域再生計画作成時にあらかじめ関係地方公共団体間で調整を行っておくこと。

注5) 林道の交付金交付決定前の着手については、「林道に係る地方創生道整備推進交付金の実施について」（平成31年3月28日付30林整整第1176号 林野庁長官通知）を参照すること。

6 交付担当省庁

(1) 地方創生道整備推進交付金

施設区分	地方支分部局	本省
市町村道	地方整備局道路部 地域道路課(路政課)	国土交通省道路局環境安全・防 災課
広域農道	地方農政局農村振興部 農地整備課	農林水産省農村振興局整備部 地域整備課
林道		林野庁森林整備部整備課

(2) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金

施設区分	地方支分部局	本省
公共下水道	地方整備局建政部 都市(住宅)整備課	国土交通省水管理・国土保全局 下水道事業課
農業集落排水施設	地方農政局農村振興部 地域整備課	農林水産省農村振興局整備部 地域整備課
漁業集落排水施設		水産庁漁港漁場整備部 防災漁村課
浄化槽		環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課浄化槽推 進室

(3) 地方創生港整備推進交付金

施設区分	地方支分部局	本省
港湾施設	地方整備局港湾空港部 港湾管理課	国土交通省港湾局計画課
漁港施設		水産庁漁港漁場整備部計画課

注) 地方支分部局については、北海道にあつては北海道開発局(ただし、地方創生道整備推進交付金の林道を除く。)、沖縄県にあつては沖縄総合事務局。

II 地方創生整備推進交付金に係る地域再生計画作成の考え方

1 地域再生計画の法令上の認定基準

地方創生整備推進交付金を活用する地域再生計画の認定に当たっては、計画全体が認定基準に適合するかどうかを判断することになります。

地域再生計画の認定基準については、地域再生法第5条第15項各号に規定されており、その具体的な内容は以下のとおりです。

(1) 地域再生基本方針に適合するものであること。

地域再生基本方針に適合するものとは、基本方針の「1 地域再生の意義及び目標」に合致するとともに、「5 3) 地域再生計画の認定手続」に定められた事項にのっとっていることをもって判断することとしており、特に「法令等を遵守しているもの」、「地域再生を図るために行う事業が効率的なもの」であることが求められます。

このため、交付金を充てて行う整備事業に係る関係法令等に定める基準・規格に適合し、あらかじめ所要の手続を了していることが必要です。

また、交付金を充てて行う整備事業に関して、経済性を勘案して効率的な事業を選定していることが必要です。具体的には、地方創生整備推進交付金の活用により2以上の施設整備を一体的・総合的に行う必要性や効率性が高い事業であることが求められます。

このため、ある施設の整備に本交付金を活用したいだけのために、関連性や必要性が乏しい他の施設と無理に組み合わせて地域再生計画を作成するようなことがないように、「路線・施設一つ一つが地域再生へどのように寄与しているのか」について、十分な説明が必要です。

そのほか、2以上の施設整備を一体的・総合的に実施することによる相乗効果を十分に発揮させるためには、整備する施設の組合せにおいて、いずれかの施設の事業費が極端に大きく（小さく）ならないなど、整備する施設間の規模等のバランスにも留意してください。

特に、一方の施設の事業量や事業費が極端に偏っている場合は、計画の目標達成のため真に必要な一体性のある事業と言えるのか、又は、真に必要なかつ有効な事業等を選択しているかなどについて、十分な説明が必要です。

(2) 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。

地方創生整備推進交付金の活用にあたっては、道、汚水処理施設、港の整備事業を行うことにより、地域再生の実現に相当程度寄与するものであることが求められます。

具体的には、計画作成主体は、地方公共団体が自ら行う評価が可能な数値等により具体的な目標及び事業の実施状況（KPI）について設定し、当該交付金を充てて行う事業について、地方創生及び地域再生の実現に寄与することを明らかにすることが必要です。

また、地域再生計画の内容及び交付金対象事業の内容を踏まえ、それぞれの事業・取り組みに対して、投資に対する十分な効果が適切に評価できるアウトカム数値を設定してください。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

地方創生整備推進交付金においては、基本的に事業の主体が申請時点で特定されており、「事業の実施スケジュールが明確である」必要があります。

具体的には、事業主体が関係機関との調整を了していることや、用地交渉等地域住民との調整を了していること、事業実施の確実な見込みが立っていることが必要です。(逆に、それらの調整が不十分な場合や、事業実施の見込みが立っていない場合は、実施スケジュールが不明確なものとして扱います。)

また、地方創生整備推進交付金の活用のために地域再生計画に記載できる事業は地域再生法第5条第4項第1号に規定されており、「事業が地方版総合戦略に位置付けられていること」「事業が先導的であること」を満たす事業である必要があります。

(4) 事業が地方版総合戦略に位置付けられていること

地方創生整備推進交付金の活用に向けて認定申請しようとする場合、申請する地方公共団体の地方版総合戦略に当該事業が位置付けられている必要があります。

地域再生計画を共同で認定申請する場合は、申請する全ての地方公共団体(港務局にあっては、当該港務局を設立した地方公共団体)の地方版総合戦略に位置付けられている必要があります。

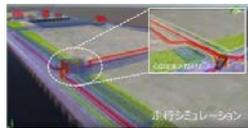
(5) 事業が先導的であること

「先導的な事業」は具体的には以下のような要素を有する事業である必要があります。

- ①自立性、②官民共同、③地域間連携、④政策・施策間連携、
- ⑤デジタル社会の形成への寄与、⑥事業推進主体の形成、
- ⑦地域社会を担う人材の育成・確保、
- ⑧事業が先導的であると認められるその他の理由

地方創生整備推進交付金においては2以上の類似施設を一体的に整備することを事業の要件としていることから、2以上の施設を一体的に整備する路線配置等の効率性や、一体的に整備する相乗効果等を十分に発揮できるようにするとともに、交付対象事業や関連事業においてデジタル技術の活用・連携を盛り込んだ計画内容とすることにより、「④政策・施策間連携」及び「⑤デジタル社会の形成への寄与」の要素を満たす先導的な事業とすることが可能です。

【デジタル技術の活用・連携のイメージ】

① 整備推進交付金を用いた 各交付対象施設におけるデジタル技術の活用	② 支援措置によらない独自の取り組み によるデジタル技術の活用
<p> > ICT、AIやロボットなどの新技術による監視のシステムの構築や統合・強化 > 施設整備の費用縮減や効率化などを図るためのインフラ分野における現場作業の遠隔化・自動化・自律化等のデジタル技術を用いた新技術等の検討・導入 </p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="220 443 502 598">  <p>維持管理システムの統合</p> </div> <div data-bbox="518 443 774 598">  <p>ドローンを用いた現場作業</p> </div> </div>	<p> > 施設情報・維持管理情報のデジタル化・システム化 > 物流分野におけるデジタル技術との連携 > スマート農業、スマート林業及びスマート水産業等に向けた取組との連携 > 観光サービスの変革・需要創出等に向けた取組との連携 </p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="861 443 1109 598">  <p>施設情報のデジタル化・3次元化</p> </div> <div data-bbox="1125 443 1356 598">  <p>ドローンを用いスマート農業</p> </div> </div>

2 整備事業の種類ごとの計画作成上の留意点

(1) 道の整備事業（地方創生道整備推進交付金）

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地域における経済基盤の強化又は生活環境の整備のため、特に、地域における交通の円滑化及び産業の振興を図ることを目的として、地方公共団体における地方版総合戦略に基づく、地域において関連性を有する市町村道、広域農道又は林道の効率的な整備を支援します。

② 支援措置の内容

市町村道、広域農道又は林道の整備に必要な経費として、施設間、年度間で融通可能な交付金を交付します。（交付期間は概ね5年以内）

年度間の融通及び他施設への充当については、P1-6～1-8を御参照ください。

【支援措置の対象となる施設】

地域の道路ネットワークを構成する市町村道、広域農道、林道が対象となります。

市町村道：市町村が整備する道路法第8条第1項に規定する市町村道（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等の規定による都道府県の権限代行事業により都道府県が整備するものを含む。）

広域農道：「農道整備事業実施要綱」（昭和52年4月16日付け52構改D第239号農林水産事務次官依命通知）に基づき都道府県又は市町村が整備する広域営農団地農道、又は「流通・通作条件整備計画について」（令和2年3月31日付け元農振2665号）に定める流通・通作条件整備計画を策定して農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号・21農振第2454号・21林整第336号・21水港第2724号）の別紙1-1の運用1の第4の3の（1）のアに定められた実施要件を満たす農道

林道：都道府県又は市町村が整備する森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画に定める林道

【適用要件】

支援措置の対象となる施設のうち、異なる2以上の施設の整備が地域再生計画に位置付けられている必要があります。

ただし、老朽化等により機能低下した施設の補修、補強及び更新並びに施設機能の保全に必要なその他の工事（以下「保全対策工事」という。）を対象とする施設においては、事業の実施により地方創生の観点で具体的にどのような効果が得られるのか客観的な指標等に基づいた説明が求められるのでご注意ください。また、工事の実施を伴わない点検診断のみを行うような施設は、支援措置の対象には該当しません。

③ 支援措置に係る必要な手続

- 市町村道にあつては、市町村の認定路線となっている必要があります。
- 広域農道にあつては、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく実施手続を了している必要があります。
- 林道にあつては、地域森林計画に記載されている必要があります。

④ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

- 地域再生計画は、必ず整備事業の実施主体が作成する必要があります。
（都道府県が実施する事業と市町村が実施する事業を組み合わせる 2 以上の事業とする場合は、それぞれの事業実施主体である都道府県と市町村が共同作成者となる必要があります。）
- 市町村が実施する林道事業は、市町村が実施する事業に都道府県が補助する間接補助事業ですので、地域再生計画は、都道府県及び市町村が連名で作成する必要があります。
- 地域再生計画の「地域再生を図るために行う事業」の項目に③の手続の経緯を簡潔に記載してください。
- 地方創生道整備推進交付金の目標や指標に関する事項を記載する場合は、定住人口の促進、農業振興、森林整備、観光・交流拠点施設へのアクセス改善等のような地域再生計画に係る定量的なアウトカム数値を記載してください。
（地域再生計画の目標等の例は P 1-42 参照）
- 令和 3 年 1 月 19 日に開催された第 24 回国土強靱化の推進に関する関係省庁連絡会議での決定に基づき、国土強靱化地域計画に明記された道（路線名が記載されている施設）の整備に対して、重点的な支援を行いますので、地域再生計画書の「5 地域再生を図るために行う事業【事業が先導的なものであると認められる理由】」に国土強靱化地域計画に明記された路線がある場合には、その旨を記載してください。

【地方創生道整備推進交付金のイメージ】



(2) 汚水処理施設の整備事業（地方創生汚水処理施設整備推進交付金）

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地域における生活環境の整備のため、特に、汚水処理施設の普及促進を図ることを目的として、地方公共団体における地方版総合戦略に基づく、地域の自主性・裁量性による公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。）又は浄化槽の効率的な整備を支援します。

② 支援措置の内容

公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。）又は浄化槽の整備に必要な経費として、施設間、年度間で融通可能な交付金を交付します。（交付期間は概ね5年以内）

年度間の融通及び他施設への充当については、P1-6～1-8を御参照ください。

【支援措置の対象となる施設】

公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、浄化槽（市町村設置型及び個人設置型）が対象となります。

公共下水道：下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に定める公共下水道及び同施設において、他の汚水処理施設等から発生する汚泥等を共同処理するために必要な受入施設^{※1}

農業集落排水施設：「農山漁村地域整備交付金実施要領」（平成22年4月1日付け21生畜第2045号・21農振第2454号・21林整計第336号・21水港第2724号農林水産事務次官依命通知）の別紙4-1及び4-2等に定める実施要件を満たす農業集落排水施設

漁業集落排水施設：農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙10に定める実施要件を満たす漁業集落排水施設

浄化槽：「循環型社会形成推進交付金交付要綱」（平成17年4月11日付け環廃対発第050411001号環境事務次官通知）及び「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」（平成17年4月11日付け環廃対発第050411002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）等に適合する浄化槽

「公共浄化槽等整備推進事業実施要綱」及び「浄化槽設置整備事業実施要綱」に定める環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業及び汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業の対象となる浄化槽

【適用要件】

支援措置の対象となる施設のうち、異なる2以上の施設の整備が地域再生計画に位置付けられている必要があります。（農業集落排水施設と漁業集落排水施設の組合せはいずれも集落排水施設であるため、2の施設とカウントできません。）

※1 「他の汚水処理施設等から発生する汚泥等を共同処理するために必要な受入施設」が支援対象に該当するか否かは、個々の施設の状況（当該施設の役割・設置形態等）を勘案し判断されるものであるため、個別に（地方整備局等に）御相談ください。

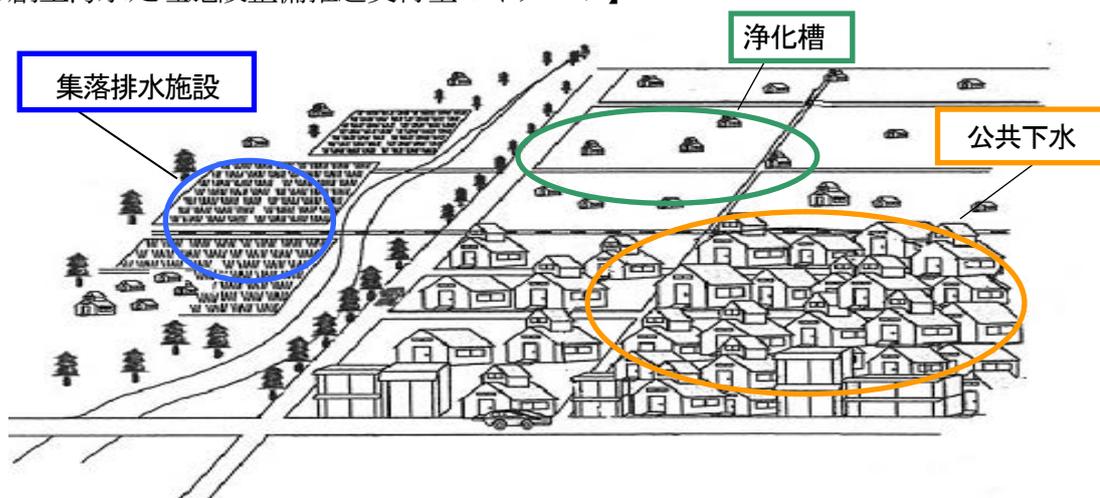
③ 支援措置に係る必要な手続

- 公共下水道にあっては、下水道法第4条に定める事業計画を策定しておく必要があります。
- 農業集落排水施設にあっては、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙4-1及び4-2等に定める手続を了しておく必要があります。
- 漁業集落排水施設にあっては、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙10に定める事業計画書を作成し、提出しておく必要があります。
- 浄化槽にあっては、循環型社会形成推進交付金交付要綱及び循環型社会形成推進交付金交付取扱要領に定める要件を満たしている必要があります。

④ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

- 地域再生計画は、必ず整備事業の実施主体となる者が作成する必要があります。
- 地方創生汚水処理施設整備推進交付金の目標や指標に関する事項を記載する場合は、定住人口や観光交流人口の増加、河川への水質改善、農業生産高の向上などのような定量的なアウトカム数値を記載してください。
(地域再生計画の目標等の例はP1-42参照)
- 令和3年1月19日に開催された第24回国土強靱化の推進に関する関係省庁連絡会議での決定に基づき、国土強靱化地域計画に明記された汚水処理施設(地区名が記載されている施設)の整備に対して、重点的な支援を行いますので、地域再生計画書の「5 地域再生を図るために行う事業【事業が先導的なものであると認められる理由】」に国土強靱化地域計画に明記された地区がある場合には、その旨を記載してください。

【地方創生汚水処理施設整備推進交付金のイメージ】



- ・市街地中心部は下水道で整備
- ・農村・漁村部の集落は集落排水施設で整備
- ・その他の区域は浄化槽で整備

(3) 港の整備事業（地方創生港整備推進交付金）

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地域における経済基盤の強化又は生活環境の整備のため、特に、地域における海上輸送及び水産業を通じて地域経済の振興を図ることを目的として、地方公共団体における地方版総合戦略に基づく、地域の交流促進や防災安全といった地域レベルで共通する課題に適切に対応するために必要となる重要港湾（特定有人国境離島地域に位置するものに限る。）若しくは地方港湾の港湾施設又は第一種漁港若しくは第二種漁港の漁港施設の効率的な整備を支援します。

② 支援措置の内容

重要港湾（特定有人国境離島地域に位置するものに限る。）又は地方港湾の港湾施設及び第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設の整備に必要な経費として、施設間、年度間で融通可能な交付金を交付します（交付期間は概ね5年以内）。

年度間の融通及び他施設への充当については、P1-6～1-8を御参照ください。

【支援措置の対象となる施設】

地域の利用が主体となっている重要港湾（特定有人国境離島地域に位置するものに限る。）、地方港湾、第一種漁港又は第二種漁港における港湾施設及び漁港施設が対象となります。

支援対象の詳細な要件は、地方創生港整備推進交付金交付要綱の別表1（交付金の交付対象）を御参照ください。

【適用要件】

港湾と漁港の両施設の整備が地域再生計画に位置付けられている必要があります。

③ 支援措置に係る必要な手続

- 港湾施設にあつては、地方港湾審議会の意見の聴取（港湾計画を作成している場合）その他の所要の調整を了している必要があります。
- 漁港施設にあつては、別に漁港施設用地等利用計画の協議その他の所要の調整を了している必要があります。

④ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

- 地域再生計画は、必ず整備事業の実施主体となる地方公共団体（一部事務組合や港務局といった港湾管理者を含む。）が作成する必要があります。（都道府県が実施する事業と市町村が実施する事業を組み合わせる場合は、それぞれの事業実施主体である都道府県と市町村が共同作成者となる必要があります。）
- 市町村が実施する漁港施設整備事業は、市町村が実施する事業に都道府県が補助する間接補助事業であるため、地域再生計画は都道府県及び市町村が連名で作成する必要があります。

- 港湾の整備事業のうち、港湾施設改良費統合補助の事業を実施する場合は、港湾関係補助金等交付規則実施要領（昭和43年5月8日付け港管第814号港湾局長通知）に基づき、「1件当たりの事業規模は5億円を超えないもの。但し都道府県が港湾管理者であるものにあつては2億円以上、市町村が管理するものにあつては90百万円以上。」となります。
- 地方創生港整備推進交付金の目標や指標に関する事項を記載する場合は、放置艇の減少隻数のような地域レベルで港湾と漁港を一体的に整備する共通の定量的なアウトカム数値を記載してください。（地域再生計画の目標等の例はP1-42参照）
- 令和3年1月19日に開催された第24回国土強靱化の推進に関する関係省庁連絡会議での決定に基づき、国土強靱化地域計画に明記された港（港名が記載されている施設）の整備に対して、重点的な支援を行いますので、地域再生計画書の「5地域再生を図るために行う事業【事業が先導的なものであると認められる理由】」に国土強靱化地域計画に明記された港がある場合には、その旨を記載してください。

【地方創生港整備推進交付金のイメージ】



3 地域再生計画の区域の考え方

地域再生計画の対象となる区域は、計画の作成主体である市町村の行政区域全域に限らず、支援措置の特性や事業内容等に応じて、当該市町村の一部の区域あるいは隣接する複数の市町村の区域等、地域再生計画の目標に合わせて適切に設定してください。

市町村の一部の地域で計画を作成する場合は、「〇〇町の区域の一部（△△地区）」、等とできるだけ具体的に明記するとともに、一部の地域を表示した区域の図面（付近見取図）も併せて提出してください。

なお、地域で抱える共通の課題解決のため、市町村境界を挟んで隣接する複数の市町村等が共同で地域再生計画を作成する場合の事例として、以下のものが挙げられます。

道の整備事業（地方創生道整備推進交付金）

：地域資源の活用や観光・交流促進等の観点から2つの市町村にまたがる広域農道あるいは林道の整備とそれと連携した市町村道を整備

污水处理施設の整備事業（地方創生污水处理施設整備推進交付金）

：同じ河川流域にある隣接した市町村等が污水处理施設を一体的に整備

港の整備事業（地方創生港整備推進交付金）

：隣接又は近接した市町村にまたがる共通の経済圏域内にある重要港湾（特定有人国境離島地域に位置するものに限る。）あるいは地方港湾と漁港（第一種漁港・第二種漁港）の機能強化の観点からの例として、地域の放置艇の解消に向け、連携した収容施設を整備。また、生活航路等となる本土と離島の重要港湾（特定有人国境離島地域に位置するものに限る。）・地方港湾と漁港（第一種漁港・第二種漁港）を整備

これら複数の市町村を単位とした広域的な地域再生計画を作成する場合にも、区域の設定の必要性、共通する目標、施設整備による効果等を合理的に説明する必要があります。

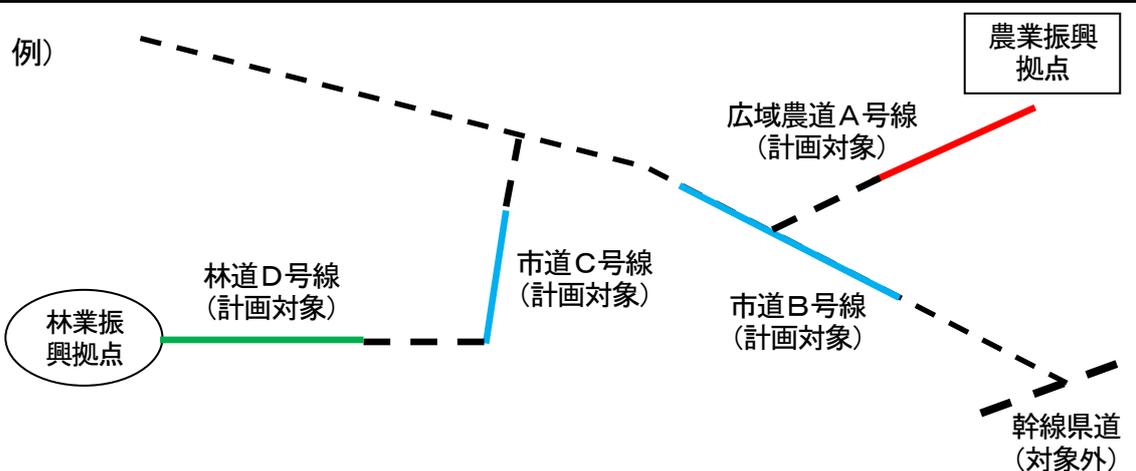
4 整備事業の種類ごとの施設計画の考え方

整備事業（整備交付金）の種類ごとの施設計画の考え方は次を参考としてください。

(1) 道の整備事業（地方創生道整備推進交付金）

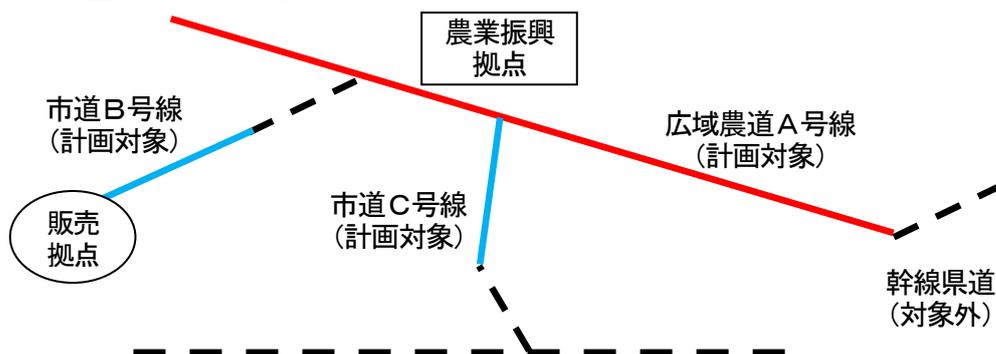
- 道の整備事業については、地域における雇用創出や地域産業の強化又は生活環境の整備に資する道路ネットワークを構築するため、対象地域において相互に関連性を有する市町村道、広域農道又は林道であって政令で定めるものの2以上の施設を総合的に整備する事業が対象となります。

広域農道、林道、市町村道3つの施設のうち2つ以上を、地域再生を図るために、必要な地域の道路網の整備と位置付けられれば、計画を作成することができます。



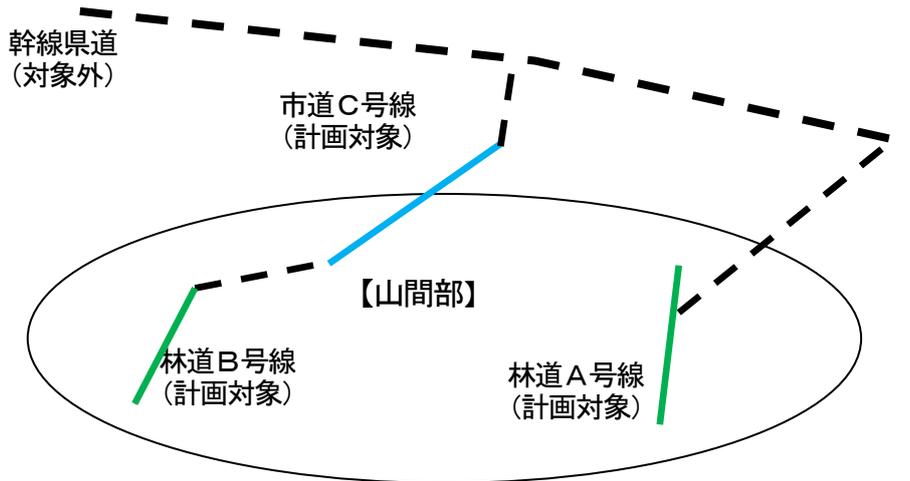
広域農道と市町村道の一体整備の対象路線は、事業実施により期待される効果（広域農道整備による農業振興、市町村道整備による産業振興など）が明確な路線に限り計画の対象となります。その上で、連携する広域農道と市町村道においては路線間の位置関係や接続性などの観点から明確な関連性があるだけでなく、地方創生の観点から、地域の課題解決において当該連携を図ることが効果的であると客観的に説明可能な路線に限り計画の対象となります。

例) 農産物流通効率化等のための広域農道と市町村道の連携



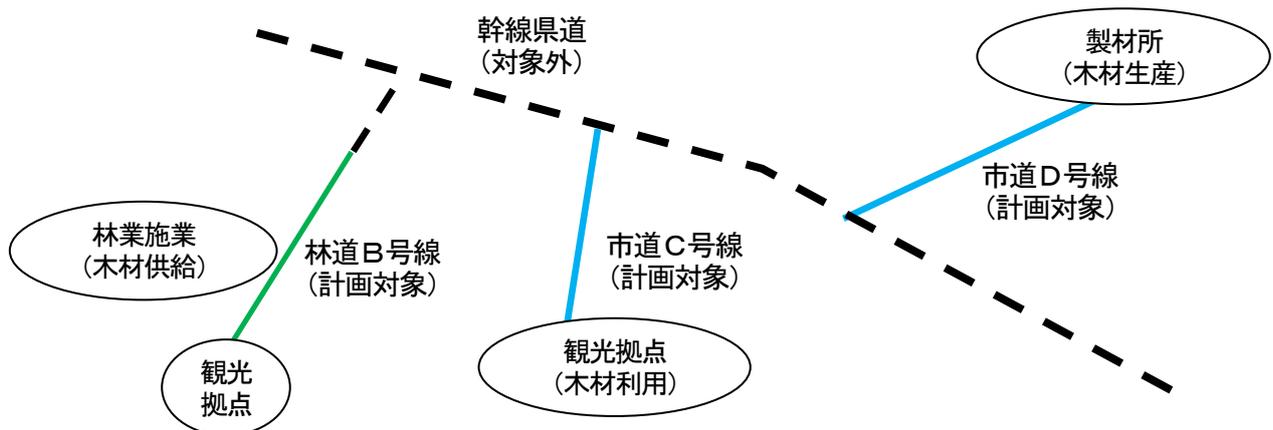
林道と市町村道の一体整備の対象路線においても、事業実施により期待される効果（林道整備による林業振興、市町村道整備による産業振興など）が明確な路線に限り計画の対象となります。その上で、連携する林道と市町村道においては路線間の位置関係や接続性などの観点から明確な関連性があるだけでなく、地方創生の観点から、地域の課題解決において当該連携を図ることが効果的であると客観的に説明可能な路線に限り計画の対象となります。

例) 森林整備面積増加等のため林道と市町村道の連携事例



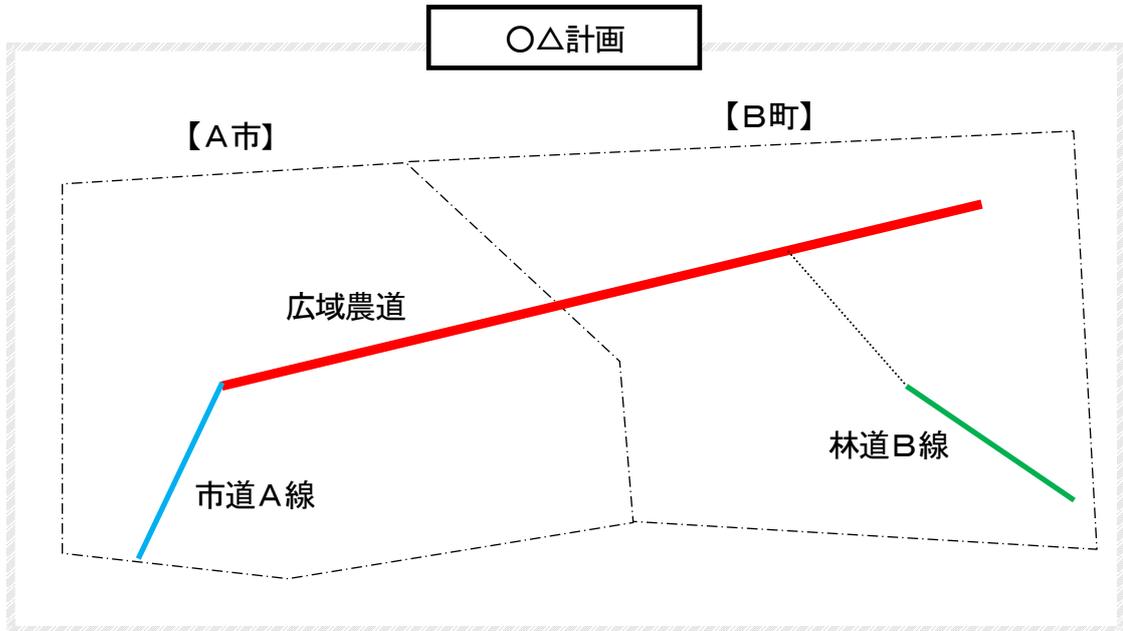
例えば整備対象となる林道と市道の路線が直接接続していない場合であっても、他の接続路線を含めて一体的な利活用により、地方創生に資する効果の発現が期待される道路ネットワークを構築するものであれば、計画への位置付けは可能です。

例) 観光拠点の周遊性及び林業の生産性向上

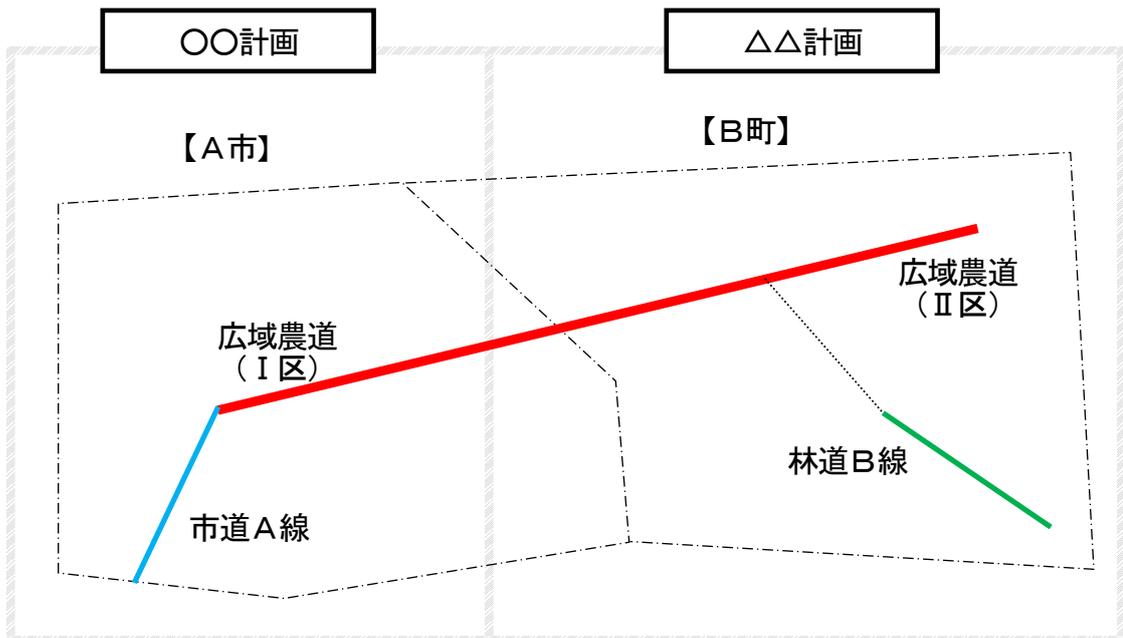


2つの市町村にまたがって計画された広域農道は、連携を図る市町村道又は林道との関連性や費用対効果及び事業期間としての妥当性を考慮して対象となる整備区間を適切に設定し、計画への位置付けを行ってください。

例1) 全部を一つの計画に位置付ける場合



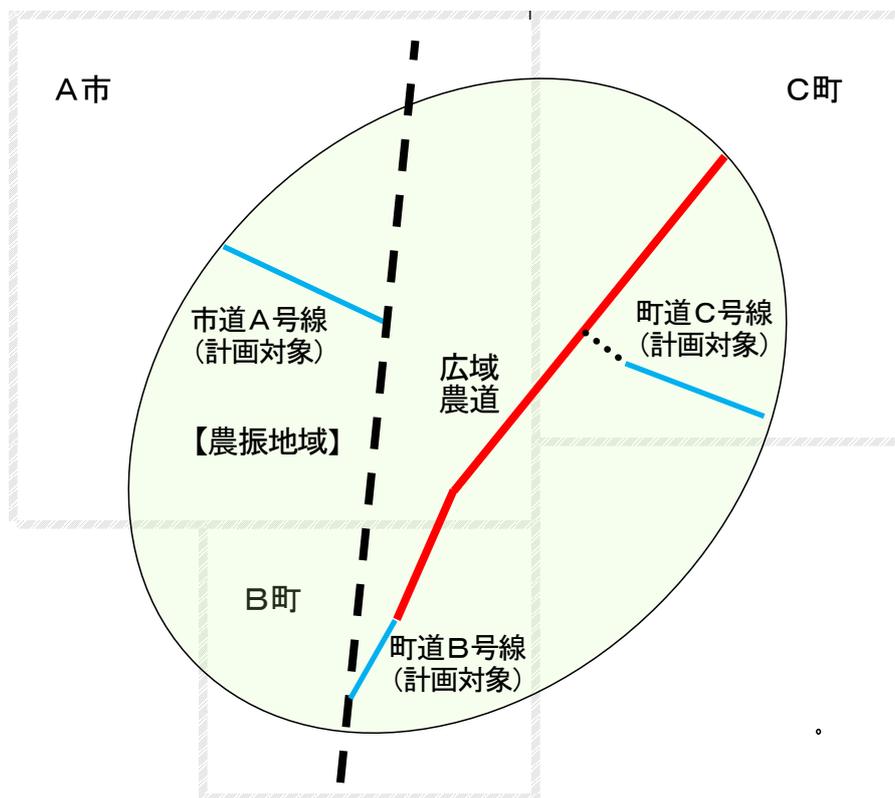
例2) 2つの整備区間に分割し、それぞれ計画に位置付ける場合



複数の市町村を単位とするような広域計画については、一体的整備が必要不可欠な場合に限り可能ですが、連携を図る市町村道、林道又は広域農道それぞれの関連性や費用対効果及び事業期間としての妥当性などを考慮して適切な事業内容となるよう留意してください。

複数の市町村を単位とした広域的な地域再生計画を作成する場合には、例えば、広域農道が複数の市町村にまたがるなど、広域計画区域の設定の必要性、共通する地域再生計画の目標、道の整備事業による具体的な効果等の観点から、一体的整備が必要な理由の具体的かつ合理的な記述が必要です。連携する路線間の関連性やその連携により期待される効果が合理的かつ客観的に説明できる路線に限定することが基本です（説明困難な路線が含まれる計画を作成した場合、計画全体の必要性や信頼性を損なうこととなり、計画を認定しない場合があります）。

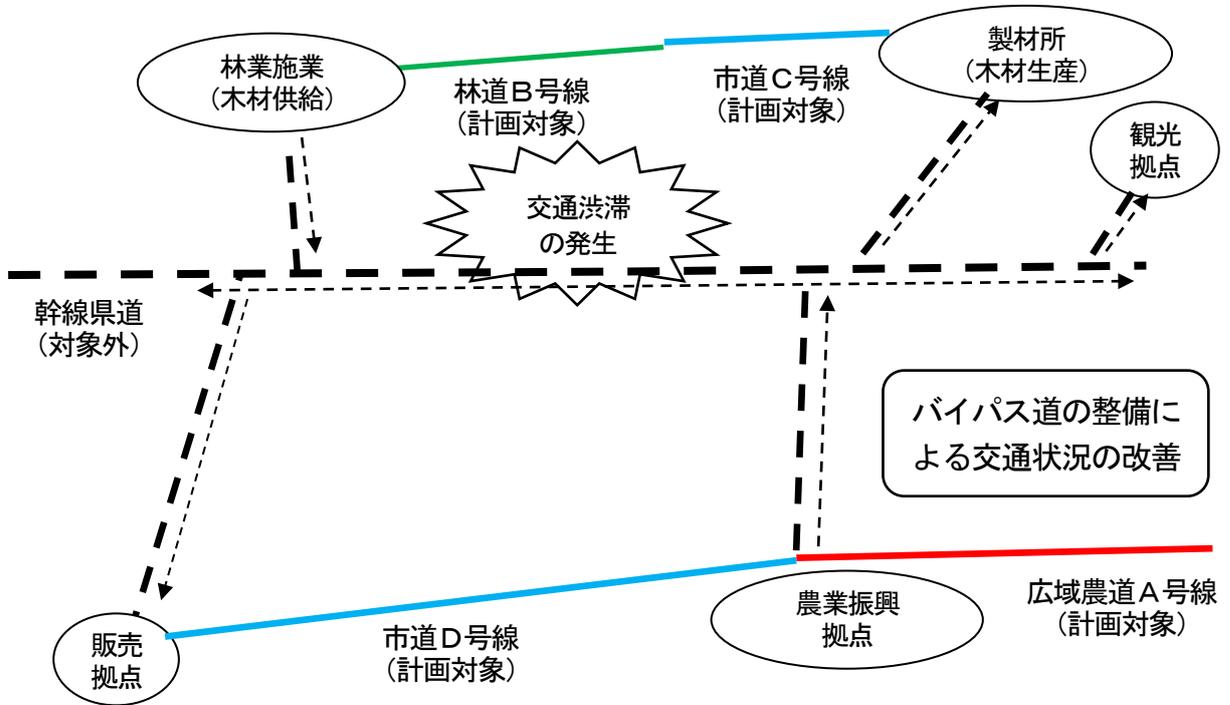
例) A県



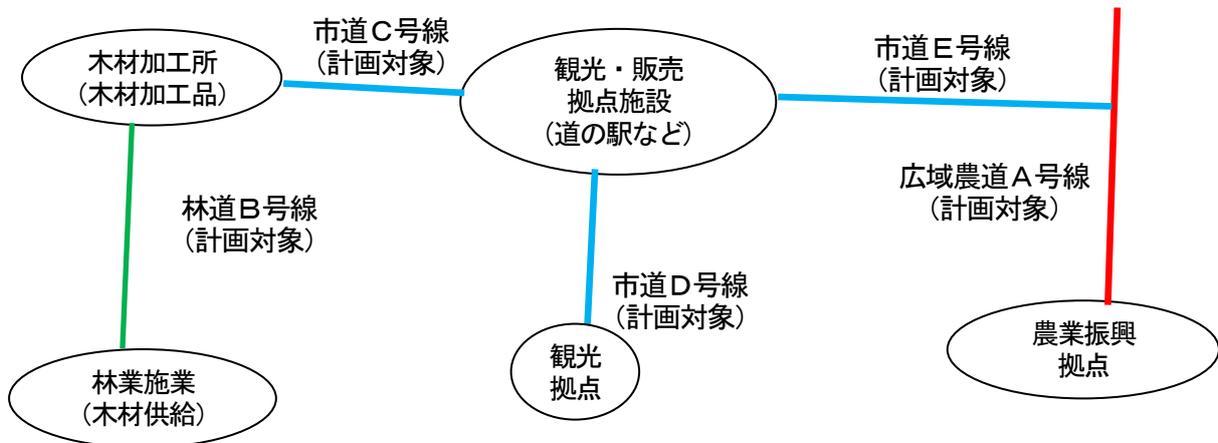
市町村道	A市、B町、C町
広域農道	A県（A市、B町、C町）

例えば整備対象となる林道、広域農道と市道の路線が直接接続していない場合であっても、他の接続路線（主要道路等）のバイパスとして一体的に利活用することにより、地方創生に資する効果の発現が期待される道路ネットワークを構築するものであれば、計画への位置付けは可能です。

例) バイパス道の整備による観光拠点の周遊性及び農業・林業の生産性向上



例えば整備対象となる林道、広域農道と市道の路線が直接接続していない場合であっても、拠点施設（観光施設、販売拠点など）を中心に、地方創生に資する効果（観光振興、農業・林業振興など）の発現が期待される道路ネットワークを構築するものであれば、計画への位置付けは可能です。

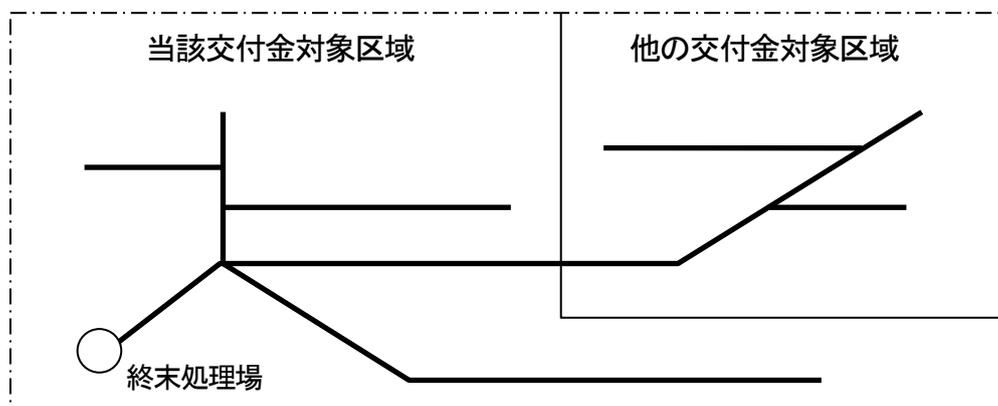


(2) 汚水処理施設の整備事業（地方創生汚水処理施設整備推進交付金）

- ・汚水処理施設の整備事業については、効率的な汚水処理施設の普及促進、地域住民の生活環境の向上を図り、移住・定住の促進を図るなど、地方創生の観点から地域特性を踏まえた最適な施設配置となるように区域を設定してください^{※2}。
- ・類似施設の組合せは、どのような組合せも可能ですが^{※3}、地域の課題に対応した定量的な目標の設定とその達成が必要となります。

一つの地区における当該交付金と他の交付金の分け方については、当該交付金で整備する区域と他の交付金で整備する区域を明確にしておく必要があります^{※4}。

例) A地区



- ・当該交付金対象区域：〇〇年の供用開始に合わせ、早急に整備する必要がある区域
- ・他の交付金対象区域：市街地の発展に合わせ、整備していく必要がある区域

※2 地域の特性を踏まえた最適な区域の設定が都道府県構想と異なる場合には、都道府県と調整を図ってください。

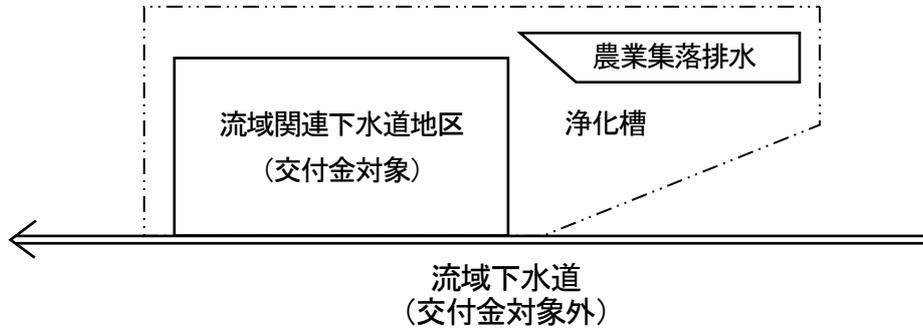
※3 片方の整備量が余りにも少なく、事業実施の確実性が危ぶまれる場合（数年で浄化槽を数基しか設置しない場合など）には、事業実施の確実性について詳しく説明いただくことがあります。

※4 公共下水道及び集落排水施設において、やむを得ず本交付金と他の交付金を共に活用する区域では、整備対象施設（工事発注単位）には当該交付金又は他の交付金のいずれか一方のみを充当することとし、両交付金を混合して用いないでください。

ただし、浄化槽の場合、当該交付金と他の交付金との対象区域を明確に分ければ、市町村内でこれらを併存させることも可能です。

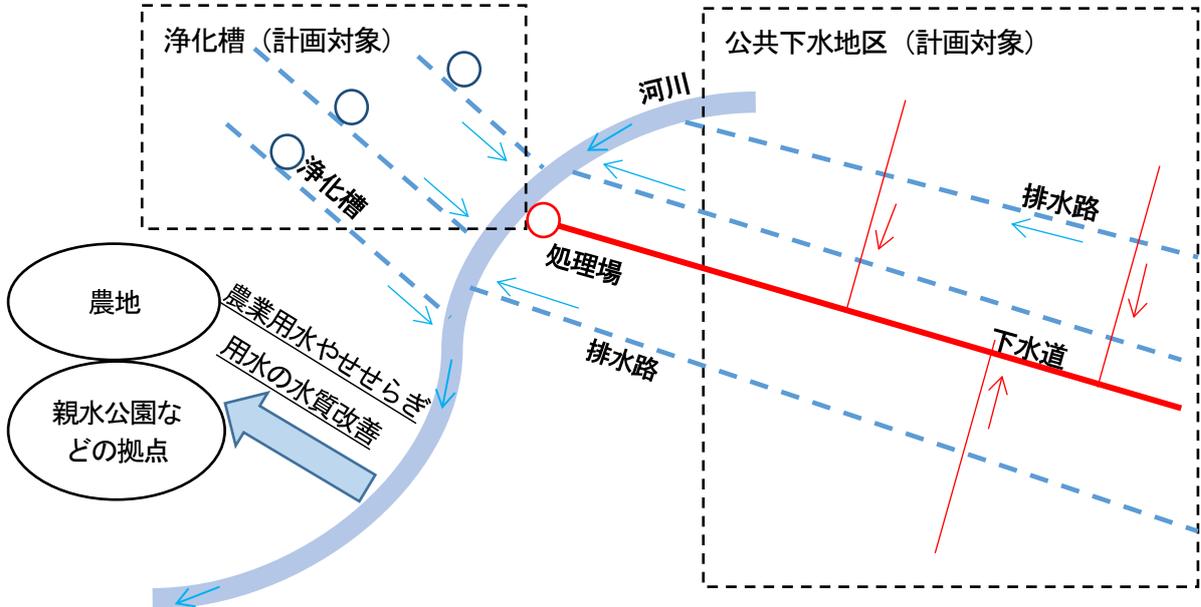
流域関連公共下水道を交付金の対象事業として計画に位置付けることも可能です。
 (ただし、都道府県が事業主体の流域下水道は交付金の対象となりません。)

例)



事業実施により期待される効果 (交流・定住人口の増、観光振興、農業振興など) が明確な計画が対象となります。その上で、連携する污水处理施設においては生活環境の向上や水質改善、維持管理コスト削減などの観点から明確な関連性があるだけでなく、地方創生の観点から、地域の課題解決において当該連携を図ることが効果的であると客観的に説明可能である計画が対象となります。

例1) 農業振興等のための公共下水と浄化槽の一体的整備による農業用水の水質改善



例2) 生活環境の向上による定住人口の増

住宅地の汚水処理施設を一体的に整備することにより快適な住環境を創出し、商業施設の整備や企業誘致の推進等の取組みを合わせて行い、定住人口の増を図る。

例3) 公衆衛生の向上による観光振興

観光エリア内の観光拠点施設や周辺住宅地の汚水処理施設を一体的に整備することにより、公衆衛生の向上や美観を向上させ快適な環境を創出し、観光振興を図る。

例4) 農業集排施設と公共下水の統廃合による維持管理コスト削減

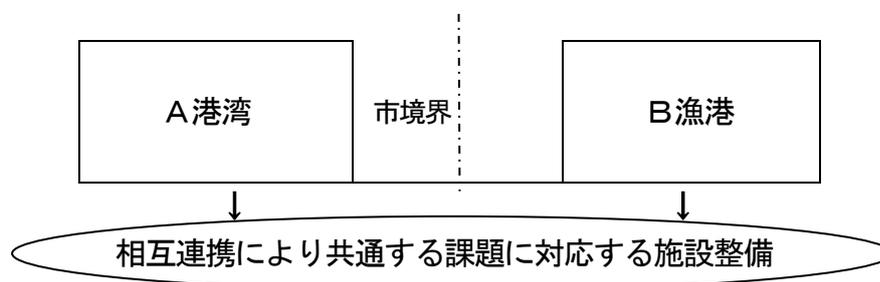
既存農業集排施設を公共下水へ接続し、システムの広域化・最適化により維持管理コストを削減することで持続可能な地域づくりを行う。

(3) 港の整備事業（地方創生港整備推進交付金）

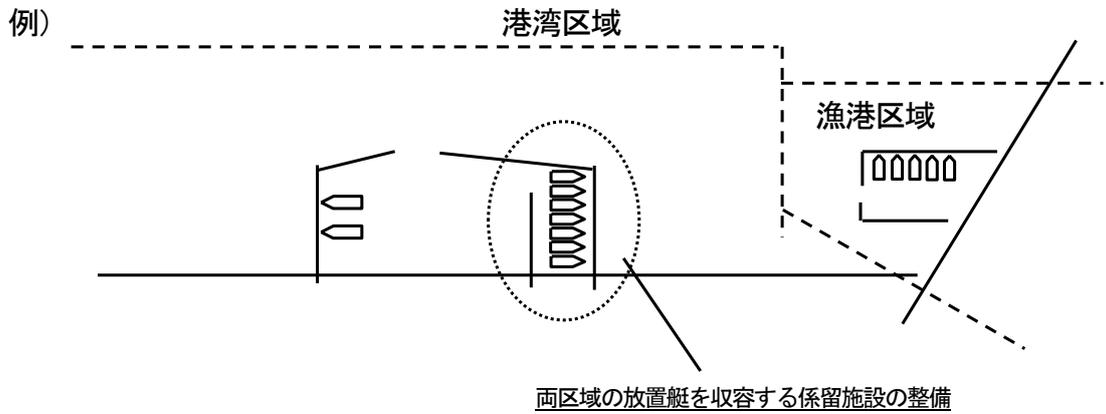
- ・ 地元の利用が主体となっている重要港湾（特定有人国境離島地域に位置するものに限る。）・ 地方港湾と第一種漁港・第二種漁港において共通する課題に対応する施設整備としてください。
- ・ 共通する課題に対応する整備と位置付けられものとして、港湾と漁港の両方に資する防波堤の整備などがあります。
- ・ 共通する施設整備でなくても港湾と漁港の背後圏を考慮し連携を図ることで、計画を作成することができます。
- ・ 津波避難対策緊急事業として整備される津波避難施設（港湾）と避難路（漁港）を整備することができます。

市町村を挟んで近接する港湾と漁港を対象とする計画です。

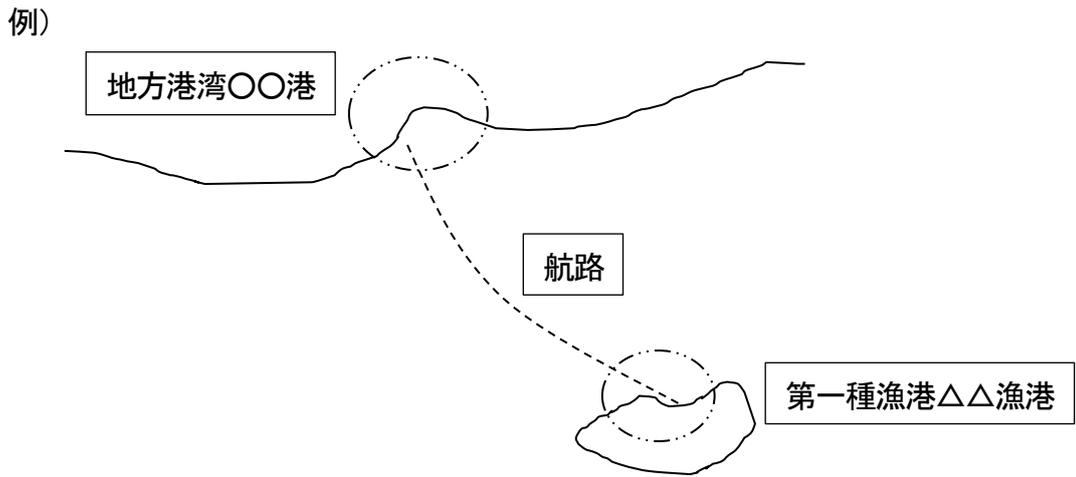
例)



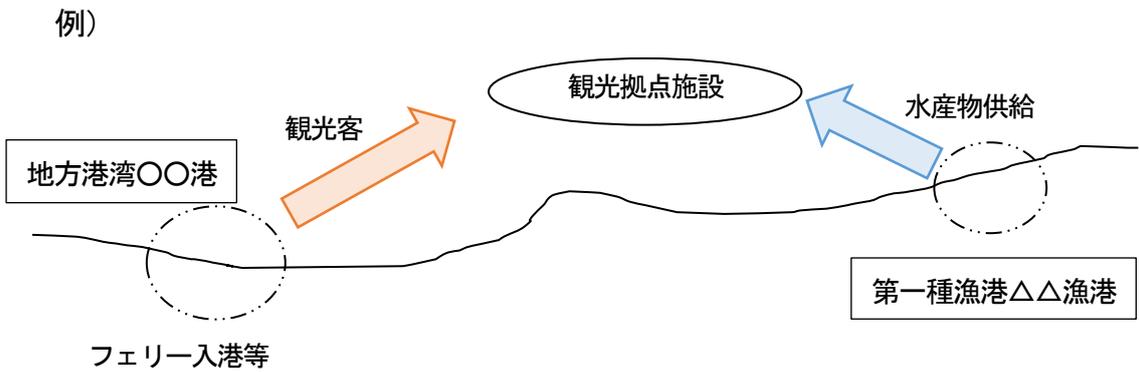
港湾と漁港において、地域の放置艇問題の解消に向けた収容施設の連携整備です。



交流人口の増加、荷役量の増大、漁獲高の増加などを達成するために、航路を結ぶ港湾と漁港の施設整備です。



航路が直接結ばれていない港湾と漁港においても、観光振興、水産振興などのために、流通経路などで関連する港湾と漁港の施設整備は可能です。



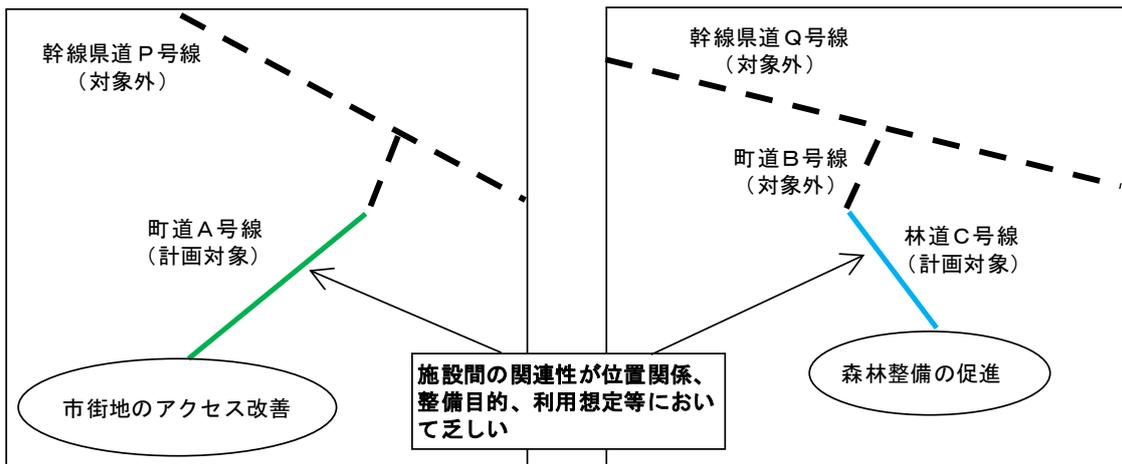
5 施設間の連携の不適切な事例

地方創生整備推進交付金を活用するためには、本交付金の種類（道・汚水処理施設・港）ごとに、複数の類似施設を連携して一体的に整備する計画とする必要があります。

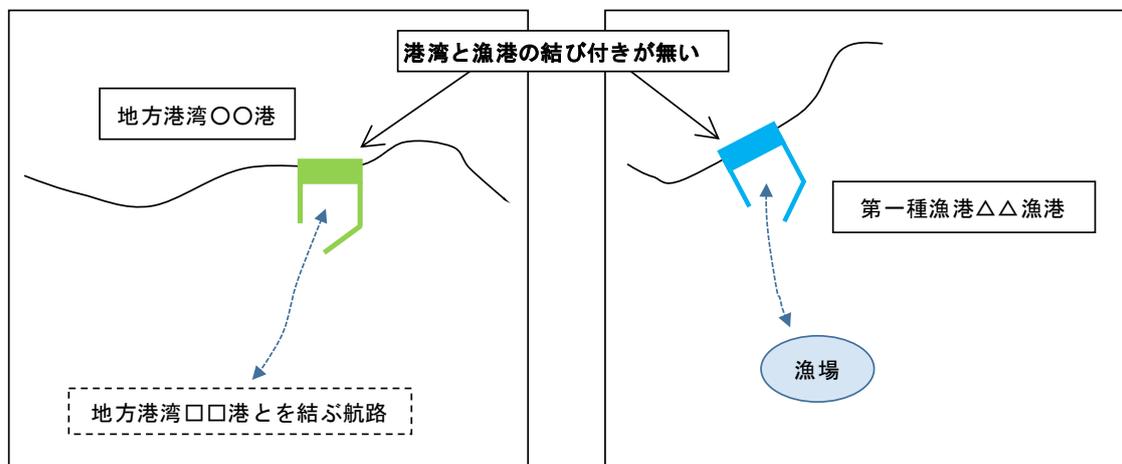
このため、施設間の関連性やいずれかの施設の必要性が乏しいものや、施設間の整備量や事業費が著しく乖離しているものは認められない場合があります。不適切な事例として、以下のようなものが挙げられます。

(1) 施設間の関連性やいずれかの施設の必要性が乏しい

(道)

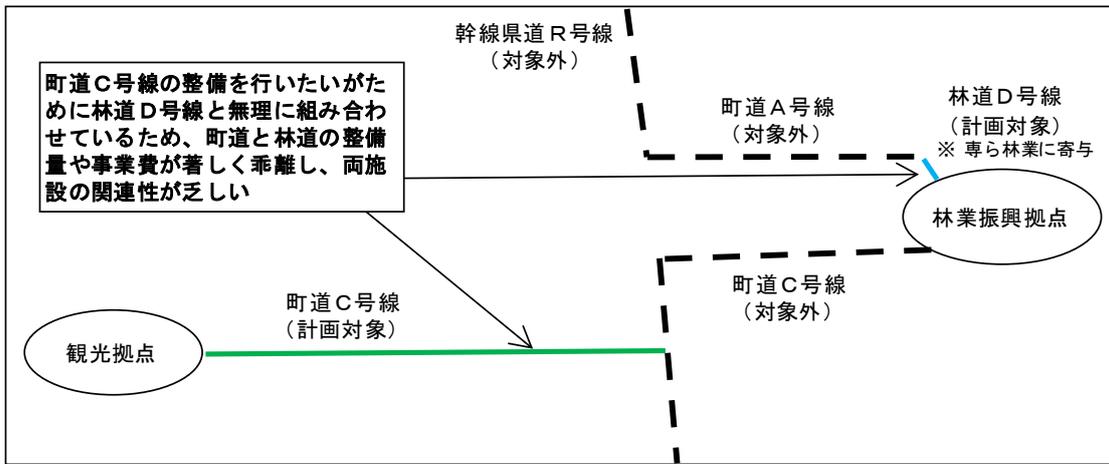


(港)

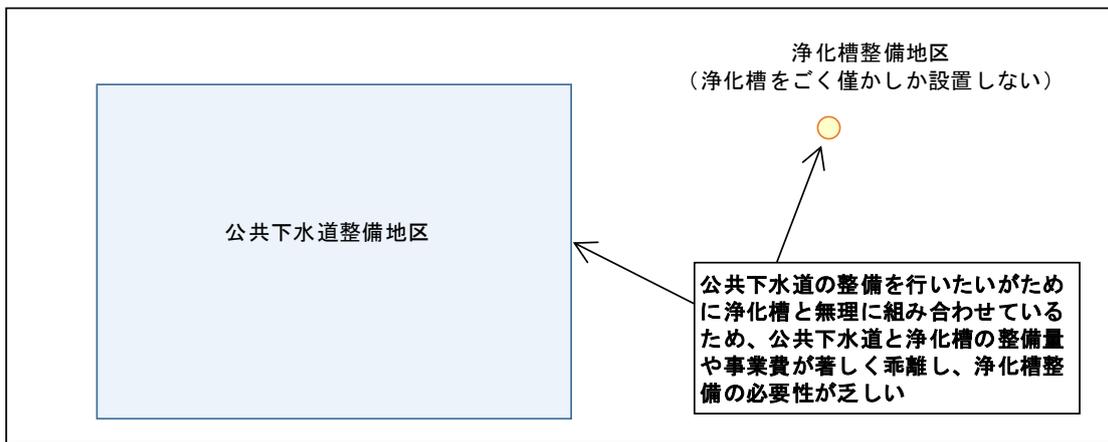


(2) 施設間の整備量や事業費が著しく乖離し、施設間の関連性やいずれかの施設の必要性が乏しい

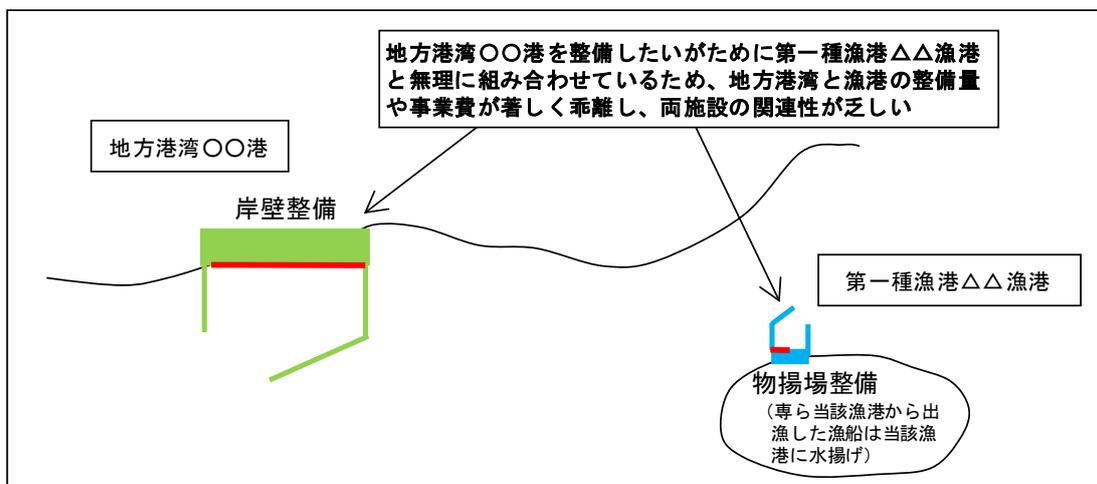
(道)



(汚水処理施設)



(港)



6 地域再生を図るために行う地方創生整備推進交付金とその他の事業との一体的な取組

地域再生を図るために行う事業として、地方創生整備推進交付金以外にも地方創生推進交付金（非公共事業）等の特別の措置やその他の事業（基本方針に基づく各省の支援措置や地域の独自の取組等）があります。

地域再生計画は地方公共団体の自由な発想で作成するものであり、地方創生整備推進交付金単独の地域再生計画もあり得ます。しかしながら、地方創生整備推進交付金は地方創生・地域再生を図るための一つ的手段にすぎないことから、地方版総合戦略による取組がより政策効果を高めていくためには、地方創生推進交付金等のソフト事業（地方単独事業として行われる事業を含む。）等の関連事業との連携・組合せに努めていただくことが望ましいと考えます。

また、関連事業との連携・組合せがとれている地域再生計画においては、地域再生を図るために行う上記の関連事業等（民間企業やNPO等多様な主体によるソフト面の取組も含む。）も記載してください。

なお、地域再生計画の作成に当たっては、「5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業」に該当し、同一の地域再生計画で認定する事業があれば、5-2の箇所に、該当する事業を地方創生整備推進交付金とともに記載してください。

また「5-3 その他の事業」のうち「5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置」には、基本方針に基づく支援措置（「基本方針別表」に記載され、認定マニュアル（各論）でB0906等の番号が付されているもの）についての関連事業を、「5-3-2 支援措置によらない独自の取組」では、5-2、5-3-1のいずれにも属さない、基本方針に掲げられた支援措置によらない地域独自の取組や他府省庁連動施策以外の施策を活用した関連事業等に分けて、次ページ記載例のように枝番を設けて記述してください。

注1：地方創生整備推進交付金（公共事業）を活用する地域再生計画に、地方創生推進交付金（非公共事業）の内容を記載するに当たっては、支援措置の追加等により同一地域再生計画で両事業の認定を申請する場合は公共事業、非公共事業ともに「5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業」に記載してください。（第二部 地域再生計画申請資料の様式 P2-8を参照）一方、別の地域再生計画で非公共事業分の認定を受けており、新たに作成する地域再生計画の関連事業として位置付ける場合は、非公共事業を「5-3-2 支援措置によらない独自の取組」に記載してください。（P1-39を参照）

注2：「5-3-2 支援措置によらない独自の取組」に記載される事業は、地域独自の事業等の関連事業として記載される事業であることから、記載された個々の事業自体には地域再生計画の認定の効果は及ばないため、御留意ください。

注3：採択が決まっていない未確定の事業については、「5-3-2 支援措置によらない独自の取組」に具体的に事業名を記載することは控えてください。

注4：5-2[事業が先導的なものであると認められる理由]の「⑤デジタル社会の形成への寄与」に記載した取組のうち、交付対象事業と一体となり地域再生計画の実現に取り組む支援措置によらない事業（関連事業）については、「5-3-2 支援措置によらない独自の取組」に記載してください。

【記載例】 関連事業の記載方法（関連部分抜粋）

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況（略）

4-2 地域の課題（略）

4-3 計画の目標

こうした状況を踏まえ地方創生道整備推進交付金により町道と林道を一体的に整備するとともに、関連事業にて、地方創生推進交付金事業（〇〇計画）等の実施により、更なる林業の振興と観光事業の活性化を図るものである。

（目標1） 林業振興による森林資源の有効活用（間伐面積の増加）

△△ha（令和x年度）→〇〇ha（令和x年度）

（目標2） 観光交流の活性化（年間観光入込客の増加）

〇〇〇万人（令和x年度）→〇〇〇万人（令和x年度）

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

県道を東西に結ぶ町道と町の南北を縦貫する林道の道路網整備により、林業施業の効率化を図るとともに、観光等の地域資源活用への道路ネットワークのアクセス改善を図り、また、関連事業にて、実践型地域雇用創造事業や地方創生推進交付金事業（〇〇計画）、荒廃森林再生事業、歴史まちづくり支援事業等の実施により、更なる林業の振興と観光事業の活性化を図るものである。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業（抜粋）

（1）地方創生道整備推進交付金【A3008】

対象となる事業は以下のとおりで、事業開始に係る手続等を完了している。
なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・町道：道路法に規定する町道に認定済み。（ ）内は認定年月日。

AA線（令和xx年xx月xx日）

・林道：森林法による〇〇地域森林計画書（令和□年策定）に路線を記載。

BB線

[施設の種類] [事業主体]

・町道 ○町

・林道 □県

[事業区域]

・〇町

[事業期間]

・町道 令和〇年度～令和△年度

・林道 令和〇年度～令和△年度

[整備量及び事業費]

- ・町道 △km、林道 □km
- ・総事業費 ○千円（うち交付金●千円）
町道 △千円（うち交付金▲千円）
林道 □千円（うち交付金■千円）

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法] (略)

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策・施策間連携) (略)

(デジタル社会の形成への寄与)

UAV(ドローン)レーザ測量により、測定やデータ収集にかかる時間を大幅に削減することで工事着手までの時間を短縮を図ることができる。

具体的には、振動ローラの自動運転技術の実証実験として、路盤工等における締め固め作業に活用し、生産性向上を図ることにより、デジタル社会の形成に寄与する事業となっている。

また、GNSS測量による整備範囲の測量調査により、森林情報の収集や現地調査に関わる作業労力を軽減するなどの取り組みなどにより、林業・木材産業の生産活動を向上させ、林業の振興を図るなど、デジタル社会への形成に寄与する事業となっている。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「○○○○○○計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

実践型地域雇用創造事業【B0906】

事業主体：○○町地域雇用創造協議会

構成員：○○町、△△農業協同組合、○○町商工会

事業内容：

(雇用拡大の取組)

- ①観光に関連した創業や事業拡大に必要な技術・ノウハウを提供するセミナー
- ②事業拡大に伴う労務管理、資金調達手法等の経営ノウハウを提供するセミナー
- ③事業拡大に必要な中核的又は専門的人材の誘致・確保の手法に関するセミナー
- ④実践メニューで開発された成果物のノウハウ提供セミナー

(人材育成の取組)

- ①○○等に対するスキルアップ研修・職場体験
- ②○○に関する講習地域内・外の講師招へいによる研修
- ③地域の中核的人材を育成するための先進地研修

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 森林資源を最大限に活用した林業・木材産業の振興

① 荒廃森林再生事業

内 容 荒廃した森林を再生し、公益的機能が十分発揮できる緑豊かな森林地にして次世代へ引き継ぐため、森林の整備（間伐）を行う（〇〇省支援事業）。

実施主体 〇〇県

実施期間 令和〇〇年4月～令和〇〇年3月

② 森林環境保全整備事業

内 容 ICTを活用したGNSS測量を利用することにより、森林整備の範囲を効率的に特定し、計画的に行う搬出間伐等の森林施業と、これと一体となった森林作業道の開設を行う。

実施主体 〇〇町

実施期間 令和〇〇年4月～令和〇〇年3月

(2) 豊富な資源を活用した観光振興

① 〇〇〇〇〇〇計画（地方創生推進交付金）

内 容 〇〇DMO設立支援、△△観光人材育成事業、××施設の整備（内閣府支援事業）

実施主体 〇〇町

実施期間 令和〇〇年4月～令和〇〇年3月

② 歴史まちづくり支援事業

内 容 地域歴史まちづくり協議会設立支援、文化財観光ネットワーク交流（〇〇市単独事業）

実施主体 〇〇町

実施期間 令和〇〇年4月～令和〇〇年3月

③ 歴史的風致維持向上計画

内 容 〇〇山門前町地区の保存活用、重要文化財〇〇家住宅周辺の地域活性化、町指定△△家住宅周辺の環境整備（〇〇市単独事業）

実施主体 〇〇町観光協会

実施期間 令和〇〇年4月～令和〇〇年3月

④ 〇〇町伝統文化継承事業

内 容 〇〇山御田祭、神幸祭、〇〇山踊り、〇〇神楽、〇〇獅子楽等の継承（〇〇市単独事業）

実施主体 NPO法人〇〇

実施期間 令和〇〇年4月～令和〇〇年3月

別の地域再生計画で認定を受けた地方創生推進交付金を活用する事業を、関連事業として位置付ける場合の記載例

Ⅲ 地域再生計画の目標等の設定及び評価

1 地域再生計画の目標

地方創生整備推進交付金では、地域再生法第5条第3項に基づき、基本方針「1 地域再生の意義及び目標」に適合し、地方公共団体がその自主的な取組として行う事後的な評価が可能な目標を「地域再生計画の目標」として設定することとされており、事業主体により中間年度及び事業完了後に評価を行っていただきます。

また、当該交付金で実施される事業が効率的かつ効果的なものとなるよう、事業実施主体が具体的・客観的な成果目標を設定し、効果検証と改善を行うPDCAサイクルを確立することが重要です。

そのため、次ページの「事業の実施状況に関する客観的な指標」及び「地域再生計画の目標」を設定するとともに、その評価を適切に実施してください。

○「地域再生計画の目標」の特徴

- ・地域再生計画全体を単位として、連携・組合せを行う関連事業も含めた各事業の実施による地域再生計画が目指すべき姿を総合的なアウトカム^{※1}数値として記載する。
- ・地域再生計画ごとに2～5項目程度を設定する。
- ・事業主体は中間年度及び事業完了後に目標の達成状況の評価を実施し、評価の結果を内閣府に報告するとともに、公表する。

○「地域再生計画の目標」の設定における留意点

- ・地域再生計画の目標は、その効果を適切に評価可能なアウトカム数値を設定してください。（単に道路の整備延長の増加等の整備事業のアウトプット^{※1}を目標として設定しないよう御留意願います。）
- ・計画完了後の事後評価等における調査手法について、事務量や調査費用が地方公共団体等にとって過度な負担を伴わず、実施可能なものとなるよう御留意ください。

2 事業の実施状況に関する客観的な指標

地方創生整備推進交付金では、道、污水处理施設、港の各整備交付金の整備事業単位で、「事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））」を設定し、評価

※1 アウトカム：成果に関する指標（例えば、渋滞の緩和の程度）
アウトプット：事業実施に直接関連する指標（例えば、道路の整備延長）

することにより、「地域再生計画の目標」の設定・評価と併せて、PDCAサイクルの強化を図っています。

○「事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））」の特徴

- ・道、污水处理施設、港の各整備交付金の整備事業を単位として、各整備事業の実施により直接発生する交付対象事業にかかるアウトカム数値を記載する。
- ・各整備交付金の事業ごとに、1～2項目以上の可能な限り複数の指標を設定する。
- ・事業主体は、原則毎年度、指標の達成状況の評価を実施し、次年度の8月末日までに評価の結果を内閣府に報告する。

○「事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））」の設定における留意点

- ・「事業の実施状況に関する客観的な指標」は、事業（路線整備）の整備目的も踏まえ、個々の交付対象事業への投資に対する十分な成果・効果を直接的に評価可能なアウトカム数値を適切に設定してください。単に道路の整備延長の増加等の整備事業のアウトプットを指標として設定しないよう御留意願います。
- ・「事業の実施状況に関する客観的な指標」については、原則毎年度評価可能なアウトカム数値となるよう設定する必要がありますので、複数のKPIを設定するなど「ある程度の工事が完了しないと供用開始されない」などといった公共事業の特性について十分配慮して適切に評価してください。
- ・「事業の実施状況に関する客観的な指標」は、事業（路線整備）の成果・進捗を管理し、取組の改善を進めるものであることから、指標の達成状況の確認手法について、事務量や調査費用が地方公共団体等にとって過度な負担を伴わず、実施可能なものとなるよう御留意ください。
- ・地域再生計画全体及び交付金対象事業の内容を踏まえ、それぞれにふさわしい目標、KPIを設定した結果として、「地域再生計画の目標」と「事業の実施状況に関する客観的な指標」が同じになることは差支えありません。

○「事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標、KPI）」の達成状況に関する評価

- ・毎年度の事業進捗や目標の達成に向けた見直しなどを踏まえ、「事業の実施状況に関する客観的な指標」の達成状況や目標の妥当性について評価を行い、明確なPDCAメカニズムの下に、地域再生計画の目標の達成に向け、交付対象事業の見直しや関連事業の取組み強化といった必要な改善等を行ってください。
- ・評価結果については、別紙の報告様式兼記載例を活用して、8月末日までに内閣府の施設担当に提出してください。

3 地域再生計画における目標・指標の記載例

(1) 道の整備事業（地方創生道整備推進交付金）

地方創生道整備推進交付金の目標を設定する際には、移住・定住の促進、農業振興、林業振興、観光・交流の活性化といった各地方公共団体が策定する地方版総合戦略で目指す地方創生の方向性に沿ったものとなるよう留意してください。また、目標値及び指標を設定する際には、前述の趣旨に基づき、地方創生の観点から事業の進捗により期待される効果として具体的にイメージが可能となる定量的なアウトカム数値を採用してください。

<地域再生計画の目標の例>

- ・観光交流の活性化（〇〇市観光入込客数 △千人→〇千人）
- ・地域公共交通網の確保（〇〇市コミュニティバス利用者数 △人/年→〇人/年）
- ・農産物出荷額の増加（〇〇市りんごの年間出荷額 △百万円→〇百万円）
- ・林業従事者の増加（〇〇森林組合の組合員数 △人→〇人）
- ・木材生産額の増加（□□市木材生産額 △千円/年→〇千円/年）
- ・移住・定住の促進（□□市新規移住者数 △人→〇人）

<事業の実施状況に関する客観的な指標(KPI)の例>

- ・木材の生産性向上（□□森林区域～〇〇製材所～△ I Cの所要時間 △分→〇分）
- ・観光交流の活性化（〇〇路線の△△観光施設入込客数 △千人→〇千人）
- ・6次産業化の推進（□□路線沿線の農産物直売所の年間販売額 △千円→〇千円）
- ・木材生産量の増加（開設予定の〇〇路線からの木材搬出量 △m³/年→□m³/年）
- ・木材の間伐面積の増加（〇〇路線の開設に伴う間伐面積の増加 △ha→□ha）
- ・地域公共交通網の確保（〇〇地区コミュニティバス運行路線数 △路線→〇路線）
- ・地域医療等の維持（消防車・救急車の□□集落～〇〇の所要時間 △分→〇分）
- ・農作物の痛み・粉塵被害の防止による農作物の単収・単価の向上 △%→〇%）
- ・交通事故件数の減少（〇〇路線の年間事故件数の減少 △件→〇件）
- ・災害に備えた国土強靱化の推進（〇〇路線における国土強靱化対策率△%→〇%）
- ・危険箇所の回避（〇〇路線における危険箇所の解消率 △路線→〇路線）
- ・木材の間伐等に要する作業効率の向上（△%→〇%）

(2) 污水处理施設の整備事業（地方創生污水处理施設整備推進交付金）

地方創生污水处理施設整備推進交付金の目標や指標に関する事項を記載する場合は、移住・定住人口の増加、水質改善による農業被害の解消、施設の統廃合によるライフサイクルコストの低減など定量的なアウトカム数値を記載してください。

<地域再生計画の目標の例>

- ・移住・定住の促進（〇〇市の転入者数 ○人/年→□人/年）
- ・住民の定住意識向上（アンケート調査での住みやすいと思う住民割合 ○%→△%）

- ・農産物被害の解消（農業被害解消面積 ○ha→□ha）
- ・総合的な維持管理コスト低減（〇〇市の汚水処理コスト ○千円/年→△千円/年）

〈事業の実施状況に関する客観的な指標（K P I）の例〉

- ・汚水処理施設の整備促進（汚水処理人口普及率 ○%→〇%）
- ・汚水処理施設からの排出水質の向上（BOD △mg/l→△mg/l）
- ・施設統廃合によるコスト縮減（処理場の維持管理費 □千円/年→〇千円/年）
- ・災害時における管渠の機能確保率の向上（△%→〇%）

（3）港の整備事業（地方創生港整備推進交付金）

地方創生港整備推進交付金の目標や指標に関する事項を記載する場合は、地域レベルで港湾と漁港を一体的に整備することにより期待される観光交流客数の増加や離島航路利用者数の増加、水産加工販売額の増加や放置艇の減少など定量的なアウトカム数値を記載してください。

〈地域再生計画の目標の例〉

- ・□□市における観光交流客数の増加（〇千人/年→〇千人/年）
- ・〇〇市における離島航路利用者の増加（〇人/年→〇人/年）
- ・〇〇市におけるクルーズ船寄港回数の増加（〇回/年→〇回/年）
- ・△△市における生活航路の維持（運行便数〇便/日→〇便/日）
- ・□□漁協における漁業従事者の増加（〇人→〇人）
- ・〇〇市場での水産物販売額の増加（〇千円/年→〇千円/年）
- ・地域資源を生かしたにぎわいの創出・地場産業の振興
（おさかな市場等の利用客数〇千人/年→〇千人/年）

〈事業の実施状況に関する客観的な指標（K P I）の例〉

- ・〇〇港の利用者・来訪者数の増加（〇千人/年→〇千人/年）
- ・△△港での荒天時における他港からの避難船受入数（〇隻/年→〇隻/年）
- ・〇〇港での観光交流客数（〇千人→〇千人）
- ・△△港での旅客船乗降客数（〇千人/年→〇千人/年）
- ・□□漁協における一人当たりの年間漁獲量（〇 t /年→〇 t /年）
- ・〇〇港の取扱貨物量（〇 t /年→〇 t /年）
- ・△△港及び□□漁港でのプレジャーボート等の放置艇の減少（〇隻/年→〇隻/年）
- ・〇〇港における（登録）漁船数（〇隻→〇隻）
- ・〇〇港～△△港までの輸送コストの削減（〇%→〇%）
- ・〇〇港～△△港までの水産物等の輸送時間の削減（〇分→〇分）
- ・△△港における漁業活動に要する作業効率の向上（△%→〇%）
- ・〇〇港での離島航路数の維持（〇航路→〇航路）
- ・△△港における予防保全にむけた老朽化対策率（△%→〇%）

4 地域再生計画の目標の評価（中間評価・事後評価）

地方公共団体は、地域再生計画を作成するに当たり、地方公共団体が自主的な取組として、計画期間終了後の事後評価が可能な目標と地域再生計画の目標の達成見込み等の中間評価が可能な中間目標を設定し、真に必要なかつ有効な事業等を選択し、その実施方法についても適切かつ効率的なものとなるよう努めることが求められています。

事業の実施に当たっては上記の趣旨にて設定された地域再生計画の目標に掲げる中間目標値等の達成状況及び交付金を充てた事業の進捗状況等の検証を行い、必要に応じ認定地域再生計画の見直しを行うとともに、計画期間終了後においては、速やかに事後評価を行い、目標の達成状況について明らかにし、必要に応じてフォローアップなどの取り組みを継続するよう努めることが重要です。

また、地方創生整備推進交付金においてはP D C Aサイクルの構築を重要な要素としており、地域再生計画の目標についても、地域再生に係る施策の達成状況を適切に評価し、その結果を地域再生に係る施策にフィードバックしていくことが重要です。

このため、中間評価・事後評価においては、評価調書の記載様式や後述の調書記載のポイント等を参考にして、適切に地域再生計画の目標の達成状況を評価してください。

その上で、中間評価であれば、評価結果を踏まえて、残りの計画期間に係る整備事業の実施方針等を検証し、必要に応じて、計画の目標、交付対象施設、計画期間、関連事業等地域再生計画の変更等の見直しも検討してください。

また、事後評価であれば、評価結果を今後の施策等に反映していくことも重要です。

特に、別途同じ地区で地方創生整備推進交付金を活用した新規の地域再生計画の作成を行う場合は、新規計画に完了計画の事後評価結果（又は継続計画の中間評価結果及び事業の実施状況に関する客観的な指標（K P I））における評価内容を十分反映させて作成してください。

（1）評価方法

地域再生計画に記載のある地域再生計画の目標（及び事業の実施状況に関する客観的な指標）について、評価調書の記載様式や後述の調書記載のポイント等を参考にして、定量的に評価を行ってください。また、地域再生計画の中間評価・事後評価は、中間年度及び完了年度の数値等を踏まえ、各々の翌年度に速やかに実施するよう努めてください。

なお、評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は地方公共団体独自の評価制度を活用するなどにより、評価の透明性、客観性及び公正性を確保するよう努めるとともに、必要に応じ認定地域再生計画の見直しを行ってください。

（2）評価様式

地域再生の目標の評価は計画作成主体の自主的な取組として行うものですが、チェック機能の強化^{*2}に向けて中間評価・事後評価の様式の統一を図りましたので、中間評価・事後評価を実施するに当たっては中間評価・事後評価調書の記載例を参照してください。

^{*2}平成26年度行政改革推進会議「秋のレビュー」において、旧地域再生基盤強化交付金が対象となり、中間評価の実施等の仕組みを設けることにより、チェック機能を強化すべきという指摘を受けました。

(3) 評価結果の公表

地域再生計画の評価結果については、透明性の確保や計画作成主体の説明責任を果たすためにも、インターネットの利用やその他の適切方法により公表してください。

なお、公表に当たってのホームページ等への掲載の仕方については任意です。参考までに公表事例を別紙に掲載します。

(4) 評価結果の報告

評価結果については、別紙の報告様式を活用して、中間評価は中間年度の翌年8月末日までに、事後評価は評価年度の翌年8月末日までに内閣府の施設担当に送付してください（公印は不要）。

なお、報告様式の発出者名には認定申請書と同様に全ての計画作成主体名を連名で記載する必要があります。

【中間評価調書・事後評価調書記載のポイント】

①数値目標の実現状況

- ・目標の達成状況（見込み）を踏まえて、各目標ごとにその要因を分析するとともに、「目標値の実現状況に関する評価」の欄にそれらの要因も含めて評価を記載してください。（特に、評価が未達、未達見込みとなっている計画は、詳しく要因を記載してください。）

②地域再生計画に記載した数値目標以外の波及効果の実現状況

- ・当初想定しえない整備事業の効果など、地域再生計画に記載した数値目標以外の波及効果の発現状況についても、評価調書に盛り込むよう努めてください。（定量的な評価が困難なものについては、定性的な評価で構いません。）

③事業の進捗状況

- ・「特別措置を適用して行う事業」では、各施設の整備量の実績（見込み）を記載しますが、計画と実績を比較した上で、各施設ごとに進捗状況の要因を十分分析いただくとともに、「事業の進捗状況に関する評価」の欄にそれらの要因も含めて評価を記載してください。（特に事業量の計画と実績に大きな差異がある計画は、詳しく要因を記載してください。）

④評価方法

- ・事業担当部署の担当者が作成し、対外的な評価を受けることなく様式を提出される事例が多く見受けられます。については、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は地方公共団体独自の評価制度を活用することにより、評価の透明性、客観性及び公正性の確保してください。

⑤評価の公表方法

- ・様式への記載に当たっては簡潔に公表方法と公表時期が分かるよう記載し、ホームページへの掲載を行う場合には、公表先のアドレスを記載してください。

⑥計画全体の総合評価

- ・評価が未達（見込み）の計画や、事業量の計画と実績に大きな差異がある計画は分析した要因も含めて総合評価を記載してください。

⑦今後の方針等

- ・①～⑥及び⑦の評価結果を踏まえて、更なる地方創生及び地域再生に向けた今後の同地区の施策等にどのように反映していくか記載してください。

- ・評価が未達（見込み）の計画や、事業量の計画と実績に大きな差異がある計画は、それらの要因に対する対策についても記載してください。（特に、別途同じ地区で地方創生整備推進交付金を活用した新規の地域再生計画の作成を行う場合は、新規計画に反映させる要素も記載してください。）

【記載例】事後評価調査

地域再生計画（地方創生〇〇整備推進交付金）事後評価調査

都道府県名	〇〇県	事業実施主体	〇〇県、〇〇市	地域再生計画名	〇〇市「△△計画」
計画期間	令和〇年度～令和〇年度	評価責任者	〇〇県〇〇部長〇〇〇〇、〇〇市〇〇部長〇〇〇〇		

①地域再生計画に記載した数値目標の実現状況	指標	基準値			中間目標値			最終目標値			事後評価	達成状況		最終目標値の実現状況に関する評価
		基準年度			中間年度			最終年度				指標総数	達成数	
		計画	中間年度 (R4)	最終実績	年度	中間年度	最終実績	年度	中間年度	最終実績				
指標 1	林業振興と林産物の生産拡大（間伐実施面積の増）	120ha	R1	140ha	R4	140ha	144ha	R6	140ha	○	2	1	林道整備やそれに通じる市道整備、林業従事者の育成などの施策の効果により、目標値を達成できた。	
指標 2	山間部での観光観光・交流人口の増加	24000人	R1	25000人	R4	25000人	25200人	R6	25000人	×	2	1	市道及び林道の整備による効果により、マイカーにより山間部の環境レジャー施設を訪れる人がやや増えてきているが、現状では目標を若干下回った。	
②地域再生計画に記載した数値目標以外の波及効果の実現状況	木材生産額の増	1.2億円	R1	1.4億円	R4	1.4億円	1.4億円	R6	1.4億円	-			林道整備による効果として未間伐地域へのアクセス改善が図られた結果、木材生産額の増となった。	
③事業の進捗状況	事業名	事業の進捗状況に関する評価												
特別措置を適用して行う事業	市道整備事業（整備延長）	1.2km	0.9km	1.2km	1.2km	1.2km	1.2km	1.2km	1.2km	1.2km	1.2km	1.2km	1.2km	今回の整備によりレジャー施設利用者の増加につながったと考えている。一方、さらに交流人口の増加を図るためには、レジャー施設の滞在時間の確保や温泉宿泊施設など他の施設へのアクセス改善を図る必要があり、渋滞緩和などを旨として市道の拡張などさらに事業を行う必要がある。
その他の事業	林業再生プロジェクト	1.5km	1.0km	1.5km	1.5km	1.5km	1.5km	1.5km	1.5km	1.5km	1.5km	1.5km	1.5km	林道整備により今まで森林施策が困難であった地域について充実した森林へのアクセス改善が図られた結果、間伐実施面積の増となった。また25haほど未間伐の地域が存在するため、引き続き事業実施を行いたい。
	山間部観光推進事業													木材の価格低迷とともに、販路拡大の最通しがなかなか進まず、またや林業従事者が高齢化している中で、十分に新たな林業の担い手を確保・育成まで至っていないが、引き続きプロジェクトを推進し、林業再生に向けた取り組みを強化したい。
	JR〇〇駅周辺整備事業													本市では、海部での観光客数は年間数百万人と多い中で、魅力的な地域資源を多く有する山間部においても観光客を増大させたいと取り組んでいるが、未だ十分ではないので、引き続き山間部の観光・交流人口の増に向けた取り組みを進めたい。
	道の駅活性化事業													〇〇駅とその周辺を一体的に整備することにより、観光・交流の拠点としての機能向上が図られ、観光客の増加に結び付くことが期待される。
	木材工芸品コンテスト事業													当初、道の駅と観光レジャー施設との交流が活発化していたが、まだ期待ほど交流が活発化せず、道の駅から他の観光地への波及は図られなかった。
														マスコミに取り上げられるなどPR効果があり、観光レジャー施設で作品が売りに上げを伸ばしたため、交流人口の増加につながったと考えている。
④評価方法		〇〇評価委員会を開催し、最終目標値の実現状況に関する評価・検討等を行った。												
⑤事後評価の公表方法		〇〇市〇〇課のホームページに掲載												
⑥計画全体の総合評価		本地域再生計画では、道整備交付金を活用した市道整備と林道整備を一体的に実施し、市道整備では整備が滞った年に年度間調整を行うなど整備段階にあわせて予算措置が実施できたため、山間部での林業振興や観光・交流人口の増などの効果を概ね発現できると考えている。一方、さらなる山間部の森林整備観光・交流人口の増を図るため、林業再生プロジェクトの推進、小型モビリティの導入や観光情報発信の強化等を進めているが、すぐには山間地域の観光・交流人口の大幅増とまでは至らない見込みである。												
⑦今後の方針等		本地域再生計画においては、円滑に整備が進んでおり、また山間部での観光・交流人口の増加等も含め目標のほぼ達成が見込まれる。このため、引き続き本地域再生計画に沿って事業を推進していきたい。一方、さらなる山間部での森林整備や観光・交流人口の増を図るために、林業再生プロジェクトの推進、観光情報発信の強化等山間部観光推進事業、木材工芸品の特産品としてPR、林業従事者の育成等ソフト対策も一層強化していきたいと考えている。												

【記載例】中間評価調査

地域再生計画（地方創生〇〇整備推進交付金）中間評価調査

都道府県名	〇〇県	事業実施主体	〇〇県、〇〇市	地域再生計画名	「△△計画」		
計画期間	平成30年度～令和4年度	評価責任者	〇〇県〇〇部長、〇〇市〇〇部長	〇〇県〇〇部長、〇〇市〇〇部長			
①地域再生計画に記載した数値目標の実現状況	指標1	〇〇市の人口増	H 29 73,082人	73,082人	R 2 72,145人	R 4 73,447人	中間目標の実現状況に関する評価 中間目標値を937人下回っており、最終目標値まで1,302人の人口増が必要なことから目標達成が難しい状況である。
	指標2	アクセス改善（〇〇駅～〇〇病院）	H 29 14分	14分	—	R 4 12分	進捗状況に若干の遅れが伺えるが、引き続き計画に則した整備を図り、目標達成を目指していく。
	指標3	健全な森林の育成	H 29 0ha	0ha	2ha	R 4 6ha	中間目標値の2倍以上の数値となっており、目標達成の見込みである。
	指標4	災害時孤立集落の解消	H 29 2集落	2集落	2集落	R 4 0集落	1集落については、計画延長を要しても孤立化の解消が期待できる見込みである。また、計画している路線が完了したときには、目標達成の見込みである。
	指標5	老朽化保全対策の推進	H 29 0箇所	0箇所	6箇所	R 4 6箇所	既に最終目標値を達成している。
	指標6	皆伐作業の拡充	H 29 9ha	9ha	11ha	R 4 14ha	中間目標は達成できていない、事業に遅れが生じていることから、進捗状況によっては計画期間の延長も検討する。
	指標7	皆伐作業の拡充	H 29 9ha	9ha	11ha	R 4 14ha	中間目標は達成できていない、事業に遅れが生じていることから、進捗状況によっては計画期間の延長も検討する。
②地域再生計画に記載した数値目標以外の波及効果の実現状況	指標1	地域再生計画に記載した数値目標以外の波及効果の実現状況					
③事業の進捗状況	事業名	整備量（その他の事業では取組内容）	計画	中間年度（R2）	最終実績見込み		事業の進捗状況に関する評価
特別措置を適用して行う事業	市道整備事業（整備延長）	18,500m	7,770m	16,350m	16,350m		当初計画に対し、路線延長から見る進捗率は、42%と若干の遅れが伺えるため、計画期間の延長も視野に入れ、引き続き、計画に則した整備を目指していく。
	林道整備事業（整備延長）	2,230m	638m	2,280m	2,280m		当初計画に対し、路線延長から見る進捗率は、約29%と遅れが伺えるため、必要に応じ、計画期間の延長も視野に入れ、引き続き、計画に則した整備を目指していく。
計画外で独自に実施した事業	〇〇地区定住自立機構	〇〇地区の市〇町で構成し、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から都市圏への人口流出を食い止めると共に、地方圏への人の流れを作り出すため、引き続き令和〇年度を始期とする時期ビジョン構想策定に向け取り組みを実施している。					〇〇地区の市〇町で構成し、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から都市圏への人口流出を食い止めると共に、地方圏への人の流れを作り出すため、引き続き令和〇年度を始期とする時期ビジョン構想策定に向け取り組みを実施している。
	スマートウェルネスシティ総合特区	住居の行動圏を促し、高齢化・人口減少が進んでいても持続可能な〇〇型社会を作るため、〇〇を推進し、〇〇なまちを構築するため第1期〇〇プロジェクトを実施し、引き続き第2期〇〇プロジェクトも実施中である。					国土の保全、水源のかん養等森林の育する多面的機能が十分発揮されるよう、森林集約化に必要な森林情報の収集および境界確認等の諸活動に対する支援を行った。
	森林整備地域活動支援事業	森林集約の集約化に必要な森林情報の収集および境界確認等の諸活動に対する支援を行った。					国土の保全、水源のかん養等森林の育する多面的機能が十分発揮されるよう、森林集約化に必要な森林情報の収集および境界確認等の諸活動に対する支援を行った。
	森林環境保全直接支援事業	森林整備作業に支援					林業生産活動等が継続的に実施される仕組みを作り上げることを目指し、森林経営計画、森林集約計画の認定を受けた方等に造林、下刈り、除伐、間伐等の森林整備作業の支援を行った。
	〇〇税事業	元氣な森を次の世代に引き継いでいくために、「〇〇税」を導入					大切な森林を次の世代に引き継いでいくために、令和〇年〇月〇〇税を導入している。
	〇〇税事業	元氣な森を次の世代に引き継いでいくために、「〇〇税」を導入					大切な森林を次の世代に引き継いでいくために、令和〇年〇月〇〇税を導入している。
④評価方法	〇〇評価委員会を開催し、中間目標値の実現状況に関する評価・検討等を行った。						
⑤中間評価の公表方法	〇〇市〇〇課のホームページに掲載						
⑥計画全体の総合評価	本地域再生計画では、道整備交付金を活用した市道整備と林道整備を一体的に行うことにより、地域間のネットワークを強化することで、緊急医療機関や消防本部庁舎へのアクセス時間短縮や山村地域における安全で安心して暮らせる環境づくりを図ることにより、定住人口を増加させることを目的としている。 なお、指標1の人口増については、現時点で目標達成の見込みが厳しい状況にあるが、少しでも人口減少に歯止めがかかるよう、引き続き地域再生計画の事業展開を図っていくものである。						
⑦今後の方針等	地域再生計画の見直し（有・無）	（有）	無	無	無		有りの場合その具体的内容 計画上の道路整備を行うことで、地域間のネットワークが強化され、目標は概ね達成される見込みであるが、事業進捗状況が若干遅れている。 このため、中間評価の結果を踏まえ、計画変更や事業期間を2年延伸する。
	令和4年度交付金要量額への反映	（有）	無	無	無		有りの場合の増減額 △25,000千円
⑧今後の方針等に於ける注	事業期間延長計画の審議申請を予定 ・整備事業量 ・令和4年度の事業量 ・令和4年度の事業量 ・総事業費 ・総事業費 ・総事業費						事業期間延長計画の審議申請を予定 ・整備事業量 ・令和4年度の事業量 ・令和4年度の事業量 ・総事業費 ・総事業費 ・総事業費

【参考】中間評価・事後評価結果の報告様式

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

□□県知事 ○○ ○○
△△市長 ○○ ○○

認定地域再生計画の評価結果について（報告）

令和○○年○○月○○日付けで認定を受けた地域再生計画の評価結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 認定地域再生計画の名称
○○○○・・・・・・・・計画
- 2 評価区分
中間評価又は事後評価と記載
- 3 評価結果
別添評価調書のとおり

【参考】重要業績評価指標の達成状況に関する報告様式

最新の認定計画(軽微な変更は除く)を基に作成

直近の認定回	63	所属	〇〇県〇〇市	担当者名	〇〇課 〇〇 〇〇
		電話	0120-〇〇-〇〇	E-mail	〇〇@〇〇

〇〇〇〇〇計画(事業主体名) KPI調書 ※必ず計画名と事業実施主体を記載してください

計画の目標を端的に記載
 対応するKPIの番号を記載(計画策定時に厳密に対応を検討していない場合も関連性を検討してできる限り幅広く記載)

計画概要	計画の目標		事業費(百万円)						計画変更の必要性	備考	
	目標値(基準年度)	目標値(中間年度)	目標値(最終年度)	対KPI	R2	R3	R4	R5			R6
①											
②											
③											

計画期間 H〇〇~〇〇

各年度ごとの整備量を記載
 「計画」には計画認定時の年割を記載

各年度ごとの事業費を記載
 「計画」には計画認定時の年割を記載

計 計

計画変更には軽微な変更を含む
 軽微な変更により、対応済みの場合は、軽微な変更(報告日)を記入

対応する施設名	R2		R3		R4		R5		R6		備考
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
①KPI1	〇〇〇	〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
②KPI2	〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
③KPI3	〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
④KPI4	〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
⑤KPI5	〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
KPI達成状況		KPI数	5	KPI数	5	KPI数	5	KPI数	5	KPI数	
		達成数	4	達成数	2	達成数	4	達成数	3	達成数	

R3年度	事業進捗【DO】	事業の実施状況に関する客観的な指標		R2		R3		R4		R5		R6	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
	事業進捗【DO】	当該年度(R3年度)の事業実施状況を、施設別(路線別)に記載	事業計画と進捗状況とのかい離がわかるように、その理由を具体的に記載	達成〇 未達成×									
	効果検証分析【Check】	当該年度のKPIの達成状況と、達成できていない場合は、その理由を記載(すべてのKPIについてそれぞれ個別に記載する)		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	改善点【Action】	上記の効果検証を踏まえ、最終年度までに数値目標及びKPIを達成するため、次年度以降の事業内容において、どのような対応(改善)が必要なのかを具体的に記載		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	次年度以降の事業内容【Plan】	地域再生計画の見直し	上記の改善点【Action】を踏まえ、R5年度以降に取り組む事業内容を記載	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	その他の意向(向上させる取組)(ソフト事業との連携等)	有・無	地域再生計画の見直し	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
		当該年度の取り組みとしてKPIや目標の達成に資する事業、計画、助成金などが実施されている場合、関係する項目とともに取り組み内容を記載		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

(記載例) 町道〇線について、計画では当該年度は〇kmを整備する予定だったが、用地交渉に不測の時間を要し、〇kmしか整備できなかった。

(記載例) KPI1である〇〇は、目標には達していないが増加傾向に推移している。KPI2の〇〇は、事業の進捗は遅れているが、関連事業の〇〇等の取り組みが、KPIの達成に寄与したものと考えられる。KPI3の〇〇は…

具体的内容

(記載例) 事業の進捗状況の遅れにより、KPIへの効果発現が不十分であることから、事業実施路線の優先順位を見直し、早期に効果が見込める路線を優先的に整備する。

(記載例) 町道〇線は、事業の進捗状況を踏まえ、整備を休止し、町道△線の全計画延長〇kmのうち〇kmの路面改良工事を優先的に行う。林道〇線は、引き続き計画延長〇kmのうち〇kmを整備する。

【評価結果の反映】
 町道〇線は計画期間内の完了が困難なことから、地域再生計画の変更認定申請を行い、計画期間の1年間の延長を行う。

IV 地域再生計画の記載事項と留意点

地域再生計画には、以下の事項を記載する必要があります。

地域再生計画	
1	地域再生計画の名称
2	地域再生計画の作成主体の名称
3	地域再生計画の区域
4	地域再生計画の目標
4-1	地域の現状
4-2	地域の課題
4-3	目標
5	地域再生を図るために行う事業
5-1	全体の概要
5-2	第5章の特別の措置を適用して行う事業
	地方創生□□整備推進交付金【A300□】
	・[施設の種類及び事業主体]
	・[事業区域]
	・[事業期間]
	・[整備量及び事業費]
	・[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]
	・[事業が先導的なものであると認められる理由]
	(地方創生推進交付金【A3007】)
5-3	その他の事業
5-3-1	地域再生基本方針に基づく支援措置
5-3-2	支援措置によらない独自の取組
6	計画期間
7	目標の達成状況に係る評価に関する事項
7-1	目標の達成状況に係る評価の手法
7-2	目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容
7-3	目標の達成状況に係る評価の公表の手法

各記載事項のポイントは次のとおりです。

1 地域再生計画の名称

当該計画の特徴や独自性を端的に表現する名称を記載してください。表現に制限はありませんが、冗長なものは避けてください。

また、過去の地域再生計画の完了後、同じ区域において同種の事業を含む新たな計画の作成を検討する場合、既に完了した計画の内容を新規計画に引き継ぐことは認められていません。新規計画の名称は、必ず、「〇〇〇計画第2期」のような記載ではなく、独自の名称としてください。

2 地域再生計画の作成主体の名称

計画を作成し申請する地方公共団体の名称を記載してください。複数の地方公共団体が共同で申請する場合には、連名で記載してください。（「〇〇県及び〇〇県△△市」、「〇〇県、〇〇県××郡△△町及び□□町」等と記載。）

林道及び漁港の整備において間接補助により市町村が整備する場合には、必ず都道府県と市町村の共同作成としてください。

3 地域再生計画の区域

計画の区域を明示してください。記載方法については計画を作成する地方公共団体が必要な範囲で明確になるように定めてください。（「〇〇県△△市の全域」、「〇〇県●●郡△△町の区域の一部（□□地区）」等。）

※「地域再生計画の区域の範囲」の記載方法

官報への掲載内容に合わせ、以下のとおり

「〇〇の全域」又は「〇〇の区域の一部（〇〇）」

- ・ 順番は地方公共団体コード順
- ・ 市には都道府県名を付ける（政令指定都市や市名が都道府県と同じ場合は県名不要）
（例）□□県〇〇市の全域
- ・ 町村については県名、郡名を付ける
（例）〇〇県△△郡□□町及び◇◇町の全域
- ・ 市のまとまりと郡部（町村）のまとまりを「並びに」で結ぶ
（例）▽▽市並びに〇〇県△△郡□□町及び◇◇町の全域

【地方創生港整備推進交付金の参考例】

- ・ ▽▽県〇〇市並びに△△県□□郡××町及び■●町の区域の一部（◇◇港、▼▼港、◎◎港、◆◆港、××港、☆☆港、★★港、※※漁港及び井井村）

「及び」と「並びに」について

- ・ 2つをつなぐときは「及び」を使う
（例）〇〇県及び〇〇県△△市
- ・ 3つ以上で同じ段階のものをつなぐときは、「、」でつないで最後だけ「及び」とする
（例）〇〇県△△郡□□町、◇◇町及び◎◎町
- ・ 段階が違うものを結ぶときは、一番小さい結びを「及び」、それ以外は「並びに」でつなぐ
（例1）〇〇県並びに〇〇県△△郡□□町及び▲▲郡■●町
（例2）〇〇県並びに〇〇県▲▲郡■●町及び××町
（例3）〇〇県、〇〇県△△市及び□□市並びに〇〇県▲▲郡■●町、●●町及び◆◆町、

大 小
◎◎郡●●町、◇◇町及び☆☆町並びに★★郡※※町及び井井村
小 大 小

4 地域再生計画の目標

地域再生計画の目標としては、基本方針1の内容（地域再生計画の意義及び目標）との整合性を図りつつ、①「4-1 地域の現状」：地理的条件、人口や少子高齢化の状況、農林業等産業の状況、観光の状況、インフラ整備状況等、②「4-2 地域の課題」：目標設定に当たっての地域が抱える課題や地域再生計画で取り組む経緯等、③「4-3 目標」のうち記述部分：課題に対して計画で取り組む主な事業と計画の目指す目標、④「4-3 目標」のうち数値目標部分、を具体的に記載してください。

①～③の記述部分に当たっては、簡潔かつ端的な表現となるよう心掛けていただくとともに、抽象的・概念的な内容にならないよう、必要に応じて定量的な指標等を盛り込みながら、具体的に記述してください。また、その記述に当たっては④の数値目標と整合性のとれた内容としてください。

④の数値目標の設定に当たっては、連携・組合せを行う関連事業も含めた計画全体の総合的な事業の実施により、計画の対象区域（市町村）において実現を図る地方創生に資する数値目標を複数（2～5項目程度を目安とする。）設定してください。

また、数値目標は客観的な評価が可能なアウトカム指標とし、中間年度及び計画完了の段階において計画の進捗による成果として評価が可能となるよう、定量的な指標を年度を入れて明確に記載してください。

「地域再生計画の目標」の考え方はP1-40、整備事業別の数値目標の具体例はP1-42, 1-43を参照してください。

5 地域再生を図るために行う事業

施設の整備を行う事業について記載してください。※

(1)「5-1 全体の概要」には、地域再生計画に記載した取組の全容（5-2以降に記載する事業の概要）を端的に表現したものとなるように、概要を簡潔に記載してください。その際、複数の事業を一体的に行うことによる政策・施策間連携による効果を発揮することが本事業が先導的であると認められる理由となることから、総論として事業間の関連性について必ず記載してください。（事業個々の詳細の内容は5-2、5-3に記載してください。）

(2)「5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業」には、地方創生整備推進交付金のみならず地方創生推進交付金（非公共事業）、地方創生応援税制、地域再生支援利子補給金、特定地域再生支援利子補給金等の特別の措置の活用も想定される場合、これら事業についても認定マニュアル（各論）の記載事項を参考にして記載してください。

なお、以下は、地方創生整備推進交付金（道、污水处理施設、港の整備事業）を活用する事業の場合の記載事項です。

事業のタイトルには、活用する整備事業（整備交付金）の名称及び措置番号「地方創生〇〇整備推進交付金【A30□□】」（地方創生道整備推進交付金【A3008】、地方創生污水处理施設整備推進交付金【A3009】、地方創生港整備推進交付金【A3010】のいずれか）を記載してください。

※1 詳細については、「第二部 地域再生計画申請資料の様式」の整備事業ごとの計画書記載例を参照してください。

①施設の種類

道、汚水処理施設、港の整備事業（整備交付金）の種類別に整備の対象となる下記の施設のうち該当するものを記載してください。

道の整備事業：市町村道（都道府県代行である場合はその旨を記載）、
広域農道又は林道（都道府県又は市町村の別を記載）

汚水処理施設の整備事業：公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設又は
浄化槽（市町村設置型又は個人設置型の別を記載）

港の整備事業：重要港湾（特定有人国境離島地域に位置するものに限る。）又は地方港湾の
港湾施設及び第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設

②事業主体

対象施設を実際に整備する者を記載してください（間接補助事業であれば、間接補助事業者）。

③事業区域

施設の種類ごとに、対象となる事業区域を記載してください。

④事業期間

施設の種類ごとに、対象となる事業の交付期間を記載してください。

なお、円滑かつ確実な事業の実施に向けて、計画期間中毎年度2以上の施設を整備する計画とする必要はありませんが、少なくとも関連性のある事業間での連携が図られていることの証左として2年以上の期間にわたって2以上の施設が同時に整備される計画となることが望ましいと考えます（また事業効果の早期発現の観点からできる限り初年度からの事業開始が可能となるよう地元調整など事前の調整を行っていただくことが望ましいです）。

⑤整備量

整備する施設の種類ごとに、交付期間内に確実に整備可能な数量を示してください。

ア 施設ごとの整備量の2割までの増減（港の整備事業は該当しない。）は軽微な変更として認められますが、これを超える場合、地域再生計画の変更認定を受ける必要があります。軽微な変更を含めて計画的な事業進捗による適時適切な効果発現が可能となるよう、精度の高い整備量（整備内容）を記載してください。

イ 整備量は、道の整備事業にあつては施設の種類ごとの整備延長^{※2}、汚水処理施設の整備事業にあつては管径、管路延長、処理場の箇所数、浄化槽の設置基数^{※3}、港の整備事業にあつては整備施設の種類を記載します。

ウ 整備量の積み上げの基となる整備対象施設の選定に当たっては、地方創生の観点から、真に必要な施設への絞り込みを行ってください。その上で、地方公共団体が計画的かつ自立して行うことが望ましい施設の維持管理事業については、本交付金の趣旨を踏まえて他の交付金事業等を積極的に活用をしてください。

※2 広域農道又は林道の保全対策を含む場合は、整備延長とは別に保全対策の箇所数等を記載してください。

（具体的な記載例は第二部 地域再生計画申請資料の様式 P2-7 を参照してください。）

※3 人槽、整備年度、個人設置型・市町村設置型の区分なく、事業期間全体の合計の設置基数を記載してください。

⑥事業費

施設の種類ごとに、交付期間内の事業費と国費（交付金額）を記載してください。

なお、事業費・国費としては「指導監督費」及び後進地補正である「引上額」を含まない金額を記載します。

ア 記載される事業費の2割の増減までは軽微な変更の報告にて対応可能です。これを超える事業費の変更を行う場合、地域再生計画の変更認定が必要です。計画変更の審査では、事業の進捗や目標の達成見通しなどを踏まえ、場合によっては計画の打ち切りなどの措置もあり得ます。計画開始後の安易な計画変更とならないよう、当初計画作成時には可能な限り精度の高い事業費を記載してください。

イ 事業費は一定の精度が担保されるよう、直近の類似工事の工事単価等を用いるなど適切な積算に努めるとともに可能な限り既往の地質調査結果を活用するなどして適切な現地条件に基づいた積み上げを行ってください。なお、浄化槽のように当該事業の所管省庁から積算手法が示されている場合にあっては、これによるものとします。

2以上の施設の組合せにおいては、ある施設の整備を本交付金を活用して行いたいがために、関連性や必要性が乏しい他の施設と無理に組み合わせることで地域再生計画を作成することがないよう留意してください。

また、2以上の施設整備を一体的・総合的に実施することによる相乗効果を十分に発揮させるためには、整備する施設の組合せにおいて、いずれかの施設の事業費が極端に大きく（小さく）ならないなど、整備する施設間の規模等のバランスにも留意が必要です。

組み合わせる施設間の一体性の確保においては、一般的な感覚として例えば道整備における路線間の接続性、污水处理施設や港での施設間の位置関係など常識的に相互の関係性が認められると判断可能な施設への絞り込みを行ってください。

⑦事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法

「事業の実施状況に関する客観的な指標」は、計画各年度の事業の実施状況に関する指標として、3整備事業において2以上の施設を一体的に整備することにより直接発生する効果を評価可能なアウトカム数値にて設定し、記載してください（各施設の整備進捗に連動した指標と施設間の連携により発生する効果に連動した指標をそれぞれの視点にて設定してください）。

指標は毎年度評価可能なアウトカム数値となるよう努めるものの、「施設、路線によっては効果発現の時期が異なる」などといった公共事業の特性を踏まえ、効果の発現時期に応じた数値を設定してください。

また、指標の達成状況の調査方法など評価の方法についても本項目で記載してください。

「事業の実施状況に関する客観的な指標」の考え方はP1-40、整備事業別の客観的な指標の具体例はP1-41, 1-42を参照してください。

⑧事業が先導的なものであると認められる理由

本項目では、実施する整備事業が法第5条第4項第1号に規定する「先導的な事業」に該当することを示すため、①自立性、②官民共同、③地域間連携、④政策・施策間連携、⑤デジタル社会の形成への寄与、⑥事業推進主体の形成、⑦地域社会を担う人材の育成・確保、⑧その他の理由、といった先導的であることを示す要素について、その内容を記載してください。

特に、地方創生整備推進交付金（3整備事業）では、2以上の施設を一体的に整備する効率性

・有効性を十分に発揮できる計画内容とすることにより、「④政策・施策間連携」の要素を有する先導的な事業とすることが可能なため、2以上の施設を一体的に整備する路線配置等の効率性や、一体的に整備する相乗効果等が発揮されることを「④政策・施策間連携」として記述してください。

加えて、地方創生整備推進交付金（3整備事業）は、デジタル田園都市国家構想交付金のひとつとして位置付けられていることから、交付対象事業や関連事業においてデジタル技術の活用・連携がなされることを「⑤デジタル社会の形成への寄与」として記述してください。

3整備事業においては、2以上の施設の一体的整備による効率性・有効性による「④政策・施策間連携」及び「⑤デジタル社会の形成への寄与」の要素を有する事業であれば、それ以外の要素を有することを必須とはしませんが、一体的整備による効率性・有効性、デジタル技術以外の要素も有する場合には、本項目に記載することを検討してください。

(3)「5-3 その他の事業」のうち、「5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置」では、基本方針に基づく支援措置（「基本方針別表」に記載され、認定マニュアル（各論）でB0906等番号が付されているもの）について、認定マニュアル（各論）を参照し、必要となる事項を記載してください。

また、同じく「5-3-2 支援措置によらない独自の取組」では、基本方針に掲げられた支援措置によらない地域独自の取組や5-2[事業が先導的なものであると認められる理由]の「⑤デジタル社会の形成への寄与」に記載した取組のうち、交付対象事業と一体となり地域再生計画の実現に取り組む支援措置によらない事業（関連事業）については、「5-3-2 支援措置によらない独自の取組」に記載してください。

なお、この場合、当該事項・事業の実施について認定の効果はなく、当該事項・事業に関しての関係行政機関の長の同意が求められるものではないため、当該事項・事業の実施に当たっては、地方公共団体において別途関係行政機関と所要の調整を行っていただく必要があります。

6 計画期間

地域再生計画に示す目標を達成するために必要な取組に要する期間として、例えば、「令和○年度～令和□年度」等、始期と終期を記載してください。計画期間の設定に当たっては計画に示される取組を実施するために必要となる合理的な期間として、5年以内としてください。

なお、計画変更で2年間まで延長が可能です。

また、災害復旧工事や災害による手戻り工事により工事期間が延伸したことによる計画期間の延長などについては、適宜、ご相談ください。

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域再生計画の中間年度及び計画期間が終了した段階において、計画に掲げた地域再生の目標の達成状況を評価するに当たって、誰が評価を実施するのか、評価に必要な指標の入手方法、入手した指標をどのように活用して評価を行うのかを具体的に記載してください。

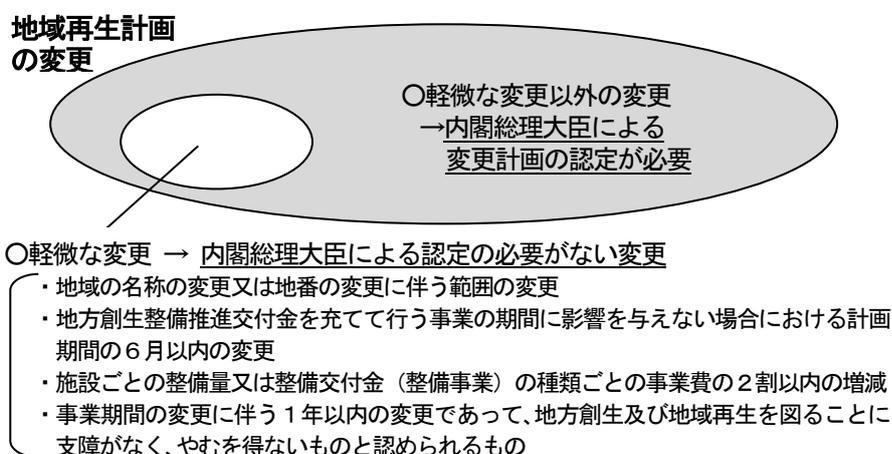
また、評価主体・方法等の記載と併せて、どこで、どのように評価結果を公表するかも記載してください。（例：「評価結果を○○県及び△△町のホームページで公表する。」）

V 地域再生計画の変更の考え方と留意点

1 地域再生計画の変更の概要

認定を受けた地域再生計画の内容を変更する場合、以下に掲げる「軽微な変更」以外の変更については、地域再生法第7条に基づき、内閣総理大臣による変更認定を受けなければなりません。

なお、地域再生計画の変更を行う場合は、適宜、中間評価結果及び事業の実施状況に関する客観的な指標（KPI）評価結果を踏まえて、残りの計画期間に係る実施方針等を検証し、地域再生計画の目標、交付対象施設、計画期間、関連事業等を含め、計画全体について変更の必要性を検討してください。



(1) 関係法令上の地域再生計画の変更の定義

地域再生計画の変更については、地域再生法第7条に以下のように定めています。

第七条 地方公共団体は、第五条第十五項の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

上記「内閣府令で定める軽微な変更」については、地域再生法施行規則第11条で以下のように定めています。

第十一条 法第七条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- 二 まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業の期間に影響を与えない場合における計画期間の六月以内の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

上記「地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更」については、

「デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱」（令和5年1月25日府地創第414号・府地事第878号・4農振第2457号・国総政第31号・環循適発第2301251号）で以下のよう
に定めています。

認定地域再生計画の変更について、次に掲げるものは法第7条第1項の軽微な変更として
扱うものとする。

- 1) 交付金の事業量（法第5条第4項第1号口の事業にあつては、施設ごとの整備量又は同
号口（1）から（3）までに規定する事業の種類ごとの事業費）の2割以内の増減
- 2) 交付金を充てて行う法第5条第4項第1号口の事業の事業期間の変更に伴う1年以内の
変更であつて、地方創生及び地域再生の実現を図ることに支障がなく、やむを得ないと
認められるもの

（2）地域再生計画の軽微な変更

（1）より地域再生計画の変更が、内閣総理大臣の認定を要しない地域再生計画の「軽微
な変更」の扱いとなるケースは以下のとおりです。

- ①地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- ②地方創生整備推進交付金を充てて行う事業の期間に影響を与えない場合における計
画期間の6月以内の変更
- ③施設ごとの整備量又は整備交付金（整備事業）の種類ごとの事業費の2割以内の増減
- ④事業期間の変更に伴う1年以内の変更であつて、地方創生及び地域再生を図ることに
支障がなく、やむを得ないものと認められるもの

＜軽微な変更の具体例＞

- ・地方創生道整備推進交付金全体の事業費が10億円から12億円に増加する場合（③）
- ・市町村道の整備量が1.0 kmから1.2 kmに増加する場合（③）
- ・計画期間内で林道の事業期間を1年延長する場合（④）
（計画期間を1年延長する場合は変更計画の認定が必要である。）

○軽微な変更の報告について

地方創生整備推進交付金を活用した地域再生計画の軽微な変更については、計画変
更の必要が生じたときに随時行うことが可能です。

このため、軽微な変更の報告手続時期については、当該変更を行わないと交付申請
等に支障が生じる前に実施してください（具体的には、累計で事業量や事業費が変更
前計画を超えるような交付申請を行う前に、又は、変更対象となる施設の変更前の事
業期間が終わる前に軽微な変更の報告をお願いします）。交付申請等に支障が無けれ
ば実績に伴う毎年度の変更は不要です。

ただし、軽微な変更の適用の可否など予め、内閣府に相談を行いたい場合は随時、
対応可能ですので早目に内閣府の施設担当に相談してください。

なお、軽微な変更に係る書類の記載方法については、P2-62～2-70を参照願います。

(3) 認定を必要とする地域再生計画の変更

地域再生計画を変更しようとする場合は、軽微な変更¹に該当する場合を除き、新規認定と同様に内閣総理大臣の変更の認定が必要です。

認定を必要とする変更の主なケースは以下のとおりです。

- ① 地方創生整備推進交付金を充てて行う施設の整備の事業期間の変更に伴う計画期間の1年以上の延長
- ② 施設ごとの整備量又は整備交付金の種類ごとの事業費の2割を超える増減
- ③ 施設の追加・削除

<認定を必要とする変更の具体例>

- ・ 林道の事業期間の延長に伴い、計画期間を1年延長する場合 (①)
- ・ 地方創生道整備推進交付金全体の事業費が10億円から12.5億円に(2割超)増加する場合 (②)
- ・ 市町村道の整備量が1.0 kmから1.25 kmに(2割超)増加する場合 (②)
- ・ 地方創生道整備推進交付金の整備路線を追加及び削除する場合 (③)
- ・ 港や施設の種類(外郭施設、係留施設等)を追加及び削除する場合 (③)

○地域再生計画の変更計画の認定申請について

地域再生計画の認定の申請の受付については、例年複数回受け付けているところですが、地方創生整備推進交付金を活用した地域再生計画の計画変更の認定申請の時期は、当該変更を行わないと支障が生じる場合に先立ち、原則毎年度1月時に申請(同3月認定)してください。(具体的には、累計で事業費が変更前計画を超えるような交付申請を行う前年度1月に、又は、計画期間が終了する前年度1月変更計画の認定申請をお願いします。)

また、地域再生計画の変更の認定申請をする場合でも、新規計画の認定と同様に、認定基準を満たす必要があります。

変更の要否の確認など、地域再生計画の変更について不明な点が生じた場合は、随時、内閣府の施設担当に御相談ください。

(4) 計画の変更を要しない場合

交付対象施設及び整備量・事業費の減については、計画変更の認定申請や軽微な変更の報告は、原則として必要ありません。事後評価(中間評価)において、変更要因や目標達成状況等について評価をしてください。

また、コスト縮減等の努力により、最終年度において総事業費が少なくなることがありますが、当初の必要整備量に過不足がなければ、計画変更の認定申請や軽微な変更の報告は必要ありません。具体例を示すと以下のようになります。

【具体例】

(計画) 林道 2km、事業費 4 億円、令和 4 年度～ 8 年度実施

(実績) 林道 2km、事業費 3.2 億円、令和 4 年度～ 8 年度実施

→コスト縮減、現地の状況等により事業費が縮減されたことから、軽微な変更の報告は不要
(これも不明な点は各施設担当に御相談ください。)

2 計画変更の具体的なケース

(1) 整備量・事業費の変更について

整備量^{※1}・事業費の変更については、整備交付金（整備事業）の種類ごとの事業費又は施設ごとの整備量の2割以内の増減でやむを得ないものと認められる場合については、軽微な変更の報告により計画の変更が可能です。2割を超える変更を行う場合は、変更計画の認定を受けることが必要となります。（予算要望時等に事前に各施設担当に御相談ください。）

【地方創生道整備推進交付金（道の整備事業）】

- ・整備量：施設単位で判断します。（市町村道 1.0km、林道 2.0km という計画の場合、市町村道 0.8 km～1.2 km、林道 1.6 km～2.4 km の範囲内であれば軽微な変更）
- ・事業費：地方創生道整備推進交付金全体で判断します。（市町村道 5 億円、林道 4 億円、地方創生道整備推進交付金全体 9 億円という計画の場合、全体で 7.2 億円～10.8 億円の範囲内であれば軽微な変更）

【地方創生汚水処理施設整備推進交付金（汚水処理施設の整備事業）】

- ・整備量：施設単位で判断します。（下水道 100m、浄化槽 30 基という計画の場合、下水道 80m～120m、浄化槽 24～36 基の範囲内であれば軽微な変更）
- ・事業費：地方創生汚水処理施設整備推進交付金全体で判断します。（下水道 20 億円、浄化槽 2 億円、地方創生汚水処理施設整備推進交付金全体 22 億円という計画の場合、全体で 17.6 億円～26.4 億円の範囲内であれば軽微な変更）

【地方創生港整備推進交付金（港の整備事業）】

- ・整備量：地域再生計画の記載内容の変更を伴う港や施設の種類の追加又は廃止の場合は変更計画の認定が必要となります。
- ・事業費：地方創生港整備推進交付金全体で判断します。（港湾 2 億円、漁港 1 億円、地方創生港整備推進交付金の全体 3 億円という計画の場合、全体で 2.4 億円～3.6 億円の範囲内であれば軽微な変更）

(2) 事業期間の変更について

- ①事業期間に影響を与えない場合における6月以内の計画期間の変更であれば、軽微な変更として取り扱います。^{※2}

※1 事業範囲の拡大を行う場合には、整備量が未確定の場合には、当該範囲の拡大が地域再生計画の認定方針に該当するものであるか判断できないため、整備量が確定した後に変更を行うことを原則とします。

※2 計画期間を年度単位で設定している地域再生計画については、計画期間を変更する場合は年度単位の変更になることから「軽微な変更」には該当しません。

- ②地方創生整備推進交付金を活用する地域再生計画の計画期間は原則概ね5年としていることから、施設の整備事業を実施した結果、仮に5年後更に事業を実施する必要が生じた場合は、原則として現行計画の完了後に地域再生計画を新たに作成し、認定手続をとることが望ましいと考えます。
- ③地域再生計画の計画期間の変更を伴わない、各施設の1年以内の事業期間の延長は地域再生を図ることに支障がなく、やむを得ないと認められるものについては軽微な変更として取り扱うこととしますが、計画期間の変更が伴う場合は、変更計画の認定申請手続を行う必要がありますので、あらかじめ施設担当に御相談ください。

(3) 施設の種類等の変更について

地域再生計画に地方創生整備推進交付金を適用して行う事業として位置付けられた施設の種類、道の路線、事業区域及び事業主体の変更を行う場合、変更計画の認定申請が必要です。

(4) 市町村合併について

- ①認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合（新設合併により新たな地方公共団体となる場合及び他の市町村に編入される場合）は、地域再生計画の変更の認定申請を要します。（市町村合併については、認定マニュアル（総論）を参照のこと。）
- ②認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合（単に他の市町村を編入する場合は、特段の手続は必要ありませんが、地域の新たな名称について変更があった場合には、内閣府に報告を要します。
- ③それぞれが認定地域再生計画を有する市町村合併については、以下のいずれによる場合も可とします。
 - ア 各々の計画ごとに変更計画の認定申請を行い、計画を継続する。
 - イ 複数の計画を1つの計画に集約することにより実質的な意義が消滅する計画については、地方公共団体の申出に基づき認定地域再生計画の認定を取り消す。

VI 地方創生整備推進交付金の予算の配分に当たっての重点配分の考え方

予算の配分に当たっては、①デジタル技術の活用・連携を図る計画、②PPP／PFI手法の導入等を図る計画、③国土強靱化地域計画に位置付けられた施設整備、④特定有人国境離島地域における計画に対し、重点的（優先的）に配分を行うこととしています。

1. デジタル技術の活用・連携を図る地域再生計画への重点配分

地方版総合戦略に位置付けられた地方の社会課題解決や魅力向上の取組に対し、デジタルの力を活用し継承・発展させること等を目的として、令和4年度補正予算において、新たにデジタル田園都市国家構想交付金を創設し、地方創生整備推進交付金が位置付けられました。

これを踏まえ、道・汚水処理施設・港の整備を進めていくにあたっては、省庁の所管を超える2種類以上の施設の一体的な整備に加え、デジタル社会の形成に寄与する事業を推進していくこととしています。

このため、令和5年度以降の新規の地域再生計画において、デジタル技術の活用・連携に関する内容を盛り込み、デジタル技術との関連付けを明確化していただき、これに取り組む地域再生計画には、予算の重点配分を行います。

なお、デジタル技術を活用・連携した取組は、地域再生計画書の「5-2 事業が先導的なものであると認められる理由」に概要の記載をお願いします。

○ 地方公共団体では、魅力的な地域づくりを実現するに当たり、道・汚水処理施設・港といった公共施設の整備を進める中で、施設の老朽化、技術職員の減少といった様々な課題を抱えている。

そのため、地方創生整備推進交付金の特徴である、縦割りを排除し省庁の所管を超えて類似施設の一体的な整備を支援する枠組み（施策間連携）を生かしつつ、本交付金や本交付金の関連事業を通じたデジタル技術の活用・連携を支援することで、施設の一体的な整備を推進する。

➡ **令和5年度の新規地域再生計画から、デジタル技術の活用・連携に関する内容を計画に盛り込むこととし、デジタル技術との関連付けを明確化**

○ 更に、デジタル技術の活用・連携に取り組む地域再生計画に対する予算の重点配分^{※1}を行う。重点配分の対象は、①整備推進交付金を用いた各交付対象施設におけるデジタル技術の活用、②支援措置によらない独自の取り組みによるデジタル技術の活用のいずれかの取組を含む地域再生計画とする。

※1 地域再生計画の本来がデジタル技術の活用による重点配分の対象となった段階で、重点配分の見直しを検討する

【デジタル技術の活用・連携の例】

① 整備推進交付金を用いた各交付対象施設におけるデジタル技術の活用	② 支援措置によらない独自の取り組みによるデジタル技術の活用
<p>➢ ICT、AIやロボットなどの新技術による監視のシステムの構築や統合・強化</p> <p>➢ 施設整備の費用縮減や効率化などを図るためのインフラ分野における現場作業の遠隔化・自動化・自律化等のデジタル技術を用いた新技術等の検討・導入</p>  <p>維持管理システムの統合 ドローンを用いた現場作業</p>	<p>➢ 施設情報・維持管理情報のデジタル化・システム化</p> <p>➢ 物流分野におけるデジタル技術との連携</p> <p>➢ スマート農業、スマート林業及びスマート水産業等に向けた取組との連携</p> <p>➢ 観光サービスの変革・需要創出等に向けた取組との連携</p>  <p>施設情報のデジタル化・3次元化 ドローンを用いスマート農業</p>

(注1) 「①整備推進交付金を用いた各交付対象施設におけるデジタル技術の活用」と「②支援措置によらない独自の取り組みによるデジタル技術の活用」の取組は、どちらか一方でも可とする。
 (注2) 地域再生計画の5-2[事業が先導的なものであると認められる理由]に「(デジタル社会の形成への寄与)」の項目を設けて、デジタル技術の活用・連携の内容について記載すること。さらに、地域再生計画の目標達成に資する取組の場合には、地域再生計画の5-3-2(支援措置によらない独自の取り組み)にも記載すること。

2. PPP/PFI手法の導入等を図る地域再生計画への重点配分

令和4年度までは、「汚水処理施設」の整備において、下水道・集落排水施設・浄化槽が連携し、PPP/PFI手法を導入した施設運営・維持管理を図る地域計画や施設運営・維持管理の広域化を図る地域再生計画に重点配分をしてきたところです。

一方、デジタル田園都市国家構想総合戦略においては、新たな官民連携の柱として、PPP/PFI手法による民間の創意工夫の活用が期待されています。

このため、令和5年度以降は、「汚水処理施設」に加え、「道」「港」にも対象を拡充し、道・汚水処理施設・港の整備において、PPP/PFI手法を導入し施設運営・維持管理に取り組む地域再生計画や施設運営・維持管理の広域化に取り組む地域再生計画に予算の重点配分を行っています。

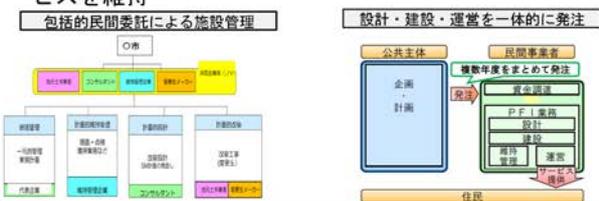
なお、PPP/PFI手法の導入等を図る取組は、地域再生計画書の「5-1 全体の概要」及び「5-2 全体の概要(1) [整備量]」に取り組み内容が分かるように記載をお願いします。

- 財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会（R2.10.19）の指摘を踏まえ、現在、汚水処理施設整備において、2種以上の施設が連携したPPP/PFI手法等の導入による施設運営・維持管理や施設運営・維持管理の広域化に取り組んでいる地域再生計画について、重点配分を行っているところ。
- PPP/PFI手法等の導入は、「デジタル田園都市国家構想」の推進力として、インフラの持続可能性等の地域課題を解決し、魅力的で活力ある地域を実現に寄与するとともに、小規模施設やインフラ等の維持管理・運営において民間の創意工夫の発揮が期待されている。
- これを踏まえ、令和5年度からは汚水処理施設に加え、道及び港においても、民間との連携を図る2種以上の施設が連携したPPP/PFI手法の導入等による施設運営・維持管理や施設運営・維持管理の広域化に取り組んでいる地域再生計画に対して、予算の重点配分を行うこととする。

【PPP/PFI手法等の導入等の取組の例】

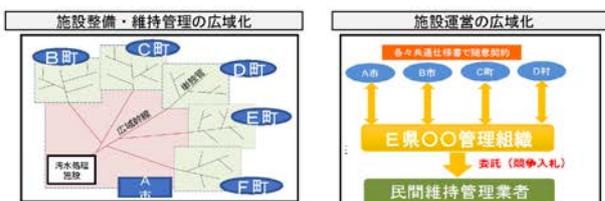
① PPP/PFI手法等の導入による施設運営・維持管理

- > 個別に発注していた業務をパッケージ化し、複数年契約とした包括的民間委託による民間のノウハウの活用
- > 設計・建設・運営を一体的に発注し、優れた民間事業者を選定することで、コストの効率化と適切な公共サービスを維持



② 施設運営・維持管理の広域化

- > 既存施設の統廃合や機能強化等による施設整備・維持管理の広域化
- > 複数の地方公共団体が連携して類似した施設の運営を行うことによる施設運営の広域化



(注1) 「①PPP/PFI手法等の導入による施設運営・維持管理」と「②施設運営・維持管理の広域化」の取組は、どちらか一方でも可とする。

(注2) 重点配分の対象となる地域再生計画は、2種以上の施設が連携した取組である必要があるので留意のこと。(ex. 公共下水道と集落排水の連携、市町村道と林道の連携、港湾と漁港の連携)

(注3) 取組の内容を地域再生計画の5-3-2(支援措置によらない独自の取り組み)に記載すること。

3. 国土強靱化地域計画に位置付けられた施設整備への重点配分

令和2年1月21日に開催された国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議の決定に基づき、令和2年度より、国土強靱化地域計画に基づく事業に重点配分を行ってきました。

令和3年1月19日に開催された国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議で、国土強靱化地域計画の内容充実の支援・促進を進めるため、令和4年度以降、国土強靱化地域計画に明記された事業に重点配分を行うことが決定されました。

このため、令和4年度以降の本交付金については、国土強靱化地域計画に具体的に明記された事業（路線等）に重点配分を行います。

なお、国土強靱化地域計画に明記された事業（路線等）の場合には、第二部地域再生計画申請資料の様式の記載例を参考に、地域再生計画書の「5 地域再生を図るために行う事業【事業が先導的なものであると認められる理由】にその旨を記載するとともに、計画認定申請資料として国土強靱化地域計画の該当部分及びその内容（路線等が確認できる箇所）を説明した文章の提出が必須です。

4. 特定有人国境離島地域への重点配分

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針（H29.4.7 内閣総理大臣決定）に基づき、特定有人国境離島地域に重点配分を行います。

VII 地域再生計画の認定申請又は軽微な変更報告に必要な書類

地域再生計画の認定申請（新規計画、変更計画）の受付期間や申請方法、留意事項等についてはホームページを参照してください。

内閣府地方創生推進事務局ホームページ「地域再生計画の認定申請について」

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sinsei.html>

また、地域再生計画の記載方法は「P1-52～1-57 IV 地域再生計画の記載事項と留意点」、提出書類の記載例については「第二部 地域再生計画申請資料の様式」を参照ください。

1 新規認定申請の場合

地域再生計画の新規認定申請（事前相談）に必要な書類は以下のとおりです。

■ 認定申請にあたって提出が必要な書類（①～⑥）

番号	書類	電子ファイル名
①	地域再生計画認定申請に係る基礎データ表 (必ず最新版を使用すること)	01_01_自治体 CD5 桁_自治体名_基礎データ表
②	認定申請書 (鑑)	02_01_自治体 CD5 桁_自治体名_地域再生計画認定申請書
③	地域再生計画書本体	03_01_自治体 CD5 桁_自治体名_地域再生計画本体 (整備推進交付金)
④	(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図	04_01_自治体 CD5 桁_自治体名_付近見取図
	地域再生計画の区域の範囲を明らかにするために必要な図面を添付書類として求めるものです。地域再生計画の区域の範囲が市域、県域等行政区画と一致する場合（「〇〇市の全域」等）は添付の必要はありません。地域再生計画の区域の範囲が行政区画と異なる場合（「〇〇市の区域の一部（△△地区）」等の場合）は添付をお願いします。	
⑤	工程表	05_01_自治体 CD5 桁_自治体名_工程表
	II-1-(3)への適合を判断するために求められる添付書類です。各事業（関連事業を含む）の工程を示すだけでなく、事業相互の関連を明確にし、計画全体として何がどのような手順で達成されるのかを明らかにしてください。	
⑥	地方版総合戦略及びその内容を説明した文書	06_01_自治体 CD5 桁_自治体名_総合戦略位置付け
	地域再生法第5条第4項第1号の「定められた事業」への適合を確認するために求められる添付書類です。地方版総合戦略の本文は事業と関連する部分の抜粋で結構です。ただし、整備事業が地方版総合戦略にどのように定められているのかが明らかとなるように文章でも記述してください。	

■ 認定の判断に必要な参考資料 (⑦)

番号	資料	電子ファイル名
⑦-1	整備する施設の整備区域又は整備箇所を示した図面	07_01_自治体 CD5 桁_自治体名_整備箇所図
⑦-2	整備量、事業量、事業期間等内訳表	07_02_自治体 CD5 桁_自治体名_整備量、事業量、事業期間等内訳表
⑦-3	事前評価調書	07_03_自治体 CD5 桁_自治体名_事前評価調書
	平成 28 年度新規計画より追加した主な項目である「重要業績評価指標」「PDCAサイクルの整備」「目標や指標の根拠」は、地方創生整備推進交付金の重要なコンセプトであることから、十分に検討頂いた上で記載いただくようお願いします。	
⑦-4	チェックリスト (新規申請時)	07_04_自治体 CD5 桁_自治体名_チェックリスト
⑦-5	ポンチ絵	07_05_自治体 CD5 桁_自治体名_ポンチ絵
⑦-6	(完了計画と同一区域で同種事業を実施する場合) 完了計画の事後評価調書又は中間評価調書	07_06_自治体 CD5 桁_自治体名_中間・事後評価調書
	完了計画と同じ区域、同じ施設の種類の新規計画を申請するなど、完了した計画との関連性がある新規計画の場合は、必ず、新規地域再生計画書作成時点での完了計画の完了時評価を行い、「完了計画の事後評価調書」を作成して、添付してください。(なお、既に完了計画の事後評価結果を内閣府に報告済みである場合は添付の必要はありません。) また、平成 27 年度認定計画より中間評価が導入されたことから、令和元年度に計画が完了する案件(平成 27 年度認定)より、これまでのように事後評価結果の確認のために一年を空けることなく、中間評価結果等を踏まえ、同一区域で同種事業を実施するための申請を行うことが可能となっています。その場合には、中間評価調書を添付してください。	
⑦-7	その他参考資料 (必要な場合のみ) 注	07_07_自治体 CD5 桁_自治体名_〇〇〇

注) 国土強靱化地域計画に明記され実施する地域再生計画の場合、国土強靱化地域計画の関連する部分(路線名、地区名、港名が確認できる部分)及びその内容を説明した文書を添付してください。

2 認定を必要とする変更申請の場合

地域再生計画の変更計画の認定申請(事前相談)に必要な書類は以下のとおりです。

■ 変更認定申請にあたって提出が必要な書類 (①～⑥)

番号	書類	電子ファイル名
①	地域再生計画認定申請に係る基礎データ表 (必ず最新版を使用すること)	01_01_自治体 CD5 桁_自治体名_基礎データ表
②	変更の認定申請書(鑑)	02_01_自治体 CD5 桁_自治体名_地域再生計画認定申請書
③	地域再生計画本体	03_01_自治体 CD5 桁_自治体名_地域再生計画本体(整備推進交付金)
④	変更前の地域再生計画本体	04_01_自治体 CD5 桁_自治体名_変更前の地域再生計画本体(整備推進交付金)
⑤	(区域の特定が困難な場合のみ) 区域付近見取図 ※変更となる場合のみ	05_01_自治体 CD5 桁_自治体名_付近見取図
⑥	工程表 ※変更となる場合のみ	06_01_自治体 CD5 桁_自治体名_工程表

■ 認定の判断に必要な参考資料 (⑦)

番号	資料	電子ファイル名
⑦-1	新旧対照表	07_01_自治体 CD5 桁_自治体名_新旧対照表
⑦-2	変更理由書	07_02_自治体 CD5 桁_自治体名_変更理由書
⑦-3	整備する施設の整備区域又は整備箇所を示した図面	07-03_自治体 CD5 桁_自治体名_整備箇所図
⑦-4	整備量、事業費、事業期間等内訳新旧対照表	07-04_自治体 CD5 桁_自治体名_内訳新旧対照表
⑦-5	チェックリスト (変更申請時)	07-05_自治体 CD5 桁_自治体名_チェックリスト
⑦-6	ポンチ絵	07-06_自治体 CD5 桁_自治体名_ポンチ絵
⑦-7	その他参考資料 (必要な場合のみ) ^{注)}	07-07_自治体 CD5 桁_自治体名_〇〇〇

注) 変更の内容が、国土強靱化地域計画に明記され実施する地域再生計画であることを記載する場合、国土強靱化地域計画の関連する部分 (路線名、地区名、港名が確認できる部分) 及びその内容を説明した文書を添付してください。

3 軽微な変更の報告の場合

地域再生計画の軽微な変更報告に必要な書類は以下のとおりです。

■ 報告にあたって提出が必要な書類 (①～⑦)

番号	書類	電子ファイル名
①	地域再生計画認定申請に係る基礎データ表 (必ず最新版を使用すること)	01_01_自治体 CD5 桁_自治体名_基礎データ表
②	軽微な変更に係る報告書 (鑑)	02_01_自治体 CD5 桁_自治体名_軽微な変更報告書
③	新旧対照表	03_01_自治体 CD5 桁_自治体名_新旧対照表
④	変更理由書	04_01_自治体 CD5 桁_自治体名_変更理由書
⑤	変更地域再生計画本体	05_01_自治体 CD5 桁_自治体名_地域再生計画本体 (整備推進交付金)
⑥	整備する施設の整備区域又は整備箇所を示した図面	06_01_自治体 CD5 桁_自治体名_整備箇所図
⑦	工程表 ※変更となる場合のみ	07_01_自治体 CD5 桁_自治体名_工程表
⑧	参考資料	
(⑦-1)	・整備量、事業費、事業期間等内訳新旧対照表	08_01_自治体 CD5 桁_自治体名_内訳新旧対照表
(⑦-2)	・その他の参考資料 (必要な場合のみ)	08_02_自治体 CD5 桁_自治体名_〇〇〇

4 認定申請書類の作成方法

認定申請の書類は、A4の用紙に横書きを基本とし、12ポイント程度の見やすいフォントを使用してください。

(1) 提出書類

認定申請書類については電子ファイル (ワード、エクセル、パワーポイント等の編集可

能なファイル) にて提出してください。

i) ワード、エクセル、パワーポイント等の編集可能な電子ファイル

ワード、エクセル、パワーポイント等の編集可能な電子媒体は、「1 新規認定申請の場合」～「3 軽微な変更報告の場合」の資料ごとに作成し、電子ファイルの名称は上記一覧表の「電子ファイル」の欄の名称として、(団体名)の中には計画作成主体の名称を記載してください。

(01～07 までの番号) + (自治体 CD_自治体名) + (資料の略称)

例) AA県、BB市外2町の地域再生計画の新規認定申請で ③ 地域再生計画書本体のワードファイルの名称を作成する。

ファイル名は「1 新規認定申請の場合」の一覧表より、計画作成主体のうち代表となる自治体の CD 及び名称「自治体 CD_BB市」を記入して、ワードファイル名を「03_01_自治体 CD_BB市_地域再生計画本体(整備推進交付金).docx」とする。

計画作成主体が都道府県及び2以上の市町村から構成される場合は、ファイル名が長くないよう、計画の区域等を踏まえ代表的な1つの市町村の CD 及び名称のみ記載してください。

- 注) ・各々の電子ファイルの容量は最大でも2～3MBまでに調整願います。
・認定申請書(鑑)についてはPDFファイルで提出してください。

(参考)

過去に認定された新規計画の計画概要、計画書本体、また変更計画の計画概要、計画書本体、新旧対照表については以下のホームページに公表されているため、計画等作成の参考にしてください。

内閣府地方創生推進事務局ホームページ「認定された地域再生計画について」

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/saiseikeikaku.html>

Ⅷ 認定申請に必要な書類の提出先

1 新規認定申請及び変更認定申請

地域再生計画の新規及び変更の認定申請は、例年、原則として1月の申請受付の1回のみとなります。認定申請に向けて、内閣府による事前ヒアリングを前年の7～9月頃に実施する予定ですので、認定申請を検討している自治体にあつては、必ず事前ヒアリングを受けてください。引き続き、事前ヒアリングの結果を踏まえた事前相談を10月頃から受け付けますので、申請を予定している自治体は、ヒアリングでの指摘への対応状況の報告を含めた回答を事前相談にて行ってください。

2 軽微な変更

軽微な変更については、随時行うことができます。認定申請のスケジュールにとらわれず、あらかじめ地域再生計画の認定事務を行う内閣府の施設担当に情報提供及び事前相談をお願いします。

3 提出先・提出方法

(1) 新規認定申請及び変更認定申請

メール又は電話により施設担当に事前相談してください。確認が終わったら認定申請の受付期間内に電子ファイルをメールで次のアドレスに送信してください。

(宛先) 内閣府地方創生推進事務局 地方創生整備推進交付金担当

【事前相談】 seibikoufukin@cao. go. jp

【認定申請】 e. nintei. c3s@cao. go. jp

※ 申請アドレスは変更が生じる場合があります。

(2) 軽微な変更報告

メール又は電話により施設担当にあらかじめ事前相談してください。確認が終わったら電子ファイルをメールで施設担当に送信願います。

(宛先) 内閣府地方創生推進事務局 地方創生整備推進交付金担当

seibikoufukin@cao. go. jp

その他詳細についてはホームページを御参照ください。

4 問い合わせ先

【連絡先】

内閣府地方創生推進事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6F

電話番号 03-5510-2456・2458

電子メール seibikoufukin@cao.go.jp (地方創生整備推進交付金担当)

第二部

地域再生計画申請資料の様式

1 新規認定申請の場合

■ 認定申請書にあたって提出が必要な書類 (①～⑥)

番号	書類	ページ等
①	地域再生計画認定申請に係る基礎データ表	当該データファイルを参照
②	認定申請書 (鑑)	2-2
③	地域再生計画書本体	2-3
④	(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図	2-25
⑤	工程表	2-26
⑥	地方版総合戦略及びその内容を説明した文書	2-29

■ 認定の判断に必要な参考資料 (⑦)

番号	資料	ページ等
⑦-1	整備する施設の整備区域又は整備箇所を示した図面	2-30
⑦-2	整備量、事業費、事業期間等内訳表	2-33
⑦-3	事前評価調書	2-34
⑦-4	チェックリスト (新規申請時)	2-36
⑦-5	ポンチ絵	2-39
⑦-6	(完了計画と同一区域で同種事業を実施する場合) 完了計画の事後評価調書又は中間評価調書	2-42
⑦-7	その他参考資料 (必要な場合のみ)	2-44

② 認定申請書（鑑）
（3 整備交付金共通）

地域再生計画認定申請書

第〇号（発番を記載してください。）

〇〇年〇月〇日

募集期間内の日付

内閣総理大臣 殿

※押印は省略

全ての計画作成主体を連名で記載

〇〇県知事

●● ●●

〇〇市長

●● ●●

〇〇町長

●● ●●

地域再生法第5条第1項の規定に基づき、地域再生計画について認定を申請します。

地域再生計画の名称：〇〇（地域再生計画の名称を記載してください。）

計画書本文に記載された「名称」と同じかを確認

③ 地域再生計画書本体
(地方創生道整備推進交付金)

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

1. 地域再生計画の名称
・仮にサブタイトルを付けるなど2行に及ぶ場合でも改行しない。

〇〇地域の共存と交流による活力あるふるさとづくり計画

注・計画の特徴や独自性を端的に表現した簡潔な名称とすること。
・同じ区域で行う新規計画であっても、「第2期」のような記載ではなく、独自の記載を心掛けてください。

2 地域再生計画の作成主体の名称

・複数あるときは「、」、「及び」を用いる。

□□県、□□県◇◇郡△△町及び〇〇町

注・複数の地方公共団体による共同申請の場合は、すべての地方公共団体を記載すること。
(林道については間接補助方式を採用していることから、必ず都道府県と市町村の共同作成すること。)

3 地域再生計画の区域

□□県◇◇郡△△町及び〇〇町の全域

注・対象となる区域の規模については、再生計画の目標から見て、適切な区域設定がなされていること。

2. 地域再生計画の作成主体の名称(市町村の記載方法)
・作成主体が政令指定都市または都道府県と同名の市の場合
→ 市名のみ記載(都道府県名は記載しない)
・作成主体が上記以外の市、町村又は東京23区の場合
→ 都道府県名から記載

3. 地域再生計画の区域
・「〇〇の全域」又は「〇〇の区域の一部(〇〇地区)」

4. 地域再生計画の目標

・本項目では、(1)地域の現況(地理的条件、人口や少子高齢化の状況、農林業等産業の状況、観光の状況、インフラ整備状況等)、(2)地域の課題(目標設定に当たって地域が抱える課題や地域再生計画で取り組む経緯等)、(3)計画の目標(課題に対して計画で取り組む主な事業と計画の目指す目標)について記述する。
・目標の記述に当たっては、簡潔かつ端的な表現となるよう心掛けるとともに、抽象的、概念的な内容にならないよう必要に応じて定量的データ等を盛り込みながら、具体的に記述する。
(例) × 高齢化が進行し、・・・
○ 令和〇年〇月〇日現在の△%だった高齢化率が令和□年□月□日では〇%に進行し、・・・
○ ……時点の高齢化率〇%は全国平均△%(都道府県平均□%)と比較して高く、・・・
・本項目の記述に当たっては、後述する4-3の数値目標と整合性のとれた内容とすること。
・保全対策、老朽化対策等を含む計画は安全・安心なまちづくりや防災・減災、老朽化対策に関連した目標に関する記載を行うこと。
(例) 4-2 地域の課題:「・・・により林道の老朽化が進んでいることから、安全・安心なまちづくりの観点から対策が必要となっている。」
4-3 計画の目標:「・・・を図るとともに、林道機能の保全による防災・減災を図る。」
・本項目では、上記のポイントを踏まえた上で、各地域の個別の状況に応じた記載とすること。(記載例と全く同じような記載にする必要はない。)

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

△△町は〇〇県の・・・部に位置する地域である。本町の人口は、・・・年に・・・人であったのが・・・年に・・・人になるなど、急速に減少が進行している。本町の主要産業は林業であり、・・・の・・・を占めているが、林業の算出額は・・・年に・・・億円から、・・・年に・・・億円に減少するなど衰退傾向にある。

計画書本体の下部余白にページ

大都市からの交通の便の良さから、観光も林業に並びその重要性が増しており、平成〇〇年度に策定した△△町総合戦略においても最も力を入れる分野の一つに位置づけるなど、町としても特に重視している産業となっている。

4-2 地域の課題

近年、△△町では、高速道路や幹線道路からのアクセス道が十分に整備されていないことから、・・・や・・・といった課題が生じており、その結果、・・・地域の観光客数は・・・年・・・人から・・・年・・・人減少するとともに、定住人口は・・・といった状況になっている。

また、主要産業である林業についても林道が・・・という課題が生じているため、・・・が急務となっている。

4-3 計画の目標

こうした状況を踏まえ、地方創生道整備推進交付金により町道と林道を一体的に整備することにより、・・・や・・・を図り、併せて行う地方創生推進交付金（〇〇事業）により・・・や・・・を図る。また、さらなる・・・を目的として関連事業の・・・や・・・を実施する。それらの結果、地域全体として・・・、・・・及び・・・が図られ、・・・を目指すものである。

4. 地域再生計画の目標（4-3の数値目標の部分）

- ・地域再生計画の数値目標は、連携・組合せを行う関連事業も含めた計画全体の総合的な事業の実施によるアウトカム指標（第一部 Ⅲ-1、3参照）とし、事業完了後の定量的な指標を年度を入れて明記すること。（中間目標は「7. 目標の達成状況に係る評価に関する評価の手法」において記載する。）
- ・数値目標は複数（2～5項目程度を目安とする）設けること。
- ・数値目標の設定根拠は申請資料に添付する参考資料「事前評価調書」にて整理すること。

- (目標1) 観光交流の活性化（年間観光入込客の増加）
〇〇〇万人（令和●年度）→〇〇〇万人（令和◇年度）
- (目標2) 定住人口の増加
〇〇〇人（令和●年度）→〇〇〇万人（令和◇年度）
- (目標3) 林業の振興と森林整備の促進（間伐面積の増加）
〇〇〇ha（令和●年度）→〇〇〇ha（令和◇年度）

注・地域再生計画の数値目標の設定に当たっては、連携・組合せを行う関連事業も含めた計画全体の総合的な事業の実施による複数の数値目標を設定すること。
・数値目標は評価可能なアウトカム指標とし、事業完了後の定量的な指標を年度を入れて明記すること。

5-1. 全体の概要

- ・地域再生計画に記載した取組の全容が端的に表現されるよう、概要を簡潔に記載すること。（個別事業の詳細は5-2、5-3に記載すること。）
- ・広域農道又は林道の保全対策を実施する場合は、地域の状況に応じて、保全対策に関連する記載を行うこと。
（例）「さらには、整備済みの路線についても・・・のため、老朽化が進んでいることから、道路ネットワーク機能の低下による地域再生への影響が懸念される」
「また、併せて林道の保全対策〇〇路線の実施により、既設林道の保全が図られ、市道、林道の道路ネットワーク機能が継続して発揮されることから、安全・安心なまちづくりに資する。」

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

△△町は、■ ■自動車道が横断するとともに、国道XX号など幹線道路が整備されており、大都市圏からのアクセスは容易である。しかし、町内の半分以上を山林が占めているため 町道及び林道の整備が遅れており、特に高速道路や幹線道路へのアクセス道が弱い。

このため、観光客が「e e城下町」「h h温泉」「○○水車」「フルーツ狩り」等といった観光地のうち一箇所のみ立ち寄り寄る傾向があるなど、地域全体としての観光地の連携が十分図られていない。

また、地域住民の利便性の問題に加えて、令和XX年X月の△△豪雨のような災害時の集落孤立の危惧不安もあり、定住人口は減少傾向にある。

さらには、林道は整備が遅れている上に、既存林道と幹線道路とのネットワークが弱いことから、間伐材の利用等林業振興に当たっては効率が悪い。

そこで、地方創生道整備推進交付金により、国道XX号を中心として、そこから延びる幹線町道である「町道AA線」の道路拡張や、「町道BB線」及びBB線に接続する「林道CC線」の開設等を行うことにより、効率的な道路網を構築する。それによって、地域の豊富な観光資源がネットワーク化されることで観光客数の増加・滞在時間の延長を図るとともに、地域住民との交流も促進される。加えて、森林施業における効率化と生産コストを抑えることで、林業・木材産業の生産活動を向上させ、林業の振興を図っていく。また、住民の利便性の向上や災害時の孤立への不安の払拭も図ることにより、定住に向けた機運が高まることが期待される。

また、地方創生推進交付金（○○○事業）により、・・・が実施されることにより、・・・が図られることから、町道、林道の整備事業と併せた相乗効果により、更に住民の利便性が向上し、その結果、△△町の定住人口の増加といった道の整備事業の政策効果を高めることが期待できる。

注・地域再生計画に記載した取組の全容が端的に表現されるよう、概要を簡潔に記載すること。（個別事業の詳細は5-2、5-3に記載すること。）

・複数の事業が相まって効果を発揮する場合は、総論として各事業の関連性についても記載すること。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生道整備推進交付金【A3008】

対象となる施設は以下のとおりで、事業開始に係る手続等を完了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・町道 道路法に規定する町道に認定済み。（ ）内は認定年月日。
 - AA線 (令和xx年xx月xx日)
 - BB線 (令和xx年xx月xx日)
- ・林道 森林法によるff地域森林計画書(令和xx年策定)に路線を記載。
 - CC線
- ・広域農道 土地改良法に基づく実施手続き済み。
 - DD線 (令和xx年xx月xx日事業計画確定)

- [施設の種類の] [事業主体]
- ・町道 △△町
 - ・林道 □□県、△△町
 - ・広域農道 □□県

[事業区域]

- ・△△町

[事業期間]

- ・町道 令和○年度～令和◇年度
- ・林道 令和○年度～令和◇年度
- ・広域農道 令和○年度～令和◇年度

[整備量及び事業費]

- ・町道 1.6 km、林道 2.9 km、広域農道、2.5km
- ・総事業費 1,130,000 千円（うち交付金 565,000 千円）
 - 町道 400,000 千円（うち交付金 200,000 千円）
 - 林道 630,000 千円（うち交付金 315,000 千円）
 - 広域農道 100,000 千円（うち交付金 50,000 千円）

5-2(1) 地方創生道整備推進交付金

- ・対象となる施設は、交付金を活用して実施する路線を全て記載すること。
- ・タイトルに特別の措置番号を記載のこと。
地方創生道整備推進交付金【A3008】
- ・事業期間が整備箇所図、工程表とあっているか、また、計画期間内に収まっているか確認のこと。
- ・「整備量及び事業費」の交付金の金額には、引上額、指導監督事務費は含めないこと。

5-2(2) [事業の実施状況に関する客観的な指標]

- ・客観的な指標は、計画各年度の事業の実施状況に関する指標として、3整備事業の実施により直接発生する評価可能なアウトカム数値を記載すること。（1事業につき1～2項目以上のできる限り複数の指標を目安とする。）
- ・指標は毎年度評価可能なアウトカム数値となるよう努めるものの、「施設、路線によっては効果発現の時期が異なる」等といった公共事業の特性を踏まえ、効果の発現時期に応じた数値を設定すること。
- ・指標設定の根拠は申請資料に添付する参考資料「事前評価調書」にて整理すること。
- ・保全対策、老朽化対策等を含む計画においては、安全安心なまちづくりや防災・減災、老朽化対策に関連した「事業の実施状況に関する客観的な指標」を設定すること。（ただし、保全対策に関する指標のみでなく、保全対策以外の指標と併せて設定すること。）

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(令和/年度)	基準年 (R●)	R○	R△	R□	R▽	R◇
指標1 観光地等までのアクセス改善 ▼▼インター～e e旧城下町	15分	15分	15分	15分	10分	10分
指標2 木材の生産性の向上 ○○区域～●●製材所の所要時間	25分	25分	25分	25分	20分	20分

毎年度終了後に△△町の職員が必要な○○調査等を行い、速やかに状況を把握する

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策・施策間連携)

町道及び林道を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べて、効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、観光地の連携や林業の振興といった地域再生の目標達成により資するとともに、全体の整備コストの削減が期待

できるという点で、先導的な事業となっている。

町道〇〇線の整備は、〇〇町国土強靱化地域計画に明記された事業である。
(デジタル社会の形成への寄与)

ICT を活用した〇〇の推進により、〇〇のコスト縮減や〇〇作業の効率化を
実践し、〇〇の向上を図っていく。具体的には・・・を構築することとしてお
り、デジタル社会の形成に寄与する事業となっている。

(その他の理由)

本事業は、〇〇〇〇〇〇という観点で整備を行うことから、先導性が高い事
業となっている。

【参考①】 広域農道又は林道の保全対策を含む計画の記載例

(1) 地方創生道整備推進交付金【A3008】

対象となる施設は以下のとおりで、事業開始に係る手続等を完了している。
なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 広域農道 土地改良法に基づく実施手続済み。()内は事業計画確定年月日。
広域農道 C C 線 (令和 x x 年 x x 月 x x 日)
- ・ 林道 森林法による f f 地域森林計画書 (令和 x x 年策定) に路線を記載。
林道 C C 線
- ・ 広域農道の保全対策
広域農道 F F 線
- ・ 林道の保全対策
林道 D D 線、林道 G G 線

事業量の記載にあたっては、保全対策とそれ以外で分けて記載
するとともに、保全対策工事を伴うもの(広域農道:保全対策、
林道:保全整備)と伴わないもの(点検診断)についても明確に
記載してください。
(例:広域農道の 1.2km と広域農道の保全対策 0.4km は分けて
記載し、それぞれ互いに外数とする。)

(略)

[整備量及び事業費]

- ・ 広域農道 1.2 k m
広域農道の保全対策 (保全対策) 0.4km (点検診断) 12 箇所
- ・ 林道 2.9 k m
林道の保全対策 (保全整備) 5 箇所 (点検診断) 32 箇所
- ・ 総事業費 1,130,000 千円 (うち交付金 565,000 千円)
広域農道 500,000 千円 (うち交付金 250,000 千円)
うち広域農道の保全対策 100,000 千円 (うち交付金 50,000 千円)
林道 630,000 千円 (うち交付金 315,000 千円)
うち林道の保全対策 200,000 千円 (うち交付金 100,000 千円)

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(令和/年度)	基準年 (R●)	R○	R△	R□	R▽	R◇
指標 1 (略)						
指標 2 林道老朽化対策の推進 老朽化対策推進率	20%	20%	30%	40%	50%	50%

(略)

【参考②】 支援措置の追加等により 1 つの地域再生計画で地方創生推進交付金と地方創生整備推進交付金の両方の認定を申請する場合の記載例

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生推進交付金【A3007】

- [事業主体]
- [事業名称]
- [事業内容]
- [事業が先導的であると認められる理由]
- [重要業績評価指標及び目標年月]
- [評価の方法、時期及び体制]
- [交付対象事業に要する経費]
- [事業実施期間]
- [その他必要な事項]

5-2 (1) 地方創生推進交付金
・地方創生整備推進交付金と地方創生推進交付金を、支援措置の追加等により同一の地域再生計画で認定する場合の地域再生計画の記載例です。
・記載の具体的内容は地方創生推進交付金の記載要領等を参考にして記載してください。

(2) 地方創生道整備推進交付金【A3008】

対象となる施設は以下の通りで、～（以下同じ）

【参考③】 令和2年度以降の広域農道の拡充要件（受益面積50ha以上等）に該当する路線を含む計画の記載例

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(略)

(1) 地方創生道整備推進交付金【A3008】

・広域農道「〇〇地区」（又は〇〇線等）は、令和〇年〇月〇日に事業計画について土地改良法手続きを完了しており、令和〇年〇月に流通・通作条件整備計画について策定している（又は策定予定である。）

(略)

【参考④】 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の規定による都道府県の権限代行事を行う場合の記載例

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(略)

- [施設の種類] [事業主体]
- ・町道 △△県
- ・町道（又は町道〇〇線）は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の規定による都道府県の権限代行事業（令和〇年〇月基幹道路指定）である。

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「〇〇地域の共存と交流による活力あるふるさとづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 荒廃森林再生事業

内 容 荒廃した森林を再生し、公益的機能が十分発揮できる緑豊かな森林地にして次世代へ引き継ぐため、森林の整備(間伐)を行う(〇〇省支援事業)。

実施主体 〇〇町

実施期間 令和〇〇年4月～令和〇〇年3月

(2) 森林整備地域活動支援交付金事業

内 容 森林施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界確認等の諸活動に対して支援する事業で、森林施業の実施の基盤となる既存の作業路網の改良を行う活動に対して支援を行う(〇〇庁支援事業)。

実施主体 〇〇町

実施期間 令和〇〇年4月～令和〇〇年3月

(3) 森林環境保全整備事業

内 容 面的にまとまって計画的に行う搬出間伐等の森林施業と、これと一体となった森林作業道の開設を行う(〇〇県支援事業)。

実施主体 〇〇町

実施期間 令和〇〇年4月～令和〇〇年3月

(4) 観光地の魅力向上

内 容 他市の観光地との相互協力の関係を築き、交流、情報交換などにより誘客の促進を図る。また、パンフレット、メディア等の広告媒体を活用した宣伝を促進し、観光のPRを推進していく(〇〇町単独事業)。

実施主体 〇〇町観光協会

実施期間 令和〇〇年4月～令和〇〇年3月

(5) 〇〇〇〇〇計画(地方創生推進交付金)

内 容 〇〇DMO設立支援、
△△観光人材育成事業、
××施設の整備
(内閣府支援事業)

実施主体 〇〇町

実施期間 令和〇〇年4月～令和〇〇年3月

(6) 公共交通機関の連携強化

5-3-2 支援措置によらない独自の取組
・別の地域再生計画で地方創生推進交付金(非公共)の事業の認定を受けており、その事業を関連事業として位置付ける場合の記載例。
・ただし、まだ認定されていない未確定の事業の場合は、具体的な事業名は記載しないでください。

内 容 幹線の主要バス停及び鉄道駅に接続した予約型乗り合いタクシー事業「あいのりタクシー」により山間地区、市街地、都市圏への交通手段を確保していく。また、「市街地巡回バス」の増便により、鉄道駅、インターバス停、主要バス停との接続を改善し、市内外へのアクセスの向上を図り、併せて町外からの来訪者の移動を支援していく。▼▼店敷地内に高速バス利用者専用の「パーク&ライド駐車場」を設け、□□及び■方面へのアクセスの利便性を図る（○○町単独事業）。

実施主体 ○○町

実施期間 令和○○年4月～令和○○年3月

(7) 森林環境保全整備事業

内 容 「スマート林業プロジェクト」を展開しており、次世代通信技術やIoT・AIといった最先端を駆使しつつ、主伐から植林、保育までの「森林リサイクルの確立」を図り、県産材の更なる増産と多様な担い手の育成・定着による林業の成長産業を図る。

実施主体 ○○町

実施期間 令和○○年4月～令和○○年3月

(8) スマートアグリ、農業のIT化事業

内 容 農業分野のIoT活用を推進することで、生産計画の高度化、労働負荷の低減、遠隔による生育状況の監視等の実証を行う。

実施主体 ○○町

実施期間 令和○○年4月～令和○○年3月

(9) 公共交通機関の連携強化

内 容 オンデマンドバスやMaaSシステムの検討・導入に取り組み、利用者の利便性向上を図るとともに、鉄道駅や主要バス停との接続を改善し、市内外へのアクセスの向上を図る。

実施主体 ○○町

実施期間 令和○○年4月～令和○○年3月

注・関連する事業がない場合は「該当なし」と記載してください。

・本項目では5-3、5-3-1のいずれにも属さない地域独自の取組等について記載してください。ただし、記載に当たっては、採択が決まっていない事業については、具体的に事業名を記載することは控えること。

・デジタル技術との関連において、交付対象事業と一体となり地域再生計画の実現に取り組む支援措置によらない事業（関連事業）については、記載してください。

6 計画期間

令和○年度～令和◇年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

・地域再生計画の中間年度及び計画期間が終了した段階において、地域再生計画で掲げた数値目標の効果測定を図るために必要となる指標の入手方法や入手した指標をどのように活用して評価を行うのか記載するとともに、どこで、どのように評価の結果を公表するのかを具体的に記載してください。

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に〇〇県及び△△町が必要な〇〇調査等を行い、速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは、△△町の〇〇データ・・を用い、中間評価、事後評価の際には、〇〇の調査から〇〇の集計を行うこと等により評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和●年度 (基準年度)	令和□年度 (中間年度)	令和◇年度 (最終目標)
目標1 年間観光入込客の増加	〇〇万人	〇〇万人	〇〇万人
目標2 定住人口の増加	〇〇万人	〇〇万人	〇〇万人
目標3 間伐面積の増加	〇〇ha	〇〇ha	〇〇ha

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
年間観光入込客の増加	〇〇町観光協会の〇〇より
定住人口の増加	〇〇町の毎年の公表データ〇〇より
間伐面積の増加	〇〇町の毎年の公表データ〇〇より

・目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（〇〇県、〇〇町のホームページ）の利用、その他・・・・・・により公表する。

地域再生計画書本体
(地方創生汚水処理施設整備推進交付金)

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

自然・歴史・文化と笑顔ゆきかう〇〇ふるさとづくり

注・計画の特徴や独自性を端的に表現した簡潔な名称とすること。

・同じ区域で行う新規計画であっても、「第2期」のような記載ではなく、独自の記載を心掛けてください。

2 地域再生計画の作成主体の名称

□□県〇〇市

注・原則一つの市町村とする。(広域連合等が作成主体に含まれる場合は、この限りではない。)

3 地域再生計画の区域

□□県〇〇市の全域

注・対象となる区域の規模については、再生計画の目標から見て、適切な区域設定がなされていること。

(区域の一部の場合は、該当する地区名を記載すること。)

4. 地域再生計画の目標

- ・本項目では、(1)地域の現況(地理的条件、人口や少子高齢化の状況、農林業等産業の状況、観光の状況、インフラ整備状況等)、(2)地域の課題(目標設定に当たって地域が抱える課題や地域再生計画で取り組む経緯等)、(3)計画の目標(課題に対して計画で取り組む主な事業と計画の目指す目標)について記述する。
- ・目標の記述に当たっては、簡潔かつ端的な表現となるよう心掛けるとともに、抽象的、概念的な内容にならないよう必要に応じて定量的データ等を盛り込みながら、具体的に記述する。
(例) × 高齢化が進行し、・・・
○ 令和〇年〇月〇日現在の△%だった高齢化率が令和〇年〇月〇日では〇%に進行し、・・・
○ ……時点の高齢化率〇%は全国平均△%(都道府県平均□%)と比較して高く、・・・
- ・本項目の記述に当たっては、後述する4-3の数値目標と整合性のとれた内容とすること。
- ・本項目では、上記のポイントを踏まえた上で、各地域の個別の状況に応じた記載とすること。(記載例と全く同じような記載にする必要はない。)

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

〇〇市は……に位置し、……の地域である。本市の人口は、近年大きく減少傾向にあり、…年に…人いた人口は、…年には…人となり、将来的には…年に……になることが予測されている。

また、本市では●●年に策定した△△市総合戦略においても、市の人口減少問題の克服と持続的発展については、力を入れている取り組みのひとつとなっている。

4-2 地域の課題

近年、〇〇市では、……や……課題が生じている。その結果、・

・・・地域の定住人口は・・・、市内を流れる△△川の・・・といった状況となっており、・・・や・・・が急務となっている。

注・「地域の課題」については、汚水処理施設の未整備により目標に対してどのような支障が生じているか具体的に記載すること。

例：水質悪化により悪臭・害虫の発生や景観を損なうことなどの課題が生じており、定住・移住促進の妨げとなっている。・・・

例：〇〇（商業施設や観光施設の整備、移住支援事業など）の推進により定住・移住促進（観光振興）を進めているが、汚水処理施設の整備の遅れが妨げとなっている。

例：農業用水として使用している河川の水質悪化により、農作物の収量減や品質低下等の支障が生じている。

4-3 計画の目標

こうした状況を踏まえ、地方創生汚水処理施設整備推進交付金により公共下水道及び浄化槽の整備を一体的に推進することにより、・・・や・・・を図る。また、さらなる・・・を目的として関連事業の・・・やデジタルを活用した〇〇の取組・・・を実施する。それらの結果、地域全体として・・・、・・・及び・・・が図られ、もって・・・を目指すものである。

4. 地域再生計画の目標（4-3の数値目標の部分）

- ・地域再生計画の数値目標は、連携・組合せを行う関連事業も含めた計画全体の総合的な事業の実施によるアウトカム指標（第一部 Ⅲ-1、3参照）とし、事業完了後の定量的な指標を年度を入れて明記すること。（中間目標は「7. 目標の達成状況に係る評価に関する評価の手法」において記載する。）
- ・数値目標は複数（2～5項目程度を目安とする）設けること。
- ・数値目標の設定根拠は申請資料に添付する参考資料「事前評価調書」にて整理すること。

（目標1） 定住人口の増加

〇〇〇人（令和●年）→〇〇〇人（令和◇年）

（目標2） △△川の水質改善

BOD等基準達成箇所の割合

xx%（令和●年）→zz%（令和◇年）

注・地域再生計画の数値目標の設定に当たっては、連携・組合せを行う関連事業も含めた計画全体の総合的な事業の実施による複数の数値目標を設定すること。

・数値目標は評価可能なアウトカム指標とし、事業完了後の定量的な指標を年度を入れて明記すること。

5-1. 全体の概要

・地域再生計画に記載した取組の全容が端的に表現されるよう、概要を簡潔に記載すること。（個別事業の詳細は5-2、5-3に記載すること。）

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

□□地区で施行している特定環境保全公共下水道は、令和x x年度に事業着手し、令和x x年度末時点において全体計画x x haのうち約z z haが整備済みである。

また、〇〇市全域を対象とした既設集合排水処理地域を除く地域においては、x x世帯のうち、約y y世帯が合併浄化槽設置済みである。

今後、更なる汚水処理施設の整備を推進するため、地方創生汚水処理施設整備推

進交付金により公共下水道及び浄化槽の整備を行うとともに、△△川の環境回復に係る関連単独事業やデジタルを活用した〇〇の取組を実施することにより、水質汚濁や悪臭などが解消を図り、もって自然環境が守られ市民が衛生的でうるおいのある生活を目指す。

注・地域再生計画に記載した取組の全容が端的に表現されるよう、概要を簡潔に記載すること。（個別事業の詳細は5-2、5-3に記載すること。）
 ・複数の事業が相まって効果を発揮する場合は、総論として各事業の関連性についても記載すること。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金【A3009】

- ・ 特定環境保全公共下水道・・・令和 x x 年 x 月に事業計画策定（変更）
- ・ 農業集落排水施設整備・・・令和 x 年 x 月に事業計画策定

注・下水道の地区については、原則として下水道事業計画に位置付けられたものとする。事業計画の変更の予定があるもので実施が確実なもの等については、個別に相談すること。

[事業主体]

- ・ 〇〇市

[施設の種類]

- ・ 特定環境保全公共下水道
- ・ 農業集落排水施設
- ・ 個人設置型浄化槽
- ・ 市町村設置型浄化槽

[事業区域]

- ・ 特定環境保全公共下水道・・・〇〇市□□町◎◎地区、▽▽地区、◇◇地区
- ・ 農業集落排水施設・・・〇〇地区、▽▽地区
- ・ 浄化槽（市町村設置）・・・〇〇市□□町の全域（ただし、特定環境保全公共下水道等集合処理施設の計画区域を除く）
- ・ 浄化槽（個人設置）・・・〇〇市の全域（ただし、公共下水道等の集合処理施設の事業計画区域及び整備区域、浄化槽の市町村設置の整備計画区域を除く）

注・地区については、下水道認可区域、農業集落排水の採択地区の一部、下水道認可区域以外の区域としても可。

[事業期間]

- | | |
|---------------|-------------|
| ・ 特定環境保全公共下水道 | 令和〇年度～令和▽年度 |
| ・ 農業集落排水施設 | 令和〇年度～令和▽年度 |
| ・ 個人設置型浄化槽 | 令和〇年度～令和◇年度 |
| ・ 市町村設置型浄化槽 | 令和〇年度～令和◇年度 |

[整備量]

- | | |
|---------------|----------------------|
| ・ 特定環境保全公共下水道 | φ 150 mm L = 2,000 m |
| | マンホールポンプ施設 4 基 |
| | 処理場 1 箇所（増設、機器更新） |

5-2 (1) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金
 ・ タイトルに特別の措置番号を記載のこと。
 地方創生汚水処理施設整備推進交付金【A3009】
 ・ 事業期間が整備箇所図、工程表とあっているか、また、計画期間内に収まっているか確認のこと。
 ・ 「整備量及び事業費」の交付金の金額には、引上額、指導監督事務費は含めないこと。

- ・ 農業集落排水施設 φ 150 mm L = 1,000 m
処理場 1 箇所（機器更新）
中継ポンプ更新 1 式
- ・ 浄化槽 400 基
（うち、市町村設置型：100 基、個人設置型 300 基）

注・汚水処理人口の普及拡大のために整備する事業が対象。

- ・ 浄化槽の整備量（基数）は、市町村設置型と個人設置型を合算したものを記載。（市町村設置型と個人設置型の内訳を（ ）書きで表記願います。）
- ・ 市町村設置型浄化槽の整備量は、事業期間中における各事業年度内に 20 基以上とすることが必要 ※1。

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- ・ 特定環境保全公共下水道・・・ 事業計画区域全域（整備済み区域を除く）で 150 人
- ・ 農業集落排水施設・・・ 事業計画区域全域（整備済み区域を除く）で 100 人
- ・ 浄化槽・・・〇〇市全域（公共下水道整備区域、農・漁業集落排水整備区域、及び既設浄化槽整備区域を除く）で 1,200 人

*1 事業が3年以上継続した場合又は累積 50 基以上整備した場合には、事業年度間に整備する基数を 10 基以上とする。また、離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、北海道開発法、沖縄振興開発特別措置法、有明海及び八代海を再生するための特別措置法に関する法律に定める地域にあつては、事業年度内に整備する基数を 10 基数以上とする。

[事業費]

特定環境保全公共下水道

事業費 150,000 千円（うち、交付金 75,000 千円）

農業集落排水施設

事業費 200,000 千円（うち、交付金 150,000 千円）

個人設置型浄化槽

事業費 120,000 千円（うち、交付金 40,000 千円）

市町村設置型浄化槽

事業費 60,000 千円（うち、交付金 20,000 千円）

合計 事業費 330,000 千円（うち、交付金 135,000 千円）

注・路線(地区)名ごとの事業期間、整備量、事業費、交付金額については添付資料で明示すること。

- ・ 「整備量及び事業費」の交付金の金額には、引上額、指導監督事務費は含めないこと。

5-2 (2) [事業の実施状況に関する客観的な指標]

- ・ 客観的な指標は、計画各年度の事業の実施状況に関する指標として、3 整備事業の実施により直接発生する評価可能なアウトカム数値を記載すること。（1 事業につき 1～2 項目以上のできる限り複数の指標とする。）
- ・ 指標は毎年度評価可能なアウトカム数値となるよう努めるものの、「施設、路線によっては効果発現の時期が異なる」等といった公共事業の特性を踏まえ、効果の発現時期に応じた数値を設定すること。
- ・ 指標設定の根拠は申請資料に添付する参考資料「事前評価調書」にて整理すること。

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(令和/年度)	基準年 (R●)	R○	R△	R□	R▽	R◇
指標 1 汚水処理施設の整備の促進 汚水処理人口普及率 x x %の向上	x x %	x x %	x x %	x x %	y y %	y y %
指標 2 ○○川の水質向上 BOD (mg/L) 基準達成箇所の割合	x x %	x x %	x x %	x x %	y y %	y y %

毎年度終了後に○○市が必要な○○調査等を行い、速やかに状況を把握する。

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策・施策間連携)

公共下水道及び浄化槽を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べて、効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、快適で魅力ある生活環境の整備といった地域再生の目標達成により資するとともに、全体の整備コストの削減が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

○○地区の公共下水道の整備は、○○市国土強靱化地域計画に明記された事業である。

(デジタル社会の形成への寄与)

ICT を活用した○○の推進により、○○のコスト縮減や○○作業の効率化を実践し、○○の向上を図っていく。具体的には・・・を構築することとしており、デジタル社会の形成に寄与する事業となっている。

注・「事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法」は、事業の実施状況に関する指標として、事業の実施により直接発生する評価可能なアウトカム数値を記載すること。

・「事業が先導的なものであると認められる理由」は、事業の先導性が交付金の要件であることから、2以上の施設を一体的に整備する効率性・有効性を「政策・施策間連携」として説明し、デジタル技術の活用及びその普及等を推進するための取組により地方の課題を解決することを「デジタル社会の形成への寄与」として説明すること。

また、一体的整備による効率性・有効性、デジタル技術以外の先導性の要素に当てはまる場合も積極的に記載してください。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「自然・歴史・文化と笑顔ゆきかう○○ふるさとづくり」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 定住の促進（中心市街地整備事業）

内 容 中心市街地の住環境の改善、商業振興策、定住促進策等により、市の中心市街地をにぎわいと交流の拠点として再生し、魅力的で安心して暮らせる市街地環境を創造する（○○省支援事業）。

実施主体 ○○市

実施期間 令和○○年4月～令和○○年3月

(2) △△川水環境回復事業

内 容 △△川に係る住民向けアンケート調査や広報活動を行うことにより、住民の意識の啓発を図るとともに、住民主体の環境ボランティア組織設立支援等を行い、△△川の水環境の回復を図る（○○市単独事業）。

実施主体 ○○市

実施期間 令和○○年4月～令和○○年3月

(3) スマートアグリ、農業のIT化事業

内 容 農業分野のIoT活用を推進することで、生産計画の高度化、労働負荷の低減、遠隔による生育状況の監視等の実証を行う。

実施主体 ○○町

実施期間 令和○○年4月～令和○○年3月

注・関連する事業がない場合は「該当なし」と記載してください。

- ・本項目では5-3、5-3-1のいずれにも属さない地域独自の取組等について記載してください。ただし、記載に当たっては、採択が決まっていない事業については、具体的に事業名を記載することは控えること。
- ・デジタル技術との関連において、交付対象事業と一体となり地域再生計画の実現に取り組む支援措置によらない事業（関連事業）については、記載してください。

6 計画期間

令和○年度～令和◇年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に○○市が必要な○○調査等を行い、速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは、○○市の○○データ・・を用い、中間評価、事後評価の際には、○○の調査から○○の集計を行うこと等により、・・評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和●年度 (基準年度)	令和□年度 (中間年度)	令和◇年度 (最終目標)
目標1 年間観光入込客の増加	○○万人	○○万人	○○万人
目標2 △△川の水質改善	xx%	yy%	zz%

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
定住人口の増加	〇〇市の毎年の公表データ〇〇より
△△川の水質改善	〇〇市の〇〇調査より

- ・ 目標の達成状況以外の評価を行う内容
 1. 事業の進捗状況
 2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（〇〇市〇〇課のホームページ）の利用、その他・・・により公表する。

地域再生計画書本体 (地方創生港整備推進交付金)

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

地域力の向上と〇〇海、魅力再発見

注・計画の特徴や独自性を端的に表現した簡潔な名称とすること。

- ・同じ区域で行う新規計画であっても、「第2期」のような記載ではなく、独自の記載を心掛けてください。

2 地域再生計画の作成主体の名称

□□県及び□□県〇〇市

注・複数の地方公共団体による共同申請の場合は、地方創生整備推進交付金を受ける全ての地方公共団体（一部事務組合や港務局等の港湾管理者を含む。）を記載すること。

- ・間接補助である漁港施設を市町村が整備する場合には、上乘せ補助を行う都道府県も作成主体として記載すること。

3 地域再生計画の区域

□□県〇〇市の区域の一部（〇〇港、△△漁港及び●●漁港）

注・地区名までは記載しない。

4. 地域再生計画の目標

・本項目では、（1）地域の現況（地理的条件、人口や少子高齢化の状況、農林業等産業の状況、観光の状況、インフラ整備状況等）、（2）地域の課題（目標設定に当たって地域が抱える課題や地域再生計画で取り組む経緯等）、（3）計画の目標（課題に対して計画で取り組む主な事業と計画の目指す目標）について記述する。

・目標の記述に当たっては、簡潔かつ端的な表現となるよう心掛けるとともに、抽象的、概念的な内容にならないよう必要に応じて定量的データ等を盛り込みながら、具体的に記述する。

（例）× 高齢化が進行し、・・・

○ 令和〇年〇月〇日現在の△%だった高齢化率が令和□年□月□日では〇%に進行し、・・・

○ ……時点の高齢化率〇%は全国平均△%（都道府県平均□%）と比較して高く、・・・

・本項目の記述に当たっては、後述する4-3の数値目標と整合性のとれた内容とすること。

・本項目では、上記のポイントを踏まえた上で、各地域の個別の状況に応じた記載とすること。（記載例と全く同じような記載にする必要はない。）

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

〇〇港、△△漁港及び●●漁港は、□□県東部に面した〇〇市に所在している。これらの港の在る〇〇市は、・・・いる。

また、●●地域における●●の促進及び漁港・漁場施設の整備促進の重要性が増しており、●●年度に策定した△△県総合戦略においても、地域経済の好循環を生み出すために必要な項目として位置付けられている。

4-2 地域の課題

近年、△△町では・・・いる。

4-3 計画の目標

こうした状況を踏まえ、・・・・・・これら3港を総合的に整備することにより、〇〇市域沿岸において観光交流の海上ネットワークを形成し、・・・・を図る。

注・港の整備事業のみならず、各種の施策と組み合わせて地域再生を図る計画が望ましい。

4. 地域再生計画の目標（4-3の数値目標の部分）

- ・地域再生計画の数値目標は、連携・組合せを行う関連事業も含めた計画全体の総合的な事業の実施によるアウトカム指標（第一部 Ⅲ-1、3参照）とし、事業完了後の定量的な指標を年度を入れて明記すること。（中間目標は「7. 目標の達成状況に係る評価に関する評価の手法」において記載する。）
- ・数値目標は複数（2～5項目程度を目安とする）設けること。
- ・数値目標の設定根拠は申請資料に添付する参考資料「事前評価調書」にて整理すること。

（目標1）〇〇市沿岸観光交流客数の増加

15.2万人（令和●年）→17.0万人（令和◇年）

（目標2）〇〇市沿岸漁業者一人当たりの水産物水揚量の増加

15t/人（令和●年）→18t/人（令和◇年）

（目標3）〇〇港への避難船受入数の増加

4隻（令和●年）→11隻（令和◇年）

（目標4）△△漁港の離島航路利用者の増加

3,000人（令和●年）→3,500人（令和◇年）

注・地域再生計画の数値目標の設定に当たっては、連携・組合せを行う関連事業も含めた計画全体の総合的な事業の実施による複数の数値目標を設定すること。

- ・数値目標は評価可能なアウトカム指標とし、事業完了後の定量的な指標を年度を入れて明記すること。

5-1. 全体の概要

- ・地域再生計画に記載した取組の全容が端的に表現されるよう、概要を簡潔に記載すること。（個別事業の詳細は5-2、5-3に記載すること。）

5. 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

〇〇港は、観光船発着のための浮棧橋を整備し、海上結節点としての役割を担う。また、岸壁や船揚場の整備を行い、荒天時や防災時に避難してくる周辺漁港の船舶の安全係留を実現する。

△△漁港は、防波堤を改良し、物揚場として整備することで、漁船の安全係留を確保する。更に、泊地浚渫により漁船の安全航行を実現し、安定した漁業活動を目指す。

●●漁港は、観光船の係留施設を整備し、地域の観光拠点としての強化を図る。また、泊地浚渫により漁船の安全な航行を実現し、安定した漁業活動を目指す。

注・地域再生計画に記載した取組の全容が端的に表現されるよう、概要を簡潔に記載すること。（個別事業の詳細は5-2、5-3に記載すること。）

- ・複数の事業が相まって効果を発揮する場合は、総論として各事業の関連性についても記載すること。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生港整備推進交付金【A3010】

[施設の種類の事業主体]

- ・港湾施設 (〇〇港) □□県
- ・漁港施設 (△△漁港、●●漁港) 〇〇市

[事業期間]

- ・港湾施設 令和〇年度～令和◇年度
- ・漁港施設 令和〇年度～令和□年度

[整備量]

- ・港湾施設 係留施設、水域施設
- ・漁港施設 係留施設、外郭施設、水域施設

5-2 (1) 地方創生港整備推進交付金

- ・タイトルに特別の措置番号を記載のこと。
- 地方創生港整備推進交付金【A3010】
- ・事業期間が整備箇所図、工程表とあっているか、また、計画期間内に収まっているか確認のこと。
- ・「整備量及び事業費」の交付金の金額には、引上額、指導監督事務費は含めないこと。

注・整備する施設の種類の記載すること。(整備量の記載は要しないが、添付図面で具体的に整理。)

[事業費]

総事業費	790,000 千円
港湾施設	530,000 千円 (うち交付金 202,000 千円)
漁港施設	260,000 千円 (うち交付金 130,000 千円)

5-2 (2) [事業の実施状況に関する客観的な指標]

- ・客観的な指標は、計画各年度の事業の実施状況に関する指標として、3整備事業の実施により直接発生する評価可能なアウトカム数値を記載すること。(1事業につき1～2項目以上のできる限り複数の指標とする。)
- ・指標は毎年度評価可能なアウトカム数値となるよう努めるものの、「施設、路線によっては効果発現の時期が異なる」等といった公共事業の特性を踏まえ、効果の発現時期に応じた数値を設定すること。
- ・指標設定の根拠は申請資料に添付する参考資料「事前評価調書」にて整理すること。

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(令和/年度)	基準年 (R●)	R○	R△	R□	R▽	R◇
指標1 観光交流客数の増加						
〇〇港の乗降客数	〇万人	〇万人	〇万人	〇万人	〇万人	〇万人
指標2 一人当たり年間漁獲量の増加						
〇〇漁港における一人当たりの年間漁獲量 (t/年)	〇t/年	〇t/年	〇t/年	〇t/年	〇t/年	〇t/年

毎年度終了後に〇〇県〇〇市が必要な〇〇調査等を行い、速やかに状況を把握する。

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策・施策間連携)

港湾及び漁港を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べて、効率的な整備が可能となり、・・・・・・・・地域再生の目標達成により資するとともに、全体の整備コストの削減が期待できるという点で、先

導的な事業となっている。

〇〇港の港湾施設の整備は〇〇県国土強靱化地域計画に明記された事業である。

(デジタル社会の形成への寄与)

ICT を活用した〇〇の推進により、〇〇のコスト縮減や〇〇作業の効率化を
実践し、〇〇の向上を図っていく。具体的には・・・を構築することとしてお
り、デジタル社会の形成に寄与する事業となっている。

注・「整備量及び事業費」の交付金の金額には、引上額、指導監督事務費は含めないこと。

- ・「事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法」は、事業の実施状況に関する指標として、事業の実施により直接発生する評価可能なアウトカム数値を記載すること。
- ・「事業が先導的なものであると認められる理由」は、事業の先導性が交付金の要件であることから、2以上の施設を一体的に整備する効率性・有効性を「政策・施策間連携」として説明し、デジタル技術の活用及びその普及等を推進するための取組により地方の課題を解決することを「デジタル社会の形成への寄与」として説明すること。また、一体的整備による効率性・有効性、デジタル技術以外の先導性の要素に当てはまる場合も積極的に記載してください。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「地域力の向上と〇〇海、魅力再発見」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 〇〇温泉まつり事業

内 容 活力あるまちづくりを推進するため、第1次産業から第3次産業までのあらゆる産業と、幅広い市民と行政が一体となって諸事業を実施し、市内経済の発展、市街地の活性化を図る。(〇〇県支援事業)

実施主体 〇〇市

実施期間 令和〇〇年4月～令和〇〇年3月

(2) エリアブランディング事業

内 容 魅力ある観光資源を磨き上げるため〇〇市街地区だけでなく、△△地区や▽▽高原地区の自然・歴史・文化・産業の企画演出をするとともに、いまだ各エリアに眠る地域資源の掘り起こしをする。(〇〇県単独事業)

実施主体 〇〇市

実施期間 令和〇〇年4月～令和〇〇年3月

(3) 健康保養地づくり事業

内 容 恵まれた自然や温泉、多様な観光施設などの資源を生かし、市民と行政が連携、協働し、地産地消の推進や自然体験プログラムなどのイベントを実施し、市内経済の活性化を図る(〇〇県支援事

業)。

実施主体 ○○市観光協会

実施期間 令和○○年4月～令和○○年3月

(4) ▲▲海岸遊歩道整備事業

内 容 ●●漁港を起点とする▲▲海岸の自然景観を生かすため、既設遊歩道の整備や改良を行う中で、観光資源である▲▲海岸の利便性を高め、地域振興を図る。(○○省支援事業)

実施主体 ○○市

実施期間 令和○○年4月～令和○○年3月

(5) 水産業振興事業

内 容 漁業体験(地引網・船釣り)や、○○魚市場を利用した魚と触れ合うイベントの開催、魚食普及のため魚おろし方教室を実施し、水産業の活性化、地域振興を図る。(○○庁支援事業)

実施主体 ○○県

実施期間 令和○○年4月～令和○○年3月

(6) 沿岸資源増大事業

内 容 地域の漁業資源の保護・育成を目指すため、アワビの稚貝放流、ヒラメの幼魚放流、アオリイカの産卵礁の設置を行い水産業の活性化を図る。(○○県支援事業)

実施主体 ○○市水産試験場

実施期間 令和○○年4月～令和○○年3月

(7) 水産基盤整備事業

内 容 計量結果やセリ結果の電子化による業務の効率化やインターネット上での生産者や買受人などへの市況情報の発信等により水産業の活性化、地域振興を図る。

実施主体 ○○市

実施期間 令和○○年4月～令和○○年3月

注・関連する事業がない場合は「該当なし」と記載してください。

- ・本項目では5-3、5-3-1のいずれにも属さない地域独自の取組等について記載してください。ただし、記載に当たっては、採択が決まっていない事業については、具体的に事業名を記載することは控えること。
- ・デジタル技術との関連において、交付対象事業と一体となり地域再生計画の実現に取り組む支援措置によらない事業(関連事業)については、記載してください。

6 計画期間

令和○年度～令和◇年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に○○県○○市が必要な○○調査等を行い、速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは、〇〇県〇〇市の〇〇データ・・を用い、中間評価、事後評価の際には、〇〇の調査から〇〇の集計を行うこと等により、・・評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和●年度 (基準年度)	令和□年度 (中間年度)	令和◇年度 (最終目標)
目標 1 〇〇市沿岸観光交流客数の増加	15.2 万人	〇〇万人	17.0 万人
目標 2 〇〇市沿岸漁業者一人当たりの水産物水揚量の増加	15 t /人	〇〇 t /人	18 t /人
目標 3 〇〇港への避難船受入数の増加	4 隻	〇隻	11 隻
目標 4 △△漁港の離島航路利用者の増加	3,000 人	〇〇人	3,500 人

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
観光交流客数の増加	〇〇市観光協会の〇〇より
水産物水揚量の増加	〇〇市の毎年の公表データ〇〇より
避難船受入数の増加	現地調査及び利用者ヒアリングにより
離島航路利用者の増加	現地調査及び利用者ヒアリングにより

・ 目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（〇〇県、〇〇市〇〇課のホームページ）の利用、その他〇〇・・・・により公表する。

④（計画の範囲が市域、県域等の行政界と異なる場合のみ作成）

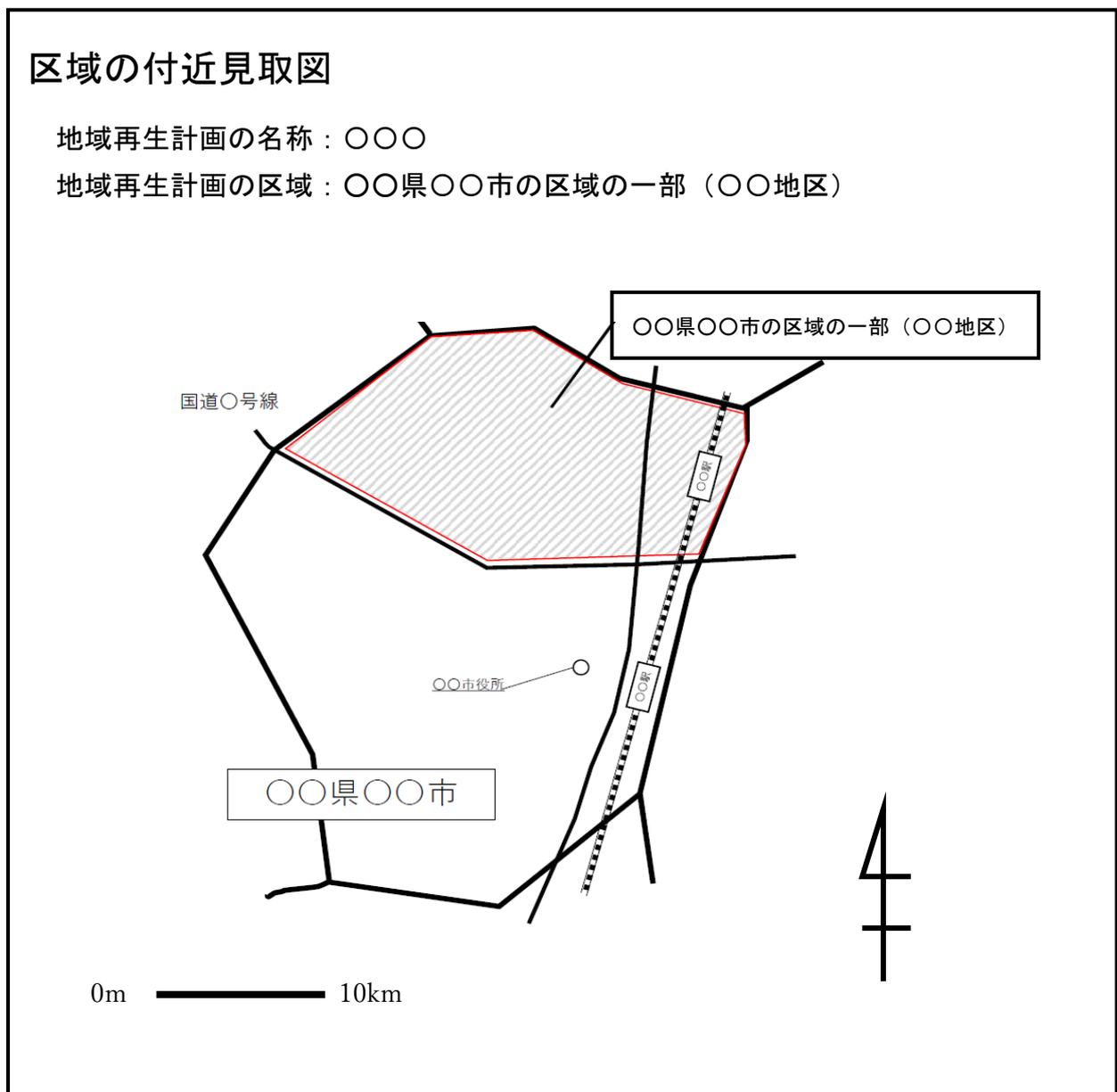
縮尺、方位、目標となる地物及び地域再生計画の区域を表示した付近見取図
（3整備交付金共通）

※ 区域の付近見取図は、第三者が位置関係を理解できるような内容となるよう配慮し、次の要素を必ず表示した上で区域を記載してください。

- ・ 縮尺
- ・ 方位
- ・ 目標となる地物

区域の付近見取図

（地域再生計画の区域を具体的に特定するため必要な場合のみ）



⑤ 地域再生計画の工程表 (地方創生港整備推進交付金)

工程表

区分	事業等の名称(番号)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和●年度
支援措置	地方創生港整備推進交付金 (A3010)	港湾 ○○港 (係留施設・水域施設の整備)					地域力の向上と○○海、魅力再発見
		漁港 △△漁港 (係留施設・外郭施設・水域施設)					
		漁港 ●●漁港 (係留施設・水域施設)					
	○○事業 (△△)						
	地方創生推進交付金 (○○事業)(A3007)	○○事業 (□□)					
関連事業	○○温泉まつり事業	○○のための△△整備					
		○○のための△△整備					
	エリアブランディング事業	○○のための△△整備					
		○○のための△△整備					
	健康保養地づくり事業	○○のための△△整備					
		○○のための△△整備					
	水産業振興事業	○○のための△△整備					
○○のための△△整備							
沿岸資源増大事業	○○のための△△整備						

地方創生推進交付金を同一の地域再生計画で認定する場合の記載例。別の計画で認定された事業を関連事業とする場合は関連事業の欄に記載すること。

注: 1) 区分の欄の「支援措置」は、地域再生計画の支援措置に係るもの
 2) 区分の欄の「関連事業」は、地域再生計画「5-3-2支援措置」にない独自の取組に記載した都道府県及び市町村の単独事業等

⑥ 地方版総合戦略及びその内容を説明した文書
(地方創生整備推進交付金共通)

注) 整備事業が地方版総合戦略に定められていることを示すため、少なくとも地方版総合戦略に申請する整備事業を指すことが一般的に明らかと考えられる程度の記載が必要。
注) 共同申請の場合は、申請する全ての地方公共団体の総合戦略に位置付けられている必要。

(5) 地方版総合戦略及びその内容を説明した文書

〇〇県の総合戦略では、(5) 社会資本の整備促進、①安全・安心を支える社会基盤を整備、の具体的な事業として「〇〇〇〇〇〇を生かした港整備」と記載があり、港の整備事業が定められている。

- 用促進と航空事業者への働きかけ
- ・ コンテナヤードの拡張など酒田港の機能強化 [再掲]
 - ・ 観光振興・漁村活性化の推進に向けた庄内浜の魅力を活かした港整備
 - ・ 生活排水処理施設の整備の促進
 - ・ 地域住民自らが運営に参画する交通サービスの推進
 - ・ 無料公衆無線LAN導入のための調査・研究
 - ・ 河川・砂防施設等ハード・ソフト両面の整備
 - ・ 既存社会資本の有効活用と長寿命化の推進 等

(〇〇年〇〇月策定〇〇県総合戦略P〇〇)

〇〇市の総合戦略では、(3) 農林水産業の成長産業化の推進、④漁業の持続的発展、i 水産業の振興、の具体的な事業として「〇〇〇〇〇〇港整備計画による漁業活性化(地域再生計画)」と記載があり、港の整備事業が定められている。また、同項目のKPIとして「漁業新規就業者育成数」が設定されており、これも地域再生計画の目標と合致する。

- 【具体的な事業】
- 庄内浜の魅力を生かした港整備による漁村活性化(地域再生計画)
 - 庄内浜魚介類ブランド化推進事業(県連携事業)
 - 加茂水産高等学校の魅力あるカリキュラム検討事業
 - 小学生漁村体験事業

具体的な施策と重要業績評価指標 (KPI)		
数値目標	基準値	重要業績評価指標 (KPI)
グリーンツーリズム関連施設利用者数	168万人	(平成31年度) 175万人
地域定住農業者育成プロジェクトによる定住農業者数	—	(平成28年度) 10人/年
新規就農者の賃貸借及び所有権移転農地件数	—	(平成28年度) 10件/年
新規就農者研修受講者数	—	(平成31年度) 5人/年
UIターン就農者支援事業による就農者数	※離職者就農者含む (H22~26平均) 11人/年	(平成27年度) 10人/年
伝統農法の継承による再造林プロジェクト新規雇用者数	—	(平成31年度) 5人
伝統農法の継承による再造林プロジェクト森林施業受託面積	—	(平成31年度) 10ha
<u>漁業新規就業者育成数</u>	(H15~H25平均) 6人/年	(H27~H31平均) 7人/年

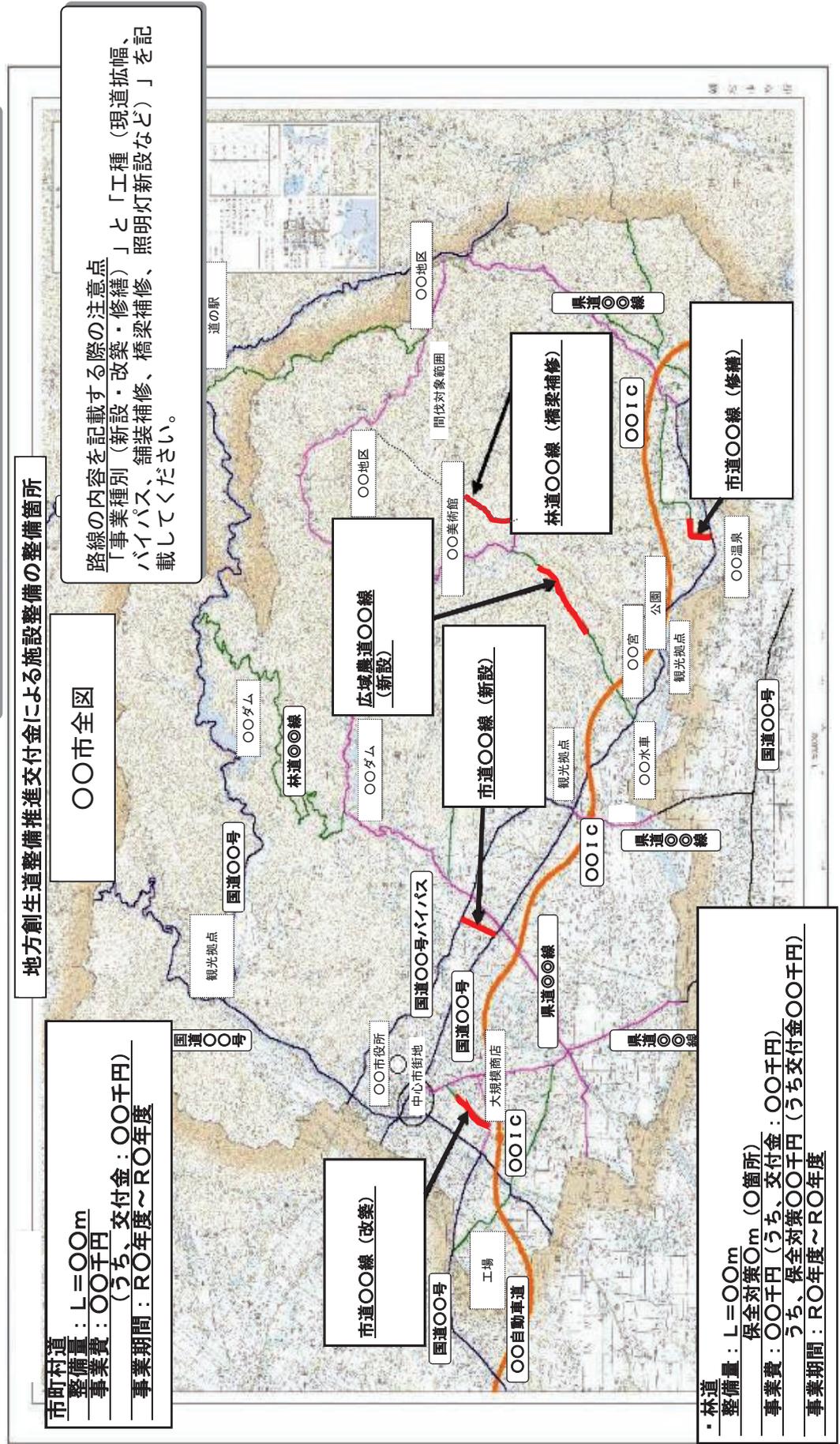
(〇〇年〇〇月改訂〇〇市総合戦略P〇〇)

⑦-1 整備する施設の整備区域又は整備箇所を示した図面

(地方創生道整備推進交付金)

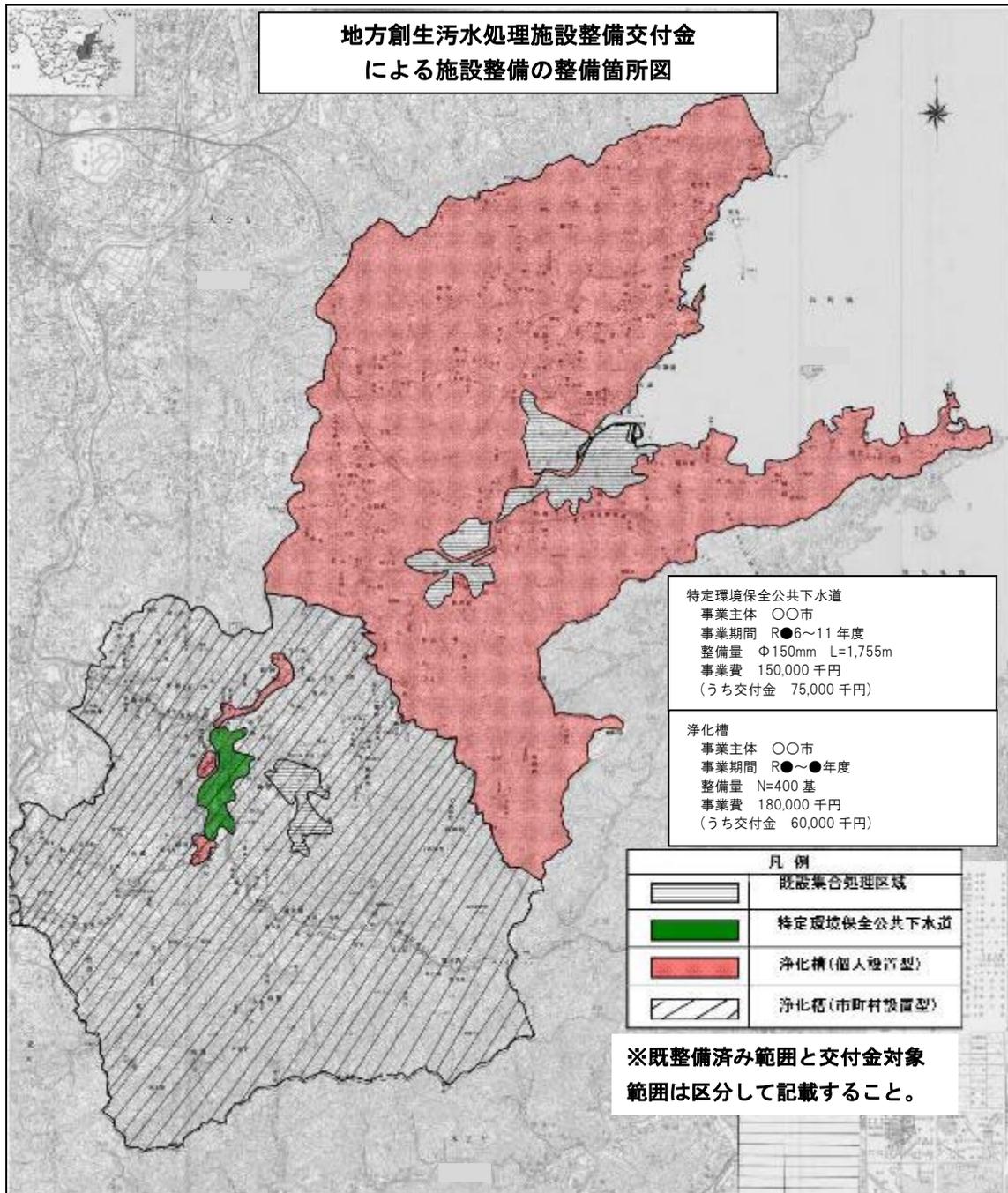
- ・道のネットワークがわかるよう、既設の道についても表示
- ・計画書本体記載の既設の施設も表示
- ・事業費、交付金の合計が、計画書本体と合っているか
- ・事業期間が計画書本体と合っているか

(2) 整備する施設の整備区域又は整備箇所を示した図面



整備する施設の整備区域又は整備箇所を示した図面
 (地方創生汚水処理施設整備推進交付金)

(2) 整備する施設の整備区域又は整備箇所を示した図面



整備する施設の整備区域又は整備箇所を示した図面
(地方創生港整備推進交付金)

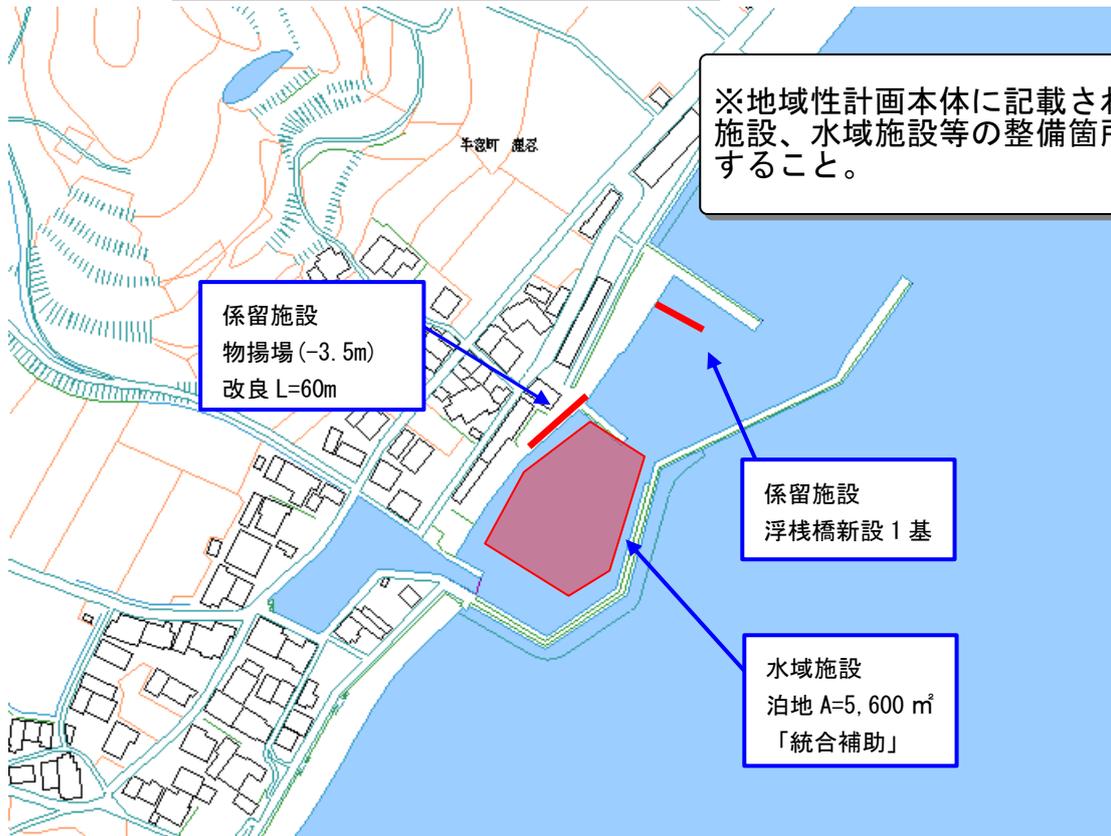
(2) 整備する施設の整備区域又は整備箇所を示した図面

地方港湾港湾施設
令和●年度～●年度
係留施設、水域施設 1式
総事業費 ■■■千円
(うち交付金▲▲▲千円)

※事業工期、整備量、事業費は地域再生計画本体に記載された港湾施設(又は漁港施設)全体のものを記載すること。
(港毎ではない)

○○港

※図面は港毎に作成すること。



⑦-2 整備量、事業費、事業期間等内訳新旧対照表(3整備交付金共通)

- ・路線ごとの整備量、事業費、事業期間を比較。(新規計画は当初時点のみ記載)
- ・広域農道・林道の保全対策を含む計画の場合は、保全対策以外と保全対策分を分けて記載すること。
- ・港整備は水域施設、係留施設等、地域再生計画本体の記載内容と施設名を合わせる。

(参考資料)

整備量、事業費、事業期間等内訳表

地域再生計画の名称	共存と交流がもたらす活力まちづくり計画
計画作成主体	〇〇県、〇〇市

施設	路線名		単位	当初	軽微な変更	変更	補助割合	増減
町道	〇〇線	整備量	m	500			50%	▲ 500
		事業費	千円	294,000				▲ 294,000
		期間	年度	R3-R7				1年
	小計	整備量	m	500				▲ 500
		事業費	千円	294,000				▲ 294,000
		事業期間	年度	R3-R7				1年
広域農道	〇〇地区	整備量	m	2,000			50%	▲ 2,000
		事業費	千円	1,000,000				▲ 1,000,000
		期間	年度	R3-R7				1年
	小計	整備量	m	2,000				▲ 2,000
		事業費	千円	1,000,000				▲ 1,000,000
		事業期間	年度	R3-R7				1年
林道	〇〇線	整備量	m	5,343			50%	▲ 5,343
		事業費	千円	1,219,358				▲ 1,219,358
		期間	年度	R3-R7				1年
	〇〇線	整備量	m				50%	
		事業費	千円					
		期間	年度					1年
	小計	整備量	m	5,343				▲ 5,343
		事業費	千円	1,219,358				▲ 1,219,358
		事業期間	年度	R3-R7				1年
合計		事業費	千円	2,513,358				▲ 2,513,358

		単位	当初	軽微な変更	変更		増減率
整備量	市町村道	m	500				
	広域農道	m	2,000				
	林道	m	5,343				
事業費		千円	2,513,358				
事業期間	市町村道	年度	R3-R7				
	広域農道	年度	R3-R7				
	林道	年度	R3-R7				

⑦-3 事前評価調査
(3整備交付金共通)

評価責任者 : ○○県○○課長、○○課長、○○市○○部長

地域再生計画(地方創生○○○○整備交付金)事前評価調査

1. 地域再生計画の概要	地域再生計画の名称 地域再生計画の区域 地域再生計画の作成主体の名称 道、汚水処理施設、港の整備事業(3整備事業)の概要	○○地域の共存と交流による活力あるさつくり計画 ○○県○○郡△△町の全域 ○○県、△△町	計画期間	ROO ~ ROO
	【施設の事業主体】 町道 △△町、林道 △△町、△△町 【整備量】 町道 ○○km、林道 ○○km 【事業費】 総事業費 ○○○千円(うち交付金 ○○千円)、町道 ○○千円(うち交付金 ○○千円)、林道 ○○千円(うち交付金 ○○千円)	町道 令和○○年度～令和△△年度、林道 令和○○年度～令和△△年度		

2. 地域再生計画の有効性・効率性	地方創生推進交付金(3整備事業)により、2以上の施設整備を総合的に行う必要性・効率性	・△△町は観光振興及び林業振興の観点から、町道、林道の必要性が非常に高くなっているが、個々の施設整備のみでは効果が限定的となることから、地方創生推進交付金(3整備事業)の特徴である2以上の施設整備を総合的に行うこと、及び、複数年度の計画の設定が行われることが△△町、△△町のニーズと合致している。 ・さらに、町道と林道の総合的な整備により、重複を排除した効率的な路線配置が可能になるとともに、同時期に事業効果が発現することによる相乗効果も期待できるとともに、事業実施の効率性、有効性が高いとして、本交付金の活用による計画申請を行うこととしたものである。
-------------------	--	---

地域再生の目標に対する地方創生推進交付金(3整備事業)の寄与	3整備事業の実施により町道AA線、BB線及び林道CC線、DD線を総合的に整備することにより、地域再生の目標に対して以下の通り寄与することが期待される。 ①観光振興：観光地と幹線道路を結ぶ東西道ネットワークが完成し、地域全体の観光地の連携が強化。 ②定住促進：住民の利便性向上や災害時の孤立への不安の払拭により、定住に向けた機運の高まり。 ③林業振興：既存林道と幹線道路とのアクセス向上により、森林林業における効率化。
--------------------------------	---

地方版総合戦略等の上位計画や他省庁の交付金事業の計画等との整合性	・□□県総合戦略においては、観光振興、定住促進及び林業振興を積極的に図るとともに、それらを支える幹線道路や林道等の道ネットワークの整備を進めるとしている。また、△△町総合戦略においても、町道の整備による居住地や観光地等と幹線道路のアクセス改善を図っており、□□県、△△町の地方版との整合性は非常に高い。 ・また、□□県は同時期に○○省の交付金を活用した計画対象地域内の幹線道路である県道の整備を予定しており、本事業による効果を大きく高めることが期待される。
----------------------------------	---

地域再生の目標達成に向けたソフト事業等関連事業との連携・組合せの状況	観光振興、定住促進と林業振興といった地域再生の目標達成に向けて、事業の内容を検討した結果、以下の関連事業との連携・組合せを予定しており、本事業による政策効果を大きく高めることが期待される。 ①観光振興：パンプレット、マップ等を活用した観光PRによる観光地の魅力向上(○○町単独事業) ②定住促進：中心市街地整備事業(○○省支援事業) ③林業振興：荒廃森林再生事業(○○省支援事業)、森林環境保全対策事業(○○省支援事業)
------------------------------------	---

3. 地域再生計画の目標	目標	単位	基準値	中間値	目標値	目標算出の根拠
目標1	観光交流の活性化	年間観光光入込客数の増加	R2年度 ○○○	R5年度 ○○○	R7年度 ○○○	△△町の年間観光光入込客数は○○○万人(平成○○年度)から○○○万人(平成○○年度)とほぼ横ばいの傾向にある。本整備事業により、町の基幹道路である国道XX号線、県道YY線を中心として、そこから延びる市道やその先の林道を総合的に整備を行うことにより、地域の豊富な観光資源がネットワーク化されることから、○○%の観光客数の増加を見込み○○○万人(令和7年度)と目標を設定した。(なお、横ばいの傾向が続いた場合は令和7年度は○○○万人の見込み。)
目標2	定住人口の増加	定住人口の増加	R2年度 ○○○	R5年度 ○○○	R7年度 ○○○	△△町の定住人口は過去○○年間で、○○○万人(平成○○年度)から○○○万人(平成○○年度)と○○万人減少している。町道及び林道を一体的に整備することにより○○○集落等の住民の利便性が大きく向上するとともに、併せて関連事業として○○○事業に取り組むことにより、定住人口の減少傾向に歯止めがかかることが想定されることから、減少傾向が続いた場合の推定○○○万人(令和7年度)より○○○万人増加すると仮定して、目標値をほぼ横ばいの○○○万人(令和7年度)とした。
目標3	林業の振興と森林整備の促進	間伐面積の増加	R2年度 ○○○	R5年度 ○○○	R7年度 ○○○	△△町の間伐面積は過去○○年間で、○○ha(平成○○年度)から○○ha(平成○○年度)と過去の林地整備の成果もあり増加傾向にある。本事業では、間伐面積の増加が期待される区域の林地とそれにつながる町道を一体的に整備することから、森林林業における効率化及び生産コストの抑制が期待され、間伐面積が引き続き増加することが期待される。このことから、過去○○年間の同程度の成長を続けるものとして目標を○○ha(令和7年度)と設定した。
目標4						指標の設定は根拠(エビデンス)を示し記載ください。

4. 道、汚水処理施設、港の整備事業

種別	施設名称	事業期間	整備量 (km)	事業費 (千円)	交付金 (千円)	当該地域における必要性、事業の優先度	地域再生計画目標への寄与
町道	AA線	ROO ~ ROO	0.0	000	000	OO集落やOO観光地と△△幹線道路を結ぶアクセス道路が未整備であることから、本路線のニーズは大きい。	路線の整備により、OO集落の住民の利便性が高まり、定住促進への寄与が期待できる。さらには、△△幹線道路とOO観光地とのアクセスも改善することから、観光客数の増加が期待できる。
	BB線	ROO ~ ROO	0.0	000	000	□□集落と△△幹線道路を結ぶアクセス道路が未整備であることから、本路線のニーズは大きい。また、本路線は林道DD路線に接続しており、林道整備の効果を十分に発揮させるためにも重要である。	路線の整備により、□□集落の住民の利便性が高まり、定住促進への寄与が期待できる。さらには、本路線と接続する林道DD路線とのアクセスも改善されることから、林業振興等の林道整備の効果も期待できる。
	CC線	ROO ~ ROO	0.0	000	000	周辺に林地があり林業振興に当たって重要な路線であるが、未整備である。	路線の整備により、間伐等の施策の効率化が図られ、間伐面積の増加するなど林業振興が期待できる。また、災害時のOO集落のう回路としての活用が期待できる。
	DD線	ROO ~ ROO	0.0	000	000	周辺に林地があり林業振興に当たって重要な路線であるが、未整備である。	路線の整備により、間伐等の施策の効率化が図られ、間伐面積の増加するなど林業振興が期待できる。さらには、幹線道路から□□観光地へのアクセス改善により、観光客の増加が期待できる。
地方創生道整備推進交付金全体	ROO ~ ROO	0.0	000	000	000	—	—

2以上の施設の総合的な整備による路線選定や路線配置の効率性

町道AA線、BB線及び林道CC線、DD線を総合的に整備することにより以下のような効率性が発揮される。

- ①観光振興：町道AA線整備によるOO観光地へのアクセス向上、林道DD線及び接続する町道BB線の整備による□□観光地へのアクセス改善が期待できる。
- ②定住促進：町道AA、BB線及び林道CCを総合的に整備することにより、市街地近辺及び山間地の集落のアクセスを改善することから、住民の利便性を改善することから、住民の機運の高まりによる定住促進の効果が期待できる。
- ③林業振興：林道CC線、DD線と接続する町道BB線を総合的に整備することによる間伐等の施策の効率化が期待できる。

5. 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標）

重要業績評価指標	単位	事業年					重要業績評価指標算出の根拠
		1年度後	2年度後	3年度後	4年度後	5年度後	
観光地等までのアクセス改善	—	R2	R3	R4	R5	R6	市道と林道を一体的に整備することにより、以下の通り観光地までのアクセスが改善される。これは地域再生の目標「年間入込観光客の増加」にもつながる指標となっている。
指標1	分	15	15	15	15	10	「▼▼インター～ee旧城下町」については市道OO路線の整備が関連しており、同路線は令和5年度に完成することから、令和6年度に短縮効果が発現される。
指標2	分	30	30	30	25	15	「gg道の駅からhh温泉」については市道OO路線、林道OO路線の整備が関連しており、市道は令和4年度に部分完成、令和6年度に完成、林道も令和6年度に完成することから、令和5年度、令和7年度に短縮効果が発現される。
指標2	%	20	20	40	40	50	林道の保全対策はR3～6で実施し、事業期間の各年度で対策の効果が発現される見込みである。(※保全(老朽化)対策推進室(老朽化対策推進室)数)

6. 円滑かつ確実に実施される見込み

本計画における道の整備事業に関しては、地元住民のニーズの高さから合意形成が十分図られるなど地元の機運が醸成されているとともに、市道、林道ともに建設用地の地権者の内諾が得られているなど、整備事業が円滑かつ確実に実施される見込みである。

7. 事業実施に当たっての計画主体によるPDCAサイクルの整備

本整備事業の実施に際しては、地域再生計画に基づき、交付金事業として「事業の実施状況に関する客観的な指標」により事業の達成状況を確認することとしている。事業期間中にそれらの指標や目標の達成状況がはばくなくない場合は、その要因を精査するとともに、要因に対する十分な対策を講ずることとし、必要に応じてスケジュールや路線、事業量の見直しなどの計画変更についても検討することとする。

8. 総合評価

本地域再生計画の目標である観光振興や定住促進、林業振興の達成に向けては、町道及び林道の一体的な整備は必要不可欠であり、地元住民からのニーズも高い。加えて、路線選定や路線配置の観点からも、本地域は町道及び林道を中心に整備する効率性が高く、総合的に整備による相乗効果の発揮も期待される。本事業の進捗による政策効果も更に高めることが期待される。また、建設用地が確保されるなど現時点で本事業が円滑かつ確実に実施される見込みであるが、計画において地域再生の目標や重要業績評価指標の評価を適正に設定しており、事業実施中も進捗の評価や必要に応じて対策や軌道修正を行うことが可能となっている。以上のことから、地方創生推進交付金を活用して道の整備事業を行う本地域再生計画を実施する意義は大きいと評価する。

⑦-4 チェックリスト（新規） （3 整備交付金共通）

担当部局等は申請主体が複数の場合でも一つにまとめること。

（様式）地方創生整備推進交付金に係る地域再生計画の認定申請チェックリスト

新

地域再生計画の名称	〇〇地域の共存と交流による活力あるふるさとづくり計画	担当者名	きぼん つよし 基盤 強
計画作成主体	□□県、〇〇市	電話番号	0000-00-0000
担当部署	〇〇県△△部××課	メールアドレス	abcd@pref.***.lg.jp

注) 県と市が申請する場合等に連絡先を複数記載するケースがありますが、原則連絡先は1箇所としてください。

・チェック欄にチェックリストへの対応状況を「○」（該当する）、「-」（対象外）から選んでください。
○を選んだ場合は理由・根拠資料等について具体的に記入してください。

1 地域再生計画全体について

項目	チェックリスト	参照箇所	チェック欄	理由・根拠資料等
計画の名称	地域再生計画の内容にふさわしい名称となっているか。	手引き:1-53 1	○	地域再生の目標である「地域住民の共存と交流促進による活力あるまちづくりを目指す。」ことを端的に表現した地域再生計画のタイトルとなっている。
目標の妥当性	地域再生基本方針の「地域再生の目標」に適合しているか。	手引き:1-14, 40 Q&A:Q6	○	〇〇の整備事業の実施と併せて、民間企業・NPO等が主体の関連事業と連携して地域再生を図るなど、地域の創意工夫を凝らした自主的・自立的な取組を推進する計画となっている。
	地域再生を図るために行う事業と、上位計画や関連計画との間に整合性があるか。	手引き:1-14	○	〇〇法、△△県□□整備長期計画、〇〇市総合戦略等との整合がとれた計画となっている。
	地域の課題に適切に対応する目標となっているか。	手引き:1-14,54 4 Q&A:Q7-1~2,Q7-5	○	人口減少や第一次産業の衰退という課題を持つ地域において、交流人口の増及び農林水産物生産額の拡大を図る目標となっている。
	地域再生計画の目標の記述と定量的な数値目標の整合性が図られているか。	手引き:1-40~43 Q&A:Q7-1	○	交流人口を×万人から〇万人への増、及び、農林水産物生産額の△百万円から□百万円への拡大を目指す数値目標を設定している。
	定量的な数値目標は中間評価・事後評価ができる適切なものとなっているか。	手引き:1-40~43 Q&A:Q7-1~2	○	数値目標の交流人口及び農林水産物生産額は、〇〇市が調査する〇〇調査報告書を引用することにより、過度な負担を伴わない評価が可能である。
計画の効果・効率性	地域再生を図るために行う事業が効率的となっているか。	手引き:1-14(1) Q&A:Q6	○	〇〇と△△を一体的に整備することにより、整備の相乗効果が発現し、適切な施設配置となるなど効率的な事業の実施が期待できる。
	地域再生を図るために、関連事業等と連携・組合せがされているか。(仮に事業単独で行う場合も、連携の要否が十分検討されているか。)	手引き:1-36 Q&A:Q7-4	○	△△△の目標に向けて、〇〇・△△の施設の整備事業と、〇〇〇事業や□□□等の関連事業とを連携して実施する計画となっている。
	地域再生を図るために行う事業がどのように寄与するか記載されているか。	手引き:1-14(2) Q&A:Q6	○	〇〇の整備により△△を図るとともに、併せて××交流促進事業の実施により□□を図り、交流人口の増に寄与することについて記載している。
	地域再生を図るために行う事業の効果の発現は十分に見込まれるか。	手引き:1-40~43	○	実績のある〇〇市の〇〇交流促進事業との連携により、交流人口の増が十分に見込まれる。
	2以上の施設の一体的な整備について、計画の目標達成のため真に必要なかつ一体的な関連性のある事業(路線等)の組合せとなっているか。整備する施設間の事業費等の規模は適正か。	手引き:1-14(1) Q&A:Q6	○	本市は、〇〇に取り組んでいるが、××という課題が生じている。加えて、●●施策においても××という課題が生じており、△△と□□の施設を一体的に整備することで、◎◎の向上される。また、〇〇の施設は〇〇百万円、××の施設は、××は百万円とほぼ均等であり、バランスは適切である。
	計画期間と事業実施期間は適切か。	手引き:1-55,57	○	1~5年目に施設整備を行い、3~5年目にその他(〇〇事業)を行う5か年の計画期間としている。
	地域再生計画の中間評価・事後評価の方法と公表方法は適切か(評価の体制は、学識経験者等の第三者の意見を求める、又は地方公共団体独自の評価制度を活用するなどにより、評価の透明性、客観性及び公正性を確保するようになっているか。)	手引き:1-44~49 Q&A:Q17	○	関係県、市町村等からなる〇〇地域評価委員会が中間評価・事後評価を行い、評価結果を速やかにホームページ等に掲載することとしている。なお〇〇地域評価委員会の委員には△大学教授等の学識経験者が含まれている。(評価委員会には、学識経験者等がいなくて、委員会の前に、〇〇(役職等)といった学識経験者等の意見を求めることとする。 など)
計画の実現可能性	地域住民の合意形成が図れるなど地元の機運が醸成されているか。	手引き:1-15(3)	○	〇〇市広報誌で紹介を行う他、令和〇年〇月に地元説明会を行い、内諾書を得た。
	地域再生を図るために行う事業の実施体制は整っているか。		○	〇〇市を主体として、〇〇県、〇〇管理組合と連絡調整を図りつつ事業の進捗を図る〇〇事業推進協議会を平成〇年〇月に設立した。
	地域再生を図るために行う事業の実施スケジュールが明確であるか。	手引き:1-15(3) Q&A:Q6	○	〇〇の整備事業としては1~4年目に□□の整備を、2~5年目に△△の整備を行う計画としており、工程表に明確に記載している。
	地域再生を図るために行う事業が法令等を遵守しているものであるか。	手引き:1-17,20,22 Q&A:Q8~10	○	〇〇法等の法令、その他関連する要綱等と整合が図られた計画となっている。
	地域再生計画認定申請の申請者は適切か。	手引き:1-53 2	○	本計画の計画作成主体である〇〇県、△△市が共同で申請を行うこととしている。

2 地方創生整備推進交付金を充てて行う整備事業関係について

項目	チェックリスト	参照箇所	チェック欄	理由・根拠資料等
共通	整備事業(整備交付金)の種類は明記され、2以上の種類の施設整備が含まれているか。	手引き:1-4,17,20,22 Q&A:Q8~10	○	地方創生〇〇整備推進交付金を活用し、2種類の施設(△△、××)の整備を含む計画となっている。
	交付金を充てて整備する施設の整備の必要性や内容が明確になっているか。	手引き:1-25~33 Q&A:Q7-5	○	定住人口の〇〇人増を目指す××市にとっては、〇〇の向上に資する〇〇、××の整備は本計画に必要不可欠な事業である。
	実施する整備事業が地方版総合戦略に定められているか。	手引き:1-15(4) Q&A:Q7-3	○	〇〇県総合戦略に「〇〇」、△△市総合戦略に「××」と記載されているなど、〇〇の整備事業が各地方版総合戦略に定められている。
	整備事業が政策・施策間連携その他の観点により先導的な事業となっているか。	手引き:1-15(5),1-56⑧ Q&A:Q6	○	〇〇、△△の一体的な整備により効率的・効果的に事業が実施されるなど、政策・施策間連携の要素を含むことから先導的な事業となっている。
	デジタル技術の活用・連携により、デジタル社会への形成に寄与する事業となっているか。	手引き:1-15(5),1-56⑧ Q&A:Q6	○	ICT技術を活用した〇〇を推進することにより、〇〇の〇〇を図ることから、デジタル社会への形成に寄与する事業となっている。
	整備事業と連携・組合せする独自事業等の関連事業が適切に記載されているか。	手引き:1-36,1-57(3) Q&A:Q7-4	○	〇〇川クリーン作戦、施設見学会、〇〇交流促進事業等を関連事業として記載している。
	過去の地域再生計画(完了計画)がある場合に、事後評価等により一定の成果が認められるか。また、地域再生計画には完了(又は完了予定)計画の評価結果が十分反映されているか。	Q&A:Q40	○	平成〇〇~〇〇年度の地域再生計画の事後評価により、交流人口の〇万人の増を達成したことが確認されるなど、一定の成果が認められる。また、新たに〇〇への取組や〇〇を〇〇に見直すことで、更なる交流人口の増を図る計画としている。
	交付金の対象施設が交付対象となっているものか。	手引き:1-17~23 Q&A:Q8~10	○	対象施設である〇〇、××の整備は地方創生△△整備推進交付金交付要綱に掲げる別表□に該当するものである。
	計画期間の整備量に対する事業費は適切か。		○	整備量〇〇kmに対して事業費〇〇百万円より、延長当たり事業費は〇〇百万円/kmとなり、同地区における完了工事の事業費〇〇百万円/kmと比べても同等の事業費であり、適切である。 ・市町村道 延長L=〇〇km 事業費 C=△△百万円 ・広域農道 延長L=〇〇km 事業費 C=△△百万円
	事業費に対する交付金の額は適切か。	手引き:1-9~10 Q&A:Q23~24	○	事業費〇〇百万円に対する交付金〇〇百万円(補助割合△△%)の額は適切である。
	整備事業の実施状況に関する客観的な指標(KPI)は適切に設定されているか。(整備目的や個々の事業への投資に対する十分な成果・効果を直接的に評価可能なアウトカム指数値を設定しているか。)	手引き:1-41~43 Q&A:Q7-2	○	〇〇事業については〜という目的、事業規模に対する十分な効果が適切に評価できる指標として、事業の進捗に応じた、汚水処理人口普及率の増加を客観的な指標として設定している。
	KPIについて、毎年度、事業の実施状況が評価可能なアウトカム数値が設定されているか。または、複数のKPIを設定するなど、毎年度事業の状況が評価可能なものになっているか。	手引き:1-41~43 Q&A:Q7-2	○	毎年度、事業の実施状況・進捗状況が評価可能な、〇〇の生産量の増加を設定しているほか、△△面積拡大等の複数のKPIを設定し、毎年度の事業の状況が評価できる設定となっている。
	必要な関係機関との調整を終えているか。	手引き:1-15(3) Q&A:Q6	○	〇〇県財政課・事業課等関係各課及び△△市の財政担当と事業の実施について協議済みである。
	施設用地が確保されている、又は、適切な用地交渉等により確保される十分な見通しがあるか。	手引き:1-15(3) Q&A:Q6	○	〇〇の用地は地権者による売買の内諾済み、××の用地は地権者との売買契約を締結済み。
	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか。		○	令和〇年〇月に管理主体となる予定の□□組合と協議を行っており、管理を行う内諾を得ている。
区域図、整備箇所を示した図面、工程表等認定に必要な資料も添付されているか。	手引き:1-24,2-25~28, 2-30~32 Q&A:Q11	○	区域図、整備箇所を示した図面、工程表、総合戦略等必要な資料を添付した。	
申請書等は様式に沿って作成しているか。	手引き:2-1~43 Q&A:Q11	○	地域再生計画認定申請マニュアル及び地域再生計画の手引きに掲載されている様式に沿って申請書等を作成している。	
道の整備事業	地域再生を図るために行う2以上の施設の道整備において各施設間に関連性が認められるか。	手引き:1-17, 25~29 Q&A:Q7-5	○	市町村道、広域農道、林道の整備箇所は主要幹線道□□線を含めた〇〇地域の道路ネットワークを構成するなど、関連性が認められる。
	市町村道にあっては、市町村の認定路線になっているか。	手引き:1-18③ Q&A:Q8	○	市道△△線は令和×年□月□日に市道認定を受けた。
	広域農道にあっては、土地改良法に基づく実施手続を了しているか。	手引き:1-18③ Q&A:Q8	○	広域農道〇〇地区は、令和〇年△月×日に土地改良法に基づく実施手続を了した。
	林道にあっては、地域森林計画に記載されているか。	手引き:1-18③ Q&A:Q8	○	林道〇〇線は、令和〇年△月×日に策定された〇〇区地域森林計画に記載されている。
	広域農道又は林道の保全対策にあっては、地方創生道整備推進交付金要綱に定める事業費等の要件を満たしているか。	手引き:2-7,3-6-7	○	□□の保全対策〇〇路線は、受益面積〇〇ha、総事業費〇〇百万円で同要綱に記載している要件を満たしている。

【機密性2情報】

汚水処理 施設の 整備事業	交付金を充てて整備する施設の配置が効率的なものになっているか。	手引き:1-20,30~32 Q&A:Q7-5	○	人口密集地を中心に公共下水道、農村部を中心に農業集落排水施設を一体的に整備する計画とすることにより、各施設の役割を踏まえた施設配置が可能となることから、各施設の整備区間の重複が避けられるとともに、各施設が過剰ではない適正な規模で建設されるなど、効率的な汚水処理施設の整備計画となっている。
	公共下水道にあつては、下水道法第4条に定める事業計画が策定されているか。	手引き:1-21③ Q&A:Q9	○	流域関連公共下水道については協議が完了している。単独公共下水道についても、県と最終協議済み、近日提出予定である。
	農業集落排水施設にあつては、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙4-1及び4-2に定める手続を了しているか。	手引き:1-21③ Q&A:Q9	○	農業集落排水施設○○地区は、令和○年△月×日付けで事業採択を受けており、必要な手続は完了している。
	漁業集落排水施設にあつては、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙10に定める事業計画を作成し提出しているか。	手引き:1-21③ Q&A:Q9	—	
	浄化槽にあつては、循環型社会形成推進交付金交付要綱、同取扱要領、浄化槽設置整備事業実施要綱、同取扱要領、浄化槽市町村整備推進事業実施要綱及び同取扱要領に定める要件を満たしているか。	手引き:1-21③ Q&A:Q9	—	
港の 整備事業	交付金を充てて整備する重要港湾・地方港湾と第一種漁港・第二種漁港の一体的整備の必要性が説明できるか。	手引き:1-22,32~33 Q&A:Q7-5	○	同じ沿岸漁業域を有し、港湾、漁港の一体的な機能により市場などへ出荷することなど、一体的な整備で効果が発現される。
	港湾施設(地方港湾)にあつては、地方港湾審議会の意見の聴取(港湾計画を作成している場合)その他の所要の調整を了しているか。	手引き:1-22③ Q&A:Q10	○	地方港湾審議会の意見の聴取及びその他の調整も了している。
	漁港施設にあつては、漁港施設用地利用計画その他の所要の調整を了しているか。	手引き:1-22③ Q&A:Q10	○	漁港施設用地利用計画などの所要の調整を了している。

注1) 道の整備事業、汚水処理施設の整備事業、港の整備事業のチェック欄は該当する整備事業の種類のみチェック願います。

注2) 記入欄が不足する場合は行の高さを調節してください。行の挿入・削除、その他の改変を行わないでください。

注3) 必要に応じて、参考資料を添付してください。

⑦-5 ポンチ絵

(地方創生道整備推進交付金)

地域再生計画の名称【○○県・△△町】

現況と課題

○○●●では、●●や●●を目的に、登山客をはじめ多くの観光客が訪れている。また、これらの山々から発する清らかな水環境は、生活や各種産業といったあらゆる活動の発源となっており、水源涵養や国土保全、生物多様性の保全等を発揮するための森林整備が重要となっている。しかしながら、市道及び林道においては、利用面において課題が残っている。また、県内に整備された合板工場への県産材供給に伴い、今後は大型車両等による伐採搬出が増え、いくことも予測され、整備が望まれている。(200～300字程度で簡潔に)

計画の概要

【計画期間】令和5年度～令和9年度
【計画区域】○○県△△町の全域

○地方創生整備推進交付金(G整備事業)

市道 7.3km, 林道 1.5km
総事業費 1,320百万円(国費 782百万円)
市道:1,120百万円(国費 782百万円)
林道: 200百万円(国費 782百万円)

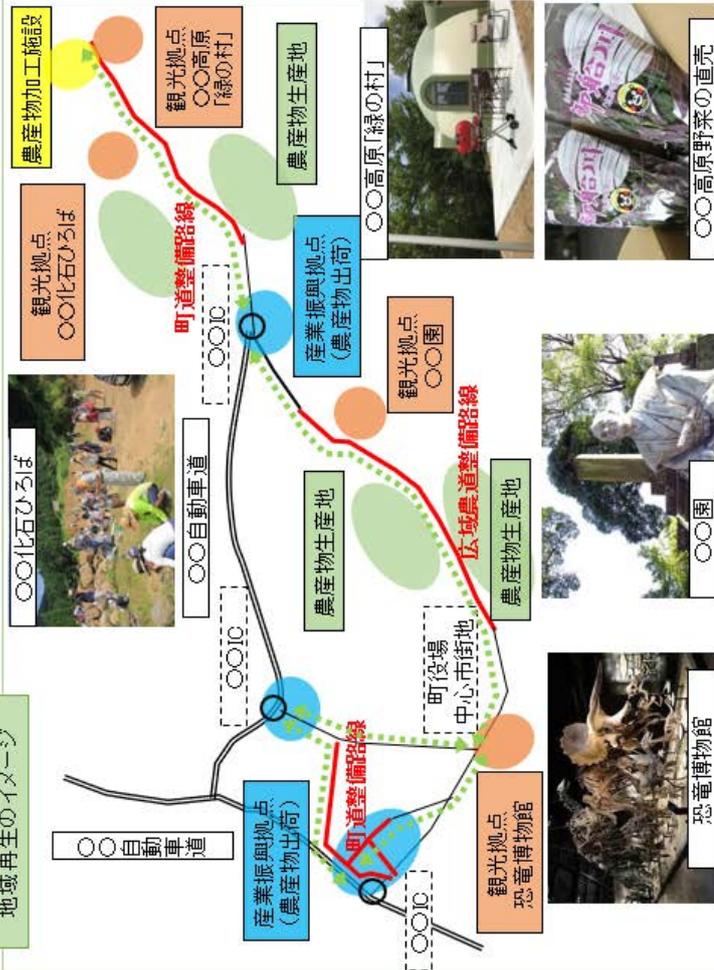
【その他 関連事業】

- ・移住定住促進対策事業
- ・農家民泊等誘致推進事業
- ・林業担い手育成支援事業
- ・サイクルツーリズム推進事業
- ・森林経営管理促進事業

【デジタルの活用・連携した取組】

○デジタル田園都市国家構想交付金の活用
(デジタル実装タイプ)
統合型地理情報システム(GIS)を用いた道路台帳管理システムと他クラウドシステムとの連携による道路環境の構築
○林業におけるドローン等の技術を活用した森林資源管理等を行う「スマート林業」の構築

地域再生のイメージ



計画の目標

○幹線道路等の渋滞を緩和し、移動時間を短縮することで、中央自動車道からの観光入込客やみずがき自然公園等の利用者、農産物及び木材搬出量の増加を図り、地域の活性化に寄与する。(100～150字程度で簡潔に) (※ 連携の必要性を踏まえた記載)

項目	現状	目標
観光客数の増加	80万人/年	100万人/年
転入人口の増加	924人/年	1,200人/年
素材生産量の増加	21,426㎡/年	28,763㎡/年

地域再生計画の名称【〇〇県・△△町】

現況と課題

○ 当該区域は、地域経済をささえる重要な農業地区であるものの、汚水処理人口普及率は67%(全国平均91%)にとどまり、現在でも汲み取り式トイレを利用する住宅も多く存在するなど、不衛生な生活環境が移住・定住の支障となっている。更に、未処理の家庭雑排水が農業用水路や河川に流入し、イチゴ、トマトやニラ等の地域経済を支える農産品の品質悪化や生産量の減少が懸念されている。
(200～300字程度で簡潔に)

計画の概要

【計画期間】令和5年度～令和9年度
【計画区域】〇〇県△△町の全域

○地方創生整備推進交付金(汚水処理施設整備事業)

農業集落排水: 管路9,240m、ポンプ5箇所、処理場1か所
公共下水道: 管路9,240m、

総事業費 1,320百万円(国費 782百万円)
農業集落排水: 1,120百万円(国費 782百万円)
公共下水道 : 200百万円(国費 782百万円)

【その他 関連事業】

- ・農産物のブランド化の推進
- ・農業の担い手規模拡大事業
- ・圃場(ぼしよ)整備推進事業
- ・定住促進事業(ふるさと応援寄付金推進事業・空家対策事業)

【デジタルの活用・連携した取組】

- ・農業集落排水並びに公共下水道の機能強化等により汚水処理システムを最適化する監視システムの統合
- ・豊かな農産物づくり事業(ドローンの活用)

計画の目標

○ 当該地区における汚水処理の未普及を解消し、生活環境の改善並びに農産品の品質向上と生産力の向上を図るとともに、あわせて農産物のブランド化や定住促進事業等のソフト事業を講じることで、当該地区への移住・定住の促進並びに農業の振興を図る。
(100～150字程度で簡潔に) (※ 連携の必要性を踏まえた記載)

地域再生のイメージ



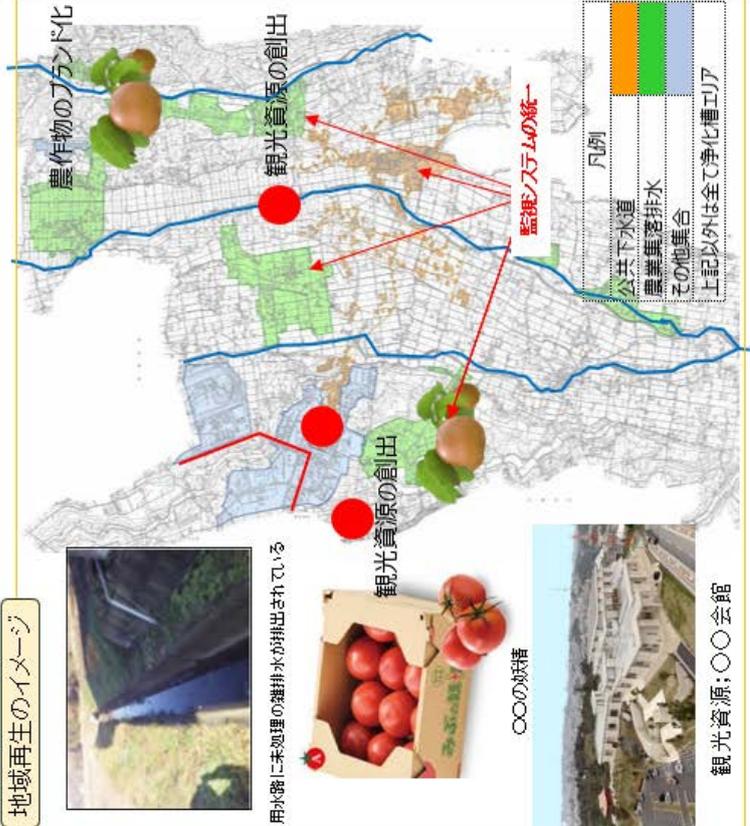
用水路に未処理の雑排水が排出されている



〇〇の栽培



観光資源; 〇〇会館



項目	現状	目標
町人口減少の抑制	80万人/年	100万人/年
町の農業出荷額の向上	24億円/年	30億円/年

ポンチ絵

(地方創生港整備推進交付金)

地域再生計画の名称【〇〇県・△△市】

現況と課題 〇 △△市〇〇エリアでは、漁業が主な産業の一つとなっているが、港・漁港施設の老朽化による出漁機会の減少などから十分な漁獲量が確保できず、地場水産物の安定供給に支障をきたしている。これにより、直接的には漁業従事者の所得の向上や新規漁業従事者の確保が喫緊の課題となっていることに加え、〇〇エリア全体としても、地域経済の中核的役割を担い当該エリアの交流拠点となっている「〇〇市場」や「道の駅〇〇」や「道の駅〇〇」を中心に、観光、水産加工並びに小売りなどの2次産業や3次産業への影響も懸念されているとる。(200～300字程度で簡潔に)

計画の概要

【計画期間】 令和5年度～令和9年度
 【計画区域】 〇〇県△△市の一部(〇〇港、〇〇漁港)

〇 地方創生整備推進交付金(港整備事業)

- 〇〇港: 外郭施設・係留施設、〇〇港: 係留施設
- 〇〇漁港: 外郭施設

総事業費 1,320百万円(国費 782百万円)
 港湾費 1,120百万円(国費 782百万円)
 漁港: 200百万円(国費 782百万円)

【その他 関連事業】

- ・さいこう(最高・再興・再光)地域資源プロジェクト
- ・わくわく漁港(みなど)まつり
- ・新規漁業従事者定着支援事業
- ・新規漁業従事者生活・生産基盤整備事業
- ・経営自立化支援事業

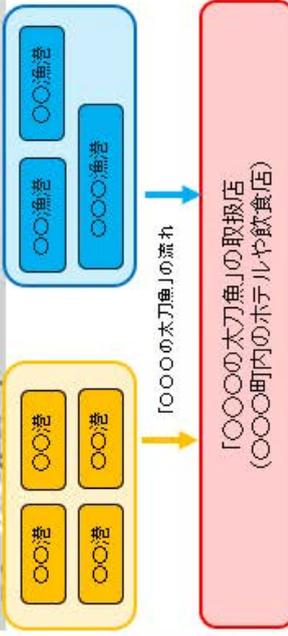
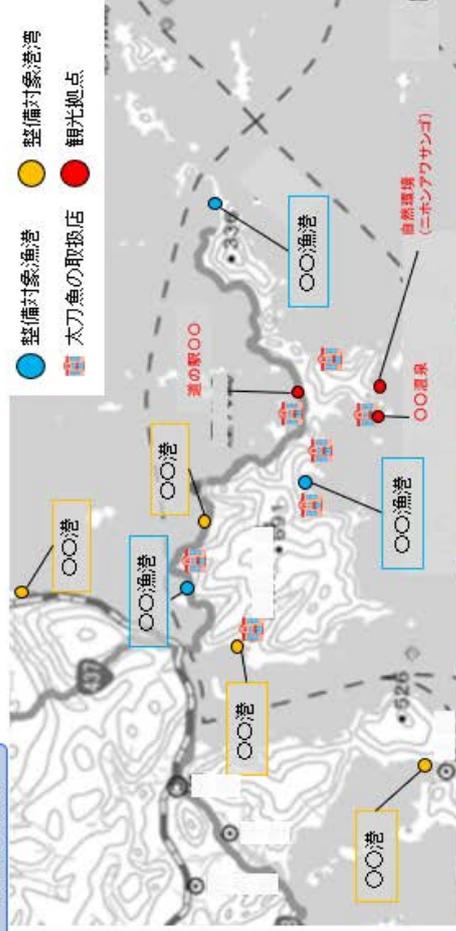
【デジタルの活用・連携した取組】

- ・〇〇整備における3次元測量を実施
- ・インフラ施設情報のデータベース化による維持管理の効率化

計画の目標

〇 地域が連携して地場水産物の漁獲量の確保と安定的な供給を可能とすることで、漁業従事者の所得の向上や新規漁業従事者の確保等を通じて漁業の振興を図るとともに、各種集落イベントの開催などのソフト事業とも連携し、交流人口の増加などによる水産物産業の振興を通じて地域の活性化を図る。(100～150字程度で簡潔に) (※連携の必要性を踏まえた記載)

計画の概要



項目	現状	目標
道の駅「〇〇」の利用者数の増加	80万人/年	100万人/年
〇〇地域の新規漁業従事者の確保	924人/年	1,200人/年

⑦-6 (継続中の計画又は完了した計画を引き継ぐ形で実施する場合) 継続中計画の中間評価調査、完了計画の事後評価調査
(3整備交付金共通)

地域再生計画(地方創生〇〇整備推進交付金) 中間評価調査

都道府県名	〇〇県	事業実施主体	〇〇県、〇〇市	地域再生計画名	「△△計画」					
計画期間	平成29年度～令和3年度	評価責任者	〇〇県〇〇部長、〇〇市〇〇部長							
①地域再生計画に記載した 数値目標の実現状況	指標1	〇〇市の人口増	73,082人 H28	73,082人 R1	72,145人 中間実績	73,447人 最終目標値	中間評価 基準年度 R3	中間目標の達成状況 達成 指標 総数	中間目標値の実現状況に関する評価 中間目標値を937人下回っており、最終目標値まで1,302人の人口増が必要なことから目標達成が厳しい状況である。	
	指標2	アクセス改善(〇〇駅～〇〇病院)	14分 H28	-	-	12分	R3	5	進捗状況に若干の遅れが伺えるが、引き続き計画に則した整備を図り、目標達成を目指していく。	
	指標3	健全な森林の育成	0ha H28	2ha	R1	4ha	6ha	R3	0	中間目標値の2倍以上の数値となっており、目標達成の見込みである。
	指標4	災害時孤立集落の解消	2集落 H28	2集落	R1	2集落	0集落	R3	0	1集落については、計画延長を要しても孤立化の解消が期待できる見込みである。また、計画している路線が完了したときには、目標達成の見込みである。
	指標5	老朽化保全対策の推進	0箇所 H28	6箇所	R1	6箇所	6箇所	R3	0	既に最終目標値を達成している。
	指標6	皆伐作業の拡充	9ha H28	11ha	R1	9ha	14ha	R3	X	中間目標は達成できていない。事業が遅れていることから、進捗状況によっては計画期間の延長も検討する。
	②事業の進捗状況	事業名	整備量(その他の事業では取組内容)		計画	中間年度 (R1)	最終実績 見込み	事業の進捗状況に関する評価		
特別措置を適用して行う 事業	市道整備事業(整備延長)	18,500m	7,770m	16,350m		16,350m	当初計画に対し、路線延長から見る進捗率は、42%と若干の遅れが伺えるため、必要に応じ、計画期間の延長も視野に入れ、引き続き、計画に則した整備を目指していく。			
	林道整備事業(整備延長)	2,238m	638m	2,238m		2,238m	当初計画に対し、路線延長から見る進捗率は、約29%と遅れが伺えるため、必要に応じ、計画期間の延長も視野に入れ、引き続き、計画に則した整備を目指していく。			
その他の事業	〇〇地区定住自立権構想						〇〇地区〇〇市〇〇町で構成し、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から都市圏への人口流出を食い止めると共に、地方圏への人の流れを作り出したため、引き続き平成〇〇年度を始期とする中期ビジョン構想策定に向け取り組みを実施している。			
	スマートウェルネスシティ総合特区						高齢化・人口減少が進んでも持続可能な〇〇型社会を作るため、〇〇を推進し、〇〇なまちを構築するため第1期〇〇プロジェクトを実施し、引き続き第2期〇〇プロジェクトも実施中である。			
	森林整備地域活動支援事業						国土の保全、水源のかん養等森林の有する多面的機能が十分発揮されるよう、森林施策の集約化に必要な森林情報の収集および境界確認等の諸活動に対する支援を行った。			
	森林環境保全直接支援事業						林業生産活動等が継続的に実施される仕組みを作り上げることを目指し、森林経営計画、森林施策計画の認定を受けた方等に造林、下刈り、除伐、間伐等の森林整備作業の支援を行った。			
〇〇税事業							元氣な森を次の世代に引き継いでいくために、「〇〇税」を導入			
〇〇評価方法							〇〇評価委員会を開催し、中間目標値の実現状況に関する評価・検討等を行った。			
④中間評価の公表方法							〇〇市〇〇課のホームページに掲載			
⑤計画全体の総合評価							本地域再生計画では、道整備交付金を活用した市道整備と林道整備を一体的に行うことにより、地域間のネットワークを強化することで、緊急医療機関や消防本部庁舎へのアクセス時間短縮や山村地域における安全で安心して暮らせる環境づくりを図ることにより、定住人口を増加させることを目的としている。なお、指標1の人口増については、現時点で目標達成の見込みが厳しい状況にあるが、少しでも人口減少に歯止めがかかると、引き続き地域再生計画の事業展開を図っていくものである。			
⑥今後の方針等							中間評価結果の反映状況			
							地域再生計画の見直し(有・無)			
							令和3年度交付金要望額への反映(有・無)			
							有りの場合の増減額 Δ25,000千円			
⑦今後の方針等に 対する対応							事業期間延長計画の変更の認定申請を予定 ●〇〇市道1路線削減に伴う整備事業量、事業費の見直し ●整備事業量 認定時18,500m→見直し後16,350m [2,150m減] 令和3年度の事業費 認定時250,000千円→見直し後200,000千円 [50,000千円減] 令和3年度の事業費 認定時1,000,000千円→見直し後900,000千円 [100,000千円減] 令和3年度の事業費 認定時50,000千円→見直し後45,000千円 [5,000千円減]			

⑤⑥⑦については、残りの計画期間に係る実施方針等を検証し、地域再生計画の目標、交付対象施設、計画期間、関連事業等を含め、計画全体の變更の必要性を検討して、方針理由を含め、今後どうしていくかをロジックだててきっちり記載ください。

計画上の道路整備を行うことで、地域のため、中間評価の結果を踏まえ、計画他事業の方が効果的に進められる路線につ

状況が若干遅れている。この

地域再生計画（地方創生〇〇整備推進交付金）事後評価調査

都道府県名	〇〇県	事業実施主体	〇〇県、〇〇市	地域再生計画名	〇〇市「△△計画」
計画期間	平成27年度～令和元年度	評価責任者	〇〇県〇〇部長〇〇〇〇、〇〇市〇〇部長〇〇〇〇		

①地域再生計画に記載した数値目標の実現状況	指標	基準値			中間目標値			最終目標値			事後評価	達成状況	最終目標値の実現状況に関する評価	
		基準年度	中間年度	最終年度	年度	中間実績	基準年度	最終実績	達成数	指標総数				
②地域再生計画に記載した数値目標以外の波及効果の実現状況	指標 1	林業振興と林産物の生産拡大（間伐実施面積の増）	120ha	H26	140ha	H29	140ha	R1	140ha	140ha	R1	140ha	○	林道整備やそれに通じる市道整備、林業従事者の育成などの施策の効果により、目標値を達成できた。
	指標 2	山間部での観光観光・交流人口の増加	24000人	H26	25000人	H29	25000人	R1	25000人	25000人	R1	25000人	×	市道及び林道の整備による効果により、マイカーにより山間部の環境レジャー施設を訪れる人がやや増えているが、現状では目標を若干下回った。
③事業の進捗状況	指標 1	木材生産額の増	1.2億円	H26	1.4億円	H29	1.4億円	R1	1.4億円	1.4億円	R1	1.4億円	-	林道整備による効果として未間伐地域へのアクセス改善が図られた結果、木材生産額の増となった。
	指標 2													

事業名	整備量（その他の事業では取組内容）			事業の進捗状況に関する評価
	計画	中間年度（H29）	最終実績	
市道整備事業（整備延長）	1.2km	0.9km	1.2km	今回の整備によりレジャー施設利用者の増加につながったと考えている。一方、さらに交流人口の増加を図るためには、レジャー施設の滞在時間の確保や温泉宿泊施設などの施設へのアクセス改善を図る必要があり、渋滞緩和などを旨として市道の拡幅などさらに事業を行う必要がある。
林道整備事業（整備延長）	1.5km	1.0km	1.5km	林道整備により今まで森林事業が困難であった地域について充実した森林へのアクセス改善が図られた結果、間伐実施面積の増となった。また25haほど未間伐の地域が存在するため、引き続き事業実施を行いたい。
林業再生プロジェクト				木材の価格低迷とともに、販路拡大の風通しがなかなか進まず、また林業従事者が高齢化している中で、十分な新たな林業の担い手を確保、育成まで至っていないが、引き続きプロジェクトを実施し、林業再生に向けた取り組みを強化したい。
山間部観光推進事業				本市では、海岸部での観光客数は年間数百万人と多い中で、魅力的な地域資源を多く有する山間部においても観光客を増大させたいと取り組んできているが、未だ十分ではないので、引き続き山間部の観光・交流人口の増に向けて推進事業を進めていきたい。
UR〇〇駅周辺整備事業				〇〇駅とその周辺を一体的に整備することにより、観光・交流の拠点としての機能向上が図られ、観光客の増加につながることが期待される。
道の駅活性化事業				当初、道の駅と観光レジャー施設との交流が活発化するものと期待していたが、まだ期待ほど交流が活発化せず、道の駅から他の観光地への波及は図られなかった。
計画外で独自に実施した事業				マスコミに取り上げられるなどPR効果が有り、観光レジャー施設で作品が売り上げを伸ばしたため、交流人口の増加につながったと考えている。
④評価方法	〇〇評価委員会を開催し、最終目標値の実現状況に関する評価・検討等を行った。			
⑤事後評価の公表方法	〇〇市〇〇課のホームページに掲載			
⑥計画全体の総合評価	<p>地域再生計画では、道整備交付金を活用した市道整備と林道整備を一体的に実施し、市道整備では整備が滞った年に年度間調整を行うなど整備段階にあわせて予算措置が実施できたため、山間部での林業振興や観光・交流人口の増などの効果を概ね実現できると考えている。一方、さらなる山間部の森林整備観光・交流人口の増を図るため、林業再生プロジェクトの推進、観光情報発信の強化等山間部観光推進事業、木材加工の工芸品をコンテストにより表彰する事業</p> <p>⑦⑧については、今後の方針（たまた目標・整備延長などの実績が目標数値とどう違い、原因は何か、それをどう改善してのかなど）などしっかりと評価・検討し、目標達成に向け、どのようにフォローアップ等していくか等の方針をプロジェクトできっちり記載してください。</p>			
⑦今後の方針等	<p>地域再生計画においては、円滑に整備が進んでおり、また山間部での観光・交流人口の増加等も含め目標のほ流入人口の増を図るために、林業再生プロジェクトの推進、観光情報発信の強化等山間部観光推進事業、木材加工の工芸品の特産としてPR、林業従事者の育成等ソフト対策も一層強化していきたいと考えている。</p> <p>一方、さらなる山間部での森林整備や観光・交</p>			

・国土強靱化地域計画及びその内容を説明した文章

国土強靱化地域計画及びその内容を説明した文章

町道●●線、町道▲▲線、林道●●線の整備は、●●町国土強靱化地域計画の別表●●に明記された事業である。

●●町国土強靱化地域計画（抜粋）

別表●●

事業名	数量	事業期間	総事業費	事業主体
〇〇川河川改修事業	〇km	R〇～R〇	〇億円	県
〇〇小学校老朽化対策	1校	R〇～R〇	〇億円	町
町道●●線改修事業	●km	R●～R●	●億円	町
町道▲▲線整備事業	▲km	R▲～R▲	▲億円	町
林道●●線整備事業	●km	R●～R●	●億円	県
〇〇地区ため池改修事業	〇箇所	R〇～R〇	〇億円	町

注) 施設を整備する事業主体の国土強靱化地域計画に位置付けられていることが必要。

※確認できる路線等を枠囲み等で明示ください。

2 認定を必要とする変更申請の場合

■ 変更認定申請にあたって提出が必要な書類（①～⑥）

番号	書類	ページ等
①	地域再生計画認定申請に係る基礎データ表	当該データファイルを参照
②	変更の認定申請書（鑑）	2-46
③	地域再生計画本体	新規認定を参照 ※注
④	変更前の地域再生計画本体	新規認定を参照 ※注
⑤	（区域の特定が困難な場合のみ）区域付近見取図 ※変更となる場合のみ	新規認定を参照 ※注
⑥	工程表 ※変更となる場合のみ	新規認定を参照 ※注

■ 認定の判断に必要な参考資料（⑦）

番号	資料	ページ等
⑦-1	新旧対照表	2-47
⑦-2	変更理由書	2-54
⑦-3	整備する施設の整備区域又は整備箇所を示した図面	新規認定を参照 ※注
⑦-4	整備量、事業費、事業期間等内訳新旧対照表	2-57
⑦-5	チェックリスト（変更申請時）	2-58
⑦-6	ポンチ絵	新規認定を参照 ※注
⑦-7	その他参考資料	新規認定を参照 ※注 （必要な場合のみ）

※注 ・「ページ等」の欄において「新規認定を参照」とある書類及び参考資料は、「1 新規認定申請の場合」の記載例を参照して、計画変更後の事業内容に合わせて修正した書類及び参考資料を作成してください。

- ・「新旧対照表」以外の「地域再生計画書本体」等の資料の作成に当たっては、変更箇所の赤字や下線による明示は不要です。

② 認定申請書（鑑）
（3 整備交付金共通）

地域再生計画の変更の認定申請書

第〇号（発番を記載してください。）

〇〇年〇月〇日

募集期間内の日付

内閣総理大臣 殿

全ての計画作成主体を連名で記載

〇〇県知事 ●● ●●
〇〇市長 ●● ●●
〇〇町長 ●● ●●

複数回の変更を行っている場合、柱書きの認定日は直近の認定日を記載してください。（軽微な変更は含みません）

年 月 日付けで認定を受けた地域再生計画について下記のとおり変更したので、地域再生法第7条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1. 変更事項

地域再生計画「〇〇（地域再生計画の名称を記載してください。）」に係る2の変更

計画書本文に記載された「名称」と同じかを確認

2. 変更の内容

地域再生計画を別添のとおり変更する。

⑦-1 新旧対照表
(地方創生道整備推進交付金)

別紙 新旧対照表

・計画の名称を記載

共存と交流がもたらす活力まちづくり計画

(下線部分は変更部分)

u003cbr>

新	旧
<p>(1～3 略)</p>	<p>(1～3 略)</p>
<p>4 地域再生計画の目標 (4-1～4-2 略)</p>	<p>4 地域再生計画の目標 (4-1～4-2 略)</p>
<p>4-3 地域の目標 (略)</p>	<p>4-3 地域の目標 (略)</p>
<p>目標2 林業の振興(間伐面積の増加) 20 ha (令和2年度) → <u>50 ha</u> (令和7年度) (略)</p>	<p>目標2 林業の振興(間伐面積の増加) 20 ha (令和2年度) → <u>40 ha</u> (令和7年度) (略)</p>
<p>目標4 地域交通安全の確保(交通事故件数の減少) <u>120件/年</u>(令和2年度) → <u>105件/年</u>(令和7年度)</p>	<p>・「旧」欄は直近の内閣総理大臣認定(新規・変更)を受けた計画の内容を抜き書きする。(注:直近の軽微な変更後の計画ではない。)</p>
<p>5 地域再生を図るための行う事業 5-1 全体の概要</p>	<p>5 地域再生を図るための行う事業 5-1 全体の概要</p>
<p>(略)また、市街地と西北部の山間地域、南部の農村地域と市街地のアクセス向上のため、本市と◇◇市を直結する県道MM線の開通に合わせ、交差点形状に問題があり安全性が低下していた市道AA線及び市道DD線を改良することにより、周辺地域と市街地を結ぶ安心安全な道路ネットワークを構成する。</p> <p>さらに、林道BB線、林道CC線及び林道EE線の整備を実施する</p>	<p>(略)また、市街地と西北部の山間地域、南部の農村地域と市街地のアクセス向上のため、本市と◇◇市を直結する県道MM線の開通に合わせ、交差点形状に問題のあった市道AA線を改良することにより、周辺地域と市街地を結ぶ安心安全な道路ネットワークを構成する。</p> <p>さらに、林道BB線、林道CC線の整備を実施することにより、間</p>

ことにより、間伐等の推進による森林整備を促進し、森林の多面的な機能の増進や通行安全の確保を図るとともに、隣接地域間の交通ネットワークを形成し、△△県立自然公園内の各種交流促進施設等の活用による地域間交流の促進を図るとともに、災害時には被災道路の回路としての動線を確保する。(略)

**5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業
地方創生道整備推進交付金【A3008】**
(略)

- ・市町村道：道路法に規定する市町村道に昭和57年3月15日に認定済み。
- 市道AA線、市道DD線
- ・林道：森林法による〇〇川地域森林計画(平成19年策定)に路線を記載。

林道BB線、林道CC線、林道E、E線

[施設の種類の種類] [事業主体]

- ・市町村道 ○〇市
- ・林道 □□県、〇〇市

[整備量及び事業費]

- ・市町村道 5.2 km、林道 6.5 km
- ・総事業費 2,481,000千円(うち交付金1,228,500千円)
- (内訳) 市町村道 1,250,000千円(うち交付金625,000千円)
- 林道 1,231,000千円(うち交付金603,500千円)

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(令和/年度)	基準年 (R2)	R3	R4	R5	R6	R7
指標1 拠点間のアクセス改善	20分	20分	20分	20分	15分	10分
〇〇地区～□□地区の所要時間						

伐の推進等による森林整備を促進し、森林の多面的な機能の増進や通行安全の確保を図るとともに、隣接地域間の交通ネットワークを形成し、△△県立自然公園内の各種交流促進施設等の活用による地域間交流の促進を図るとともに、災害時には被災道路の回路としての動線を確保する。(略)

**5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業
地方創生道整備推進交付金【A3008】**
(略)

- ・市町村道：道路法に規定する市町村道に昭和57年3月15日に認定済み。
- 市道AA線
- ・林道：森林法による〇〇川地域森林計画(平成19年策定)に路線を記載。

林道BB線、林道CC線

[施設の種類の種類] [事業主体]

- ・市町村道 ○〇市
- ・林道 □□県

[整備量及び事業費]

- ・市町村道 4.4 km、林道 4.9 km
- ・総事業費 1,666,000千円(うち交付金833,000千円)
- (内訳) 市町村道 760,000千円(うち交付金380,000千円)
- 林道 906,000千円(うち交付金453,000千円)

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(令和/年度)	基準年 (R2)	R3	R4	R5	R6	R7
指標1 拠点間のアクセス改善	20分	20分	20分	20分	15分	15分
〇〇地区～□□地区の所要時間						

(略)

(5-3 略)

(6 略)

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(7-1 略)

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和2年度 (基準年度)	令和5年度 (中間年度)	令和7年度 (最終目標)
(略)			
目標2			
間伐面積の増加	20 ha	35 ha	50 ha
(略)			
目標4			
交通事故件数の減少	120件	115件	105件

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
(略)	
交通事故件数の減少	□□県の毎年の公表データ「〇〇」より

(7-3 略)

(略)

(5-3 略)

(6 略)

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(7-1 略)

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和2年度 (基準年度)	令和5年度 (中間年度)	令和7年度 (最終目標)
(略)			
目標2			
間伐面積の増加	20 ha	35 ha	50 ha
(略)			
(追加)			

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
(略)	
(追加)	

(7-3 略)

注) 新旧の計画書本文から今回の変更に該当する項目名、変更関係部分を抜き書きする。(変更のない範囲については適宜省略する。)

注) 変更箇所(新欄と旧欄記述が異なる部分)に下線()を引く。

注) 旧欄は直近の内閣総理大臣認定(新規認定又は変更認定)を受けた計画から抜き書きする。(直近の軽微な変更後の計画ではない。)

新旧対照表
 (地方創生汚水処理施設整備推進交付金)

別紙 新旧対照表

自然・歴史・文化と笑顔がゆきかいうふるさとづくり

(下線部分は変更部分)

u003cbr>

新	旧
<p>(1～3 略)</p> <p>4 地域再生計画の目標 (4-1～4-2 略)</p> <p>4-3 地域の目標 (略) (追加)</p> <p>目標2 定住促進(〇〇地区の定住人口の維持) 3,260人(令和2年度)→3,260人(令和7年度)</p> <p>5. 地域再生を図るために行う事業 (5-1 略)</p> <p>5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業 地方創生汚水処理施設整備推進交付金【A3009】 (略) [整備量]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道 管渠 φ50～200 mm 21,000 m (うち単独事業 管渠 φ150 mm 4,200 m) ・浄化槽(個人設置型) 170基 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・整備交付金の種類ごとの事業費、施設ごとの整備量の2割を超える増減は認定の必要な変更となる。</p> </div>	<p>(1～3 略)</p> <p>4 地域再生計画の目標 (4-1～4-2 略)</p> <p>4-3 地域の目標 (略) (追加)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・「旧」欄は直近の内閣総理大臣認定(新規・変更)を受けた計画の内容を抜き書きする。(注:直近の軽微な変更後の計画ではない。)</p> </div> <p>5. 地域再生を図るために行う事業 (5-1 略)</p> <p>5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業 地方創生汚水処理施設整備推進交付金【A3009】 (略) [整備量]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道 管渠 φ50～200 mm 15,000 m (うち単独事業 管渠 φ150 mm 1,600 m) ・浄化槽(個人設置型) 170基 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・路線の追加、整備量の増減がある場合、「地域再生の目標」や「事業の実施状況に関する客観的な指標にも反映させること。」</p> </div>

なお、各事業による新規の処理人口は下記の通り。
 公共下水道：〇〇地区で1,100人、浄化槽：510人

【事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法】

(令和/年度)	(R2) 基準年	R3	R4	R5	R6	R7
指標1 汚水処理施設の整備促進 汚水処理人口普及率の向上	70%	70%	70%	70%	76%	82%

(略)

(5-3 略)
(6 略)

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項
(7-1 略)

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和2年度 (基準年度)	令和5年度 (中間年度)	令和7年度 (最終目標)
(略)			
目標2 定住促進 〇〇地区の定住人口の維持	3,260人	3,260人	3,260人

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
(略)	
定住人口の増加	〇〇市の毎年の公表データ「△△」より

(7-3 略)

なお、各事業による新規の処理人口は下記の通り。
 公共下水道：〇〇地区で1,000人、浄化槽：510人

【事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法】

(令和/年度)	(R2) 基準年	R3	R4	R5	R6	R7
指標1 汚水処理施設の整備促進 汚水処理人口普及率の向上	70%	70%	70%	70%	75%	80%

(略)

(5-3 略)
(6 略)

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項
(7-1 略)

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和2年度 (基準年度)	令和5年度 (中間年度)	令和7年度 (最終目標)
(略)			

(追加)

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
(略)	

(追加)

(7-3 略)

注) 新旧の計画書本文から今回の変更に変更に該当する項目名、変更関係部分を抜き書きする。(変更のない範囲については適宜省略する。)
 注) 変更箇所(新欄と旧欄記述が異なる部分)に下線()を引く。
 注) 旧欄は直近の内閣総理大臣認定(新規認定又は変更認定)を受けた計画から抜き書きする。(直近の軽微な変更後の計画ではない。)

新旧対照表
(地方創生港整備推進交付金)

別紙 新旧対照表
地域力の向上と〇〇海、魅力再発見

(下線部分は変更部分)

新	旧
<p>(1～3 略)</p> <p>4. 地域再生計画の目標 (4-1～4-2 略)</p> <p>4-3 地域の目標 (略)</p> <p>目標1 〇〇市の観光交流客数の増加 986万人(令和2年度)→1,031万人(令和8年度)</p> <p>目標2 〇〇市場水産物水揚げ量の増加 5,128t(令和2年度)→5,235t(令和8年度)</p> <p>5. 地域再生を図るために行う事業 (5-1 略)</p> <p>5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業 地方創生港整備推進交付金【A3010】 [事業期間] ・港湾施設 令和3年度～令和8年度 ・漁港施設 令和4年度～令和6年度</p>	<p>(1～3 略)</p> <p>4. 地域再生計画の目標 (4-1～4-2 略)</p> <p>4-3 地域の目標 (略)</p> <p>目標1 〇〇市の観光交流客数の増加 986万人(令和2年度)→1,031万人(令和7年度)</p> <p>目標2 〇〇市場水産物水揚げ量の増加 5,128t(令和2年度)→5,235t(令和7年度)</p> <p>5. 地域再生を図るために行う事業 (5-1 略)</p> <p>5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業 地方創生港整備推進交付金【A3010】 [事業期間] ・港湾施設 令和3年度～令和7年度 ・漁港施設 令和4年度～令和6年度</p>

・「旧」欄は直近の内閣総理大臣認定(新規・変更)を受けた計画の内容を抜き書きする。(注:直近の軽微な変更後の計画ではない。)

(略)

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(令和/年度)	(R2) 基準年	R3	R4	R5	R6	R7	R8
指標1 漁獲量の向上							
1人あたり年間漁獲量の増加	3.1t	3.2t	3.3t	3.4t	3.5t	3.6t	3.7t

(略)

(5-3 略)

6. 計画期間

令和3年度～令和8年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(7-1 略)

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和2年度 (基準年度)	令和5年度 (中間年度)	令和8年度 (最終目標)
目標1			
〇〇市の観光交流客数の増加	986万人	1,007万人	1,031万人
目標2			
〇〇市場水産物水揚げ量の増加	5,128t	5,180人	5,235t

(略)

(7-3 略)

注) 新旧の計画書本文から今回の変更に対応する項目名、変更関係部分を抜き書きする。(変更のない範囲については適宜省略する。)

注) 変更箇所(新欄と旧欄記述が異なる部分)に下線()を引く。

注) 旧欄は直近の内閣総理大臣認定(新規認定又は変更認定)を受けた計画から抜き書きする。(直近の軽微な変更後の計画ではない。)

(略)

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(令和/年度)	(R2) 基準年	R3	R4	R5	R6	R7
指標1 漁獲量向上						
1人あたり年間漁獲量の増加	3.1t	3.2t	3.3t	3.4t	3.5t	3.6t

(略)

(5-3 略)

6. 計画期間

令和3年度～令和7年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(7-1 略)

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和2年度 (基準年度)	令和5年度 (中間年度)	令和7年度 (最終目標)
目標1			
〇〇市の観光交流客数の増加	986万人	1,007万人	1,031万人
目標2			
〇〇市場水産物水揚げ量の増加	5,128t	5,180人	5,235t

(略)

(7-3 略)

⑦-2 変更理由書

(地方創生道整備推進交付金)

変更理由書

- ・ 変更に至った要因や変更の目的等を踏まえて、新旧対照表の項目ごとに、可能な限り具体的に変更理由を記述すること。
- ・ 軽微な変更報告を行っている場合は、その変更内容及び理由を含めて記載すること。

(市道の事業費及び事業期間の変更)

市道 A A 線においては、路線全体にわたり、道路部直下の地層の状況や土質の特性などを把握するため、令和〇年△月～□月に地質の事前調査を実施した。

事前調査の結果、軟弱地盤の層が確認されたことから、現地条件を踏まえた施工性や経済性等を踏まえた工法検討を行った結果、現場条件に適合し最も安価ない地盤改良工法である〇〇工法を採用した。

上記の工法変更の結果、市道 A A 線の事業費を変更増とするとともに事業期間を△年延長し、令和□年度までとする。

(林道の事業費及び事業期間の変更)

林道 B B 線においては、令和〇年度の完成に向けて延長△△mの開設工事を令和□年〇月に発注したところ、令和□年△月に発生した集中豪雨の影響により、当該路線の一部区間において、地滑りや法面崩壊が発生し、その復旧工事に新たな事業費が必要となった。また、災害復旧を優先した結果、当該路線の令和〇年度の完成が不可能となったことから、林道の事業期間を〇年延長し、令和△△年度までとする。

(計画期間の変更)

林道の事業期間を〇年延長することから、計画期間を△年延長し、令和□年度までとする。

(地域再生計画の目標の変更)

計画期間を1年延長することから、地域再生計画の目標年度を変更する。

前回の計画認定以降、軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更の変更理由も転記する。

【令和〇〇年〇〇月〇〇日軽微な変更】

(林道の事業量、事業費及び事業期間の変更)

林道 d d 号線については、新たな危険箇所が確認されたことにより法面工事の施工範囲を拡大する必要が生じたため、整備量を追加し、事業費を増額するとともに、事業期間を1年延長し、令和〇年度までとする。

以上の路線の変更の結果、林道全体としては事業量を増加し、事業費を増額するとともに、事業期間を1年延長し、令和〇年度までとする。(計画期間は変更なし。)

変更理由書

(地方創生活污水处理施設整備推進交付金)

変更理由書

- ・ 変更に至った要因や変更の目的等を踏まえて、新旧対照表の項目ごとに、可能な限り具体的に変更理由を記述すること。
- ・ 軽微な変更報告を行っている場合は、その変更内容及び理由を含めて記載すること。

(農業集落排水施設の事業期間及び事業費の変更)

事業着手後に測量・現地調査等を実施したところ、一部埋設物が当初計画より深く、管路埋設深をより深くする必要が生じたこと及び難透水性を示す地盤が確認されたことを踏まえ、地盤の自立性を検討した結果、当初想定していた開削工法から推進工法に変更する必要が生じたため、事業費を増額するとともに事業期間を○年延長し、令和△年度までとする。

(浄化槽の事業区域、事業期間、事業量及び事業費の変更)

浄化槽の事業区域は、○○地区は市町村設置型、その他の地区は個人設置型というように市町村合併前の旧行政区に応じた計画としていたものの、維持管理費の低減及び地区間の公平性確保のため、市町村設置型の申請は、令和□年○月△日以降受理せず、個人設置型に統一を図ることから、事業期間、事業量及び事業費を変更減とする。

(地域再生の目標の変更)

計画期間の○年延長により、併せて実施する合併処理浄化槽区域の事業進捗が図られることから、目標1の目標値を1.0%上方修正する。

(計画期間の変更)

農業集落排水事業の事業期間を○年延長し令和□年度とすることから、計画期間も1年延長し、令和□年度とする。

前回の計画認定以降、軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更の変更理由も転記する。

【令和○○年○○月○○日軽微な変更】

(浄化槽の事業量、事業費の変更)

□□制度を利用した新築・改築が増えたことにより、浄化槽の設置要望が増加するとともに、計画時点より大きな人槽の要望が多くなったことから、事業量を増加するとともに、事業費を増額することとなったもの。

変更理由書

(地方創生港整備推進交付金)

変更理由書

- ・ 変更に至った要因や変更の目的等を踏まえて、新旧対照表の項目ごとに、可能な限り具体的に変更理由を記述すること。
- ・ 軽微な変更報告を行っている場合は、その変更内容及び理由を含めて記載すること。

(港湾の事業期間の変更)

●●港において施工中の物揚場の一部に係留している船舶所有者と、工事施工時の係留先等の協議や放置艇の処理に不測の日数を要したため、●●港の事業完成が1年遅れるため、港湾の事業期間を1年延長する。

(計画期間の変更)

港湾の事業期間を1年延長することから、計画期間も1年延長する。

(地域再生計画の目標・事業の実施状況に関する客観的な指標の変更)

計画期間を1年延長することから、地域再生計画の目標年度を変更する。

前回の計画認定以降、軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更の変更理由も転記する。

【令和〇〇年〇〇月〇〇日軽微な変更】

(漁港の事業費の変更)

物揚場の整備について、既存施設を撤去せずに泊地側へ栈橋方式による1mの拡幅を計画していたが、調査を行った結果、既存施設が不安定な構造であることが判明したため、既存施設を改良する必要性が生じ、それに伴い、事業費が不足する見込みとなったことから、事業費を2千万円増額する。

この結果、漁港全体としては事業費を増額することとなったもの。

⑦-4 整備量、事業費、事業期間等内訳新旧対照表(3整備交付金共通)

・路線ごとの整備量、事業費、事業期間を変更前(旧)、変更後(新)とで比較。
 ・変更前は直近の内閣総理大臣認定(新規認定又は変更認定)の整備量等を記載。
 (直近の認定後に軽微な変更を行っている場合は、(新)と(旧)の間に参考として記載して下さい。2回以上行っている場合は列を追加して下さい。)

(参考資料)

整備量、事業費、事業期間等内訳表

地域再生計画の名称	共存と交流がもたらす活力まちづくり計画
計画作成主体	〇〇県、□□市

施設	路線名		単位	当初	軽微な変更	変更	補助割合	増減
町道	〇〇線	整備量	m	500			50%	▲ 500
		事業費	千円	294,000				▲ 294,000
		期間	年度	R3-R7				1年
	小計	整備量	m	500				▲ 500
		事業費	千円	294,000				▲ 294,000
		事業期間	年度	R3-R7				1年
広域農道	〇〇地区	整備量	m	2,000			50%	▲ 2,000
		事業費	千円	1,000,000				▲ 1,000,000
		期間	年度	R3-R7				1年
	小計	整備量	m	2,000				▲ 2,000
		事業費	千円	1,000,000				▲ 1,000,000
		事業期間	年度	R3-R7				1年
林道	〇〇線	整備量	m	5,343			50%	▲ 5,343
		事業費	千円	1,219,358				▲ 1,219,358
		期間	年度	R3-R7				1年
	〇〇線	整備量	m				50%	
		事業費	千円					
		期間	年度					1年
	小計	整備量	m	5,343				▲ 5,343
		事業費	千円	1,219,358				▲ 1,219,358
		事業期間	年度	R3-R7				1年
合計	事業費	千円	2,513,358				▲ 2,513,358	

		単位	当初	軽微な変更	変更		増減率
整備量	市町村道	m	500				
	広域農道	m	2,000				
	林道	m	5,343				
事業費		千円	2,513,358				
事業期間	市町村道	年度	R3-R7				
	広域農道	年度	R3-R7				
	林道	年度	R3-R7				

・直近の認定時と比較して、施設ごとの整備量、整備交付金ごとの事業費が2割を超える増減の場合認定が必要

⑦-5 チェックリスト(変更) (3整備交付金共通)

担当部局等は申請主体が複数の場合でも一つにまとめる。

(様式) 地方創生整備推進交付金に係る地域再生計画の変更認定申請チェックリスト

変

地域再生計画の名称	〇〇地域の共存と交流による活力あるふるさとづくり計画	担当者名	きばん づよし 基盤 強
計画作成主体	□□県、〇〇市	電話番号	0000-00-0000
担当部署	〇〇県△△部××課	メールアドレス	abcd@pref.***.lg.jp

注) 県と市が申請する場合等に連絡先を複数記載するケースがありますが、原則連絡先は1箇所としてください。

- ・チェック欄にチェックリストへの対応状況を「〇」(該当する)、「-」(対象外)から選んでください。
〇を選んだ場合は理由・根拠資料等について具体的に記入してください。

1 変更認定申請全般について (全ての変更認定申請が該当)

項目	チェックリスト	参照箇所	チェック欄	理由・根拠資料等
共通	変更認定申請内容が、認定基準に合致しているか。	手引き:1-60(3) Q&A:Q12~Q14-2	○	計画変更の主因となった〇〇線の用地交渉については、令和〇年〇月に地権者の了解を得たことから、変更後の実施計画は明確なものであり、地域再生法第5条第16項第3号に掲げたとおり円滑かつ確実に実施されることが見込まれるなど、認定基準に合致している。
	変更認定申請の時期が適切か。(交付に支障が生じる前に申請したか。)	手引き:1-60(3)	○	現計画は令和〇年度までの計画期間であり、その前年度の令和〇年〇月に変更認定申請を行うものである。
	新規認定又は変更認定を受けた地域再生計画をベースとした新旧対照表になっているか。	手引き:2-47~53	○	令和〇年〇月〇日付で変更認定を受けた地域再生計画を変更前のベースとしている。
	変更認定を要する内容に伴い関連する計画本文及び添付資料の変更も変更されているか。	手引き:2-45 Q&A:Q15	○	計画期間が記載されている計画書本文、整備箇所図、工程表に対して記述を変更した。
	単に事業費や整備量の減だけの変更になっていないか。	手引き:1-60(4)	○	計画の変更により、事業費及び整備量の増、計画期間の延長を行うものである。
	変更理由が具体的に記載されているか。	手引き:2-54~56	○	計画着手時には内諾を得ていたが、設計条件の見直しに伴い地権者との用地交渉に時間を要した状況を変更理由書に記載した。
中間評価やKPIの評価結果が反映されているか。	手引き:1-44,1-58 1 Q&A:Q17	〇	R〇年度の中間評価(KPI)評価結果では、〇〇の増加が確認でき、一定の成果が認められる。また、KPI評価においても、〇の増加が確認できる。そこで、〇〇については、新たな取組として、〇〇の取り組みを追加する。	

2 地域再生計画全体について

【「1 地域再生計画の名称」を変更する場合】

該当の有無 (有 ○ 無)

項目	チェックリスト	参照箇所	チェック欄	理由・根拠資料等
計画の名称	地域再生計画の内容にふさわしい名称となっているか。	手引き:1-53 1	○	地域再生の目標である「地域住民の共存と交流促進による活力あるまちづくりを目指す。」ことを端的に表現した地域再生計画のタイトルとなっている。

【「2 地域再生計画の作成主体の名称」を変更する場合】

該当の有無 (有 ○ 無)

項目	チェックリスト	参照箇所	チェック欄	理由・根拠資料等
計画作成主体	地域再生計画認定申請の申請者は適切か。	手引き:1-53 2	○	本計画の計画作成主体である〇〇県、△△市が共同で申請を行うこととしている。

【「4 地域再生計画の目標」を変更する場合】

該当の有無（有 無 ）

項目	チェックリスト	参照箇所	チェック欄	理由・根拠資料等
目標の妥当性	地域再生基本方針の「地域再生の目標」に適合しているか。	手引き:1-14, 40 Q&A: Q6	<input type="radio"/>	〇〇の整備事業の実施と併せて、民間企業・NPO等が主体の関連事業と連携して地域再生を図るなど、地域の創意工夫を凝らした自主的・自立的な取組を推進する計画となっている。
	地域再生を図るために行う事業と、上位計画や関連計画との間に整合性があるか。	手引き:1-14	<input type="radio"/>	〇〇法、△△県□□整備長期計画、〇〇市総合戦略等との整合がとれた計画となっている。
	地域の課題に適切に対応する目標となっているか。	手引き1-14,54 4 Q&A: Q7-1~2, Q7-5	<input type="radio"/>	人口減少や第一次産業の衰退という課題を持つ地域において、交流人口の増及び農林水産物生産額の拡大を図る目標となっている。
	地域再生計画の目標の記述と定量的な数値目標の整合性が図られているか。	手引き:1-40~43 Q&A: Q7-1	<input type="radio"/>	交流人口を×万人から〇万人への増、及び、農林水産物生産額の△百万円から□百万円への拡大を目指す数値目標を設定している。
	定量的な数値目標は中間評価・事後評価ができる適切なものとなっているか。	手引き:1-40~43 Q&A: Q7-1~2	<input type="radio"/>	数値目標の交流人口及び農林水産物生産額は、〇〇市が調査する〇〇調査報告書を引用することにより、過度な負担を伴わない評価が可能である。

【「5 地域再生を図るために行う事業」を変更する場合】

該当の有無（有 無 ）

項目	チェックリスト	参照箇所	チェック欄	理由・根拠資料等
計画の効果・効率性	地域再生を図るために行う事業が効率的となっているか。	手引き:1-14 (1) Q&A: Q6	<input type="radio"/>	〇〇と△△を一体的に整備することにより、整備の相乗効果が発現し、適切な施設配置となるなど効率的な事業の実施が期待できる。
	地域再生を図るために、関連事業等と連携・組合せがされているか。(仮に事業単独で行う場合も、連携の要否が十分検討されているか。)	手引き:1-36 Q&A: Q7-4	<input type="radio"/>	△△△の目標に向けて、〇〇・△△の施設の整備事業と、〇〇〇事業や□□□等の関連事業とを連携して実施する計画となっている。
	地域再生を図るために行う事業がどのように寄与するか記載されているか。	手引き:1-14(2) Q&A: Q6	<input type="radio"/>	〇〇の整備により△△を図るとともに、併せて××交流促進事業の実施により□□を図り、交流人口の増に寄与することについて記載している。
	地域再生を図るために行う事業の効果の発現は十分に見込まれるか。	手引き:1-40~43	<input type="radio"/>	実績のある〇〇市の〇〇交流促進事業との連携により、交流人口の増が十分に見込まれる。
	計画期間と事業実施期間は適切か。	手引き:1-55,57	<input type="radio"/>	1~5年目に施設整備を行い、3~5年目にその他(〇〇事業)を行う5か年の計画期間としている。
計画の表現可能性	地域住民の合意形成が図れるなど地元の機運が醸成されているか。	手引き:1-15(3)	<input type="radio"/>	〇〇市広報誌で紹介を行う他、令和〇年〇月に地元説明会を行い、内諾書を得た。
	地域再生を図るために行う事業の実施体制は整っているか。		<input type="radio"/>	〇〇市を主体として、〇〇県、〇〇管理組合と連絡調整を図りつつ事業の進捗を図る〇〇事業推進協議会を令和〇年〇月に設立した。
	地域再生を図るために行う事業の実施スケジュールが明確であるか。	手引き:1-15(3) Q&A: Q6	<input type="radio"/>	〇〇の整備事業としては1~4年目に□□の整備を、2~5年目に△△の整備を行う計画としており、工程表に明確に記載している。
	地域再生を図るために行う事業が法令等を遵守しているものであるか。	手引き:1-17,20,22 Q&A: Q8~10	<input type="radio"/>	〇〇法等の法令、その他関連する要綱等と整合が図られた計画となっている。

【「6 計画期間」を変更する場合】

該当の有無（有 無 ）

項目	チェックリスト	参照箇所	チェック欄	理由・根拠資料等
計画期間	計画期間の変更はやむを得ないと認められるか。		<input type="radio"/>	計画期間の変更理由は、計画着手時の概略調査では把握できなかった〇〇線整備区域における湧水の発生に起因するものである。

【「7 目標の達成状況に係る評価に関する事項」を変更する場合】

該当の有無（有 無 ）

項目	チェックリスト	参照箇所	チェック欄	理由・根拠資料等
評価	地域再生計画の中間評価・事後評価の方法と公表方法は適切か(評価の体制は、学識経験者等の第三者の意見を求める、又は地方公共団体独自の評価制度を活用するなどにより、評価の透明性、客観性及び公正性を確保するようになっているか。)	手引き:1-44~49 Q&A: Q17	<input type="radio"/>	関係県、市町村等からなる〇〇地域評価委員会が中間評価・事後評価を行い、評価結果を速やかにホームページ等に掲載することとしている。なお〇〇地域評価委員会の委員には△大学教授等の学識経験者が含まれている。(評価委員会には、学識経験者等がないので、委員会の前に、〇〇(役職等)といった学識経験者等の意見を求めることとする。など)

3 地方創生整備推進交付金を充てて行う整備事業関係について

【施設、路線・地区を追加・変更する場合】

該当の有無（有 無 ）

項目	チェックリスト	参照箇所	チェック欄	理由・根拠資料等
共通	整備事業(整備交付金)の種類は明記され、2以上の種類の施設整備が含まれているか。	手引き:1-4,17,20,22 Q&A:Q8~10	<input type="radio"/>	地方創生〇〇整備推進交付金を活用し、2種類の施設(△△、××)の整備を含む計画となっている。
	交付金を充てて整備する施設の整備の必要性や内容が明確になっているか。	手引き:1-25~33 Q&A:Q7-5	<input type="radio"/>	定住人口の〇〇人増を目指す××市にとっては、□□の向上に資する〇〇、××の整備は本計画に必要な事業である。
	実施する整備事業が地方版総合戦略に定められているか。	手引き:1-15(4) Q&A:Q7-3	<input type="radio"/>	〇〇県総合戦略に「□□」、△△市総合戦略に「××」と記載されているなど、〇〇の整備事業が各地方版総合戦略に定められている。
	整備事業が政策・施策間連携その他の観点により先導的な事業となっているか。	手引き:1-15(5),1-56⑧ Q&A:Q6	<input type="radio"/>	〇〇、△△の一体的な整備により効率的・効果的に事業が実施されるなど、政策・施策間連携の要素を含むことから先導的な事業となっている。
	デジタル技術の活用・連携により、デジタル社会への形成に寄与する事業となっているか。	手引き:1-15(5),1-56⑧ Q&A:Q6	<input type="radio"/>	ICT技術を活用した〇〇を推進することにより、〇〇の〇〇を図ることから、デジタル社会への形成に寄与する事業となっている。
	整備事業と連携・組合せする独自事業等の関連事業が適切に記載されているか。	手引き:1-36,1-57(3) Q&A:Q7-4	<input type="radio"/>	〇〇川クリーン作戦、施設見学会、〇〇交流促進事業等を関連事業として記載している。
	交付金の対象施設が交付対象となっているものか。	手引き:1-17~23 Q&A:Q8~10	<input type="radio"/>	対象施設である〇〇、××の整備は地方創生△△整備推進交付金交付要綱に掲げる別表□に該当するものである。
	計画期間の整備量に対する事業費は適切か。		<input type="radio"/>	整備量〇〇kmに対して事業費〇〇百万円より、延長当たり事業費は〇〇百万円/kmとなり、同地区における完了工事の事業費〇〇百万円/kmと比べても同等の事業費であり、適切である。 ・市町村道 延長L=〇〇km 事業費 C=△△百万円 ・広域農道 延長L=〇〇km 事業費 C=△△百万円
	事業費に対する交付金の額は適切か。	手引き:1-9~10 Q&A:Q23~24	<input type="radio"/>	事業費〇〇百万円に対する交付金〇〇百万円(補助割合△△%)の額は適切である。
	整備事業の実施状況に関する客観的な指標(KPI)は適切に設定されているか。(整備目的や個々の事業への投資に対する十分な成果・効果を直接的に評価可能なアウトカム指数値を設定しているか。)	手引き:1-41~43 Q&A:Q7-2	<input type="radio"/>	〇〇事業については〜〜という目的、事業規模に対する十分な効果が適切に評価できる指標として、事業の進捗に応じた、汚水処理人口普及率の増加を客観的な指標として設定している。
	KPIについて、毎年度、事業の実施状況が評価可能なアウトカム数値が設定されているか。または、複数のKPIを設定するなど、毎年度事業の状況が評価可能なものになっているか。	手引き:1-41~43 Q&A:Q7-2	<input type="radio"/>	毎年度、事業の実施状況・進捗状況が評価可能な、〇〇の生産量の増加を設定しているほか、△△面積拡大等の複数のKPIを設定し、毎年度の事業の状況が評価できる設定となっている。
	必要な関係機関との調整を終えているか。	手引き:1-15(3) Q&A:Q6	<input type="radio"/>	〇〇県財政課・事業課等関係各課及び△△市の財政担当と事業の実施について協議済みである。
	施設用地が確保されている、又は、適切な用地交渉等により確保される十分な見通しがあるか。	手引き:1-15(3) Q&A:Q6	<input type="radio"/>	〇〇の用地は地権者による売買の内諾済み、××の用地は地権者との売買契約を締結済み。
	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか。		<input type="radio"/>	令和〇年〇月に管理主体となる予定の□□組合と協議を行っており、管理を行う内諾を得ている。
区域図、整備箇所を示した図面、工程表等認定に必要な資料も添付されているか。	手引き:1-24,2-25~28,2-30~32 Q&A:Q15	<input type="radio"/>	区域図、整備箇所を示した図面、工程表、総合戦略等必要な資料を添付した。	
申請書等は様式に沿って作成しているか。	手引き:2-45~61 Q&A:Q15	<input type="radio"/>	地域再生計画認定申請マニュアル及び地域再生計画の手引きに掲載されている様式に沿って申請書等を作成している。	
道の整備事業	地域再生を図るために行う2以上の施設の道整備において各施設間に関連性が認められるか。	手引き:1-17, 25~29 Q&A:Q7-5	<input type="radio"/>	市町村道、広域農道、林道の整備箇所は主要幹線道□□線を含めた〇〇地域の道路ネットワークを構成するなど、関連性が認められる。
	市町村道にあつては、市町村の認定路線になっているか。	手引き:1-18③ Q&A:Q8	<input type="radio"/>	市道△△線は令和×年〇月〇日に市道認定を受けた。
	広域農道にあつては、土地改良法に基づく実施手続を了しているか。	手引き:1-18③ Q&A:Q8	<input type="radio"/>	広域農道〇〇地区は、令和〇年△月×日に土地改良法に基づく実施手続を了した。
	林道にあつては、地域森林計画に記載されているか。	手引き:1-18③ Q&A:Q8	<input type="radio"/>	林道〇〇線は、令和〇年△月×日に策定された〇〇区域森林計画に記載されている。
広域農道又は林道の保全対策にあつては、地方創生整備推進交付金要綱に定める事業費等の要件を満たしているか。	手引き:2-7,3-6-7	<input type="radio"/>	□□の保全対策〇〇路線は、受益面積〇〇ha、総事業費〇〇百万円で要綱に記載している要件を満たしている。	

【機密性2情報】

汚水処理施設の整備事業	交付金を充てて整備する施設の配置が効率的なものになっているか。	手引き:1-20,30~32 Q&A:Q7-5	○	人口密集地を中心に公共下水道、農村部を中心に農業集落排水施設を一体的に整備する計画とすることにより、各施設の役割を踏まえた施設配置が可能となることから、各施設の整備区間の重複が避けられるとともに、各施設が過剰ではない適正な規模で建設されるなど、効率的な汚水処理施設の整備計画となっている。
	公共下水道にあつては、下水道法第4条に定める事業計画が策定されているか。	手引き:1-21③ Q&A:Q9	○	流域関連公共下水道については協議が完了している。単独公共下水道についても、県と最終協議済み、近日提出予定である。
	農業集落排水施設にあつては、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙10-1及び10-2に定める手続を了しているか。	手引き:1-21③ Q&A:Q9	○	農業集落排水施設〇〇地区は、令和〇年△月×日付けで事業採択を受けており、必要な手続は完了している。
	漁業集落排水施設にあつては、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙21に定める事業計画を作成し提出しているか。	手引き:1-21③ Q&A:Q9	—	
	浄化槽にあつては、循環型社会形成推進交付金交付要綱、同取扱要領、浄化槽設置整備事業実施要綱、同取扱要領、浄化槽市町村整備推進事業実施要綱及び同取扱要領に定める要件を満たしているか。	手引き:1-21③ Q&A:Q9	—	
港の整備事業	交付金を充てて整備する地方港湾と第一種漁港・第二種漁港の一体的整備の必要性が説明できるか。	手引き:1-22,32~33 Q&A:Q7-5	○	同じ沿岸漁業域を有し、港湾、漁港の一体的な機能により市場などへ出荷することなど、一体的な整備で効果が発現される。
	港湾施設にあつては、地方港湾審議会の意見の聴取(港湾計画を作成している場合)その他の所要の調整を了しているか。	手引き:1-22③ Q&A:Q10	○	地方港湾審議会の意見の聴取及びその他の調整も了している。
	漁港施設にあつては、漁港施設用地利用計画その他の所要の調整を了しているか。	手引き:1-22③ Q&A:Q10	○	漁港施設用地利用計画などの所要の調整を了している。

【施設、路線・地区の追加・変更以外の変更の場合】

該当の有無 (有 ○ 無)

項目	チェックリスト	参照箇所	チェック欄	理由・根拠資料等
共通	交付金を充てて整備する施設の整備の必要性や内容が明確になっているか。	手引き:1-25~33 Q&A:Q7-5	○	定住人口の〇〇人増を目指す××市にとっては、□□の向上に資する〇〇、××の整備は本計画に必要不可欠な事業である。
	整備事業と連携・組合せする独自事業等の関連事業が適切に記載されているか。	手引き:1-36,1-57(3) Q&A:Q7-4	○	〇〇川クリーン作戦、施設見学会、〇〇交流促進事業等を関連事業として記載している。
	計画期間の整備量に対する事業費は適切か。		○	整備量〇〇kmに対して事業費〇〇百万円より、延長当たり事業費は〇〇百万円/kmとなり、同地区における完了工事の事業費〇〇百万円/kmと比べても同等の事業費であり、適切である。 ・市町村道 延長L=〇〇km 事業費 C=△△百万円 ・広域農道 延長L=〇〇km 事業費 C=△△百万円
	事業費に対する交付金の額は適切か。	手引き:1-9~10 Q&A:Q23~24	○	事業費〇〇百万円に対する交付金〇〇百万円(補助割合△△%)の額は適切である。
	必要な関係機関との調整を終えているか。	手引き:1-15(3) Q&A:Q6	○	〇〇県財政課・事業課等関係各課及び△△市の財政担当と事業の実施について協議済みである。
	施設用地が確保されている、又は、適切な用地交渉等により確保される十分な見通しがあるか。	手引き:1-15(3) Q&A:Q6	○	〇〇の用地は地権者による売買の内諾済み、××の用地は地権者との売買契約を締結済み。
	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか。		○	令和〇年〇月に管理主体となる予定の□□組合と協議を行っており、管理を行う内諾を得ている。
	区域図、整備箇所を示した図面、工程表等認定に必要な資料も添付されているか。	手引き:1-24,2-25~28, 2-30~32 Q&A:Q15	○	区域図、整備箇所を示した図面、工程表、総合戦略等必要な資料を添付した。
申請書等は様式に沿って作成しているか。	手引き:2-45~61 Q&A:Q15	○	地域再生計画認定申請マニュアル及び地域再生計画の手引きに掲載されている様式に沿って申請書等を作成している。	

注1) 道の整備事業、汚水処理施設の整備事業、港の整備事業のチェック欄は該当する整備事業の種類のみチェック願います。

注2) 記入欄が不足する場合は行の高さを調節してください。行の挿入・削除、その他の改変を行わないでください。

注3) 必要に応じて、参考資料を添付してください。

3 軽微な変更の報告の場合

■報告書として提出が必要な書類及び参考資料 (①～⑦)

番号	書類	ページ等
①	地域再生計画認定申請に係る基礎データ表 (必ず最新版を使用すること)	当該データファイルを参照
②	軽微な変更に係る報告書(鑑)	2-63
③	新旧対照表	2-64
④	変更理由書	2-68
⑤	変更地域再生計画本体	新規認定を参照 ※注
⑥	整備する施設の整備区域又は整備箇所を示した図面	新規認定を参照 ※注
⑦	工程表 ※変更となる場合のみ	新規認定を参照 ※注
⑧	参考資料	—
(⑧-1)	・整備量、事業費、事業期間等内訳新旧対照表	変更認定を参照 ※注
(⑧-2)	・その他の参考資料(必要な場合のみ)	必要な場合のみ

※注 ・「ページ等」の欄において「新規認定を参照」とある書類及び参考資料は、「1 新規認定申請の場合」の記載例を参照して、計画変更後の事業内容に合わせて修正した書類及び参考資料を作成してください。

- ・「新旧対照表」以外の「変更地域再生計画書本体」等の資料の作成にあたっては、変更箇所の赤字や下線による明示は不要です。

① 軽微な変更に係る報告書（鑑）
（3 整備交付金共通）

第〇号（発番を記載してください。）
令和〇〇年〇〇月〇〇日

内閣総理大臣 殿

・全ての計画作成主体を連名で記載
・公印不要

〇〇県知事 ●●●●
〇〇〇市長 ●●●●

地域再生計画の軽微な変更について（報告）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで認定を受けた地域再生計画について、地域再生法
施行規則第 11 条で定める軽微な変更を行ったため次のとおり報告します。

記

1. 地域再生計画の名称
〇〇地域の共存と交流による活力あるふるさとづくり計画
2. 軽微な変更の適用日
令和〇〇年〇〇月〇〇日

計画書本文に記載された「名称」と同じかを確認

② 新旧対照表
(地方創生道整備推進交付金)

別紙 新旧対照表

〇〇地域の共存と交流による活力あるさとづくり計画

(下線部分は変更部分)

新	旧
<p>(1～4 略)</p> <p>5 地域再生を図るために行う事業 (5-1 略)</p> <p>5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業 地方創生道整備推進交付金【A3008】 (略)</p> <p>[整備量及び事業費]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村道 2.9 km、林道 2.3 km ・総事業費 1,549,000千円 (うち交付金 774,500千円) (内訳) 市町村道 1,011,000千円 (うち交付金 505,500千円) 林道 538,000千円 (うち交付金 269,000千円) <p>(略)</p> <p>(5-3 略)</p> <p>(6～7 略)</p> <p>【平成〇〇年〇〇月〇〇日軽微な変更】</p> <p>5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 [整備量及び事業費]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村道 2.7 km、林道 2.3 km 	<p>(1～4 略)</p> <p>5 地域再生を図るために行う事業 (5-1 略)</p> <p>5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業 地方創生道整備推進交付金【A3008】 (略)</p> <p>[整備量及び事業費]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村道 2.7 km、林道 2.1 km ・総事業費 1,392,000千円 (うち交付金 696,000千円) (内訳) 市町村道 854,000千円 (うち交付金 427,000千円) 林道 538,000千円 (うち交付金 269,000千円) <p>(略)</p> <p>(5-3 略)</p> <p>(6～7 略)</p>
<p>・直近の大臣認定計画以降、今回の変更までの間に軽微な変更を行っている場合は、今回変更部分に加えて、過去の新旧対照表から変更内容の全てを転記する。</p>	<p>・「旧」欄は直近の内閣総理大臣認定(新規・変更)を受けた計画の内容を抜き書きする。(注:直近の軽微な変更後の計画ではない。)</p>

注) 新旧の計画書本文から今回の変更に関する項目名、変更関係部分を抜き書きする。(変更のない範囲については適宜省略する。)

注) 変更箇所(新欄と旧欄記述が異なる部分)に下線()を引く。

注) 旧欄は直近の内閣総理大臣認定(新規認定又は変更認定)を受けた計画から抜き書きする。(直近の軽微な変更後の計画ではない。)

注) 直近の大臣認定計画以降、今回の変更までの間に軽微な変更を行っている場合は、今回変更部分に加えて、過去の新旧対照表から変更内容の全てを転記する。

新旧対照表
(地方創生汚水処理施設整備推進交付金)

別紙 新旧対照表

自然・歴史・文化と笑顔ゆきかう〇〇ふるさとづくり

(下線部分は変更部分)

新	旧
<p>(1～4 略)</p> <p>5 地域再生を図るために行う事業 (5-1 略)</p> <p>5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業 地方創生汚水処理施設整備推進交付金【A3009】 (略)</p> <p>[整備量]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道 φ150～500 <u>26,000 m</u> (単独事業 φ150～500 <u>8,100 m</u>) 処理場 1箇所 ・浄化槽 <u>224基</u> <p>なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。 公共下水道：約<u>2,900人</u>、浄化槽：約<u>515人</u></p> <p>[事業費]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道 事業費 <u>3,200,000千円</u> (うち交付金 <u>1,643,850千円</u>) 単独事業費 <u>620,000千円</u> 事業費 <u>27,585千円</u> (うち交付金 <u>9,195千円</u>) ・浄化槽 事業費 <u>3,227,585千円</u> (うち交付金 <u>1,653,045千円</u>) ・合計 	<p>(1～4 略)</p> <p>5 地域再生を図るために行う事業 (5-1 略)</p> <p>5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業 地方創生汚水処理施設整備推進交付金【A3009】 (略)</p> <p>[整備量]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道 φ150～500 <u>24,700 m</u> (単独事業 φ150～500 <u>7,000 m</u>) 処理場 1箇所 ・浄化槽 <u>222基</u> <p>なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。 公共下水道：約<u>2,800人</u>、浄化槽：約<u>510人</u></p> <p>[事業費]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道 事業費 <u>3,197,000千円</u> (うち交付金 <u>1,641,000千円</u>) 単独事業費 <u>531,000千円</u> 事業費 <u>27,000千円</u> (うち交付金 <u>9,000千円</u>) ・浄化槽 事業費 <u>3,224,000千円</u> (うち交付金 <u>1,650,000千円</u>) ・合計

・「旧」欄は直近の内閣総理大臣認定(新規・変更)を受けた計画の内容を抜き書きする。(注：直近の軽微な変更後の計画ではない。)

(略)

(5-3 略)
(6~7 略)

・直近の大臣認定計画以降、今回の変更までの間に軽微な変更を行っている場合は、今回変更部分に加えて、過去の新旧対照表から変更内容の全てを転記する。

【令和〇〇年〇〇月〇〇日軽微な変更】

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生汚水処理施設整備推進交付金【A3009】

[整備量]

- ・公共下水道 (略)
- ・浄化槽 224基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道：約2,800人、浄化槽：約515人

[事業費]

- ・公共下水道 (略)
- ・浄化槽 事業費 27,585千円
(うち交付金 9,195千円)
- ・合計 事業費 3,224,585千円
(うち交付金 1,650,195千円)

(略)

(5-3 略)
(6~7 略)

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業
地方創生汚水処理施設整備推進交付金【A3009】

[整備量]

- ・公共下水道 (略)
- ・浄化槽 222基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道：約2,800人、浄化槽：約510人

[事業費]

- ・公共下水道 (略)
- ・浄化槽 事業費 27,000千円
(うち交付金 9,000千円)
- ・合計 事業費 3,224,000千円
(うち交付金 1,650,000千円)

注) 新旧の計画書本文から今回の変更該当する項目名、変更関係部分を抜き書きする。(変更のない範囲については適宜省略する。)

注) 変更箇所(新欄と旧欄記述が異なる部分)に下線()を引く。

注) 旧欄は直近の大臣認定(新規認定又は変更認定)を受けた計画から抜き書きする。(直近の軽微な変更後の計画ではない。)

注) 直近の大臣認定計画以降、今回の変更までの間に軽微な変更を行っている場合は、今回変更部分に加えて、過去の新旧対照表から変更内容の全てを転記する。

新旧対照表
(地方創生港整備推進交付金)

別紙 新旧対照表

地域力の向上と〇〇海、魅力再発見

(下線部分は変更部分)

新	旧
<p>(1～4 略)</p> <p>5. 地域再生を図るために行う事業 (5-1 略)</p> <p>5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業 地方創生港整備推進交付金【A3010】 (略)</p> <p>[事業費]</p> <p>総事業費 3,720,000 千円</p> <p>港湾施設 3,600,000 千円 (うち交付金 1,441,000 千円)</p> <p>漁港施設 120,000 千円 (うち交付金 60,000 千円)</p> <p>(略)</p> <p>(5-3 略)</p> <p>(6～7 略)</p> <p>【平成〇〇年〇〇月〇〇日軽微な変更】</p> <p>5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 [事業期間]</p> <p>・港湾施設 令和2年度～令和6年度</p>	<p>(1～4 略)</p> <p>5. 地域再生を図るために行う事業 (5-1 略)</p> <p>5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業 地方創生港整備推進交付金【A3010】 (略)</p> <p>[事業費]</p> <p>総事業費 3,700,000 千円</p> <p>港湾施設 3,600,000 千円 (うち交付金 1,441,000 千円)</p> <p>漁港施設 100,000 千円 (うち交付金 50,000 千円)</p> <p>(略)</p> <p>(5-3 略)</p> <p>(6～7 略)</p> <p>【平成〇〇年〇〇月〇〇日軽微な変更】</p> <p>5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 [整備量及び事業費]</p> <p>・港湾施設 令和2年度～令和5年度</p>

・直近の大臣認定計画以降、今回の変更までの間に軽微な変更を行っている場合は、今回変更部分に加えて、過去の新旧対照表から変更内容の全てを転記する。

・「旧」欄は直近の内閣総理大臣認定(新規・変更)を受けた計画の内容を抜き書きする。(注:直近の軽微な変更後の計画ではない。)

注) 新旧の計画書本文から今回の変更該当する項目名、変更関係部分を抜き書きする。(変更のない範囲については適宜省略する。)

注) 変更箇所(新欄と旧欄記述が異なる部分)に下線()を引く。

注) 旧欄は直近の内閣総理大臣認定(新規認定又は変更認定)を受けた計画から抜き書きする。(直近の軽微な変更後の計画ではない。)

注) 直近の大臣認定計画以降、今回の変更までの間に軽微な変更を行っている場合は、今回変更部分に加えて、過去の新旧対照表から変更内容の全てを転記する。

③ 変更理由書
(地方創生道整備推進交付金)

別紙

変更理由書

〇〇県
□□市

(市道の事業量、事業費の変更)

市道 a a 号線については、予備設計に基づく現況測量及び詳細設計を行ったところ、当初計画時は概略設計に基づき粘性土としていたが、詳細調査、詳細設計の結果、主に礫質土であったことから法面の安定処理のため、事業費を増額する。

市道 b b 号線については、関連工事との調整及び公安委員会との協議により交差点処理及び道路勾配の変更が必要になったことから、事業量を増加するとともに、用地取得を含めた事業費を増額する。

市道 c c 号線について、当初計画時は砂質土を想定していたが詳細調査の結果により粘性土であることが判明したことから、その対策として土層改良工を追加するため、事業費を増額する。

以上の各路線の変更の結果、市道全体としては事業量を増加するとともに、事業費を増額することとなったもの。

前回の計画認定以降、今回の軽微な変更以前にも軽微な変更を行っている場合は、今回の変更理由に加えて、前回の変更理由も転記する。

【令和〇〇年〇〇月〇〇日軽微な変更】

(林道の事業量、事業費及び事業期間の変更)

林道 d d 号線については、新たな危険箇所が確認されたことにより法面工事の施工範囲を拡大する必要があるため、整備量を追加し、事業費を増額するとともに、事業期間を1年延長し、令和〇年度までとする。

林道 e e 号線については、接続する林道 d d 線の事業期間に合わせて、事業期間を1年延長する必要があるため、令和〇年度までとする。

以上の各路線の変更の結果、林道全体としては事業量を増加し、事業費を増額するとともに、事業期間を1年延長し、令和〇年度までとする。(計画期間は変更なし。)

変更理由書

(地方創生汚水処理施設整備推進交付金)

別紙

変更理由書

□□市

(公共下水道の事業量、事業費の変更)

管渠については、実施設計により路線の検討を行った結果、当初計画では想定し得なかった土質条件により管渠延長を延長する必要が生じたため、事業量が増加するとともに事業費が増額となった。また、処理場については詳細設計に伴い、基礎構造の工法を変更したことにより処理場の事業費が増加することになった。

以上の変更の結果、公共下水道全体としては事業量を増加するとともに、事業費を増額することとなったもの。

また、処理人口については、整備区域内に新たな集合住宅建設などがあり、当初計画に比較して増加する結果となったもの。

前回の計画認定以降、今回の軽微な変更以前にも軽微な変更を行っている場合は、今回の変更理由に加えて、前回の変更理由も転記する。

【令和〇〇年〇〇月〇〇日軽微な変更】

(浄化槽の事業量、事業費の変更)

□□制度を利用した新築・改築が増えたことにより、浄化槽の設置要望が増加するとともに、計画時点より大きな人槽の要望が多くなったことから、事業量を増加するとともに、事業費を増額することとなったもの。

変更理由書

(地方創生港整備推進交付金)

別紙

変更理由書

前回の計画認定以降、今回の軽微な変更以前にも軽微な変更を行っている場合は、今回の変更理由に加えて、前回の変更理由も転記する。

□□県

○○町

(漁港の事業費の変更)

物揚場の整備について、既存施設を撤去せずに泊地側へ栈橋方式による1mの拡幅を計画していたが、調査を行った結果、既存施設が不安定な構造であることが判明したため、既存施設を改良する必要が生じ、それに伴い、事業費が不足する見込みとなったことから、事業費を2千万円増額する。

この結果、漁港全体としては事業費を増額することとなったもの。

前回の計画認定以降、軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更の変更理由も転記する。

(港湾の事業期間の変更)

●●港において施工中の物揚場の一部に係留している船舶所有者と、工事施工時の係留先等の協議や放置艇の処理に不測の日数を要したため、●●港の事業完成が1年遅れるため、港湾の事業期間を1年延長する。

第三部

地方創生整備推進交付金関連法令・要綱等

(参考資料)

地域再生法（平成十七年四月一日法律第二十四号）（抄）

最終改正：令和二年六月十日法律第四十三号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 地域再生の推進は、少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から、地域における創意工夫を生かしつつ、潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる住みよい地域社会の実現を図ることを基本とし、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力を最大限に活用した事業活動の活性化を図ることにより魅力ある就業の機会を創出するとともに、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を総合的かつ効果的に行うことを旨として、行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条に規定する基本理念にのっとり、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域再生に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（関連する施策との連携）

第三条の二 国及び地方公共団体は、地域再生に関する施策の推進に当たっては、経済社会の構造改革の推進に関する施策、産業の国際競争力の強化に関する施策、地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する施策、地域における医療及び介護の総合的な確保に関する施策その他の関連する施策との連携に配慮するように努めなければならない。

第三章 地域再生計画の認定等

（地域再生計画の認定）

第五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 地域再生計画の区域
- 二 地域再生を図るために行う事業に関する事項
- 三 計画期間

3 前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

- 一 地域再生計画の目標
- 二 その他内閣府令で定める事項

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 まち・ひと・しごと創生法第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に

同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって次に掲げるもののうち、地方公共団体、事業者、研究機関その他の多様な主体との連携又は分野の異なる施策相互の有機的な連携を図ることにより効率的かつ効果的に行われるものその他の先導的なものに関する事項

イ (略)

ロ 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備のための基盤となる施設の整備に関する事業であって次に掲げるもの

(1) 道路、農道又は林道であって政令で定めるものの二以上を総合的に整備する事業

(2) 下水道、集落排水施設又は浄化槽であって政令で定めるものの二以上を総合的に整備する事業

(3) 港湾施設及び漁港施設であって政令で定めるものを総合的に整備する事業

二～十八 (略)

5～14 (略)

15 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、地域再生計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 地域再生基本方針に適合するものであること。

二 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

16 (略)

17 内閣総理大臣は、地域再生計画に第四項各号に掲げる事項が記載されている場合において、第十五項の認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長（第三十五条を除き、以下単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

18 内閣総理大臣は、第十五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定に関する処理期間)

第六条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第十五項の認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に前条第十五項の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同条第十七項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

(認定地域再生計画の変更)

第七条 地方公共団体は、第五条第十五項の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第五条第五項から第十八項まで及び前二条の規定は、前項の認定地域再生計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第八条 内閣総理大臣は、第五条第十五項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対し、認定地域再生計画（認定地域

再生計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)の実施の状況について報告を求めることができる。

- 2 関係行政機関の長は、認定地域再生計画に第五条第四項各号に掲げる事項が記載されている場合には、認定地方公共団体に対し、同項各号に規定する事業及び措置の実施の状況について報告を求めることができる。

(措置の要求)

第九条 内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、認定地域再生計画に第五条第四項各号に掲げる事項が記載されている場合において、同項各号に規定する事業及び措置の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該事業及び措置の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

(認定の取消し)

第十条 内閣総理大臣は、認定地域再生計画が第五条第十五項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、当該認定地域再生計画に同条第四項各号に掲げる事項が記載されているときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

- 2 前項の通知を受けた関係行政機関の長は、同項の規定による認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。
- 3 前項に規定する場合のほか、関係行政機関の長は、認定地域再生計画に第五条第四項各号に掲げる事項が記載されている場合には、第一項の規定による認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。
- 4 第五条第十八項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

第五章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置

第一節 まち・ひと・しごと創生交付金の交付等

第十三条 国は、認定地方公共団体に対し、当該認定地方公共団体の認定地域再生計画に第五条第四項第一号に掲げる事項が記載されている場合において、同号に規定する事業に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

- 2 前項の交付金（次項において「まち・ひと・しごと創生交付金」という。）を充てて行う事業に要する費用については、道路法（昭和二十七年法律第八十号）、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。
- 3 まち・ひと・しごと創生交付金の交付の事務は、政令で定める区分に従って内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣が行う。

地域再生法施行令（平成十七年四月一日政令第百五十一号）（抄）

最終改正：令和三年三月三十日政令第七十二号

内閣は、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十三条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備のための基盤となる施設）

第三条 法第五条第四項第一号ロ（1）の政令で定める道路、農道又は林道は、市町村道、広域農道又は林道とする。

2 法第五条第四項第一号ロ（2）の政令で定める下水道、集落排水施設又は浄化槽は、公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。第十条第二号において同じ。）又は浄化槽とする。

3 法第五条第四項第一号ロ（3）の政令で定める港湾施設及び漁港施設は、港湾法（昭和二十五年法律第三百十八号）第二条第二項に規定する重要港湾又は地方港湾の港湾施設及び漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第五条に規定する第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設とする。

（交付金の配分計画の作成）

第八条 内閣総理大臣は、法第十三条第一項の交付金（以下単に「交付金」という。）を充てて行う法第五条第四項第一号ロに掲げる事業に関する関係行政機関の経費の配分計画を、同号ロ（1）から（3）までに掲げる事業ごとに、第十条の規定により同条第二号から第四号までに定める各大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の額を明らかにして作成するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の配分計画を作成しようとするときは、あらかじめ、第十条第二号から第四号までに定める大臣と協議するものとする。

（交付金の交付の申請）

第九条 交付金は、認定地域再生計画（法第八条第一項に規定する認定地域再生計画をいう。）に記載されている法第五条第二項第三号の計画期間のうち交付金を充てて同条第四項第一号に規定する事業を行おうとする年度ごとに、認定地方公共団体（法第八条第一項に規定する認定地方公共団体をいう。）の申請に基づき、交付するものとする。

（交付の事務の区分）

第十条 法第十三条第三項に規定する交付の事務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大臣が行う。

一 法第五条第四項第一号イに掲げる事業に関する交付の事務 内閣総理大臣

二 法第五条第四項第一号ロ（1）に掲げる事業で主として農道又は林道に係るもの、同号ロ（2）に掲げる事業で主として集落排水施設に係るもの及び同号ロ（3）に掲げる事業で主として漁港施設に係るものに関する交付の事務 農林水産大臣

三 法第五条第四項第一号ロ（1）に掲げる事業で主として道路に係るもの、同号ロ（2）に掲げる事業で主として下水道に係るもの及び同号ロ（3）に掲げる事業で主として港湾施設に係るものに関する交付の事務 国土交通大臣

四 法第五条第四項第一号ロ（2）に掲げる事業で主として浄化槽に係るものに関する交付の事務 環境大臣

地域再生法施行規則（平成十七年四月一日内閣府令第五十三号）（抄）

最終改正：令和二年三月三十一日内閣府令第三十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第一項、第二項及び第三項、第七条第一項並びに第十二条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、及び同法を実施するため、地域再生法施行規則を次のように定める。

（地域再生計画の認定の申請）

第一条 地域再生法（以下「法」という。）第五条第一項の規定により認定の申請をしようとする地方公共団体（同項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 地域再生計画（法第五条第一項に規定する地域再生計画をいう。以下同じ。）の工程表
- 二 地域再生計画の区域を具体的に特定するため必要な場合には、縮尺、方位、目標となる地物及び地域再生計画の区域を表示した付近見取図
- 三 法第五条第四項第一号又は第二号の事項を記載している場合には、当該認定の申請をしようとする地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局にあっては、同項の規定により当該港務局を設立した地方公共団体）が定めた都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。）又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。）

四～十八（略）

十九 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

2 別記様式第一による申請書には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる図書を添付するよう努めるものとする。

- 一 次条第一項第三号ロの事項を記載している場合には、各施設の整備区域又は整備箇所を示した図面

二～三（略）

（地域再生計画の記載事項）

第二条 法第五条第三項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 地域再生計画の名称
- 二 地域再生計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項
- 三 法第五条第四項第一号の事項を記載する場合には、次に掲げる事項
 - イ まち・ひと・しごと創生交付金（法第十三条第二項に規定するまち・ひと・しごと創生交付金をいう。ロ及び第十一条第二号において同じ。）を充てて行う事業の内容、期間及び事業費
 - ロ 法第五条第四項第一号ロに規定する事業を記載する場合にあっては、イに掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて整備を行う施設の種類並びに施設ごとの整備量及び事業費

四～二十（略）

二十一 前各号に掲げるもののほか、その他内閣総理大臣が必要と認める事項

2 法第五条第四項第一号の事項を記載する場合には、同条第二項第二号の事項に、同条第四項第一号に規定する事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法並びに当該事業が先導的なものであると認められる理由を記載するものとする。

3～4（略）

（地域再生計画の変更の認定の申請）

第十条 法第七条第一項の規定により地域再生計画の変更の認定を受けようとする地方公共団体は、別記様式第二による申請書に第一条第一項各号又は同条第二項各号に掲げる図書のうち当該地域再

生計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(法第七条第一項の内閣府令で定める軽微な変更)

第十一条 法第七条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- 二 まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業の期間に影響を与えない場合における計画期間の六月以内の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

地域再生基本方針

平成17年4月22日閣議決定
平成18年2月17日一部変更
平成19年4月27日一部変更
平成19年12月7日一部変更
平成20年4月25日一部変更
平成20年6月6日一部変更
平成21年4月24日一部変更
平成22年4月23日一部変更
平成23年4月26日一部変更
平成24年1月27日一部変更
平成24年4月27日一部変更
平成24年11月2日一部変更
平成25年6月18日一部変更
平成26年4月25日一部変更
平成26年12月27日一部変更
平成27年8月28日一部変更
平成28年4月15日一部変更
平成29年3月31日一部変更
平成29年8月1日一部変更
平成30年6月1日一部変更
平成31年3月29日一部変更
令和元年12月20日一部変更
令和2年3月31日一部変更
令和3年3月30日一部変更
令和4年5月13日一部変更
令和5年3月31日一部変更
令和6年3月29日一部変更

目次

1 地域再生の意義及び目標

- 1) 地域再生の意義
- 2) 地域再生の目標

2 地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

- 1) 地域の知恵と工夫のサポート・促進
- 2) 地方版総合戦略との連携
- 3) 地域の政策課題を解決するための制度改革の推進等
- 4) 民間のノウハウ、資金等の活用促進
- 5) 構造改革特区、総合特区、国家戦略特区、都市再生、中心市街地活性化、環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市等との連携
- 6) 地域再生計画に基づく総合的な施策の推進

3 特定政策課題に関する基本的な事項

- 1) 特定政策課題の選定基準
- 2) 特定政策課題の選定の進め方
- 3) 特定政策課題の具体的テーマの設定

4 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

- 1) 地域再生計画の認定基準
- 2) 地域再生計画の作成の提案
- 3) 地域再生計画の認定手続等
- 4) 地域再生協議会の設置
- 5) 地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置
- 6) 地域再生計画と連動した支援措置
- 7) 認定地域再生計画の実施状況等

5 地域再生の推進のために必要な事項

- 1) 法第4条の2の規定に基づく提案
- 2) 法第4条の3の規定に基づく提案
- 3) 地域再生推進法人の指定
- 4) 地域再生計画の策定等のための人材派遣、情報提供
- 5) 透明性の確保

地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第4条第1項に基づき、政府における施策の推進を図るための基本的な方針として、本地域再生基本方針を定める。

1 地域再生の意義及び目標

1) 地域再生の意義

少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、

地域再生を図るためには、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力をいかし、官民の適切な連携の下、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を進めることが重要である。さらに、地域が、夢を抱いて互いにアイデアを出し合い、切磋琢磨することにより、こうした地域の取組が一層加速されていくような環境を整備することが重要である。

国は、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（デジタル田園都市国家構想総合戦略）」を定め、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組んでいるところである。また、都道府県及び市町村は、当該戦略を勘案して、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」と総称する。）を定め、地方が自ら考え、責任をもって取り組む事業の本格的な実施を進めているところである。人口減少克服、地方創生実現のために、地域再生の推進に当たっては、地域がそれぞれの地域の課題を的確に把握し、課題解決に向けて積極的に取り組むことが重要である。

国は、このような観点から、①地域の知恵と工夫のサポート・促進、②地方版総合戦略との連携、③地域の政策課題を解決するための制度改革の推進等、④民間のノウハウ、資金等の活用促進、といった地域の自主的・自立的な取組のための環境整備を行うとともに、構造改革特区、総合特区、国家戦略特区、都市再生、中心市街地活性化、環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市などの関係分野との連携を深めつつ、地域再生計画に基づく地域の総合的な取組を支援する。

また、特に全国の地域に共通する重要な政策課題については、地域の自主的・自立的な取組を尊重する支援の仕組みを維持しつつ、国がこれを特定政策課題として設定し、その解決に資する地域の取組に対して重点的に支援を行うことにより、効果的・効率的に全国的な課題解決を図ることが必要である。

このような地域の自主的・自立的な取組とそれを尊重した国の支援とがあいまって、我が国の活力の源泉である地域の活力の再生を加速し、持続可能な地域再生を実現することが、地域再生の意義である。

2) 地域再生の目標

地域再生の推進により実現すべき目標は、次の2つである。

- ① 個々の地域において、地域の特性、資源を顕在化させ、これらを有効に活用した地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進等の地域の創意工夫を凝らした具体的な取組を推進することにより、自主的・自立的で持続可能な地域の形成を図ること
- ② 地域の創意工夫を凝らした取組の成果として地域再生の成功事例を示すことにより、他の地域における取組を刺激し、多様な分野での地域再生の取組の総体として、全国的な規模での地域の活力の増進を図ること

2 地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

地域の活力なくして国の活力はない。地域のやる気、知恵・工夫を引き出すには、国が考えた施策を押し付けるのではなく、地域が自ら考え、実行することができる体制づくりが必要である。

このような取組を効果的に進めるため、地域再生の取組では、構造改革特区等と連携し、地域の声を踏まえて、規制の特例の導入、府省庁横断的な交付金の創設などの支援策の充実を図り、政府一体となった施策体系を構築し、地域が自主的・自立的に取り組む計画を支援してきたところである。

1) 地域の知恵と工夫のサポート・促進

① 地域再生のためのひとづくり・人材ネットワークづくりの促進

地域の自主的・自立的な取組により地域再生を進めるため、その担い手となる様々な主体の意識・能力の向上を図るとともに、主体相互の有機的な連携を促進する。

地域の担い手として、福祉、まちづくりなどの特定の目的で組織されたNPOや、講、自治会といった古くから地域に存在する地縁的な組織を再活用するなど、地域固有の「ソーシャル・キャピタル」を活性化するとともに、地域の実情に精通した住民、NPO、企業等が中心となり、地域の重要な政策テーマに応じて、地方公共団体との連携の下で、各々の役割を明確にしつつ、特定の期間内に特定の目標を達成していく取組を適切に支援する。

② 地域に共通する主要な政策課題の解決に資する取組の推進

イ 特定政策課題の解決に資する取組の支援

全国の地域に共通する重要課題である特定政策課題の解決に資する取組を推進するためには、地域の自立的・自主的な取組を尊重した上で、国が重点的かつ総合的な支援を行う必要がある。

このため、特定政策課題の解決に資する取組に対し、国が重点的かつ総合的に支援するとともに、課題解決モデルを提示することにより、地域の知恵と工夫をいかした取組を支援する。

ロ 各種プログラムの推進

地域に共通する主要な政策課題に対する自主的・自立的な取組を推進するためには、国の地域活性化に係る施策を地域にとって選択・利用しやすいメニューとして体系化し、地域が各種施策を組み合わせ活用することができるようにすることが効果的である。

このため、これまでに地域再生本部において決定された「地域の知の拠点再生プログラム」、「地域の雇用再生プログラム」、「地域のつながり再生プログラム」、「地域の再チャレンジ推進プログラム」、「地

域の交流・連携推進プログラム」、「地域の産業活性化プログラム」及び「地域の地球温暖化対策推進プログラム」を推進する。その際、地域においてこれらのプログラムを推進する上で、各種施策の選択・利用が容易になるように、別表においてこれらのプログラムと地域再生計画に連動する施策との関係を明示する。

③ 権限移譲や社会実験など地域における先進的な取組の推進

地域の自主的・自立的な取組を迅速に進めるため、それぞれの地域において、特性等をいかした先進的な取組が自らの権限に基づき行われるよう、支援することが必要である。

このため、地方公共団体による地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく事務処理特例制度の積極的な活用のみならず、各種分野の権限移譲を推進し、また、地域の発案に基づく先進的な事業について、社会実験を積極的に展開する。

2) 地方版総合戦略との連携

地方公共団体において、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略（デジタル田園都市国家構想総合戦略）」を勘案した地方版総合戦略が策定され、それに基づいて具体的な地方創生事業の展開がなされる中において、これを積極的に支援し、国と地方が共に力を合わせて地方創生の取組を加速していくことが重要である。

このため、従来の「縦割り」事業のみでは対応しきれない課題に取り組む地方を支援する観点から、事業の実施状況に関する客観的な指標（以下「重要業績評価指標」という。）の設定とPDCAサイクルの確立の下、地方版総合戦略に基づく地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業の推進を財政面から支援する。

また、法人から地方公共団体への新たな資金の流れを巻き起こす観点から、地方版総合戦略に位置付けられた地方創生事業に対する法人の寄附を促進する税制上の優遇措置（地方創生応援税制）を講ずることにより、地方公共団体の地方創生事業の実施を税制面から支援する。

3) 地域の政策課題を解決するための制度改革の推進等

我が国は、世界のどの国もこれまで経験したことがない高齢社会を迎えており、人口も減少傾向が強まると推計されている。人口減少等は、労働力人口の減少や雇用形態の多様化、社会を構成する人口構造や需要の変化、まちやむらの地域空間の変化や地域活力の衰退等我が国の社会経済に大きな影響を及ぼす可能性がある。地方においては、雇用機会が少ないことや都市部と比較して所得が低いことを背景として、若者を中心とした人口流出に歯止めがかかっていないため、都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進行している。こうした構造

的な課題に対処するため、以下のような支援策を総合的に実施する。

地方での安定した良質な雇用の創出や地方全体の雇用の拡大の推進に寄与する事業者の地方における本社機能の強化を図っていくことが必要であり、特に東京一極集中の是正及び人口減少対策の観点から、東京から地方への本社機能の移転を推進する。

また、民間団体が主体となる自主的なまちづくり（エリアマネジメント）の取組や商店街の活性化の取組を支援することにより、地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上を図る「稼げるまちづくり」の取組を推進する。

中山間地域等においては、高齢化・人口減少に伴い、買い物や医療・福祉など、住民の日常生活に必要な様々なサービス機能の提供に支障が生じてきていることから、基幹となる集落に生活サービス機能や地域活動の場等を集約・確保し、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」の形成を図るとともに、地域にあった自立的な事業を積み上げて地域経済の円滑な循環を促し、地域における仕事・収入を確保することにより、持続可能な地域づくりを推進する。

また、中高年齢者が希望に応じて地方やまちなかに移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるコミュニティづくりを目指す生涯活躍のまちの形成を推進するとともに、居住者の高齢化等の課題を抱える住宅団地について、住民の就業・交流の場等の多様な機能を導入し、多世代共生型のまちの形成を推進することにより、地域の持続的発展につなげる。

さらに、農山漁村地域においては、地域の中核的な産業である農林水産業を、若者にとっても魅力のある成長産業とするとともに、農林水産物をはじめとした地域資源を活用した6次産業化等を推進することにより、雇用創出・所得確保を図っていく。加えて、移住者による空き家や農地の取得を支援するなど、移住先の魅力ある環境の整備を進めることにより、農村地域等への移住を促進する。

また、急速に進む少子高齢化、人口減少や、環境制約の高まり等の大きな社会経済情勢の変化に対応した地域再生を進めるためには、時代に応じた制度改革を推進することが重要である。

このため、地域における特定政策課題の解決に資する先駆的な取組に対し、国が重点的かつ総合的に支援するに当たって、地域再生の推進のために講ずべき新たな措置に関する提案制度や構造改革特区制度を最大限に活用することにより、その成功モデルを全国に展開し、全国的な課題解決を図るとともに、既存の施策体系の改善を図る。

なお、新たな支援措置を講ずる場合は、地域の諸課題に対し、地方公共団体が自主的かつ総合的に取り組むことができ、地域住民が自らの判断と責任において取り組むことができるように留意する。

4) 民間のノウハウ、資金等の活用促進

医療、福祉、地域交通など、従来、公的主体が担っていた事業や、リサイクル

ル、新エネルギーなどの環境負荷の低減、地場産業支援のための試験研究、商品開発、販路拡大などの促進といった政策的意義が高いものの、収益性の観点から民間事業者の積極的参入が期待できない事業、高齢者・障害者等を積極的に雇用する事業については、地域再生に資する経済的社会的効果の高いものとして、民間資金の活用を促進するための誘導措置を講ずる。

特に、国、地方とも財政状況が極めて厳しい中、必要な社会資本整備や既存施設の維持管理・更新を確実かつ効率的に進め、公共サービスの質的向上も図り、もって真に豊かな国民生活を実現するためには、PPP/PFIの積極的な活用が有効である。

これらにより、地域全体にとって意義のある民間事業の円滑な推進を図るとともに、「官から民へ」の改革の流れを一層加速する。

5) 構造改革特区、総合特区、国家戦略特区、都市再生、中心市街地活性化、環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市等との連携

1) から 4) までの地域再生の取組は、規制緩和の取組と適切に連携することにより相乗効果が期待される。このため、地方公共団体において地域再生の取組を検討する場合は、その政策手段として規制の特例措置を適切に組み合わせることで検討することが望ましい。また、構造改革特別区域計画、地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画の認定を一体的に行うなど、取組相互の有機的な連携を図るとともに、構造改革特区、総合特区や国家戦略特区のような地域限定の規制の特例措置と地域再生における制度改革の成果等を組み合わせることにより、地域の自主性、裁量性を拡大し、地域の活性化を加速する。

特に、特定政策課題の解決に資する事業（以下「特定地域再生事業」という。）については、特定政策課題をテーマとした提案募集の実施、構造改革特区制度の規制の特例措置との一体的活用、一括認定等を通じて密接な連携を図るものとする。

また、都市再生のためのまちづくり分野の規制緩和、公共施設整備や先導的な地域の活動への支援、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上の総合的かつ一体的な推進等とも積極的に連携し、地域再生の取組を充実させていく。

あわせて、地域における多様な課題に対応した取組を後押しするため、地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する施策、地域における医療及び介護の総合的な確保に関する施策、地域における若者の修学及び就業の促進に関する施策その他の関連する施策との連携に配慮する。また、地域における多様な課題に対応した取組により持続可能な地域再生を実現していく上では、持続可能な開発目標（SDGs）を活用し、経済、社会及び環境の統合的向上などを図ることも有効である。

そのほか、規制・制度改革を担当する政府の関係機関との密接な連携を図る。

地域再生の取組に当たっては、これらを踏まえ、地域ブロックごとに、地域再生、構造改革特区、総合特区、国家戦略特区、都市再生、中心市街地活性化、

環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市等に関する相談に一元的に対応するものとし、各府省庁における地域再生の取組と有機的に連携しながら、政府を挙げて総合的な支援を推進する。

さらに、地域活性化に関する知見を有する政府以外の機関とも連携を図り、そのノウハウを活用することは極めて有用であることから、政府の関係機関のみならず、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、地域再生を図るために行う事業を実施し、又は実施すると見込まれる者その他の関係者と相互に連携し、協働する。

6) 地域再生計画に基づく総合的な施策の推進

地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を効果的に支援するため、地域が一定の期間に地域再生を図るために実施する政策をまとめた計画を一定の基準に照らして評価し、政府の支援施策を重点的に講ずる。

このため、法第5条第15項により内閣総理大臣が認定する地域再生計画に基づき、交付金等の地域再生独自の支援措置を講ずるとともに、各分野における関連施策との連携を図ることとする。

3 特定政策課題に関する基本的な事項

1) 特定政策課題の選定基準

地方公共団体が地域再生を図るために特に重点的に取り組むことが必要な政策課題を、特定政策課題として選定するに当たっての判断基準は、次のとおりとする。

- ① 急速な少子高齢化の進展や産業構造の変化などの社会経済情勢の変化を背景として、全国的に多くの地方公共団体が直面し、重点的な取組が必要な政策課題であること
- ② その解決に当たっては行政分野横断的な取組が必要であって、多くの地域では解決に向けた取組が進んでいない政策課題であること

2) 特定政策課題の選定の進め方

特定政策課題は、1)の判断基準に該当するもののうち、特に以下の基準に該当するものを優先的に選定するものとする。

- ① 早急に解決に向けた取組を進めなければ、それぞれの地域のみならず、我が国の社会経済に大きな影響を及ぼす可能性があること
- ② 地方公共団体のみならず、民間の資金やノウハウ、NPO等の活用など、多様な主体による取組が期待されること

なお、特定政策課題については、当該特定政策課題に対する全国的な取組状況や当該特定政策課題に係る制度の改善状況などを勘案し、必要に応

じて見直すこととする。

また、特定政策課題を変更・廃止する場合には、当該特定政策課題に関し、地域が実施している事業の状況に十分留意し、地域再生の妨げにならないように地域の立場に立って調整を行う。

3) 特定政策課題の具体的テーマの設定

特定政策課題は、地域再生法施行令（平成17年政令第151号）に定められたとおり、「地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成」及び「地域における未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興」である。

これらの特定政策課題については、既に一部の地方公共団体において、具体的な分野に絞った上で、その解決に向けた先駆的な取組が行われている。また、他の地域においても同様の分野の課題に直面している地域が多く、これらの分野で課題解決に対する支援が求められている。

こうした地域における状況を踏まえ、当面重点的に取り組むべき特定政策課題の具体的テーマとして、当該特定政策課題の内容に応じて、それぞれ以下に掲げるものを設定する。

- ① 地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成
 - イ 居住者の少子高齢化等が進む市街地において保健・医療、介護・福祉、子育て等のサービスを一体的に整備・提供するまちづくり
 - ロ 居住者の高齢化等が進む郊外住宅団地における生活環境の維持・向上
居住者の少子高齢化と人口減少が同時並行的に進む中山間地域や農山漁村地域における小さな拠点の形成その他の地域活力の維持・向上
- ② 地域における未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興
 - イ 地域における農林水産物等の有効利用による6次産業化や観光・健康等の他分野との連携を通じた地域活力の向上
 - ロ 地域に賦存する再生可能エネルギーの活用による事業の創出とともに省エネルギー対策等を一体的に行うエコタウンの推進

また、地域において特定政策課題に取り組む上で、各種施策の選択・利用が容易になるように、別表においてこれらの特定政策課題と地域再生計画に連動する施策との関係を明示する。

ただし、これらの具体的テーマの設定は、地域による特定政策課題の解決に資する自主的・自立的取組を縛ろうとする趣旨ではなく、上に掲げた具体的テーマに該当しないものであって、地域の実情に応じて特定政策課題に該当する課題を設定することを排除するものではない。

なお、特定政策課題の具体的テーマについては、特定政策課題の解決に向けた全国的な取組状況などを勘案し、必要に応じて見直すこととする。

4 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

1) 地域再生計画の認定基準

地域再生計画の認定基準は、法第5条第15項各号によるが、具体的な判断基準は、次のとおりとする。

- ① 地域再生基本方針に適合するものであること（第1号基準）

1の「地域再生の意義及び目標」に適合しており、かつ3)の「地域再生計画の認定手続等」に定められた事項にのっとっていることをもって判断する。
- ② 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること（第2号基準）

1の「地域再生の意義及び目標」に適合した地域再生を図るために必要な事業が記載されていることをもって判断する。

あわせて、法第5条第4項第4号の事項を記載している場合には、地域再生計画に記載された特定地域再生事業の実施により、特定政策課題の解決に寄与するものであることが合理的に説明されていることをもって判断する。
- ③ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

地域再生を図るために行う事業について、

 - イ 事業の主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
 - ロ 事業の実施スケジュールが明確であること

をもって判断する。

2) 地域再生計画の作成の提案

地域再生に資する事業を行おうとする者等は、地方公共団体に対して、地域再生計画を作成することを提案することができる。この場合においては、地域再生基本方針に則して、当該提案に係る地域再生計画の素案を作成して、これを提示することとする。

また、当該提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき地域再生計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知することとする。

3) 地域再生計画の認定手続等

- ① 地域再生計画の認定申請に当たっての手続
 - イ 地域再生計画の認定の申請の受付時期
毎年度5月、9月及び1月を目途に実施することを原則とし、具体的なスケジュールは別途、内閣府が決定し、公表する。
 - ロ 計画の一体的な認定等
地域再生計画の認定申請と同時に、同一地方公共団体からの構造改革

特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画を受け付けて、一体的に認定することができる。

なお、5) ⑰、⑱及び㉑の特例を活用し、地域再生計画の認定を受けたときは、構造改革特別区域計画、中心市街地活性化基本計画及び地域経済牽引事業促進基本計画について認定及び同意があったものとみなすこととする。

ハ 地域再生計画の認定申請を行う主体

地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生計画の認定を申請することができるものとする。

なお、都道府県及び市町村は、同一の区域を含んだ各々の地域再生計画を作成する場合には、必要な調整を自主的に行うことを前提とする。

② 地域再生計画の認定申請に当たっての留意事項

イ 地域再生計画を作成する際には、まち・ひと・しごと創生法に基づき都道府県及び市町村が定めるよう努めることとされている地方版総合戦略等の法律に基づく諸計画との調和が図られることが必要である。

ロ 地方公共団体が地域再生計画を作成する際には、特定非営利活動法人をはじめとするNPO、地域住民、関係団体、民間事業者等を通じて地域のニーズを十分に把握し、PFI制度等の活用も含めた民間のノウハウ、資金等の活用促進を検討した上で、反映するよう努めることが望ましい。

ハ 4) に定める地域再生協議会が組織されているときは、当該地域再生計画に記載する事項について当該地域再生協議会において協議をしなければならないこととしている。

また、地方公共団体は、特定地域再生事業に関する事項を記載した地域再生計画を作成しようとするときは、特定地域再生事業が円滑かつ確実に実施されることが重要であることから、法第5条第5項に基づき、当該特定地域再生事業を実施する者の意見を聴かななければならないこととしている。

ニ 地域再生計画の認定申請に当たって、地方公共団体は、法第5条第11項に基づき、内閣総理大臣に対し、その認定を受けて実施しようとする地域再生を図るために行う事業及びこれに関連する事業（以下「地域再生事業等」という。）に係る補助金の交付その他の支援措置の内容並びに当該地域再生事業等に関する規制について規定する法律等の規定の解釈並びに当該地域再生事業等に対する当該支援措置及び当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる。

その際、地方公共団体は、事業内容（当該事業が「これに関連する事業」である場合には、関連する「地域再生を図るために行う事業」の内容、関連すると考える理由を含む。）や解釈を確認したい規定について極力明らかにして確認を求めるものとする。

ホ 地方公共団体は、地域再生計画の認定の申請をしようとするときは、併せて以下に掲げる計画を提出することができる。

- a. 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項の規定により作成した都市再生整備計画
- b. 都市再生特別措置法第81条第1項の規定により作成した立地適正化計画（誘導施設の整備に関する事業等（同法第46条第1項の土地の区域における同条第2項第2号又は第3号に掲げる事業又は事務であつて市町村又は特定非営利活動法人等が実施するものに係るものに限る。）が記載されているものに限る。）
- c. 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第6条第1項の規定により作成した地域住宅計画
- d. 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項の規定により作成した活性化計画
- e. 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第5条第1項の規定により作成した広域的地域活性化基盤整備計画
- f. 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定により作成した地域公共交通計画
- g. 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）第4条第1項の規定により作成した観光圏整備計画

内閣総理大臣は、これらの計画の提出があつたときは、当該計画の実施が地域再生計画の実施による地域再生の実現に与える影響を考慮して、地域再生計画の認定を行うものとする。

これらの計画の提出を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、当該計画の主務大臣にその写しを送付するものとし、当該大臣が当該計画の写しの送付を受けたときは、それぞれ当該計画について当該大臣への提出又は送付があつたものとみなすこととする。

③ 地域再生計画の記載事項

- イ 地域再生計画の記載事項は、法第5条第2項から第4項まで及び地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号。以下「内閣府令」という。）で定めるとおりである。
- ロ 法第5条第4項第1号又は第2号に掲げる事項に係る事業を記載する場合にあつては、認定申請をしようとする地方公共団体の地方版総合戦略に当該事業が位置付けられている必要がある。この場合において、地方公共団体が共同して認定申請をしようとするときは、当該共同して認定申請をしようとする地方公共団体（港務局にあつては、当該港務局を設立した地方公共団体）全ての地方版総合戦略に当該事業が位置付けられている必要がある。
- ハ 法第5条第4項第1号ロに掲げる事業を記載する場合にあつては、同号イの地方創生事業その他の政策効果を高めるためのソフト事業と連

- 携・組合せをするよう努めるものとする。
- ニ 法第5条第4項第5号に掲げる事項を記載する場合にあっては、都道府県が単独で又は都道府県と市町村が共同で、次に掲げる事業に応じて、地方活力向上地域又は準地方活力向上地域をそれぞれ設定するものとする。
- a. 法第17条の2第1項第1号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域又は準地方活力向上地域
- 地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域として、事業者の本社機能の移転又は強化の円滑な実施を図るため、以下のような事業環境の整備が一体的に行われる地域であることとする。
- i) 用地・施設の整備状況に関する情報の開示
- ii) 事業者の本社機能の移転又は強化に関する手続に係るワンストップ窓口の設置
- iii) 事業者の本社機能の移転又は強化に係る人材育成・人材確保施策の実施
- iv) 事業者の本社機能の移転又は強化を図るための独自の助成措置や規制緩和等の実施
- v) その他の事業者の本社機能の移転又は強化を促進するための取組
- なお、地域の設定に当たっては、地域の事業環境の整備状況や地域産業の特性、都道府県及び市町村が実施する支援措置や事業内容等に応じて、地域再生計画の目標を達成するために効率的かつ効果的な地域を適切に定めることとする。
- b. 法第17条の2第1項第2号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域
- 都市機能の集積や地域連携等の状況を勘案しつつ、内閣府令第29条に掲げる要件の全てに該当する地域であることとする。
- なお、近接する複数の市町村にまたがる地域を設定する場合の同条第1号の要件については、特に次のいずれかを満たすことを前提として地域を定めることとする。
- i) 鉄道や幹線道路の同一沿線上であるなど主要な交通施設の整備が一体的に進められていることが認められる地域であること
- ii) 広域都市計画区域を設定しているなど一体的な都市整備が進められていることが認められる地域であること
- ホ また、法第5条第2項第2号に掲げる事項には同条第4項各号に定める事項のほか、6)に定める支援措置を活用して行う事業を記載することができる。
- ヘ このほか、下記の事項に従って地域再生計画を作成する必要がある。
- a. 法令等を遵守しているものであること
- b. 地域再生を図るために行う事業が効率的なものであること
- なお、法第5条第3項で定める地域再生計画の目標を定める場合には1の「地域再生の意義及び目標」に適合し、地方公共団体がその自主的な取組として行うこととなる事後的な評価が可能な目標を設定するもの

とする。

ト また、地方公共団体が、地域再生基本方針に定める支援措置のほか、構造改革特別区域基本方針別表 1 に定める特例措置を活用する場合は、当該特例措置を記載した構造改革特別区域計画を、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針に定める支援措置等を活用する場合は、当該措置を記載した中心市街地活性化基本計画を作成し、一括して認定を申請することができるものとする。

④ 関係行政機関の長の同意等

内閣総理大臣は、認定の申請があった地域再生計画に法第 5 条第 4 項各号に掲げる事項が記載されている場合のほか、③ホに基づき 6) に定める支援措置を活用して行う事業が記載されている場合においても、地域再生計画の認定（その変更を含む。以下同じ。）に際し、当該支援措置に係る関係行政機関の長の同意を得るものとする。

関係行政機関の長の同意は、期限を付して文書により求めるものとする。関係行政機関の長は、期限までに同意又は不同意の回答を行うものとする。

関係行政機関の長が不同意をする場合には、具体的な理由を付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は当該地域再生計画の認定の判断を行うに当たって、当該地域再生計画を作成した地方公共団体及び関係行政機関から事実の確認等を行い、所要の調整を図るものとする。

関係行政機関の長は、同意する場合にあっては、当該地域再生計画の認定に当たって条件を付すことを、内閣総理大臣に対して求めることができるものとする。

⑤ 地域再生計画の認定

内閣総理大臣は、④の関係行政機関の長の同意を得て、法第 5 条第 15 項により、地域再生計画の認定を行う。認定基準を満たさない部分又は関係行政機関の長の同意が得られなかった部分があった場合において当該部分を除外した部分に限り、又は必要と認める場合において一定の条件を付して認定を行うことができることとする。

地域再生計画を内閣総理大臣が認定しなかった場合及び認定した場合であっても関係行政機関の長の同意が得られず認定の対象から除外した部分があった場合においては、理由を付して当該地方公共団体に通知するものとする。

法第 5 条第 16 項により、内閣総理大臣は地域再生計画の認定を行うに際し必要と認めるときは、地域再生本部に対し、意見を求めることができることとなっている。必要と認める場合とは、地域再生計画の認定に際して、地域再生本部の総合的な調整を必要とする場合である。

具体的には、6) に定める支援措置を適用する場合が想定されるが、この場合において、④に基づき関係行政機関の長の同意を得ることにより必要な調整を行ったものとする。

6) に定める支援措置を活用して行う事業が記載されている地域再生計

画の認定に際し、同意をした関係行政機関の長は、当該事業の実施の状況について、必要に応じ、報告を求めるものとする。また、当該地域再生計画について、法第10条に基づき、内閣総理大臣が認定の取消しを行う場合には、あらかじめ、当該関係行政機関の長にその旨を通知することとし、通知を受けた当該関係行政機関の長は、この認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べるができることとする。あわせて、この通知が行われる場合のほか、当該関係行政機関の長は、当該地域再生計画の認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べるができることとする。この場合、内閣総理大臣は、当該関係行政機関の長の認定の取消しに関する意見について、認定基準に適合しなくなった旨の明らかな理由が示されている場合には、当該地域再生計画に係る認定のうち当該関係行政機関の長が同意を行った部分について、法第10条に基づき取消しを行う。

認定を受けた地域再生計画については、内閣府においてインターネットの利用その他の適切な方法により公表するとともに、地方公共団体のホームページ等においてもその内容を閲覧できるようにすることが望ましい。

⑥ 認定を受けた地方公共団体による関係行政機関の事務調整の要請

法第10条の2第1項により、認定を受けた地方公共団体は、認定地域再生計画を実施する上で必要があると認める場合においては、内閣総理大臣に対し、関係行政機関の事務の調整を行うことを要請することができる。

この要請を受けて、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、必要な調整を行うものとする。

内閣総理大臣は、認定地域再生計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

⑦ 認定を受けた地方公共団体による施策の改善提案

法第11条第1項により、認定を受けた地方公共団体は、認定地域再生計画の実施を通じて得られた知見に基づき、政府の地域再生に関する施策の改善について提案をすることができる。

この提案を受けて、地域再生本部は、検討を加え、遅滞なくその結果を当該地方公共団体に通知する。

当分の間、この施策の改善提案については、5の1)の提案募集と同様の枠組みの中で行うものとする。

4) 地域再生協議会の設置

法第12条により、地方公共団体は、作成しようとする地域再生計画並びに地域再生計画及びその実施に関し必要な事項その他地域再生の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項について、5の3)により指定した地域再生推進法人や地域の関係者と協議するため、地域再生協議会を組織することができるものとする。

また、地域再生推進法人や地域再生に資する事業を行おうとする者等は、地方公共団体に対して、地域再生協議会を組織するよう要請し、また、自己を当該地域再生協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

この場合において、地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、地域再生協議会を組織することの要請や地域再生協議会の構成員として加えることの申出に応じることとなる。

なお、地方公共団体は、地域再生協議会を組織したときは、当該地方公共団体の公報への掲載等により、組織した旨を公表することとされている。

5) 地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置

① まち・ひと・しごと創生交付金（デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ））

イ 法第13条第1項により、認定地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、下記の事業のうち、先導的なものに対して交付する。

a. 法第5条第4項第1号イに規定する地方創生事業全般（b. に掲げる事業を除く。）

i) 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業

ii) 移住及び定住の促進に資する事業

iii) 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業

iv) 観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業

v) i) からiv) までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

b. 法第5条第4項第1号ロに規定する道・汚水処理施設・港の整備事業

i) 市町村道、広域農道又は林道（このうち2以上の種類の施設整備を行う場合に限る。）

ii) 公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。）又は浄化槽（このうち2以上の種類の施設整備を行う場合に限る。）

iii) 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する重要港湾（特定有人国境離島地域に位置するものに限る。）又は地方港湾の港湾施設及び漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百七号）第五条に規定する第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設（両方の施設整備を行う場合に限る。）

ロ これらの交付金を充てて行う事業に関する事項が記載された地域再生計画の認定に当たっては、計画全体が認定基準に適合するかどうかを判断することとする。交付金は、次のような手順で交付、実施する。

a. 地方公共団体は、交付金を充てて行う事業を記載した地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に認定を申請する。

- b. 内閣総理大臣は、関係行政機関の長の同意を得て、当該地域再生計画を認定する。
 - c. 法第5条第4項第1号イに規定する事業について、地方公共団体は、認定地域再生計画に基づき、毎年度、交付金の交付に係る申請をする際に、交付金を充てて行う事業に係る重要業績評価指標の達成状況（達成状況が芳しくない場合については、加えてその改善策）についても併せて提出する。
 - d. 法第5条第4項第1号ロに規定する事業について、地方公共団体は、認定地域再生計画に基づき、毎年度の予算の要望を内閣総理大臣に提出する。その際、交付金を充てて行う事業に係る重要業績評価指標の達成状況（達成状況が芳しくない場合については、加えてその改善策）についても併せて提出する。
 - e. 内閣総理大臣は、法第5条第4項第1号イに規定する事業については内閣府において予算執行を行う一方、同号ロに規定する事業については、要望を踏まえて、交付の事務を行う各大臣と協議の上、施設の種類の配分を決定し、各施設の所管省庁に対し予算の移替えを行う。
 - f. 法第5条第4項第1号ロに規定する事業に係る交付申請の受付、交付決定等の執行実務については、各事業の所管省庁が実施するが、地方公共団体に対する統一的な窓口を設ける。
 - g. 地方公共団体は、法第5条第4項第1号ロに規定する事業については、事業の進捗等に応じて、一定の範囲内で施設間の予算の融通、年度間の事業量の変更を行い、予算を弾力的に執行する。
- ハイ及びロを踏まえ、この交付金の制度に関する基本的な枠組みについては、内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省が共同して整理し、地方公共団体に提示する。

② まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例

- イ 法第13条の2により、法人が認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をした場合に、地方税法及び租税特別措置法で定めるところにより、当該法人の道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税について、課税の特例を適用する。
- ロ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行う認定地方公共団体は、イの寄附が当該事業の実施に必要な費用に充てられるよう、以下の事項に留意し、当該事業を適切に実施しなければならない。
 - a. 寄附を受領する時点で当該事業の進捗を確認すること。
 - b. 寄附の総額が事業費を上回る蓋然性が高いにもかかわらず、更に寄附を募集する等当該事業の適切な実施を妨げる行為を行わないこと。
 - c. 寄附を基金の積立てに充てる場合は、当該事業の終了時に基金への積立額の総額が事業費を上回らないようにすること。
 - d. 内閣府令第14条第3項に基づく報告において、寄附の総額が事業費を上回り、法第9条に基づき、内閣総理大臣又は関係行政機関の長が

認定地方公共団体に対し、是正の要求を行った場合には、適正化の措置を講ずること。

ハ イの寄附を受領した認定地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、当該寄附を行った法人に対して、寄附を受領したことを証する書類を交付することとする。

ニ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行った認定地方公共団体は、当該事業期間内の各会計年度終了後及び当該事業の完了後には、当該事業の実施状況に関する報告書を、内閣府令で定めるところにより、速やかに内閣総理大臣に提出することとする。

ホ イの寄附を受けた認定地方公共団体にあつては、寄附を行う法人に対し、当該寄附を行うことの代償として以下の行為を行ってはならない。

- a. 補助金を交付すること。
- b. 他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること。
- c. 入札及び許認可において便宜の供与を行うこと。
- d. 合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること。
- e. その他経済的な利益を供与すること。

ヘ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し、内閣総理大臣が、認定地域再生計画が法第5条第15項各号のいずれかに適合しなくなったものと認めて、法第10条第1項の規定により、その認定を取り消すことができる場合は、以下のとおりである。ただし、天災その他やむを得ない事由により以下の事態に至った場合においては、この限りでない。

- a. 法第5条第15項第1号の基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - i) 認定地方公共団体が、ロ a. から d. までに掲げる事項に留意せずに事業を実施する等、当該事業を適切に実施していない場合
 - ii) 認定地方公共団体が、寄附を行う法人に対し、当該寄附を行うことの代償として、ホに掲げる行為を行った場合
 - iii) その他当該事業が地域再生基本方針に適合しなくなった場合
- b. 法第5条第15項第2号の基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - i) 当該認定地域再生計画を実施しても、当初の目標が達成される見込みがなくなった場合
 - ii) その他当該認定地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められなくなった場合
- c. 法第5条第15項第3号の基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - i) 当該事業の実施スケジュールが大幅に遅れた場合
 - ii) 当該事業の実施が不可能となった場合
 - iii) その他当該事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれなくなった場合

③ 地域再生支援利子補給金

イ 法第14条第1項により、政府は、認定地域再生計画に記載された事業（地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業とする。）を実施するのに

必要な資金の貸付けを行う金融機関であって、内閣総理大臣が指定するものと地域再生支援利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができることとし、予算の範囲内で、地域再生支援利子補給金を支給することとする。

- 金融機関は、地域再生協議会の構成員であり、かつ、内閣府令で定める要件に適合するものを指定するものとする。
- ハ 地域再生支援利子補給金の支給期間は、認定地域再生計画に記載された事業に対して、金融機関が資金の貸付けを最初に行った日から起算して5年間とする。

④ 特定地域再生支援利子補給金

イ 法第15条第1項により、政府は、認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業（地域住民の交通手段の確保のために行う事業その他の内閣府令で定める事業とする。）を実施するのに必要な資金の貸付けを行う金融機関であって、内閣総理大臣が指定するものと特定地域再生支援利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができることとし、予算の範囲内で、特定地域再生支援利子補給金を支給することとする。

- 金融機関は、内閣府令で定める要件に適合するものを指定するものとする。
- ハ 特定地域再生支援利子補給金の支給期間は、認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業に対して、金融機関が資金の貸付けを最初に行った日から起算して5年間とする。

⑤ 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制 法第16条により、特定地域再生事業のうち認定地域再生計画に記載され

た小さな拠点の形成に資する事業（集落生活圏（法第5条第4項第8号に規定する集落生活圏をいう。以下同じ。）における就業の機会の創出に資する施設の整備又は運営に関する事業その他の内閣府令で定める事業をいう。）を行う株式会社により発行される株式を個人が払込みにより取得した場合に、課税の特例を適用する。

なお、当該事業を行う株式会社が一定数以上の常時雇用する従業員数を確保していることや設立の日から10年未満であることなどの内閣府令で定める要件に適合すること及び当該株式会社が発行する新規株式を個人が払込みにより取得したことについて、地方公共団体の確認を受けた場合限り、株式を取得した個人の所得税に関して寄付金控除が適用される。

⑥ 公共施設等の除却に関する事業に係る地方債の特例

法第17条により、認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業（老朽化等により不要になった公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業とする。）で、総務省令で定めるものを行うために要する経費については、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができるもの

とする。

⑦ 地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例

イ 認定を受けた都道府県の知事（以下「認定都道府県知事」という。）は、法第17条の2第3項により、事業者が作成した地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について、同項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を認定することができる。

ロ 法第17条の3により、認定都道府県知事による認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）が、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施に必要な資金を社債発行及び借入れにより調達する場合に、独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証制度を活用することができるものとする。

ハ 法第17条の4により、認定事業者が、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、取得等した建物及びその附属設備並びに構築物について、その事業の用に供した場合に、課税の特例を適用する。

ニ 法第17条の5により、認定事業者が、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において従業員を増加させた場合に、課税の特例を適用する。

ホ 法第17条の6により、総務省令で定める地方公共団体が、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者について、次に掲げる措置を講じた場合、当該措置により生じる減収額の一部を普通交付税により補填する。

a. 法第17条の2第1項第1号に掲げる事業については、当該特定業務施設に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税を行った場合

b. 法第17条の2第1項第2号に掲げる事業については、当該特定業務施設に係る不動産取得税又は固定資産税について不均一課税を行った場合

⑧ 地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例

イ 認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、法第17条の7第8項により、地域来訪者等利便増進活動実施団体が作成した地域来訪者等利便増進活動計画について、同項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定市町村の議会の議決を経て、当該地域来訪者等利便増進活動計画を認定することができる。

ロ 法第17条の8及び第17条の9により、認定市町村は、条例で定めるところにより、地域来訪者等利便増進活動により受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者から負担金を徴収し、これを認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、交付金として交付するものとする。

ハ 法第17条の10により、認定市町村が、あらかじめ、公園管理者の同意を得た上で、地域来訪者等利便増進活動計画の認定をした場合には、地域来訪者等利便増進活動計画が認定された日から2年以内に、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体から当該認定地域来訪者等利便増進活動計画に基づく都市公園の占用について許可の申請があったときは、公園管理者は、その占用の許可をするものとする。

⑨ 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置

イ 認定市町村は、法第17条の13により、関係事業者からの意見聴取や公聴会の開催等を経て、認定地域再生計画に記載された商店街活性化促進事業の実施に関する計画（商店街活性化促進事業計画）を作成することができる。

当該計画には、商店街活性化促進区域の区域、商店街活性化促進事業に関する基本的方針、基本的方針に適合する事業（以下「適合事業」という。）を行い、又は行おうとする者に対する認定市町村が講ずべき支援等を記載するものとする。

ロ 法第17条の14により、認定市町村は、当該商店街活性化促進区域における適合事業を行い、又は行おうとする者及び建築物又は土地の所有者等に対し、商店街の活性化のために必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行うものとする。

認定市町村の長は、商店街活性化促進区域内において計画に即した利活用のなされていない建築物又は土地について、計画達成のため必要があると認めるときは、その所有者等に対し、計画に即した利活用を要請することができるものとする。

この場合において、認定市町村の長は、必要があると認めるときは、当該建築物又は土地に係る権利の処分についてあっせん等の措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

認定市町村の長は、要請を受けた所有者等が当該要請に係る措置を講じておらず、当該建築物又は土地の利用状況や現況等を調査した結果、当該措置を講じていないことについて正当な理由がないと認めるときは、所有者等に対し、当該措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ハ 法第17条の15により、商店街活性化促進区域においては、商店街振興組合の設立の要件を緩和するものとする。

ニ 法第17条の16により、商店街活性化促進事業関連保証を受けた中小企業者について、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）における保険限度額の拡大等が認められるものとする。

⑩ 地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置

イ 認定市町村は、法第17条の17により、都道府県知事や地域住民の代表者等を加えた地域再生協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載された集落生活圏について、地域再生土地利用計画を作成すること

ができる。

当該計画には、地域再生拠点を形成するために集落福利等施設（教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設その他の集落生活圏の住民の共同の福祉若しくは利便のため必要な施設又は地域農林水産業振興施設その他の集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設をいう。以下同じ。）の立地を誘導すべき区域（以下「地域再生拠点区域」という。）及び当該地域再生拠点区域にその立地を誘導すべき集落福利等施設（以下「誘導施設」という。）、農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用（以下「農用地等の保全及び利用」という。）を図る区域（以下「農用地等保全利用区域」という。）等を記載するものとする。

- ロ 法第17条の18により、地域再生土地利用計画に記載された集落生活圏の区域内における誘導施設に係る開発・建築行為（地域再生拠点区域内で行われるものを除く。）又は地域再生拠点区域内におけるその他の開発・建築行為等を行おうとする者は、認定市町村の長に届け出なければならないものとする。認定市町村の長は、地域再生拠点を形成を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該行為の場所又は設計の変更等を勧告することができるものとするとともに、当該勧告をした場合において、必要があると認めるときは、地域再生拠点区域内の土地の取得等のあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - ハ 法第17条の19により、認定市町村は、地域再生土地利用計画に記載された農用地等保全利用区域において、農用地等の所有者等に対し、農用地等の保全及び利用を図るために必要な情報提供等の援助を行うものとする。認定市町村の長は、農用地等保全利用区域内の農用地等の所有者等が地域再生土地利用計画に即して利用を行っておらず、又は行わないおそれがあると認められる場合で、地域再生土地利用計画の達成のため必要があると認めるときは、当該所有者等に対して勧告することができるものとする。
- 二 地域再生土地利用計画に地域再生拠点区域内における誘導施設を整備する事業に関する事項を記載し、都道府県知事の同意を得たときは、法第17条の20、第17条の21及び第17条の22により、当該事業により整備される誘導施設（以下「整備誘導施設」という。）に関して以下の特例を適用することとする。
- a. 都道府県知事が同意した地域再生土地利用計画（以下「同意地域再生土地利用計画」という。）に従い、事業実施主体が、整備誘導施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合又は農地若しくは採草放牧地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項に定める農地等の転用等に係る許可があつたものとみなす。

- b. 同意地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設の用に供する土地を、農用区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用区域をいう。以下同じ。）から除外するために行う農用区域の変更については、同法第13条第2項に定める農用区域からの除外要件を適用しない。
- c. 市街化調整区域内において同意地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設の建築の用に供する目的で行われる開発行為は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第14号に掲げる開発行為とみなす等。

⑪ 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例

法第17条の23により、法第5条第4項第9号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第15項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法第17条の17第9項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定により公表された地域再生土地利用計画に記載された地域再生拠点区域内にその路線又は運送の区域の一部の区間又は区域が存する自家用有償旅客運送者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送を行う者をいう。）は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物（その集貨又は配達認定地域再生計画に記載されている集落生活圏において行われるものに限る。）を運送することができるものとする。

⑫ 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例

イ 認定市町村は、法第17条の24により、都道府県知事等を加えた地域再生協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている生涯活躍のまち形成事業（生涯活躍のまち形成地域において、中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、高齢者に適した生活環境の整備、移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業）の実施に関する計画（生涯活躍のまち形成事業計画）を作成することができる。

認定市町村は、5の3)のとおり、法第19条に基づき地域再生を図るために行う事業等を行う地域再生推進法人を指定することができるが、生涯活躍のまち形成事業に係る業務を行う地域再生推進法人は、法第17条の25から第17条の27までに定めるとおり、認定地域再生計画に基づき生涯活躍のまち形成事業計画の素案を作成し、当該計画の作成又は変更の提案を行うことができる。

当該生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載するものとする。当該生涯活躍のまち形成地域の区域は、人口及び地域経済の動向その他の自然的経済的社会的条件からみて、地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会を形成して中高年齢者の居住を誘導し、地域の持続的発展を図ることが適当と認められる地域と

- して認定市町村が定める区域を記載する。
- ロ このほか、生涯活躍のまち形成事業計画には、おおむね a. から e. までに掲げる事項を記載するものとする。
- a. 中高年齢者の社会的活動への参加を推進するための施策として、中高年齢者の就業の機会を確保するための就業に関する相談その他の援助や、生涯にわたる学習活動への参加の機会を提供するための講座の開設及びその奨励等の認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。
 - b. 生涯活躍のまち形成地域において整備すべき高齢者向け住宅（サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームその他の高齢者に適した住宅をいう。以下同じ。）を記載するとともに、当該高齢者向け住宅を整備するための施策として、必要な土地の確保、費用の補助等の認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。
 - c. 生涯活躍のまち形成地域において提供すべき介護サービス（法第17条の24第3項第3号に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、第一号事業等の介護保険に係る保健医療サービス及び福祉サービスをいう。以下同じ。）を記載するとともに、当該介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。
 - d. 生涯活躍のまち形成地域への移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在を促進するための施策として、情報の提供、便宜の供与等の認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。
 - e. a. から d. までに掲げる事項のほか、認定市町村が生涯活躍のまち形成事業の実施のために必要と認める事項を記載する。
- ハ 認定市町村は、イ及びロに掲げる事項のほか、法第17条の24第4項各号に掲げる事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができる。当該事項を記載し、かつ厚生労働大臣や都道府県知事の権限に係るものについてその同意を得たときは、法第17条の28、第17条の32、第17条の33及び第17条の34により、以下の特例を適用することとする。
- a. 生涯活躍のまち形成事業計画に記載され、厚生労働大臣の同意を得た事業協同組合等（以下「同意事業協同組合等」という。）に関して、当該同意事業協同組合等の構成員である中小事業主が、当該同意事業協同組合等に委託して、生涯活躍のまち形成事業として行われる事業の実施のため必要となる労働者の募集を行わせるときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項に定める厚生労働大臣の許可又は厚生労働大臣に対する届出を要するとの規定は適用しない。
 - b. 生涯活躍のまち形成事業計画に必要事項が記載された有料老人ホームに関する老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項の規定による届出については、当該有料老人ホームの設置の日から一月以内に、都道府県知事等に届け出ることをもって足りることとし、当該届出については、市町村長を経由してすることができるものとする。

- c. 生涯活躍のまち形成事業計画に必要事項が記載され、都道府県知事の同意を得た居宅サービス事業者又は介護予防サービス事業者に関して、当該計画の公表の日に、それぞれ介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文又は同法第53条第1項本文の指定があったものとみなす。

同様に、当該計画に必要事項が記載された地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、第一号事業を行う事業者に関して、当該計画の公表の日に、それぞれ同法第42条の2第1項本文、同法第54条の2第1項本文又は同法第115条の45の3第1項の指定があったものとみなす。

- d. 生涯活躍のまち形成事業計画に必要事項が記載され、法第17条の24第12項の規定により都道府県知事の同意を得た生涯活躍のまち一時滞在事業を行う事業者に関して、当該計画の公表の日に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の旅館業の許可があったものとみなす。

⑬ 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例

- イ 認定市町村は、法第17条の36により、都道府県知事等を加えた地域再生協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている地域住宅団地再生事業（地域住宅団地再生区域において、当該区域の住民の共同の福祉又は利便の向上を図るために行う事業をいう。以下同じ。）の実施に関する計画（以下「地域住宅団地再生事業計画」という。）を作成することができる。

当該地域住宅団地再生事業計画には、地域住宅団地再生区域の区域を記載するものとする。当該地域住宅団地再生区域の区域は、自然的・経済的・社会的条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる、住宅の需要に応ずるため一体的に開発された相当数の住宅の存する一団の土地及びその周辺の区域であって、当該区域における人口の減少又は少子高齢化の進展に対応した都市機能の維持又は増進及び良好な居住環境の確保を図ることが適当と認められる区域として認定市町村が定める区域を記載する。

- ロ このほか、地域住宅団地再生事業計画には、おおむね a. から g. までに掲げる事項を記載するものとする。
 - a. 地域住宅団地再生区域における住宅団地再生の方向性その他の地域住宅団地再生事業に関する基本的な方針を記載する。
 - b. 地域住宅団地再生区域において住宅団地再生を図るために整備すべき医療施設、福祉施設、商業施設その他の当該区域の住民の共同の福祉又は利便のため必要な施設を記載するとともに、これらの施設を整備するための施策として、必要な土地の確保、費用の補助等の認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。
 - c. 地域住宅団地再生区域において整備すべき高齢者向け住宅を記載するとともに、当該高齢者向け住宅を整備するための施策として、

必要な土地の確保、費用の補助等の認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。

- d. 地域住宅団地再生区域において提供すべき介護サービスを記載するとともに、当該介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。
 - e. 地域住宅団地再生区域において公共交通機関の利用者の利便の増進を図るために認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。
 - f. 地域住宅団地再生区域において貨物の運送の共同化その他の貨物の運送の合理化を図るために認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。
 - g. a. から f. までは掲げる事項のほか、認定市町村が地域住宅団地再生事業の実施のために必要と認める事項を記載する。
- ハ 認定市町村は、イ及びロに掲げる事項のほか、法第17条の36第4項各号に掲げる事項を地域住宅団地再生事業計画に記載することができる。当該事項のうち、国土交通大臣や都道府県知事の権限に係るものについて、その同意を得て地域住宅団地再生事業計画に記載したときは、法第17条の37から第17条の41まで、第17条の45及び第17条の48から第17条の50までにより、以下の特例を適用することとする。
- a. 国土交通大臣の同意を得て住宅団地再生建築物整備事業（住居専用地域内において、住宅団地再生を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。以下同じ。）に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該公表の日以後は、特定行政庁は、当該計画に記載された当該事業に係る基本的な方針に適合すると認める場合に、建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の手続を経た上で、同条第1項から第4項までの規定のただし書に基づく許可を行うことができることとする。

また、国土交通大臣の同意を得て特別用途地区住宅団地再生建築物整備事業（特別用途地区内において、住宅団地再生を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。）又は地区計画等住宅団地再生建築物整備事業（地区計画等の区域内において、住宅団地再生を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。）に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該公表の日に、それぞれ建築基準法第49条第2項又は第68条の2第5項の承認があったものとみなす。
 - b. 公告及び縦覧等の手続を経て都市計画住宅団地再生建築物等整備事業（市町村が定める都市計画の決定又は変更をすることにより、住宅団地再生を図るために必要な建築物その他の施設の整備を促進する事業をいう。以下同じ。）に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該公表の日に、当該都市計画住宅団地再生建築物等整備事業に係る都市計画の決定又は変更がされたものとみなす。
 - c. 有料老人ホームを整備する事業に関する必要事項が記載された地域

住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該有料老人ホームに関する老人福祉法第29条第1項の規定による届出については、その設置の日から一月以内に、都道府県知事等に届け出ることをもって足りることとし、当該届出については、市町村長を経由してすることができるものとする。

- d. 都道府県知事の同意を得て居宅サービス事業又は介護予防サービス事業に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該公表の日に、これらの事業の実施主体に関し、それぞれ介護保険法第41条第1項本文又は同法第53条第1項本文の指定があったものとみなす。

同様に、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業又は第一号事業に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該公表の日に、これらの事業の実施主体に関し、それぞれ同法第42条の2第1項本文、同法第54条の2第1項本文又は同法第115条の45の3第1項の指定があったものとみなす。

- e. 地域住宅団地再生事業計画に住宅団地再生道路運送利便増進事業に関する必要事項が記載されている場合において、当該事業の実施主体が当該事業を実施するための計画（住宅団地再生道路運送利便増進実施計画）を作成し、国土交通大臣の認定を受けたときは、道路運送法の規定により許認可を受け、又は届出をしたものとみなす。
- f. 地域住宅団地再生事業計画に住宅団地再生貨物運送共同化事業に関する必要事項が記載されている場合において、当該事業の実施主体が当該事業を実施するための計画（住宅団地再生貨物運送共同化実施計画）を作成し、国土交通大臣の認定を受けたときは、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定により登録若しくは許認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

二 独立行政法人都市再生機構は、認定市町村からの委託に基づき、地域住宅団地再生事業計画の作成又は地域住宅団地再生事業の実施に必要な調査、調整及び技術の提供の業務であって、ロb. の施設又は同c. の高齢者向け住宅の整備に係るものを行うことができることとする。

⑭ 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例

イ 認定市町村は、法第17条の54により、都道府県知事、農業委員会等を加えた地域再生協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている既存住宅活用農村地域等移住促進事業（農村地域等移住促進区域において、農村地域等移住者（当該農村地域等移住促進区域に移住する者をいう。以下同じ。）に対して当該農村地域等移住促進区域内における既存住宅の取得等及び農地又は採草放牧地についての権利の取得を支援することにより当該農村地域等移住促進区域への移住の促進を図るために行う事業をいう。以下同じ。）の実施に関する計画（以下「既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画」という。）を作成することがで

きる。

当該計画には、農村地域等移住促進区域の区域、農村地域等移住者による当該区域内における既存住宅の取得等を支援するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項、農村地域等移住者による付随農地等（農村地域等移住促進区域内の既存の住宅に付随する農地若しくは採草放牧地又は就農のために必要な農地若しくは採草放牧地をいう。以下同じ。）についての農地法第3条第1項本文に掲げる権利の取得を支援するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項等を記載するものとする。

□ 国の行政機関の長又は都道府県知事は、既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に記載された農村地域等移住促進区域内における農村地域等移住者による既存住宅の取得等のため、都市計画法等の規定による許可等の処分を求められたときは、当該既存住宅の取得等の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

⑮ 地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例
イ 法第17条の56第1項により、認定市町村は、都道府県知事や都道府県農業会議等を加えた地域再生協議会における協議を経て、地域農林水産業振興施設整備計画を作成することができる。

□ 法第17条の57第1項及び第2項により、都道府県知事が同意した地域農林水産業振興施設整備計画（以下「同意地域農林水産業振興施設整備計画」という。）に従い、事業実施主体が、地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合又は農地若しくは採草放牧地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第4条第1項又は第5条第1項に定める農地等の転用等に係る許可があったものとみなすこととする。

ハ 法第17条の58により、同意地域農林水産業振興施設整備計画に記載された地域農林水産業振興施設の用に供する土地を、農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に定める農用地区域からの除外要件を適用しないこととする。

⑯ 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例

法第17条の59により、株式会社民間資金等活用事業推進機構は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に規定する業務のほか、認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき民間資金等活用公共施設等整備事業（地方公共団体が所有し、又は管理する土地又は施設の有効活用を図る事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるもののうち、当該地方公共団体の長が管理者となる公共施設等の整備を伴うもの）を行う場合において、当該認定地方公共団体の依頼に応じて、

次に掲げる業務を営むことができることとする。

イ 当該認定地方公共団体に対する専門家の派遣

ロ 当該認定地方公共団体に対する助言

ハ イ及びロに掲げる業務に附帯する業務

⑰ 構造改革特別区域計画の認定の手続の特例

法第17条の60により、法第5条第4項第15号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第15項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る構造改革特別区域計画について構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第9項の規定による認定（同法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。）があったものとみなすこととする。

⑱ 中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例

法第17条の61により、法第5条第4項第16号に規定する事業及び措置が記載された地域再生計画が同条第15項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業及び措置に係る中心市街地活性化基本計画について中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第10項の認定（同法第11条第1項の規定による変更の認定を含む。）があったものとみなすこととする。

⑲ 地域経済牽引事業促進基本計画の同意の手続の特例

法第17条の62により、法第5条第4項第17号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第15項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る地域経済牽引事業促進基本計画について地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第6項の規定による同意（同法第5条第1項の規定による変更の同意を含む。）があったものとみなすこととする。

⑳ 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化

補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続を簡素合理化することとし、法第18条により、認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合においては、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなすこととする。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認める。

なお、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めること、当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況の提出を求めることなど、必要最小限の条件を付

すことができるものとする。

「地域再生推進のためのプログラム」（平成16年2月27日地域再生本部決定）別表1に基づき、認定に際しての同意の判断が明記されている施設は次のとおりである。

- イ 公立学校の廃校施設及び余裕教室、史跡等購入費補助金により公有化した史跡等【文部科学省】
- ロ 勤労青少年ホーム、職業能力開発校、社会福祉施設【厚生労働省】
- ハ 下水道補助対象施設、公営住宅、特定優良賃貸住宅【国土交通省】

6) 地域再生計画と連動した支援措置

① 支援措置の活用について

イ 地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策（以下「連動施策」という。）による支援措置（「5）地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置」を含む。）は別表のとおりである。

ロ これらの支援措置を活用する旨が明示されている地域再生計画については、3)④により、認定に際して、内閣総理大臣は関係行政機関の長の同意を得ることとする。

ただし、国庫補助を伴う支援措置について、当該支援措置に係る交付決定が既に行われており、単に関連事業として記載されている場合にあっては、当該支援措置に係る部分については認定の効果はなく、内閣総理大臣は当該支援措置に係る関係行政機関の長の同意は求めないこととする。また、認定地方公共団体が、活用する支援措置を追加しようとする場合にあっては、計画の変更認定の申請を行うこととし、内閣総理大臣は当該変更認定に際して、関係行政機関の長の同意を得ることとする。

ハ これらの連動施策以外の施策を活用した事項・事業を地域再生計画に記載することは可能であるが、この場合も当該事項・事業の実施について認定の効果はないため、当該事項・事業に関して関係行政機関の長の同意は求めないこととする。当該事項・事業の実施に当たっては、地方公共団体において別途関係行政機関との所要の調整を行う必要がある。

② 連動施策の支援措置の追加等について

内閣府及び関係府省庁は、連携して、毎年度、連動施策の支援措置の追加及び削除並びにその支援内容の充実及び見直しに努めるものとする。

7) 認定地域再生計画の実施状況等

① 認定地域再生計画の進捗状況の把握及び効果の検証

イ 地域の自主的かつ自立的な取組により地域再生を進めるに当たっては、その取組が効果的なものとなるよう、地域自らが、明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中長期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を

客観的な指標により検証し、改善等を行うことが重要である。

- ロ 地方公共団体が地域再生計画を作成するに当たっては、計画の最終年度の数値目標のみではなく、中間目標を設定することにより、計画の進捗状況を検証できるものとするのが望ましい。
- ハ イ及びロを踏まえ、地方公共団体は、計画期間中に、認定地域再生計画に掲げた取組の着実な実施を通じて地域再生が実現できるよう、定期的にフォローアップを行うものとする。このフォローアップにおいては、地方公共団体は、目標を設定している場合は当該目標の達成状況についても確認するよう努めるものとする。
なお、その結果、認定地域再生計画に記載された事項と地域の現状や事業の実施状況等から判断し、必要と認められる場合には、速やかに当該認定地域再生計画の見直しを行い、見直した計画について、再度認定の申請を行わなければならない。
- ニ 内閣総理大臣は、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体に対し、計画に記載された事業の実施状況等について、報告を求めることができることとし、報告を求めた場合には、その内容を公表する。

② 地域再生に資する施策の評価

- イ 内閣府は、最初に認定を行った年の翌年から毎年、地域再生計画の認定制度、法第5章の特別の措置及び6)の支援措置（以下「地域再生計画認定制度等」という。）について、1の「地域再生の意義及び目標」及び2の「地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」に照らし、第三者の意見を聴いて、事後的な評価を行う。
- ロ 意見を聴く第三者は、地域政策及び行政評価の専門家及び実務者とする。
- ハ 内閣府及び関係府省庁は、イの評価及び各省庁が行う政策評価を踏まえ、地域再生計画認定制度等の内容についての見直しを行うなど必要な措置を講ずるものとする。
- ニ なお、評価のための資料作成に当たっては、地方公共団体に過度の負担とならないよう、簡素化を図る。

5 地域再生の推進のために必要な事項

1) 法第4条の2の規定に基づく提案

① 提案の募集

現場の声をより重視した地域再生の推進を図るため、法第4条の2の規定に基づき、地方公共団体や民間事業者等から定期的に地域再生の推進に資する施策についての提案を募集する。

提案は、地方公共団体及び民間事業者等を含め誰からのものであっても受け付ける。

② 提案の対象

提案の対象は、地域再生の推進に資する税制・財政・金融上の支援措置その他の地域再生推進のために政府が講ずべき新たな措置とする。なお、単に特定の地域における取組又は事業に対する財政支援等の優遇を求める提案ではなく、地域再生の推進に係る既存の施策体系の改善につながる提案を対象とする。

特に、特定政策課題の解決に資する施策に係る提案については、これをテーマとした募集を行う。また、特定政策課題の解決状況等を踏まえて見直しを行う場合は、必要に応じ、これらの提案募集に併せ、特定政策課題の提案募集を行う。

③ 提案受付の方法

地域再生の推進に資する施策の提案は、本部の事務を処理する内閣府において受け付けるものとする。また、内閣府は、提案に向けた相談に応じるものとし、関係府省庁は、内閣府が提案に向けた相談に応じるに当たって、必要な情報提供を行うものとする。なお、地域再生制度の説明や提案に向けた相談への対応は、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室も活用して行うものとする。

提案の受付は、毎年度1回行うこととし、募集時期については、構造改革特区制度等の提案募集との連携等にも配慮し決定する。

④ 提案を受けた政府の対応

受け付けた提案については、内閣府が実現に向けて関係府省庁と調整を行い、その結果を踏まえ、関係府省庁において必要な措置が講ぜられるものとする。この場合において、関係府省庁の範囲は、各府省の意見を聴いた上で内閣府において決定する。

2) 法第4条の3の規定に基づく提案

① 地方公共団体による提案

地域再生に取り組む地方公共団体の声に耳を傾け、より強力に支援を行うため、法第4条の3の規定に基づき、地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体は、内閣総理大臣に対して、地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置に関する提案を随時することができるものとする。

② 提案の対象

提案の対象は、地域の具体の課題解決に向けた税制・財政・金融上の支援措置その他の地域再生推進のために政府が講ずべき新たな措置とする。なお、単に特定の地域における取組又は事業に対する財政支援等の優遇を求める提案ではなく、地域再生の推進に係る既存の施策体系の改善につな

がる提案を対象とする。

③ 提案受付の方法

提案は、内閣府において受け付けるものとする。また、内閣府は、提案に向けた相談に応じるものとし、関係府省庁は、内閣府が提案に向けた相談に応じるに当たって、必要な情報提供を行うものとする。なお、地域再生制度の説明や提案に向けた相談への対応は、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室も活用して行うものとする。

④ 提案を受けた政府の対応

受け付けた提案については、内閣府が実現に向けて関係府省庁と調整を行い、その結果を踏まえ、関係府省庁において必要な措置が講ぜられるものとする。この場合において、関係府省庁の範囲は、各府省の意見を聴いた上で内閣府において決定する。

なお、提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした地方公共団体に通知するものとする。

3) 地域再生推進法人の指定

地方公共団体の長は、地方公共団体の補完的な立場で地域再生の推進に取り組む組織として、NPO、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって、法第20条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、地域再生推進法人として指定することができる。

地方公共団体の長は、指定をしたときは、当該地域再生推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

なお、地方公共団体の長は、地域再生推進法人の適正かつ確実な業務の遂行を確保するため、必要に応じ、その業務に関する報告をさせることができ、当該業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該地域再生推進法人に対し、改善措置を命ずることができる。

4) 地域再生計画の策定等のための人材派遣、情報提供

① 職員の派遣の要請又はあっせん

法第34条により、地方公共団体の長は、地域再生計画の作成若しくは変更又は地域再生を図るために行う事業の実施の準備若しくは実施のため必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し、内閣府の職員の派遣を要請し、又は関係行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

法第35条により、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、法第34条の規

定による要請又はあつせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣するよう努めるものとする。

なお、この派遣は、実際に現場を見ながらアドバイス等を行うことが有効であることから、地域再生計画の作成から事業の実施に至るまでの各段階で、地方公共団体からの自主的かつ自発的な要請に応じて国の職員を地域に短期間出張させるものである。

【内閣府、各府省庁】

② 「地域再生伝道師」等外部専門人材の活用

各都道府県において、市町村の地域再生計画の作成等についてのアドバイスを行うとともに、地域と国との情報の相互発信の拠点的役割を果たす「地域再生伝道師」等外部専門人材を積極的に活用し、そのネットワーク化を推進する。

【内閣府】

③ 地域の「ワンストップ拠点」機能の強化

地域からの相談に対して、地方公共団体による地方創生の取組の相談窓口である地方創生コンシェルジュ制度を設けるとともに、総合的なコンサルティング業務を行うなど、地域にとっての「ワンストップ拠点」としての機能を強化するため、全国を8つに分けた地域ブロックごとに地方連絡室を設けて、一元的な相談窓口とするとともに、関係府省庁との連携を図りながら、国の施策・制度の照会への回答を含め、地域再生に向けた個別具体的な取組に対しアドバイスを行う。

【内閣府】

④ 地域再生に関する施策に関する情報の公表

法第36条により、地域再生に取り組む地方公共団体が施策を企画・立案するに当たって必要な情報をより容易に入手できるよう、関係府省庁の協力の下、地域再生を図るために行う事業に係る支援措置の内容に関する情報その他の政府の地域再生に関する施策に関する情報等（補助金・交付金等の予算措置、税制措置に加え、地域再生の推進のためにアドバイスや助言を行うことができる者の情報等）を、インターネット等により一元的に公表するとともに、地方公共団体が客観的なデータに基づき、自らの地域の現状と課題を把握するため、「地域経済分析システム（RESAS）」を提供する。

【内閣府】

5) 透明性の確保

地域再生制度の運用に当たっては、各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をで

きる限り公開することとする。

具体的には、計画の認定に関する事務、提案募集・検討に関する事務、関係府省庁との調整状況、本基本方針の変更等に関する資料について、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。

デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱

令和 5 年 1 月 25 日
府 地 創 第 4 1 4 号
府 地 事 第 8 7 8 号
4 農 振 第 2 4 5 7 号
国 総 政 第 3 1 号
環 循 適 発 第 2 3 0 1 2 5 1 号
令和 6 年 1 月 25 日
一 部 改 正
府 地 創 第 3 3 6 号
府 地 事 第 8 1 2 号
5 農 振 第 2 2 1 6 号
2 0 2 3 1 2 1 5 財 地 第 1 0 0 2 号
国 総 政 第 3 7 号
環 循 適 発 第 2 4 0 1 2 5 1 号

第 1 通則

デジタル田園都市国家構想交付金に関しては、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 5 条第 4 項第 1 号及び第 13 条、地域再生法施行令（平成 17 年政令第 151 号。以下「令」という。）、地域再生法施行規則（平成 17 年内閣府令第 53 号）及び法第 4 条第 1 項の地域再生基本方針（以下「基本方針」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱により基本的な枠組みを定める。

なお、本要綱は、法第 5 条第 4 項第 1 号口及び第 13 条の規定並びに第 6 4 を踏まえ、内閣府が、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省と共に定める。

第 2 目的

デジタル田園都市国家構想交付金は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、他の地域等で既に確立されている優良モデル等を活用した実装の取組や、オープンなデータ連携基盤を活用するモデルケースとなり得る取組、地方への新たなひとの流れを創出する取組等の費用に充てるため、デジタルの活用などによる地方創生に資する取組や拠点施設及び道・污水处理施設・港の整備等の費用に充てるため、又は地域における産業構造の転換の加速化や雇用機会の創出に資する半導体等の大規模な産業拠点に関連するインフラ整備の費用に充てるため、国が地方公共団体に対して交付金を交付することにより、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決や魅力向上の取組の加速化・深化を図ることを目的とする。

第3 定義

1 デジタル田園都市国家構想交付金

デジタル田園都市国家構想交付金（以下「本交付金」という。）は、第2に規定する目的を達成するために行う国が交付する交付金であって、次に掲げる交付金の総称をいう。

1) デジタル実装タイプ

デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む、地方公共団体が作成したデジタル実装タイプ実施計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいい、予算科目におけるデジタル田園都市国家構想推進交付金をいう。

2) 地方創生推進タイプ

法第5条第4項第1号及び第13条に基づき、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条第1項の規定に基づき策定した都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は第10条第1項の規定に基づき策定した市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）に定められた地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいい、予算科目における地方創生推進交付金（地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号）第11条に基づく交付金を除く。）及び地方創生整備推進交付金をいう。

3) 地方創生拠点整備タイプ

法第5条第4項第1号イ及び第13条に基づき、地方版総合戦略に定められた地域再生計画に基づく事業並びにそれと一体となって整備される地方創生の推進に資する施設の新築、増築及び改築等（以下「施設整備等」という。）の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいい、予算科目における地方創生拠点整備交付金をいう。

4) 地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ

地域における産業構造の転換の加速化や雇用機会の創出に資する半導体等の大規模な産業拠点に関連するインフラ整備に取り組む、地方公共団体が作成した地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ実施計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいい、予算科目における地域産業基盤整備推進交付金をいう。

2 交付対象者等

1) 本交付金における交付対象者

地方公共団体（都道府県、市町村（特別区を含む。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法（昭和25年法律第218号）第4条第1項の規定による港務局を含む。以下同じ。）とする。

2) 地方創生拠点整備タイプにおける整備対象施設及び利活用方策

①整備対象施設

地方版総合戦略に位置付けられ、法第5条第4項第1号イの規定により地域再生計画に記載された事業と一体となって整備される地方創生の推進に資する施設をいう。

②利活用方策

法第5条第4項第1号イの規定により地域再生計画に記載された事業であって、整備対象施設

で実施することにより地方創生に波及効果をもたらすもの（整備対象施設の整備等を除く。）をいう。

第4 地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプに係る地域再生計画

1 地域再生計画の認定の申請

1) 本交付金の交付を受けようとする地方公共団体（法第5条第4項第1号口の事業にあつては、本交付金の交付を受けた都道府県が交付する間接補助を受けて事業を実施しようとする市町村を含む。）は、法第5条第4項第1号に規定する事業（本交付金を充てて行うものに限る。）に関する事項又は整備対象施設とその利活用方策を記載した同条第1項の地域再生計画（以下「地域再生計画」という。）を作成（当該事項の追加に伴う変更を含む。）し、内閣府が定める時期に、内閣総理大臣に、その認定のため申請するものとする。

2) 1) の申請は、本交付金の交付を受けようとする全ての地方公共団体が単独又は共同で行うこととする。

3) 地域再生計画に基づく事業に関する留意事項

①地方創生推進タイプ

地方公共団体は、地域再生計画を作成するに当たり、地方公共団体が自主的な取組として、計画期間終了後の事後評価が可能な目標を設定するとともに、地域再生計画の目標の達成見込み等の中間評価が可能な中間目標を設定するように努めるものとする。

また、真に必要なかつ有効な事業等を選択するとともに、その実施方法についても適切かつ効率的なものとなるよう努めるものとする。

②地方創生拠点整備タイプ

地方公共団体は、地域再生計画を作成するに当たり、整備対象施設の利活用方策について計画期間終了後の事後評価が可能な目標を設定する。また、真に必要なかつ有効であり、先導的な施設を選択するとともに、その整備等についても適切かつ効率的なものとなるよう努めるものとする。

2 認定基準

内閣総理大臣は、1 1) の申請があつた地域再生計画のうち法第5条第4項第1号に規定する事業に関する事項の部分について、同条第15項各号に掲げる基準の適用に当たっては、次の判断基準によることとする。

1) 法第5条第15項第1号の「地域再生基本方針に適合するものであること」に係る具体的な判断基準

・法第5条第4項第1号に規定する先導的な事業とは、事業又は整備対象施設ごとの性質を踏まえつつ、具体的には以下のような要素を有する事業又は利活用方策と一体となった施設の整備等であることに留意する。

① 自立性

事業を進めていく中で、事業推進主体が自立していくことにより、将来的に本交付金に頼らずに、事業として継続していくことが可能となる事業であること。

② 官民協働

地方公共団体のみの取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。また、単に協働するにとどまらず、民間からの資金（融資や出資など）を得て行うことがあれば、より望ましい。

③ 地域間連携

単独の地方公共団体のみの取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。

④ 政策・施策間連携

単一の政策・施策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策・施策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること又は利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等の整備を行う事業であること。

⑤ デジタル社会の形成への寄与

デジタル技術の事業への活用及びその普及等（デジタル技術の事業への活用を進めるための普及啓発及びその活用を担う人材の育成をいう。）を推進するための取組を行う事業であること。

⑥ 事業推進主体の形成

事業を実効的・継続的に推進する主体が形成されること。特に様々な利害関係者が含まれつつ、リーダーシップを持つ人材がその力を発揮できる体制を有した推進主体であることが望ましい。

⑦ 地域社会を担う人材の育成・確保

事業を推進していく過程において、地方創生に役立つ人材の育成や確保を目指すものであること。

⑧事業が先導的であると認められるその他の理由

・基本方針の4 3) ③ へ a.に定める「法令等を遵守しているものであること」の適用に当たり、本交付金を充てて行う事業に係る関係法令等（補助金に係る要綱を含む。以下「関係法令等」という。）に定める基準・規格に適合し、あらかじめ所要の手続を了していること。

・基本方針の4 3) ③ へ b.に定める「地域再生を図るために行う事業が効率的なものであること」の適用に当たり、本交付金を充てて行う事業に関して、経済性を勘案して効率的な事業を選定していること。

2) 法第5条第15項第2号の「当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること」に係る具体的な判断基準

・地方公共団体が自ら行う評価が可能な数値等により、具体的目標を定めることに努めるなど、本交付金を充てて行う事業、又は整備対象施設の利活用方策について、地方創生及び地域再生の実現に寄与することを明らかにしていること。

3) 法第5条第15項第3号の「円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」に係る具体的な判断基準

・関係機関との調整を行っている、地域住民の合意を得ているなど、事業又は整備対象施設の整備等や利活用方策の実施が円滑かつ確実であると見込まれること。

3 認定地域再生計画の軽微な変更

認定地域再生計画の変更について、次に掲げるものは法第7条第1項の軽微な変更として扱うものとする。

- 1) 本交付金の事業量（法第5条第4項第1号口の事業にあつては、施設ごとの整備量又は同号口（1）から（3）までに規定する事業の種類ごとの事業費）の2割以内の増減
- 2) 本交付金を充てて行う法第5条第4項第1号口の事業の事業期間の変更に伴う1年以内の変更であつて、地方創生及び地域再生の実現を図ることに支障がなく、やむを得ないと認められるもの。
- 3) 地方創生拠点整備タイプにおける本交付金を充てて整備する施設の利活用方策について、その事業期間の変更に伴う1年以内の変更であつて、地方創生及び地域再生の実現を図ることに支障がなく、やむを得ないと認められるもの。

第5 実施計画等の作成及び提出等

1 実施計画等の作成及び提出

本交付金（法第5条第4項第1号口の事業を除く。）の交付を受けようとする地方公共団体は、別に定めるところにより、デジタル実装タイプ実施計画、法第5条第4項第1号イの事業に関する実施計画、施設整備等に関する施設整備計画又は地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ実施計画（以下「実施計画等」という。）を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

2 実施計画等の変更

本交付金（法第5条第4項第1号口の事業を除く。）を受けようとする地方公共団体は、実施計画等に変更が生じた場合には、別に定めるところにより内閣総理大臣に報告するものとする。

第6 交付対象事業等

1 デジタル実装タイプ

1) デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、以下の実装の取組を行う事業とする。

- ①他の地域等で既に確立されている優良モデル・サービスを活用して迅速に横展開する実装の取組
- ②オープンなデータ連携基盤を活用し、複数のサービス実装を伴う、モデルケースとなり得る実装の取組
- ③社会変革につながるような改革に挑戦し、将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある先行モデル的な取組

2) サテライトオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペース等（以下「サテライトオフィス等」という。）の施設整備・運営・利用促進等を行う取組や、サテライトオフィス等に進出する企業と地元企業等が連携して行う地域活性化に資する取組への支援により、地方への新たなひとの流れを創出する事業とする。

2 地方創生推進タイプ

1) 法第5条第4項第1号イに規定する事業

- ①結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業
- ②移住及び定住の促進に資する事業
- ③地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業
- ④観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業
- ⑤①から④までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

2) 法第5条第4項第1号ロに規定する道・污水处理施設・港の整備事業

本交付金の交付の対象となる施設は、法第5条第4項第1号ロ(1)から(3)までに規定する事業ごとに定められた施設であって、関係法令等に基づき実施されるものとする。

なお、法第5条第4項第1号ロの事業は、原則として、法第5条第4項第1号イに規定する事業その他の政策効果を高めるソフト事業と連携・組合せするよう努めるものとする。

また、第7の規定による配分計画の作成、第8の規定による交付金予算額の移替え及び第9の規定による本交付金の交付に際しては、便宜上、以下の交付金名を用いるものとする。

(種類)	(施設区分)
① 法第5条第4項第1号ロ(1) (地方創生道整備推進交付金)	市町村道、広域農道又は林道
② 法第5条第4項第1号ロ(2) (地方創生污水处理施設整備推進交付金)	公共下水道、集落排水施設 (農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。) 又は浄化槽
③ 法第5条第4項第1号ロ(3) (地方創生港整備推進交付金)	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第2項に規定する重要港湾(特定有人国境離島地域に位置するものに限る。)又は地方港湾の港湾施設及び漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第5条に規定する第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設

3 地方創生拠点整備タイプ

上記2 1)に掲げる事業と一体となって整備される地方創生の推進に資する施設を整備する事業。

4 地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ

地域における産業構造の転換の加速化や雇用機会の創出に資する半導体等の大規模な産業拠点整備のうち、真に国策的見地から支援すべきプロジェクトであって、かつ、当該産業拠点の関連インフラを整備する高度の必要性・緊急性等があると認められるものとして選定されたプロジェクトにおける以下の事業。

- ① 工業用水道整備事業
- ② 下水道整備事業
- ③ 道路整備事業

第7 配分計画の作成

1 法第5条第4項第1号口の事業に関する配分計画

内閣総理大臣は、毎年度、認定地域再生計画に基づき本交付金を充てて行う法第5条第4項第1号口の事業に要する経費について関係行政機関へ予算の移替えを行うため、あらかじめ、令第10条第2号から第4号までに定める大臣（以下「交付担当大臣」という。）と協議し、法第5条第4項第1号口（1）から（3）までに規定する事業ごとに、同条の規定により交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる本交付金の総額を明らかにして配分計画を作成する。

上記の本交付金の総額は、第6に規定する法第5条第4項第1号口（1）から（3）までに規定する事業及び施設の区分に応じ、関係法令等に従い、認定地域再生計画に記載された施設の整備事業に要する費用に交付限度額の算出に用いる割合を乗じて算出された額及び本交付金の交付の対象となる施設の整備事業の進捗を勘案し、法第8条第1項の認定地方公共団体が行う予算要望を踏まえるものとする。

2 地域産業構造転換インフラ整備推進タイプの事業に関する配分計画

内閣総理大臣は、毎年度、地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ実施計画に基づき本交付金を充てて行う第6-4の事業に要する経費について関係行政機関へ予算の移替えを行うため、あらかじめ、経済産業大臣及び国土交通大臣と協議し、第6-4①から③までに規定する事業ごとに、各大臣が交付の事務を行うこととなる本交付金の総額を明らかにして配分計画を作成する。

上記の本交付金の総額は、第6-4①から③までに規定する事業の区分に応じ、関係法令等に従い、地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ実施計画に記載された事業に要する費用に交付限度額の算出に用いる割合を乗じて算出された額及び本交付金の交付の対象となる事業の進捗を勘案し、地方公共団体が行う予算要望を踏まえるものとする。

第8 本交付金予算額の移替え

1 法第5条第4項第1号口の事業に関する移替え

内閣総理大臣は、第7-1により作成した配分計画について、交付担当大臣と連名で財務大臣の承認を得て、配分計画に基づき、法第5条第4項第1号口の事業に充てる本交付金の予算を交付担当大臣が所管する関係行政機関へそれぞれ移し替えるものとする。

2 地域産業構造転換インフラ整備推進タイプの事業に関する移替え

内閣総理大臣は、第7-2により作成した配分計画について、経済産業大臣及び国土交通大臣と連名で財務大臣の承認を得て、配分計画に基づき、当事業に充てる本交付金の予算を関係行政機関へそれぞれ移し替えるものとする。

第9 本交付金の交付及び執行

1 本交付金の交付に関する事務の簡素化

法第5条第4項第1号口の事業に関する交付担当大臣及び第6-4の事業に関する経済産業大臣及び国土交通大臣は、地方公共団体に対する統一的な窓口を設けるほか、交付申請に係る様式の統一化

など地方公共団体の事務手続に係る負担の軽減を図りつつ、第8により移し替えられた事業に充てる交付金の交付を行うものとする。

2 本交付金の交付事務

1) デジタル実装タイプ

デジタル実装タイプの交付事務は、内閣総理大臣がその定めるところにより行う。

2) 地方創生推進タイプの交付事務

地方創生推進タイプの交付事務は、法第13条第3項に基づき内閣総理大臣又は交付担当大臣がその定めるところにより行う。

3) 地方創生拠点整備タイプの交付事務

地方創生拠点整備タイプの交付事務は、法第13条第3項及び令第10条第1号に基づき、内閣総理大臣が行う。

4) 地域産業構造転換インフラ整備推進タイプの交付事務

地域産業構造転換インフラ整備推進タイプの交付事務は、経済産業大臣又は国土交通大臣がその定めるところにより行う。

3 地方創生拠点整備タイプに係る本交付金の執行

地方創生拠点整備タイプについて、地方公共団体は、施設整備等の実施に当たり基金を造成し、施設整備計画の計画期間内にこれを取り崩して施設整備等を実施することができる。

基金の設置及び管理については、別途、内閣総理大臣が定める交付要綱、基金事業実施要領等によるものとする。

第10 本交付金の交付期間

1 デジタル実装タイプ

デジタル実装タイプに係る交付金を交付する期間は、デジタル実装タイプ実施計画に基づく事業に対して本交付金の交付が開始される年度限りとする。

2 地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ

地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプに係る交付金を交付する期間は、認定地域再生計画に基づく事業に対して本交付金の交付が開始される年度からおおむね5か年度以内とする。

3 地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ

地域産業構造転換インフラ整備推進タイプに係る交付金を交付する期間は、地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ実施計画に基づく事業に対して本交付金の交付が開始される年度からおおむね5か年度以内とする。

第11 効果の検証

本交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、事業、又は整備対象施設の利活用方策の実施状況に関する客観的な指標（以下「重要業績評価指標」という。）を設定の上、その達成状況について、原則、毎年度検証するよう努めるものとする。

第12 地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプに係る認定地域再生計画並びに地域産業構造転

換インフラ整備推進タイプ実施計画の中間評価及び事後評価に関する留意事項

- 1 本交付金を充てて行う事業又は施設整備等を実施した地方公共団体は、当該事業、又は整備対象施設の利活用方策に関する毎年度の達成状況等の検証のほか、自主的な取組として認定地域再生計画及び地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ実施計画の目標の達成状況について計画期間終了後に速やかに事後評価を行うとともに、計画期間内において中間評価を行うよう努めるものとする。
- 2 中間評価の実施時期は、原則、計画期間の中間年度の終了後とする。
- 3 中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - ・ 本交付金を充てた事業又は施設整備等の進捗状況
 - ・ 中間評価にあつては認定地域再生計画及び地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ実施計画の目標に掲げる中間目標値等の実現状況、事後評価にあつては認定地域再生計画及び地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ実施計画の目標値等の実現状況
 - ・ 今後の方針等
- 4 地方公共団体は、中間評価又は事後評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は地方公共団体独自の評価制度を活用するなどにより、評価の透明性、客観性及び公正性を確保するように努めるとともに、必要に応じ認定地域再生計画及び地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ実施計画の見直しを行うものとする。
- 5 地方公共団体は、認定地域再生計画及び地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ実施計画の評価結果について、内閣総理大臣に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けたときは、地方公共団体に対し、必要な助言を行うことができる。

第 13 地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ並びに地域産業構造転換インフラ整備推進タイプに係る重要業績評価指標の検証状況及び認定地域再生計画及び地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ実施計画の目標に関する達成状況の把握

内閣総理大臣は、地域再生計画及び地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ実施計画の認定を受けた地方公共団体に対し、第 11 による検証の結果及び第 12 による当該計画の評価に係る達成状況について、報告を求めることができるものとする。

第 14 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地域再生計画又は実施計画等の適正な実施のため、本交付金による事業の実施に係る情報の共有を図るものとする。

第 15 本交付金に係る制度の見直しの検討

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、本交付金を充てて行う事業について、地方公共団体が行う評価及び各省が行う政策評価の結果を踏まえ、必要と認める場合には、本交付金に係る制度の見直しを検討するものとする。

第 16 その他

この要綱に定めるもののほか、本交付金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則（令和 5 年 1 月 25 日付府地創第 414 号、府地事第 878 号、4 農振第 2457 号、国総政第 31 号、環循適発第 2301251 号）

- 1 この要綱は、令和 5 年 1 月 25 日から施行する。
- 2 デジタル田園都市国家構想推進交付金制度要綱（令和 4 年 2 月 25 日付け府地創第 63 号）、地方創生推進交付金制度要綱（平成 28 年 4 月 20 日付け府地事第 16 号、28 農振第 45 号、国総政第 1 号、環廃対発第 1604201 号）及び地方創生拠点整備交付金制度要綱（平成 28 年 10 月 14 日付け府地事第 503 号）（以下これらの 3 制度要綱を「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づき行われている継続事業で、令和 4 年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、旧要綱は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

附 則（令和 6 年 1 月 25 日付け府地創第 336 号及び府地事第 812 号内閣府事務次官通知、5 農振第 2216 号農林水産事務次官通知、20231215 財地第 1002 号経済産業事務次官通知、国総政第 37 号国土交通事務次官通知、環循適発第 2401251 号環境事務次官通知）

この要綱は、令和 6 年 1 月 25 日から施行する。ただし、第 6 交付対象事業等 2 2) ③法第 5 条第 4 項第 1 号ロ（3）（施設区分）中の「漁港及び漁場の整備等に関する法律」については、同法の施行の日（令和 6 年 4 月 1 日）から施行し、同日の前日までは「漁港漁場整備法」に読み替える。

地方創生道整備推進交付金交付要綱

平成 28 年 4 月 20 日
28 農振第 150 号
国道環安第 8 号

(最終改正) 令和 6 年 3 月 29 日
5 林整整第 752 号
国道環第 162 号

農林水産事務次官
国土交通事務次官

第1 通 則

地域再生法（平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づく交付金のうち、法第 5 条第 4 項第 1 号ロ（1）に規定する事業に係るデジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和 5 年 1 月 25 日付け府地創第 414 号、府地事第 878 号内閣府事務次官通知、4 農振第 2457 号農林水産事務次官通知、国総政第 31 号国土交通事務次官通知、環循適発第 2301251 号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。）第 6 2 2）①に定める地方創生道整備推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、法、地域再生法施行令（平成 17 年政令第 151 号。以下「令」という。）、地域再生法施行規則（平成 17 年内閣府令第 53 号）、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「農林交付規則」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号。以下「国土交付規則」という。）、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

第2 交付金の交付対象

1 交付対象となる施設

交付金の交付対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、令第 3 条第 1 項で定める施設であり、別表 1 のとおりとする。

2 事業主体

事業主体は、法第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下単に「認定地方公共団体」という。）とし、別表1のとおりとする。

3 交付金の交付先

交付金の交付を受ける者は、認定地方公共団体とする。

第3 交付の事務の区分

交付金の交付の事務は、対象施設のうち、市町村道に係るものについては、国土交付規則の規定に基づき国土交通大臣が行い、広域農道及び林道に係るものについては、農林交付規則の規定に基づき農林水産大臣が行うものとする（以下、当該交付の事務を所管する大臣を「所管大臣」という。）。

ただし、第6の3の規定に基づき、交付された交付金が、対象施設のうち、当初予定されていた施設（以下「当初予定施設」という。）以外の対象施設（以下「他の施設」という。）の整備に充てられる場合には、当該当初予定施設に係る交付金の交付の決定を行った大臣が所管するものとする。

第4 交付金の交付期間

所管大臣が認定地方公共団体に対し交付金を交付することができる期間は、法第5条第15項の規定による認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）ごとに当該計画に基づき対象施設の整備を実施する年度から起算して、原則5年以内とする。

第5 交付限度額

第7に規定する国の負担割合の補正前の交付金の限度額（以下「交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出された額とする。

$$\text{交付限度額} = \Sigma (A \times B)$$

- A : 認定地域再生計画に記載されている対象施設ごとに別表1の要件の欄に掲げる経費
- B : 認定地域再生計画に記載されている対象施設ごとに別表1の国の負担割合の欄に掲げる割合

第6 単年度交付額

1 単年度交付額

第5に規定する交付金の交付限度額の範囲において、年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を基準として定めるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times C - D$$

C : 認定地域再生計画に記載されている事業に要する経費に充てるための交付金（以下「交付金（X）」という。）が交付される年度の年度末における対象施設に係る事業について見込まれる進捗率

D : 交付金（X）のうち、算出の対象とする年度の前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率 : 対象施設に係る総事業費に対する執行业務費の割合

2 事業の進捗率の変更

事業主体は、認定地域再生計画に記載されている施設に係る事業の進捗率に変更があった場合には、交付を受けた交付金の額（第7に規定する引上額を含む。）すべてについて、1の規定により算出される額にかかわらず、当該施設の整備に要する経費として充てることができる。ただし、この場合においても、当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることはできない。

3 交付金の他の施設への充当

事業主体は、単年度交付額（第7に規定する引上額を除く。）の1/2未満の範囲で、かつ他の施設の当該年度の執行予定事業費を超えない範囲内において、交付された交付金を他の施設の整備に要する経費として充てることができる。

第7 国の負担割合の補正

交付金を充てて実施する事業であって、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号。以下「負担特例法」という。）第2条第1項に規定する適用団体が行う後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和36年政令第258号）第1条各号に該当するものについては、負担特例法に準じて国の負担額を上げることとし、当該引上額を明らかにした上で、第6の1に規定する単年度交付額と合わせて交付するものとする。

なお、負担特例法第2条に規定する財政力指数及び第3条第1項に規定する引上率については、交付金の交付対象となる年度の前年度のものを用いることとする。

第8 指導監督交付金

所管大臣は、都道府県に対し、工事費（工事雑費を除く。）と別に、指導監督交付金（都道府県知事が認定地方公共団体である市町村に対して行う指導監督事務に要する経費をいう。）を交付することができる。

第9 交付申請

適正化法第5条及び適正化法施行令第3条、農林交付規則第2条又は国土交付規則第3条若しくは第4条の規定に基づく交付金の交付に係る申請については、交付金の交付を受ける者（以下「交付申請者」という。）は、毎年度、所管大臣が別に定める日までに、所管大臣に対し、別に定める交付申請書を提出して行うものとする。

第10 変更交付申請

- 1 交付申請者は、適正化法第7条第1項及び農林交付規則第3条第1号イ若しくはロ、又は国土交付規則第5条第1項第1号若しくは第2号の規定により承認を受けようとする場合には、所管大臣に対し、別に定める変更交付申請書を提出するものとする。
- 2 農林交付規則第3条第1号ロ及び国土交付規則第6条に規定する軽微な変更は、別表2のとおりとする。

第11 申請の取下げ

交付申請者は、適正化法第9条第1項により申請を取り下げる場合には、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、所管大臣に対し、別に定める申請取下書を提出するものとする。

第12 遂行状況報告

- 1 適正化法第12条の規定による遂行状況の報告については、交付申請者は、毎会計年度の4月1日から11月30日までの期間についての状況を取りまとめ、当該年度の12月20日までに、所管大臣に対し、別に定める遂行状況報告書を提出して行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、交付申請者が交付金について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況報告について（昭和 42 年 5 月 1 日付け蔵計第 946 号大蔵大臣通知）に係る報告を林野庁、地方農政局（北海道にあつては国土交通省北海道開発局を經由して農林水産省農村振興局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局）又は地方整備局（北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局）（以下「地方支分部局等」という。）に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。
- 3 第 1 項による報告のほか、地方支分部局等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、交付申請者に対して当該交付金の遂行状況について報告を求めることができる。

第 13 事業遅延の届出

- 1 広域農道及び林道に係る交付申請者は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに所管大臣に対し、別に定める遅延届出書を提出するものとする。
- 2 前項のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合には、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

第 14 実績報告

- 1 適正化法第 14 条及び農林交付規則第 6 条第 1 項又は国土交付規則第 9 条第 1 項の規定に基づく報告については、交付申請者は、事業の完了の日から起算して 1 か月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、所管大臣に対し、別に定める実績報告書を提出して行うものとする。なお、市町村道に係る適正化法第 14 条後段の規定による報告は、国土交付規則により、交付金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに行うものとする。
- 2 ただし、交付金の全額が前金払若しくは概算払により交付された場合、又は所管大臣が前項の期日によることができない困難な特別の事由があると認めた場合には、同項の報告の期日は、事業の完了の日が属する年度の翌年度の 6 月 10 日までとすることができる。

第15 交付金の経理

事業主体及び第8の指導監督交付金の交付を受ける都道府県は、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

第16 その他

広域農道において盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）を行うに当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

附 則

- 1 本要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 道整備交付金交付要綱（平成17年4月22日付け17農振第7号農林水産事務次官及び国道地調第2号国土交通事務次官通知。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、平成27年以前の予算に係る旧要綱に基づく事業については、なお従前の例による。
- 3 地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）による改正前の法第13条第2項第1号に基づく道整備交付金（2のただし書に規定するものを除く。）については、第1に規定する交付金として本要綱に基づき交付するものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第16の改正規定は、令和5年5月26日から施行する。
- 2 この通知の施行の際、現に認定地域再生計画に基づき行われている継続事業で、令和4年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、なお従前の例による。

別表 1

施設	事業主体	要件	国の負担割合
市町村道	都道府県 市町村	以下のいずれかに該当する整備に要する経費 1 市町村が実施する市町村道の新設、改築及び修繕 2 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）の規定による都道府県の権限代行事業	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 56 条及び道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和 24 年政令第 61 号）第 1 条第 2 項に定める割合
広域農道	都道府県 市町村	1 農道整備事業実施要綱（昭和 52 年 4 月 16 日付け 52 構改 D 第 239 号）の第 4 の 1 の（1）に定められた事業の採択基準を満たし、又は流通・通作条件整備計画について（令和 2 年 3 月 31 日付け元農振 2665 号）に定める流通・通作条件整備計画を策定して農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号・21 農振第 2454 号・21 林整第 336 号・21 水港第 2724 号）の別紙 1-1 の運用 1 の第 4 の 3 の（1）のアに定められた実施要件を満たし、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の規定に基づき整備される農道（以下「広域農道」という。）の新設又は改良に要する経費 2 土地改良法第 87 条第 1 項の規定に基づき都道府県が土地改良事業計画を定めた広域農道の一部について、同法第 88 条の規定に基づき都道府県が当該計画の変更を行い、同法第 96 条の 2 の規定に基づき市町村が新設又は改良を実施する場合における当該新設又は改良に要する経費 3 既設の広域農道の保全対策に要する経費（ただし、点検診断のみを行うもの以外の保全対策については、以下の要件を満たすこと。） （1）受益面積が 50 ヘクタール以上 （2）総事業費が 30 百万円以上	1 要件 1 については、土地改良法施行令第 78 条別表第 1 の事業費の区分の欄の 2 の（6）の欄に定める割合 2 要件の 2 については、土地改良法施行令第 78 条別表第 4 の事業費の区分の欄の 3 の欄に定める割合 3 要件の 3 については、1/2
林道	都道府県 市町村	1 農山漁村地域整備交付金実施要領（21 生畜第 2045 号・21 農振第 2454 号・21 林整計第 336 号・21 水港第 2724 号）の別紙 6 及び沖縄振興公共投資交付金交付要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 地第 484 号農林水産事務次官依命通知）の別紙 9 に定められた事業の採択基準を満たす林道の開設又は改良に要する経費 2 前号に掲げる林道の開設又は改良のうち森林環境保全整備事業実施要領（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）の別表 2 の事業区分欄の第 1 の 1 から 3 までに定められた事業の採択基準を満たすものと一体的	1 要件の 1 については、森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）別表第 3 の費用の区分の欄の林道の開設に要する費用の項第 1 号、第 5 号及び第 6 号、並びに林道の拡張に要する費用の項第 1 号及び第 2 号に定める割合。ただし、北海道、沖縄県、奄美群島又は離島振興対策実施地域に係るものについては、これを適用せず、その他の地域に係る割合を適用するものとする。 2 要件の 2 については、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和 47 年

	<p>に実施する農道等の改良であって、同表の事業区分欄の第1の9に定められた事業の採択基準を満たすものに要する経費（ただし、同表の第1の9において「事業計画」とあるのは「認定地域再生計画」と読み替える。）</p> <p>3 農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙6（第4の5の(1)のイの括弧書を除く。）及び沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙9に定められた事業の採択基準を満たす既設林道の保全対策に要する経費</p>	<p>8月11日付け47林野政第640号農林水産事務次官依命通知の別表1の事業欄の(5)の事業細目欄の林道整備事業における国の補助率欄の9に定める割合。ただし、北海道、沖縄県、奄美群島又は離島振興対策実施地域に係るものについては、これを適用せず、北海道、沖縄県、奄美群島及び離島振興対策実施地域を除く地域に係る割合を適用するものとする。</p> <p>3 要件の3については、1/2</p>
--	--	---

別表2

施設	軽微な変更
市町村道	1 第6の2の規定による事業の進捗率の変更があったことに伴う事業内容の変更
広域農道	2 第6の3の規定による交付金の他の施設の整備への充当があったことに伴う事業内容の変更
林道	3 施工延長の著しい増減を生じない事業内容の変更

地方創生道整備推進交付金交付要領

平成 28 年 4 月 20 日
28 農振第 167 号
28 林整整第 30 号
国道総第 26 号

(最終改正) 令和 5 年 3 月 30 日
4 農振第 3013 号
4 林整整第 929 号
国道総第 622 号

農林水産省農村振興局長
林 野 庁 長 官
国土交通省道路局長

第 1 通 則

地域再生法（平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づく交付金のうち、法第 5 条第 4 項第 1 号ロ（1）に規定する事業に係るデジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和 5 年 1 月 25 日付け府地創第 414 号、府地事第 878 号内閣府事務次官通知、4 農振第 2457 号農林水産事務次官通知、国総政第 31 号国土交通事務次官通知、環循適発第 2301251 号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。）第 6 2 2）①に定める地方創生道整備推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、法、地域再生法施行令（平成 17 年政令第 151 号）、地域再生法施行規則（平成 17 年内閣府令第 53 号）、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）、地方創生道整備推進交付金交付要綱（平成 28 年 4 月 20 日付け、28 農振第 150 号・国道環安第 8 号。以下「要綱」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この要領に定めるところによるものとする。

第 2 交付金の交付先等

法第 8 条第 1 項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である市町村が、法第 5 条第 15 項の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）に基づき林道の整備を行う場合、当該市町村

を適正化法第2条第5項の間接補助事業者等とし、当該市町村が属する都道府県を交付金の交付先とする。なお、この場合の認定地域再生計画は、当該都道府県及び当該市町村が共同して作成するものとする。

第3 交付申請

- 1 要綱第9の交付申請書の様式は、別紙1のとおりとする。認定地方公共団体は、林野庁、農林水産省地方農政局（北海道にあっては国土交通省北海道開発局を經由して農林水産省農村振興局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）又は国土交通省地方整備局（北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）（以下「地方支分局等」という。）に、同交付申請書に必要な書類を添えて提出するものとする。
- 2 第3の1の規定にかかわらず、市町村道の整備に係る交付申請については、「補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うことについて」（平成12年4月13日付け建設省告示第1171号）によるものとし、都道府県知事は交付金の交付が法令で定めるところに違反しないかどうか、当該申請の目的、内容及び当該申請に係る交付金の金額の算定が適正であるかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、当該交付申請書に必要な書類を添えて、地方支分局等に進達するものとする。

第4 変更交付申請

要綱第10の変更交付申請書の様式は、別紙2のとおりとする。第3の規定は、変更交付申請書を提出する場合について準用する。

第5 申請の取下げ

要綱第11の申請取下書の様式は、別紙3のとおりとする。第3の規定は、申請取下書を提出する場合について準用する。

第6 遂行状況報告

要綱第12の遂行状況報告書の様式は、別紙4のとおりとする。第3の規定は、遂行状況報告書を提出する場合について準用する。

第7 事業遅延の届出

要綱第13に定める事業遅延の届出の様式は別紙5のとおりとする。第3の規定は、遅延届出書を提出する場合について準用する。

第8 実績報告

要綱第14に定める実績報告の様式は別紙6及び別紙7のとおりとする。第3の規定は、実績報告書を提出する場合について準用する。

第9 事業の適正な実施

- 1 第2の規定により都道府県を交付金の交付先とした場合であって、市町村長が要綱第6の2に規定する事業の進捗率の変更、又は要綱第6の3に規定する交付金の他の施設への充当を行おうとするときには、当該都道府県知事に対し事前にその内容等を報告し、事業の適正な実施に努めなければならない。
- 2 都道府県知事は、要綱第6の3に規定する交付金の他の施設への充当等、事業の適正な実施を図るため、要綱第9及び要綱第10に定める申請、要綱第14に定める報告並びに第3に定める進達を行うときは、別紙8を作成し添付するものとする。

附 則

- 1 本要領は、平成28年4月20日から施行する。
- 2 道整備交付金交付要領（平成17年4月22日付け17農振第8号農林水産省農村振興局長、17林整整第10号林野庁長官及び国道総第54号国土交通省道路局長通知。以下「旧要領」という。）は、廃止する。ただし、平成27年以前の予算に係る旧要領に基づく事業については、なお従前の例による。
- 3 地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）による改正前の法第13条第2項第1号に基づく道整備交付金についても、（2のただし書に規定するものを除く。）第1に規定する交付金として本要領に基づき交付するものとする。

附 則

本要領は、令和2年12月25日から施行する。

附 則

- 1 本要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 本要領の施行の際、現に認定地域再生計画に基づき行われている継続事業で、令和4年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、なお従前の例による。

(別紙1 交付申請書)

年度 地方創生道整備推進交付金交付申請書

番 号
年 月 日

所管大臣（地方支分局等の長）宛て

氏 名

年度において、下記のとおり地方創生道整備推進交付金に係る事業を実施したいので、交付金 円
を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分
- 3 事業完了予定年月日
- 4 収支予算

- 注) 1 「事業内容及び経費の配分」については、様式Ⅰによること
2 「収支予算」については、様式Ⅱによること
3 都道府県が、市町村道に係る指導監督事務費を申請する場合も本様式を使用すること
4 設計書等を添付すること

(別紙2 変更交付申請書)

年度 地方創生道整備推進交付金変更交付申請書

番 号
年 月 日

所管大臣（地方支分局等の長）宛て

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった地方創生道整備推進交付金の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業内容及び経費の配分を変更したいので承認されたく、関係書類を添えて申請する。

注) 上記「関係書類」については、交付金が決定された事業内容及び経費の配分並びに変更後の事業内容及び経費の配分を比較対照できるよう、様式Ⅰ及び様式Ⅱにより二段書き（上段に変更前、下段に変更後を記載）したものであること

(別紙3 申請取下書)

年度 地方創生道整備推進交付金申請取下書

番 号
年 月 日

所管大臣（地方支分局等の長）宛て

氏 名

年 月 日付 第 号で交付の申請を行った地方創生道整備推進交付金の実施について、その申請を取り下げたく、関係書類を添えて申請する。

記

- 1 申請を行った年月日
- 2 申請を取り下げる事由

注) 交付申請書の写しを添付すること

(別紙4 遂行状況報告書)

年度 地方創生道整備推進交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

所管大臣（地方支分局等の長）宛て

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった地方創生道整備推進交付金について、月
日現在の遂行状況を別紙のとおり報告する。

注) 遂行状況報告は、別紙様式Ⅲによること

(別紙5 遅延届出書)

年度 地方創生道整備交付金遅延届出書

番 号
年 月 日

所管大臣（地方支分局等の長）宛て

氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため届け出ます。

記

1 事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 事業の遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

(注1) 括弧内は、該当するものを記載すること。

(注2) 事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「○年○月○日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

(別紙6 実績報告書)

年度 地方創生道整備推進交付金実績報告書

番 号
年 月 日

所管大臣（地方支分局等の長） 宛て

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった地方創生道整備推進交付金の実施について、
その実績を下記のとおり、関係書類を添えて報告する。

なお、あわせて精算額 円の交付を請求する。（※概算払いの場合は、左の記述は不要）

記

- 1 交付金の実績
- 2 収支精算

注) 交付金の成績及び収支精算の記載は、様式IV及びVによること

(別紙7 年度終了実績報告書)

年度 地方創生道整備推進交付金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

所管大臣（地方支分局等の長） 宛て

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった地方創生道整備推進交付金の実施について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条後段の規定により、年度における実績について、下記のとおり関係書類を添えて報告する。

記

1 年度内に終了した事業の実績

- 注) 1. 繰越しを行わない場合は、報告する必要はない。
2. 年度内に終了した事業の実績の記載は、様式VIによること

(1) 交付金申請額 (円)

区分	交付金申請額
工事費 (a)	
(うち引上額)	
指導監督交付金 (b)	
合計 (a) + (b)	

注) 1. 「工事費」とは、要綱第8に規定する工事費をいう。

2. 「引上額」とは要綱第7の規定により、負担特例法に準じて国の負担額の引上げを行った額をいう。

(2) 交付金申請額内訳 (円)

① 工事費

地域再生計画の名称	路線名	事業箇所 (市町村名)	事業主体	事業内容			工事費等の経費内訳				計画期間等						
				区分	延長 (m)	幅員 (m)	交付金	都道府県	市町村等	合計	完了予定年月日	再生計画の定める事業期間					
			計														
			計														
			計														
			合計														

注) 1. 「交付金」の欄の合計と、表(1)の「工事費」の交付金申請額とを一致させること。

2. 「区分」の欄には、市町村道は「新設、改築、修繕」、広域農道は「新設、改良、保全対策」、林道は「開設、拡張、保全対策」の別を記入すること。

② 指導監督交付金 (円)

	経費内訳			備考
	交付金	都道府県	市町村等 合計	

注) 市町村道に係るものについては、都道府県及び市町村等の欄を記載する必要はない。

年度 地方創生道整備推進交付金の収支予算書

(1) 収入 (円)

交付金	予 算 額			備 考
	都道府県負担金	市町村負担金	その他	
			合計	

(2) 支出

区 分	予算額	備 考
工事費 (a)		
指導監督交付金 (b)		
合計 (a)+(b)		

注) 1. 表(1)の「合計」欄と、表(2)の「合計」欄を一致させること。

2. 内訳については必要に応じ、工事設計書を添付し、明らかにすること。

② 指導監督交付金

(円)

	経費内訳			備考
	交付金	都道府県	市町村等	
			合計	

注) 市町村道に係るものについては、都道府県及び市町村等の欄を記載する必要はない。

(3) 翌年度以降に調整が必要な引上額

地域再生 計画の名称	路線名	当該年度の引上額 (a)=(e)+(f)	引上額の積算(交付申請時点)				引上額の積算(実績報告時点)				翌年度以降 に必要な調 整額 (j)-(a)	備考	
			対象事業費 (b)	国の負担割合 (c)	引上率 (d)	引上額 (e)=(b)×(c)× (d-1.0)	調整額 (f)	対象事業費 (g)	国の負担割合 (h)	引上率 (i)			引上額 (j)=(g)×(h)× (i-1.0)-f
合計													

注) 1. 「対象事業費」の欄には、要綱第8に規定する工事費の額を記入すること。

2. 「国の負担割合」の欄には、要綱別表1に定める「国の負担割合」を記入すること。

3. 「引上率」の欄には、要綱第7に規定する引上率を記入すること。

4. 「調整額」の欄には、前年度の実績報告書の様式IVの(3)の「翌年度以降に必要な調整額」に記入されている額を転記すること。

年度 地方創生道整備推進交付金の収支精算書

(1) 収入

交付金	予 算 額			精算額	差引増▲減額	備 考
	都道府県負担金	市町村負担金	その他			

(2) 支出

区 分	予算額	精算額	差引増▲減額	備 考
工事費 (a)				
指導監督交付金 (b)				
合計 (a)+(b)				

注) 表(1)の「合計」欄と、表(2)の「合計」欄を一致させること。

(3) 交付金精算

	交付金決定額	精算交付金総額	既受額交付金総額	差引交付金未受額(返還)額	備 考
工事費(a)					
指導監督交付金(b)					
合計(a)+(b)					

年度 地方創生道整備推進交付金年度終了実績報告書

(円)

地域再生 計画の名称	路線名	事業箇所 (市町村)	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越分		竣工予定年月日	備考
			事業費	交付金	事業費	交付金	事業費	交付金		

- 注) 1. 本表は事業年度ごとに別表とすること。
 2. 翌年度繰越額欄は、確定した繰越額欄をもって記載すること。
 3. 翌々年度へ繰越が行われた場合は、年度内遂行実績欄は、
 { (当初年度執行分) } の2段書きとする。翌年度繰越額欄は、
 { (翌年度繰越分) } とする。

年度 地方創生道整備推進交付金総括表

(単位：円)

地域再生計画の名称	路線名	交付決定省庁	前年度までの執行事業			当該年度				累計				全体計画			事業期間	備考
			事業費 a	交付金		事業費 d	交付金		事業費 g=a+d	交付金		総事業費 j	国の負担割合 k	交付限度額 j×k	事業進捗率 g/j			
				単年度交付額 b	引上額 c		単年度交付額 e	引上額 f		単年度交付額 h=b+e	引上額 i=c+f					国費率 e/d		
		農林水産省 (農村振興局)																
		農林水産省 (林野庁)																
		国土交通省 (道路局)																
		計																
		農林水産省 (農村振興局)																
		農林水産省 (林野庁)																
		国土交通省 (道路局)																
		計																

- 注) 1. 「事業費」の欄には、要綱第8に規定する工事費について記入すること。
 2. 「交付金」の欄には、要綱第8に規定する指導監督交付金を除いた額を記入すること。
 3. 当該年度及び累計の「国費率」の欄が100%を超えないこと。
 4. 事業期間の最終年度にあつては、路線ごとの累計の欄の「国費率 (h/g)」と全体計画の欄の「国の負担割合」の欄が一致していること。
 5. 要綱第6の3により、交付金を他施設へ充当した場合は、実績報告時に () 書きとして明らかにすること。

地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱

平成28年4月20日
28農振第130号
国水事第3号
環廃対発第1604202号

最終改正 令和5年3月30日
4農振第3001号
国水事第33号
環循適発第2303232号

〔農林水産事務次官
国土交通事務次官
環境事務次官〕

第1 通 則

地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第13条第1項の規定に基づく交付金のうち、法第5条第4項第1号ロ(2)に規定する事業に係るデジタル田園都市国家構想交付金制度要綱(令和5年1月25日付け府地創第414号、府地事第878号内閣府事務次官通知、4農振第2457号農林水産事務次官通知、国総政第31号国土交通事務次官通知、環循適発第2301251号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。)第6 2 2) ②に定める地方創生汚水処理施設整備推進交付金(以下「交付金」という。)の交付に関しては、法、地域再生法施行令(平成17年政令第151号。以下「令」という。)、地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)、制度要綱、並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「農林交付規則」という。)、国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号。以下「国土交付規則」という。)その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

第2 交付金の交付対象

1 交付対象となる施設

交付金の交付対象となる施設は、令第3条第2項で定める施設のうち、同一の事業主体(一部事務組合及び当該一部事務組合を組織する市町村を事業主体とする場合を含む。)が2以上の施設を汚水処理の普及拡大のために総合的に整備する場合における別表1に掲げる要件に該当する施設(以下「対象施設」という。)をいう。

また、交付金を充てて行う事業に要する経費については、他の法令の規定及び他の要綱等に基づく国の補助は行わないものとする。

2 事業主体

事業主体は、法第8条第1項に規定する認定地方公共団体のうち、市町村又は一部事務組合とする。

3 交付金の交付先

交付金の交付を受ける者は、2の事業主体とする。

第3 交付の事務の区分

交付金の交付の事務は、別表1の施設の区分に従い、集落排水施設の整備に係るものについては農林水産大臣が行い、公共下水道の整備に係るものについては国土交通大臣が行い、浄化槽の整備に係るものについては環境大臣が行うものとする。

ただし、第6の2の規定に基づき、交付された交付金が、対象施設のうち、当初予定されていた施設（以下「当初予定施設」という。）以外の対象施設（以下「他の施設」という。）の整備に充てられる場合には、交付金の交付の事務は当該当初予定施設に係る交付金の交付決定を行った大臣が行うものとする。

第4 交付金の交付期間

第3の交付金の交付を行う大臣（以下「所管大臣」という。）が認定地方公共団体に対し交付金を交付することができる期間は、第2の2の事業主体が作成した法第5条第16項の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）に基づき対象施設の整備を実施する年度から起算して、原則5年以内とする。

第5 交付限度額

交付金の交付限度額は、次に掲げる式により算出された額とする。

$$\text{交付限度額} = \text{公共下水道の交付限度額} + \text{農業集落排水施設の交付限度額} \\ + \text{漁業集落排水施設の交付限度額} + \text{浄化槽の交付限度額}$$

この場合において、それぞれの施設の交付限度額は次に掲げるとおりとする。

$$\text{公共下水道の交付限度額} = p \times 1/2 + t1 \times 5.5/10 + t2 \times 1/2 + t3 \times 1/2$$

p: 別表1の1(1)に定める下水道管渠の整備に係る事業費の補助分相当額※

t1: 別表1の1(1)に定める終末処理場の整備に係る事業費の補助分相当額のうち処理施設に係る事業費

t2: 別表1の1(1)に定める終末処理場の整備に係る事業費の補助分相当額のうちt1以外のもの

t3: 別表1の1(2)に定める受入施設の整備に係る事業費

※下水道施設と他の汚水処理施設等の統合に必要な管渠及びポンプ施設については昭和46年建設省告示第1705号第6項に定める主要な管渠の範囲にかかわらず、当該施設の整備に係る事業費を補助分相当額に含めることができる。

$$\text{農業集落排水施設の交付限度額} = (\text{別表1の2(1)及び(2)に定める農業集落排水施設の整備に係る事業費の補助分相当額}) \times 1/2$$

$$\text{漁業集落排水施設の交付限度額} = (\text{別表1の2(3)及び(4)に定める漁業集落排水施設の整備に係る事業費の補助分相当額}) \times 1/2$$

$$\text{浄化槽の交付限度額} = \Sigma((\text{別表1の3(1)及び(2)に定める浄化槽の区分ごとに浄化槽の整備に係る交付対象事業費}) \times (\text{区分毎の基数})) \times 1/3 + (\text{別表1の3(3)及び(4)に定める浄化槽の整備に係る交付対象事業費}) \times (\text{基数}) \times 1/2$$

第6 単年度交付額

1 単年度交付額

第5に規定する交付金の交付限度額の範囲において、年度ごとの交付金の交付額(以下「単年度交付額」という。)は、次に掲げる式により算出した額を基準として定めるものとする。

$$Z_i = S_i \times t_i - q_i$$

Z_i : i施設の単年度交付額

S_i : i施設の交付限度額

t_i : i施設に交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

q_i : i施設に前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率: i施設の交付対象事業費に対する執行事業費の割合

2 交付金の他の施設への充当

交付金の交付後、所管大臣が異なる対象施設において当該年度に達成すべき進捗率に変更があった場合、当該年度の交付額の1/2未満で、かつ、他の施設の当該年度の交付額未満の範囲において、交付された交付金を他の施設の整備に要する経費として充てることができる。ただし、他の施設への充当を行うに際しては、施行区域を明確に区分すること等により、他の大臣が所管する交付金との混合を避けるものとする。

3 交付金の交付額の調整

認定地域再生計画に記載されている施設に係る事業の進捗率に変更があった場合又は2に規定する交付金の他の施設への充当があった場合には、交付金を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、交付金の交付の目的に反しない限りにおいて、次年度以降受けようとする交付金額を調整することができる。また、所管大臣は、交付する交付金について、1の規定により算出される当該年度に交付すべき金額と同年度に実際に交付した金額の差額を勘案して、第5の規定による交付金の交付限度額の範囲内で次年度以降に交付する交付金の金額を調整することができる。ただし、この場合においても当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることができない。

第7 指導監督費

所管大臣は、都道府県に対し、工事費及び事務費と別に、指導監督費(適正化法第26条第2項の規定により都道府県が行うこととなった事務に要する経費をいう。)を交付することができる。ただし、集落排水施設及び浄化槽の整備に係る指導監督費は当該事務に要する経費の2分の1以内とする。

第8 交付申請

適正化法第5条、適正化法施行令第3条、農林交付規則第2条又は国土交付規則第3条及び第4条の規定に基づく交付金の交付に係る申請については、交付申請者は、毎年度、所管大臣が別に定める日までに、第3に定める区分にしたがって、各所管大臣に対し、別に定める交付申請書を提出して行うものとする。

第9 変更交付申請

1 交付申請者は、適正化法第7条第1項及び農林交付規則第3条第1号又は国土交付規則第5条第1項の規定により承認を受けようとする場合には、所管大臣に対し、第3に定める区分にしたがって、

別に定める交付決定変更申請書を提出するものとする。

- 2 適正化法第7条第1項第1号及び第3号に規定する軽微な変更は、第6の2によるもののほか、別表2のとおりとする。

第10 申請の取下げ

交付申請者は、適正化法第9条第1項により申請を取り下げる場合には、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、所管大臣に対し、別に定める申請取下書を提出するものとする。

第11 遂行状況報告

適正化法第12条の規定による遂行状況の報告については、交付申請者は、毎会計年度の4月1日から12月31日までの期間についての状況を取りまとめ、当該年度の1月31日までに、所管大臣に対し、別に定める遂行状況報告書を提出して行うものとする。

第12 実績報告

適正化法第14条、適正化法施行令第8条及び農林交付規則第6条又は国土交付規則第9条の規定に基づく報告については、交付申請者は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は交付対象事業の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、所管大臣に対し、別に定める実績報告書その他参考となるべき資料を添えて提出して行うものとする。

ただし、所管大臣が、この期日によることが困難な特別の事由があると認めるものについては、交付金事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の6月10日までとすることができる。

第13 財産の処分

適正化法施行令第13条第4号の規定に基づき農林水産大臣の定める財産は、一件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

第14 交付金の経理

事業主体及び第7の指導監督費の交付を受ける都道府県は、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、認定地域再生計画の交付期間終了後5年間保存しなければならない。

第15 雑則

- 1 事業主体は、事業主体の自主性裁量性により、自ら基礎数値等を決定し、現時点で最も効率的な事業手法を選択することが可能であり、整備手法が都道府県構想と異なる場合は、次の都道府県構想見直し時に反映するものとする。
- 2 事業主体は、地域再生計画に基づき整備された汚水処理施設に関し、法律に定められた水質検査、維持管理等が確実に行われ、かつ、その結果に基づく改善措置がとられていることについて責任をもって対応するものとする。

附 則(平成28年 4月20日付け)

- 1 この要綱は、平成28年4月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、汚水処理施設整備交付金交付要綱(平成17年4月22日付け17農振第167号、国都下事第18号、環境対発第15040932号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。ただし、平成27年度以前の予算に係る旧要綱に基づく事業については、なお従前の例による。
- 3 地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第30号)による改正前の法第13条第2項第2号に基づく汚水処理施設整備交付金(2のただし書に規定するものを除く。)については、第1に規定する交付金として本要綱に基づき交付するものとする。

附 則(令和3年3月29日付け)

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際、現に認定地域再生計画に基づき行われている継続事業で、令和4年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、なお従前の例による。

別表1(交付金を充てて整備する施設の要件)

施 設	要 件
1 公共下水道	<p>(1) 下水道法第2条第3号の公共下水道であって、同法第4条による事業計画を策定している公共下水道。</p> <p>(2) (1)の施設において、他の汚水処理施設等から発生する汚泥等を共同処理するために必要な受入施設。</p>
2 集落排水施設	<p>(1) 農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第2045号・21農振第2454号・21林整計第336号・21水港第2724号)の別紙4-1及び4-2に定める実施要件を満たす農業集落排水施設。</p> <p>(2) 沖縄振興公共投資交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業)(平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知)の別紙6及び7に定める実施要件を満たす農業集落排水施設。</p> <p>(3) 農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第2045号・21農振第2454号・21林整計第336号・21水港第2724号)の別紙10に定める実施要件を満たす漁業集落排水施設。</p> <p>(4) 沖縄振興公共投資交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業)(平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知)の別紙14に定める実施要件を満たす漁業集落排水施設。</p>
3 浄化槽	<p>(1) 循環型社会形成推進交付金交付要綱(平成17年4月11日付け環廃対発第050411001号環境事務次官通知)及び循環型社会形成推進交付金交付取扱要領(平成17年4月11日付け環廃対発第050411002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)によって定められた公共浄化槽等整備推進事業実施要綱(平成6年10月20日付け衛浄第67号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知。以下「公共浄化槽等整備推進事業実施要綱」という。)、公共浄化槽等整備推進事業実施要綱の取扱いについて(平成18年4月21日付け環廃対発第060421005号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長通知)に適合する浄化槽。(ただし、(3)に定める浄化槽を除く。)</p> <p>(2) 循環型社会形成推進交付金交付要綱(平成17年4月11日付け環廃対発第050411001号環境事務次官通知)及び循環型社会形成推進交付金交付取扱要領(平成17年4月11日付け環廃対発第050411002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)によって定められた浄化槽設置整備事業実施要綱(平成6年10月20日付け衛浄第65号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知。以下「浄化槽設置整備事業実施要綱」という。)、浄化槽設置整備事業実施要綱の取扱いについて(平成18年4月21日付け環廃対発第060421004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長通知)に適合する浄化槽。(ただし、(4)に定める浄化槽を除く。)</p> <p>(3) 公共浄化槽等整備推進事業実施要綱に定める環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業及び汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業の対象となる浄化槽。</p> <p>(4) 浄化槽設置整備事業実施要綱に定める環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業及び汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業の</p>

	対象となる浄化槽。
--	-----------

別表2(軽微な変更)

施設	軽微な変更に係る規定
公共下水道	国土交付規則第6条に定める変更
集落排水施設	農林交付規則第3条第1項ロに定める変更であって下記に掲げる変更 農業集落排水施設 事業主体の変更以外の変更

地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要領

平成28年4月20日
28農振第131号
28水港第257号
国水下事第4号
環廃対発第1604203号

最終改正 令和5年3月30日
4農振第3002号
4水港第2476号
国水下事第34号
環循適発第2303231号

農林水産省農村振興局長
水産庁長官
国土交通省水管理・国土保全局長
環境省環境再生・資源循環局長

第1 通則

地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第13条第1項の規定に基づく交付金のうち、法第5条第4項第1号ロ(2)に規定する事業に係るデジタル田園都市国家構想交付金制度要綱(令和5年1月25日付け府地創第414号、府地事第878号内閣府事務次官通知、4農振第2457号農林水産事務次官通知、国総政第31号国土交通事務次官通知、環循適発第2301251号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。)第6-2-2)②に定める地方創生汚水処理施設整備推進交付金(以下「交付金」という。)の交付に関しては、法、地域再生法施行令(平成17年政令第151号)、地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)、国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号)、地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱(平成28年4月20日付け、28農振第130号・国水下事第3号・環廃対発第1604202号。以下「要綱」という。)その他の法令及び関連通知のほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 交付金の交付先等

法第8条第1項に規定する認定地方公共団体である市町村又は一部事務組合が、法第5条第15項の認定を受けた地域再生計画(以下「認定地域再生計画」という。)に基づき、要綱別表第1に区分された公共下水道、集落排水施設及び浄化槽の整備を行う場合、当該市町村又は一部事務組合に対して交付金を交付する。

第3 交付申請

1 認定地方公共団体である市町村又は一部事務組合は、要綱第3の交付の事務の区分に従って、地方農政局、地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局、環境省、水産庁(以下「地方支分部局

等」という。)の長宛交付申請を様式1-1の「交付金交付申請書」に必要な書類を添えて都道府県知事(公共下水道の整備に係る交付金の交付を受けようとする地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては地方整備局長又は北海道開発局長)へ提出する。

2 都道府県知事は、交付金の交付が法令で定めるところに違反しないかどうか、当該申請書の目的、内容及び当該申請書に係る交付金の金額の算定が適正であるかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、様式2の「交付金申請報告書」を地方支分部局等の長に提出するものとする。

3 都道府県知事は、要綱第7の指導監督費を交付申請する場合、交付の事務を所管する大臣(地方支分部局等の長)宛の交付申請を行い、様式1-4に必要な書類を添えて地方支分部局等の長へ提出するものとする。

第4 変更交付申請

要綱第9の変更交付申請書の様式は、様式3-1及び審査の報告書は様式4のとおりとし、完了予定期日の変更を行う場合の添付する様式は、様式5のとおりとする。第3の規定は、変更交付申請書を提出する場合について準用する。

第5 申請の取下げ

要綱第10の申請取下書の様式は、様式6のとおりとする。第3の規定は、申請取下書を提出する場合について準用する。

第6 遂行状況報告

要綱第11の遂行状況報告書の様式は、様式7のとおりとする。第3の規定は、遂行状況報告書を提出する場合について準用する。

第7 実績報告

要綱第12に定める実績報告の様式は、様式8-1のとおりとする。第3の規定は、実績報告書を提出する場合について準用する。

第8 交付金交付決定前の着手

交付対象事業の着手は、原則として、交付金交付決定を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合には、事業主体は、交付金交付決定を受けるまでの期間内に生じるあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で、その理由を具体的に付して、様式9による地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付決定前着手届を地方支分部局等の長に提出するものとする。第3の規定は、地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付決定前着手届を提出する場合について準用する。

附 則

1 この要領は、平成28年4月20日から施行する。

2 この要領の施行に伴い、汚水処理施設整備交付金交付要領(平成17年4月22日付け17農振第168号、17水港第670号、国都下事第19号、環廃対第050422004号。以下「旧要領」という。)は、廃止する。ただし、平成27年度以前の予算に係る旧要領に基づく事業については、なお従前の例による。

3 地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第30号)による改正前の法第13条第2項第2号

に基づく汚水処理施設整備交付金(2のただし書に規定するものを除く。)については、第1に規定する交付金として本要領に基づき交付するものとする。

附 則(令和3年3月29日付け)

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際、現に認定地域再生計画に基づき行われている継続事業で、令和4年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、なお従前の例による。

様式1-1

番 号
年 月 日

所管大臣(地方支分部局等の長) 殿

申 請 者

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付申請書

〇〇年度地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業の交付金の交付を受けたいので、地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱第8の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり申請します。

注) 別紙については、様式1-2, 1-3によること。

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付申請額表

事業主体名 〇〇市

(単位:千円)

〇〇認定地域再生計画

番号	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業の名称		箇所名	交付金額	摘要
	事業名				
記載例 1	地方創生基盤整備事業 推進費	地方創生汚水処理施設整備推進交付金(公共下水道)	〇〇公共下水道△△地区	100,000	〇〇認定地域再生計画
2		地方創生汚水処理施設整備推進交付金(農業(漁業)集落排水施設)	□□地区	100,000	
3		地方創生汚水処理施設整備推進交付金(浄化槽)	—	100,000	
	合計			300,000	

注) 該当しない項目については一書きとする。

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業(変更)箇所別表

(単位:千円)

〇〇認定地域再生計画

番号	
----	--

交付金事業の名称/目的及び内容		交付金の算出方法	
事業名		事業費(C)	
箇所名		控除額(D)	
事業認可告示(計画承認)年月日		交付基本額 (E)=(C)-(D)	
事業施行期間			
地域再生計画認定年月日		交付金額(F)	
交付期間			
工事施行延長又は面積		参考(F/E)	
用地面積及び物件戸数等			
浄化槽設置基数及び処理人口			
事業完了予定期日			
経費の配分			
本工事費 附帯工事費 用地費及び補償費 機械器具費 営繕費 工事雑費		事務費限度額(J)	
		摘 要	
		単年度交付額(①×②-③)	円
	工事費計(A)	①交付限度額	円
		②年度末における進捗率の見込み	%
		③前年度末までに交付を受けた額	円
調査費(B)			
事業費 (C)=(A)+(B)			

- 注) 1 施設ごとに作成し、該当しない項目については一書きとする。
- 2 経費の配分の欄は、必要に応じて項目の変更ができる。
- 3 変更の場合の記載方法は、二段書きとするが、変更前を上段()書きとすること。計上したものを全部止めるときは、上段に()書きとし、新規の場合は上段に(-)書きとする。
- 4 公共下水道は、必要に応じ工事設計書、図面等を添えて提出すること。

所管大臣(地方支分部局等の長) 殿

申請者 氏 名

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金の指導監督に係る交付申請書

〇〇年度において地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る指導監督費を下記のとおり地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱第8の規定に基づき交付を申請する。

記

事業種別		箇所名	市町村数又は 事業主体	事業費	指導監督費 の交付金額	備考 (算出根拠等)
項	目					
(記載例)				円	円	
地方創生基盤整備事業推進費	地方創生汚水処理施設整備推進交付金(公共下水道)	—	〇〇件	1,000,000	25,000	
	地方創生汚水処理施設整備推進交付金(農業(漁業)集落排水施設)	□□地区	□□市	1,000,000	25,000	事業費の〇〇%の1/2
	地方創生汚水処理施設整備推進交付金(浄化槽)	—	△△件	—	25,000	積上げ額の1/2

- 注) 1 指導監督に係る交付申請書の様式は、様式1-4によるものとし、公共下水道及び浄化槽は様式1-5による用途内訳表を添付すること。
- 2 都道府県知事は、交付事務を所管する大臣及び地方支分部局等の長あて交付申請することとし、当該都道府県の区域を管轄する地方支分部局等の長に提出すること。(公共下水道及び浄化槽は、大臣あて、農業(漁業)集落排水施設は、地方支分部局等の長あて)
- 3 公共下水道については、地方整備局長が審査を行ったうえ、交付金を交付すべきものと認めるときは、様式1-6の補助金交付申請進達書に都道府県知事よりの交付金交付申請書を添え、交付の事務を所管する大臣に提出すること。
- 4 該当しない項目については一書きとする。

指導監督費使途内訳表

区 分	細 目	金 額	百 分 比	使 途 内 訳
(記載例) 人件費		円 5,000,000	% 50.0	
	給 料	2,400,000	24.0	@ 100,000 円× 12 ヶ月× 2 人=2,400,000 円
旅 費	旅 費	3,000,000	30.0	上京 30,000 円× 7 回× 6 人 1 普通旅費 旅費 =1,260,000 円 2 日額旅費
庁 費	委 託 料	2,000,000	20.0	委託費 2,000,000 円
計		10,000,000	100	

注)1 使途内訳は、各費目の内容を基にしてその内訳を詳細に記載すること。

2 公共下水道に係る指導監督事務費の区分及び内容は「水管理・国土保全局所管国庫補助事業に係る交付金等交付申請について(災害復旧事業に係るものを除く。)」(平成24年3月15日付国水総第481号)別表第2の指導監督事務費の例に準ずること。

3 浄化槽に係る指導監督事務費の対象経費は、次のとおりとする。

浄化槽整備にかかる指導監督のために必要な旅費(本省連絡旅費、市町村指導監督旅費及び施設調査旅費)、報酬、給料、職員諸手当等、共済費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料及び修繕料)、役務費(通信運搬費及び筆耕翻訳料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費(原則として取得価格一品目15万円未満のものに限る。)

(ただし、報酬、給料、職員諸手当等、共済費については、会計年度任用職員に係るものに限る。)

番 号
年 月 日

所管大臣 殿

地方支分部局等の長

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金の指導監督に係る交付申請進達書

〇〇年度地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る指導監督費について、別紙のとおり交付の申請があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、交付決定されたく進達します。

〇〇県
△△県
□□県

所管大臣(地方支分部局等の長) 殿

都道府県知事

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付申請報告書

〇〇年度地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業の交付金の交付について、次のとおり申請があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、交付決定されたく報告します。

番号	交付金 事業者	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業の名称			交付金額 (千円)	市町村の 申請番号 年 月 日	事業認可 (計画承認) 年 月 日 施行期間	摘要
		事業名		箇所名				
1	(記載例) 〇市長	地方創生基盤整備事業推進費	地方創生汚水処理施設整備推進交付金(公共下水道)	〇〇公共下水道 △△地区	100,000	〇〇年〇月〇〇日 第〇〇〇号	〇〇年〇月〇〇日 〇月〇日~〇月〇日	〇〇認定地域再生計画
2	□町長		地方創生汚水処理施設整備推進交付金(農業(漁業)集落排水施設)	□□地区	100,000	〇〇年〇月〇〇日 第〇〇〇号	〇〇年〇月〇〇日 〇月〇日~〇月〇日	
3	△村長		地方創生汚水処理施設整備推進交付金(浄化槽)	—	100,000	〇〇年〇月〇〇日 第〇〇〇号	—	

注) 該当しない項目は—書きとする。

所管大臣(地方支分部局等の長) 殿

申 請 者

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付決定変更申請書

〇〇年度地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業についての交付決定の内容等を、次のとおり変更したいので申請します。

番号	事業名 (目細)	箇所名	当初交付 決定年月 日番号	最終交付 決定変更 年月日	今回変更 事項	変更申請の主たる理由
1	(記載例) 地方創生汚水処理 施設整備推進交付 金	〇〇公共下水道△ △地区	17.5.1 第 号	17.10.1	額	17.11.20 内示変更 (本工事費増額)
2						
3						

注)1 交付決定額の変更については、様式3-2、1-3によること。

2 「今回変更事項」欄は、変更事項を交付決定額、経費の配分又は内容、完了予定期日の変更を、それぞれ、「額」、「配分」、「内容」、「期日」と記載すること。

3 「変更申請の主な理由」は、地区ごとに簡潔に記載すること。

4 該当しない項目は一書きとする。

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付決定変更額表

事業主体名 〇〇市
(単位:千円)

番号	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る 事業の名称		既交付 決定額	変更 増△減額	改交付 決定額	摘要	
	事業名	箇所名					
1	(記載例) 地方創生基盤整備事 業推進費	地方創生汚水処理施設整備推進交付 金(公共下水道)	〇〇公共下水道△△地区	100,000	△ 5,000	95,000	
2							
3							
	合 計						

注)1 本表は、交付決定額を変更するもののみについて作成すること。

2 該当しない項目は一書きとする。

所管大臣(地方支分部局等の長) 殿

都道府県知事

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付決定変更申請報告書

〇〇年度地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業について、次のとおり交付決定内容等の変更申請があり、内容を審査したところ適正と認められるので、これを変更されたく報告します。

番号	交付金 事業者	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業の名称		交付金額 (千円)	変更増△ 減額又は 内容変更	改交付 決定額 (千円)	当初交付 決定年月 日番号	摘 要
		事業名	箇所名					
1	(記載例) 〇市長	地方創生基盤整備事業推進費	地方創生汚水処理施設整備推進交付金(公共下水道)	10,000	△ 1,000	9,000	〇〇年〇月〇日	〇〇認定地域再生計画
2								
3								

注)1 額の変更を伴わない経費の配分及び内容の変更の場合は、「変更増△減額又は内容変更」欄に「配分、内容」と記入すること。

2 該当しない項目は-書きとする。

所管大臣(地方支分部局等の長) 殿

申請者

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業の完了予定期日変更報告書

番 号	事業の名称		交付決定額		完了予定期日		予算の繰越		変更の 理由と なった 事項	摘要
	事業名	箇所名	番号 年月日	交付金額 (千円)	変更前	変更後	種 別	繰越額		
1	(記載例) 地方創生 基盤整備 事業推進 費	地方創生 汚水処理 施設整備 推進交付 金(公共 下水道)	〇〇公共下水道 △△地区	17.5.1 第 号	10,000	18.2.1	18.3.1	明許 ・ 事故		〇〇認定 地域再生 計画
2										
3										

- 注) 1 完了予定期日の変更を報告しようとする交付金事業者は「交付金事業の完了予定期日変更報告書」を第3の申請の手続きに準じて地方支分部局長等に提出すること。この場合、所管する都道府県知事の審査を経ること。
- 2 前号にかかわらず、完了予定期日の変更が交付金事業に要する経費の配分又は交付金事業の内容の変更に伴う場合は、交付金の交付決定の変更の申請に含めて行うこと。
- 3 該当しない項目は一書きとする。

所管大臣(地方支分部局等の長) 殿

申 請 者 氏 名

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付決定申請取下書

〇年〇月〇日付け 第〇〇〇号をもって交付金の交付決定を受けた〇〇年度地方創生基盤整備事業推進費(〇〇(〇〇))について、下記のとおり、当該交付決定の全部の申請を取り下げます。

記

1. 交付金事業等の名称

事業名 (項) 地方創生基盤整備事業推進費
(目の細分) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金(公共下水道)

箇所名 〇〇認定地域再生計画〇〇市公共下水道△△地区

2. 交付金交付決定額 〇〇〇, 〇〇〇円

3. 交付金交付決定申請取下理由
(具体的かつ詳細に記載すること。)

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金遂行状況報告

番 号
年 月 日

所管大臣(地方支分部局等の長) 殿

申 請 者

年 月 日付け第 号で交付決定の通知があつた地方創生汚水処理施設整備推進交付金について、月 日現在の遂行状況を地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱第11の規定により下記のとおり報告する。

記

(単位：千円)

地域再生 計画の名称	箇所名	区分	単年度計画		交付金		出来高予定			摘要
			事業費	交付金	収入済額	支出済額	事業費	交付額	調整額	
(記載例) 〇〇計画	公共下水道 〇〇地区	工事費	1,000	500	300	300	800	500	0	
		事務費	10	5	3	3	10	5	0	
		計	1,010	505	303	303	810	505	0	
	農業集落排水 施設 〇〇地区	工事費	600	300	200	200	700	300	100	
		事務費	0	0	0	0	0	0	0	
		計	600	300	200	200	700	300	100	
	漁業集落排水 施設 〇〇地区	工事費								
		事務費								
		計	0	0	0	0	0	0	0	
	浄化槽 〇〇地区	工事費	400	200	50	0	200	100	△ 100	
		事務費	0	0	0	0	0	0	0	
		計	400	200	50	0	200	100	△ 100	
	計	工事費	2,000	1,000	550	500	1,700	900	0	
		事務費	10	5	3	3	10	0	0	
		計	2,010	1,005	553	503	1,710	905	0	

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金実績報告書

番 号
年 月 日

所管大臣(地方支分部局等の長) 殿

氏 名

年 月 日付け第 号で交付決定の通知にあった地方創生汚水処理施設整備推進交付金の実施について、その実績を下記のとおり報告する。

記

- 1 実績総括表 (様式8-2のとおり)
- 2 収支精算総括表(様式8-3のとおり)
- 3 精算総括表 (様式8-4のとおり)
- 4 添付資料 (様式8-5~8-7のとおり)
- 5 指導監督費精算調書(様式8-8のとおり)

注)1 添付資料は、必要に応じて添付する。

2 国土交通省水管理・国土保全局所管事業については、上記のほか「水管理・国土保全局所管国庫補助事業(災害復旧事業を除く。)の実績報告について」(平成24年3月15日付国水総第482号)により報告するものとする。

〇〇年度地方創生污水令和処理施設整備推進交付金収支精算書総括表

番号	事業名	箇所名	事業費	交付金 決定額	国費率	都道府 県費	市町村費	その他	備考
	(記載例)		円	円	%	円	円	円	
1	地方創生基盤整備事業推進 費 地方創生污水処理施設整備 推進交付金(公共下水道)	〇〇公共下水 道△△地区	(200,000)	(100,000)	(50.0)	(40,000)	(40,000)	(20,000)	
			200,000	100,000	50.0	40,000	40,000	20,000	
2	地方創生基盤整備事業推進 費 地方創生污水処理施設整備 推進交付金(農業集落排水 施設)	農業集落排水 (〇〇地区)	(150,000)	(75,000)	(50.0)	(30,000)	(30,000)	(15,000)	
			145,000	70,000	48.3	30,000	30,000	15,000	
		〇〇公共下水 道△△地区	5,000	5,000	100.0	0	0	0	
			計	(150,000)	(75,000)	(50.0)	(30,000)	(30,000)	(15,000)
			150,000	75,000	50.0	30,000	30,000	15,000	
3	地方創生基盤整備事業推進 費 地方創生污水処理施設整備 推進交付金(漁業集落排水 施設)	漁業集落排水 (〇〇地区)	(10,000)	(5,000)	(50.0)	(0)	(2,500)	(2,500)	
			10,000	5,000	50.0	0	2,500	2,500	
4	地方創生基盤整備事業推進 費 地方創生污水処理施設整備 推進交付金(浄化槽)	浄化槽(〇〇)	(30,000)	(10,000)	(33.3)	(10,000)	(10,000)	(0)	
			30,000	10,000	33.3	10,000	10,000	0	

- 注) 1 本表は事業名(予算科目)ごとに精算を行ない、箇所別の精算内訳を明らかにすること。
 2 予算額(交付決定額)を上段()書き、精算額を下段に記入すること。
 3 他の施設へ充当等を行った場合は充当先の箇所名と金額を記入すること。

〇〇年度地方創生汚水処理施設整備推進交付金精算総括表

番号	事業名	箇所名	交付金 決定額	精算 事業費	精算交 付金額	交付金 精算 比率	既受 領額	翌年度 以降 調整額	翌年度 繰越額	差引交付 金未受領 (返還)額	備考
			a	b	c	d=c/a	e	f	g	h	
			円	円	円	%	円	円	円	円	
1	(記載例) 地方創生基盤整備事業推進費 地方創生汚水処理施設整備 推進交付金(公共下水道)	〇〇公共下 水道△△地 区	100,000	200,000	100,000	100.0	100,000	0	0	0	
2	地方創生基盤整備事業推進費 地方創生汚水処理施設整備 推進交付金(農業集落排水 施設)	農業集落排 水(〇〇地 区)	75,000	145,000	70,000	93.3	70,000	5,000	0	0	
		〇〇公共下 水道△△地 区	0	5,000	5,000	—	5,000	0	0	0	
		計	75,000	150,000	75,000	100.0	75,000	5,000	0	0	
3	地方創生基盤整備事業推進費 地方創生汚水処理施設整備 推進交付金(漁業集落排水 施設)	漁業集落排 水(〇〇地 区)	5,000	8,000	4,000	80.0	4,000	0	1,000	0	
4	地方創生基盤整備事業推進費 地方創生汚水処理施設整備 推進交付金(浄化槽)	浄化槽(〇 〇)	10,000	30,000	10,000	100.0	10,000	0	0	0	

注) 1 所管大臣が異なる対象施設において50% < d < 200%とする。

2 翌年度以降調整額欄(f)には、要綱6の3により翌年度以降に調整することとした額を記載することとし、調整の内容を備考欄に記載するものとする。

(計算例) h = a(c) - e - f - g

3 交付金を他の施設に充当した場合は、充当先の箇所名と金額を記入すること。

経費配分調書

(単位:%, 千円)

事業名		箇所名			事業主体			施行年度		年度～ 年度							備考
費目	工種	総量			前年度まで			本年度							翌年度以降		
		事業量	事業費	交付金	事業量	事業費	交付金配 分類	事業量	事業費	見込み進 捗率	交付金	都道府 県費	市町 村費	その他	事業量	事業費	
		A	X	Y	Aa	Xa	Ya	Ab	Xb	(Xa+Xb)/ X	Yb				Ac	Xc=X-Xa -Xb	
小計																	
事務費																	
計																	

- 注) 1 費目欄には、工事費の純工事費、船舶及び機械器具費、営繕費、用地費及び補償費、全体実施設計費、換地費、工事雑費並びに事務費等必要な事項を記載すること。
- 2 交付金を他の施設に充当した場合は、備考欄に充当元又は充当先を記入すること。
- 3 施設ごとに作成することとし、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設は作成する。

精算書

区 分	交付対象 事業費	控 除 額	対象経費 実支出額	交 付 限 度 額	交 付 金 所 要 額	既 交 付 済 額	差 引 過 不 足 額
	a	b	$c=(a-b)/3$	d	e	f	$g=d-(e+f)$
浄化槽 変則浄化槽 事務費 調査費 計画策定調査費 計	円	円	円	円	円	円	円

- 注) 1 交付金所要額(e)は、対象経費実支出額(c)又は対象限度額(d)のうちいずれか少ない額とする。
- 2 該当しない項目については一書きとする。
- 3 浄化槽は作成する。

様式8-7

1. 地区別検査調書

箇所名	事業主体名	契約 年月日	契約 工期	工事完了 年月日	検査年月日 (確認年月日)	検査員氏名 (確認者氏名)	備考

注) 施設ごとに作成することとし、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設は作成する。

2. 残材料調書

箇所名	名称	計上寸法	数量	単価	金額	検収又は取 得年月日	備考

注) 施設ごとに作成することとし、農業集落排水施設は作成する。

3. 財産管理台帳

事業名	箇所名	事業 主体	名称	形状 寸法	数量	単価	取得 金額	検収又 は取得 年月日	処分制限期間		処分の状況			備考	
									耐用 年数	処分制限 年月日	処分の 種別	処分の 年月日	交付金 返還額		
						円	円							円	

注) 1 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施工期間を記載すること。

2 備考欄には、当該財産に充当された国費の率を記載すること。

3 施設ごとに作成することとし、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設は作成する。

また、該当しない項目については一書きとする。

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金指導監督費精算調書

※表1 公共下水道及び浄化槽の場合

事業主体名: _____
(単位:円)

区 分	指導監督費			計	指導監督対象 市町村数	備 考
	〇〇費	〇〇費	〇〇費			
本庁支出額						
出 先 支 出 額	〇〇事務所 小 計					
合 計						
交付決定額						
増△減額						

※表2 農業(漁業)集落排水施設の場合

都道府県名: _____

事業名	地区名	事業費		算出 基準	指導監督費 (交付対象額)		指導監督費の交付金額			交付決定 番号 年月日	備考
		計画	実績		計画	実績	計画	実績	増△減		
		円	円	%	円	円	円	円	円		

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付決定前着手届

番 号
年 月 日

所管大臣(地方支分部局等の長) 殿

氏 名

地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要領第8の規定により、別紙事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前着手したいので、届け出ます。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別紙

- 1 地域再生計画の名称
- 2 施設の種類(公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、浄化槽)
- 3 事業実施箇所(市町村名、箇所名)
- 4 当該年度の事業内容、事業費、国費
- 5 着手予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由

地方創生港整備推進交付金交付要綱

令和 3 年 4 月 1 日
2 水港第 2 7 0 3 号
国 港 総 第 7 3 0 号
(最終改正) 令和 6 年 4 月 1 日
5 水港第 2 4 9 6 号
国 港 総 第 7 6 9 号

農林水産事務次官
国土交通事務次官

第 1 通則

地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、法第5条第4項第1号ロ（3）に規定する事業に要する経費に充てるための交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、法、地域再生法施行令（平成17年政令第151号。以下「令」という。）、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）、デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和5年1月25日付け府地創第414号、府地事第878号内閣府事務次官、4農振第2457号農林水産事務次官、国総政第31号国土交通事務次官及び環循適発第2301251号環境事務次官依命通知）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「農林交付規則」という。）、港湾関係補助金等交付規則（昭和36年運輸省令第36号。以下「港湾交付規則」という。）、その他法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第 2 交付金の交付対象

1 交付対象事業

交付金を充てることができる交付対象事業は、法第5条第15項の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）に記載されている令第3条第3項で定める施設（以下「対象施設」という。）を整備する事業であり、別表1に掲げる要件に該当する事業とする。

2 事業主体

交付対象事業の事業主体は、国から交付された交付金により交付対象事業を実施する法第8条第1項の認定地方公共団体（以下単に「認定地方公共団体」という。）とし、別表1のとおりとする。

3 交付金の交付先

交付金の交付先は、認定地方公共団体とする。

第3 交付の事務の区分

交付金に係る交付の事務は、別表1に掲げる区分のうち第一種漁港及び第二種漁港の漁港施設に係るものは農林水産大臣、重要港湾（特定有人国境離島地域に位置するものに限る。）又は地方港湾の港湾施設に係るものは国土交通大臣が行うものとする（以下、当該交付の事務を所管する大臣を「所管大臣」という。）。

ただし、第6の3に基づき、交付された交付金が当初予定していた施設以外の別表1に定める区分の施設（以下「他の施設」という。）の整備に充てられる場合は、別表1に定める区分にかかわらず、交付決定を行った大臣が交付の事務を行うものとする。

第4 交付金の交付期間

交付金を交付することができる期間は、認定地域再生計画に基づき対象施設の整備を開始する年度から起算して、原則5年以内とする。

第5 交付限度額

第7に規定する国の負担割合の補正前の交付金の限度額（以下「交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出された額とする。

$$\text{交付限度額} = \Sigma (A \times B)$$

A 認定地域再生計画に記載されている対象施設ごとに別表1の要件の欄に掲げる経費

B 認定地域再生計画に記載されている対象施設ごと別表1の国の負担割合の欄に掲げる割合

第6 単年度交付額

1 単年度交付額

第5に規定する交付金の交付限度額の範囲において、年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を基準として定める。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times C - D$$

C 認定地域再生計画に記載されている事業に要する経費に充てるための交付金（以下「交付金（X）」という。）が交付される年度の年度末における対象施設に係る事業について見込まれる進捗率

D 交付金（X）のうち、算出の対象とする年度の前年度末までに交付された交付金の総額
進捗率 交付対象事業の事業費に対する執行业業費の割合

2 事業の進捗率の変更

事業主体は、認定地域再生計画に記載されている施設に係る事業の進捗率に変更があった場合には、交付を受けた交付金の額（第7に規定する引上額を含む。）全てについて、1の規定により算出される額にかかわらず、当該施設の整備に要する経費として充てることができる。ただし、この場合においても、当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることはできない。

3 交付金の他の施設への充当

事業主体は、当該年度の交付額（第7に規定する引上額を除く。）の1/2未満で、かつ、他の施設の当該年度の交付額未満の範囲において、交付された交付金を他の施設の整備（別表1に掲げる事業に限る。ただし、調査指導監督費は除く。）に要する経費として充てることができる。

第7 国の負担割合の補正

交付金を充てて実施する事業であって、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号。以下「負担特例法」という。）第2条第1項に規定する適用団体が行う負担特例法施行令（昭和36年政令第258号）第1条各号に該当するものについては、負担特例法に準じて国の負担額を引き上げることとし、当該引上額を明らかにした上で、第6の1に規定する単年度交付額とあわせて交付するものとする。

なお、負担特例法第2条第1項に規定する財政力指数及び第3条第1項に規定する引上率については、交付金の交付対象となる年度の前年度のものを用いることとする。

第8 調査指導監督費

別表1に掲げる区分のうち第一種漁港及び第二種漁港の漁港施設に係る整備を市町村が実施する場合は、農林水産大臣は、都道府県に対し、工事費と別に調査指導監督費（都道府県が認定地方公共団体である市町村に対して行う調査及び指導監督の事務に要する経費をいう。）を交付することができる。

第9 交付申請

- 1 適正化法第5条の規定に基づき、この要綱に定める交付金の交付を申請しようとする認定地方公共団体（以下「交付申請者」という。）は、水産庁長官及び国土交通省港湾局長が別に定める様式に従って、所管大臣に交付申請書を提出するものとする。
- 2 当該申請書の提出は、所管大臣が指定した期日までに行われなければならない。

第10 変更交付申請

- 1 交付申請者は、適正化法第7条第1項の規定により承認を受けようとする場合、水産庁長官及び国土交通省港湾局長が別に定める様式に従って、所管大臣に交付決定変更申請書を提出するものとする。
- 2 適正化法第7条第1項第3号にいう軽微な変更は、別表2に掲げるものとする。

第11 申請の取下げ

適正化法第9条第1項により申請を取り下げる場合は、農林交付規則第4条の規定にかかわらず、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して30日を経過した日までに所管大臣に提出するものとする。

第12 遂行状況報告

適正化法第12条の規定による報告は、交付金の交付決定があった年度の12月末日現在の状況につき、その翌月の末日までに所管大臣に、水産庁長官及び国土交通省港湾局長が別に定める様式の遂行状況報告書を提出するものとする。

第13 実績報告

- 1 適正化法第14条の規定による報告は、交付金の交付決定があった年度の翌年度の4月10日までに所管大臣に、水産庁長官及び国土交通省港湾局長が別に定める様式の実績報告書を提出するものとする。
- 2 交付金の金額が前金払又は概算払により交付された場合における1の報告の期日は、1の規定にかかわらず、交付金の交付決定があった年度の翌年度の6月10日までとする。
- 3 所管大臣が1及び2の規定によらず別の日を提出時期として指定したときはその日とする。

第14 財産の処分

適正化法施行令第13条第4号の規定に基づき、農林水産大臣の定める財産は、一件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

第15 交付金の経理

事業主体及び第8の調査指導監督費の交付を受ける都道府県は、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、認定地域再生計画の交付期間終了後5年間保存しなければならない。

第16 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、水産庁長官及び国土交通省港湾局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月20日から施行する。
- 2 港整備交付金交付要綱（平成17年4月22日付け17水港第641号農林水産事務次官及び国港管第53号国土交通事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、平成27年度以前の予算に係る旧要綱に基づく事業については、なお従前の例による。
- 3 地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）による改正前の法第13条第2項第3号に基づく港整備交付金についても、第1に規定する交付金として交付するものとする。

附 則(令和3年4月1日付け2水港第2703号農林水産事務次官及び国港総第730号国土交通事務次官通知)

- 1 この通知は、地域再生法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第72号）等の施行の日（令和3年4月1日）から施行する。
- 2 港整備交付金交付要綱（平成28年4月20日付け28水港第47号農林水産事務次官及び国港総第5号国土交通事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、令和2年度以前の予算に係る旧要綱に基づく事業については、なお従前の例による。
- 3 地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）による改正前の地域再生（平成17年法律第24号）法第13条第2項第3号に基づく港整備交付金については、要綱第1に規定する交付金として交付するものとする。

附 則(令和4年6月17日付け4水港第676号農林水産事務次官及び国港総第188号国土交通事務次官依命通知)

この通知は、令和4年6月17日から施行する。

附 則(令和5年3月30日付け4水港第2496号農林水産事務次官及び国港総第702号国土交通事務次官依命通知)

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際、現に認定地域再生計画に基づき行われている継続事業で、令和4年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、なお従前の例による。

附 則(令和6年4月1日付け5水港第2475号農林水産事務次官及び国港総第769号国土交通事務次官依命通知)

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際、現に認定地域再生計画に基づき行われている継続事業で、令和5年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、なお従前の例による。

別表1 (交付金の交付対象)

区分	事業主体	要件	国の負担割合
重要港湾 (特定有人国境離島地域に位置するものに限る)の港湾施設の整備に係る経費	都道府県 市町村 一部事務組合 港務局	<p>1. 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)第2条第2項に定める特定有人国境離島地域に位置する港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第2項に定める重要港湾において、以下の①から④に掲げる港湾施設の建設又は改良に要する経費。ただし、水深7.5m以上の係留施設及びそれと一体で整備される港湾施設の建設又は改良に要する経費を除く。</p> <p>①港湾法第2条第5項第1号に規定する水域施設 ②港湾法第2条第5項第2号に規定する外郭施設 ③港湾法第2条第5項第3号に規定する係留施設 ④港湾法第2条第5項第4号に規定する臨港交通施設</p> <p>2. 離島(離島振興法第2条第1項により離島振興対策実施地域として指定された地区をいう。以下同じ。)において、駐車用の供する交通機能用地の整備に要する経費</p> <p>3. 前2項で規定されている施設以外の整備に要する経費で、以下の①から②に掲げるもの。</p> <p>①港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設の建設又は改良に要する経費 ②港湾関係補助金等交付規則実施要領(昭和43年5月8日付け港管第814号港湾局長通知)第5補助対象範囲の14港湾施設改良費補助・港湾施設改良費統合補助</p>	<p>1. 水域施設又は外郭施設の建設又は改良の工事については8/10以内、係留施設又は臨港交通施設の建設又は改良の工事については6/10以内</p> <p>2. 港湾環境整備施設の建設又は改良の工事については5/10以内(用地については1/3以内)</p> <p>3. 1から2までに規定されている以外の工事については5/10以内</p>
地方港湾の港湾施設の整備に係る経費	都道府県 市町村 一部事務組合 港務局	<p>1. 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第2項に定める地方港湾において、港湾法第43条第1項第3号から第5号に定める水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、港湾公害防止施設、港湾環境整備施設、廃棄物処理施設又は海洋性廃棄物処理施設の整備に要する経費</p> <p>2. 離島(離島振興法第2条第1項により離島振興対策実施地域として指定された地区をいう。以下同じ。)において、駐車用の供する交通機能用地の整備に要する経費</p> <p>3. 前2項で規定されている施設以外の整備に要す</p>	<p>1. 水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設の建設又は改良の工事については4/10以内(離島においては、水域施設又は外郭施設の建設又は改良の工事については8/10以内、係留施設又は臨港交通施設の</p>

		<p>る経費で、港湾関係補助金等交付規則実施要領(昭和43年5月8日付け港管第814号港湾局長通知)第5補助対象範囲の14港湾施設改良費補助・港湾施設改良費統合補助</p>	<p>建設又は改良の工事については6/10以内)</p> <p>2. 港湾公害防止施設又は港湾環境整備施設の建設又は改良の工事については5/10以内</p> <p>3. 廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設の建設又は改良の工事については1/3以内</p> <p>4. 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)(以下「南海トラフ地震特別措置法」という。)第13条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)(以下「日本海溝・千島海溝地震特別措置法」という。)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される津波避難施設の整備については2/3</p> <p>5. 1から3までに規定されている以外の工事については1/3以内(離島においては5/10以内)</p>
--	--	--	---

<p>第一種漁港及び第二種漁港の漁港施設の整備に係る経費</p>	<p>都道府県 市町村</p>	<p>1. 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第5条に定める第一種漁港及び第二種漁港において、都道府県が行う同法第3条第1項第1号及び第2号に定める外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地（公共施設用地に限る。）、漁港浄化施設、廃油処理施設又は漁港環境整備施設の整備に要する経費</p> <p>2. 漁港及び漁場の整備等に関する法律第5条に定める第一種漁港及び第二種漁港において、市町村が行う同法第3条第1項第1号及び第2号に定める外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地（公共施設用地に限る。）、漁港浄化施設、廃油処理施設又は漁港環境整備施設の整備に要する経費に対し、都道府県が補助する事業に要する経費</p>	<p>1. 1/2以内 ただし、離島においては、外郭施設又は水域施設の整備に要する経費については8/10以内、係留施設の整備に要する経費については6/10以内、輸送施設又は漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の整備に要する経費については5.5/10以内</p> <p>2. 南海トラフ地震特別措置法第13条第1項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される津波からの避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路（以下「避難経路」という。）の整備に要する経費又は日本海溝・千島海溝地震特別措置法第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される避難経路若しくは津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備に要する経費については2/3以内</p>
<p>調査指導監督費</p>		<p>市町村が行う第一種漁港及び第二種漁港の漁港施設の整備に対する都道府県の調査及び指導監督の事務に要する経費</p>	<p>1/2以内</p>

別表2 (軽微な変更)

事業の内容の変更	
1	第6の2の規定による事業の進捗率の変更があったことに伴う事業内容の変更
2	第6の3の規定による交付金の他の施設の整備への充当があったことに伴う事業内容の変更

地方創生港整備推進交付金交付要領

平成28年4月20日
28水港第48号
国港総第6号
(最終改正) 令和5年3月30日
4水港第2497号
国港総第703号

水産庁長官
国土交通省港湾局長

第1 通則

地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、法第5条第4項第1号ロ（3）に規定する事業に要する経費に充てるための交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、法、地域再生法施行令（平成17年政令第151号）、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）、デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和5年1月25日付け府地創第414号、府地事第878号内閣府事務次官、4農振第2457号農林水産事務次官、国総政第31号国土交通事務次官及び環境適発第2301251号環境事務次官依命通知）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、港湾関係補助金等交付規則（昭和36年運輸省令第36号）、地方創生港整備推進交付金交付要綱（令和3年4月1日付け2水港第2703号農林水産事務次官及び国港総第730号国土交通事務次官依命通知。以下「要綱」という。）、その他法令及び関連通知のほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 交付金の交付先等

法第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である市町村が、法第5条第16項の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）に基づき第一種漁港及び第二種漁港の漁港施設の整備を行う場合、当該市町村を、適正化法第2条第5項の間接補助事業者等とし、当該市町村が属する都道府県を、交付金の交付先とする。なお、この場合の認定地域再生計画は、当該都道府県及び当該市町村が共同して作成するものとする。

第3 交付申請

要綱第9に定める交付申請書の様式は別紙1のとおりとし、水産庁又は国土交通省地方整備局（北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総

合事務局)へ必要な書類を添えて提出するものとする。なお、北海道にあつては、農林水産大臣は、国土交通省北海道開発局長(以下「北海道開発局長」という。)が受理した申請書について、北海道開発局長から依頼を受け交付決定をする場合には、北海道開発局長宛てに通知するものとする。

第4 変更交付申請

要綱第10に定める交付決定変更申請書の様式は別紙2のとおりとし、その手続は第3の規定を準用する。

第5 申請の取下げ

要綱第11の申請取下書の様式は、別紙3のとおりとする。第3の規定は、申請取下書を提出する場合について準用する。

第6 遂行状況報告

要綱第12に定める遂行状況報告書の様式は別紙4のとおりとし、その手続は第3の規定を準用する。

第7 実績報告

要綱第13に定める実績報告書の様式は別紙5又は別紙6のとおりとし、その手続は第3の規定を準用する。

第8 事業の適正な実施

第2の規定により都道府県を交付金の交付先とした場合であつて、市町村長が要綱第6の2に規定する事業の進捗率の変更、又は第6の3に規定する交付金の他の施設への充当を行おうとするときは、当該都道府県知事に対し事前にその内容等を報告し、事業の適正な実施に努めなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月20日から施行する。
- 2 港整備交付金交付要領(平成17年4月22日付け17水港第642号水産庁長官及び国港管第54号国土交通省港湾局長通知。以下「旧要領」という。)は、廃止する。ただし、平成27年度以前の予算に係る旧要領に基づく事業については、なお、従前の例による。
- 3 地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第30号)による改正前の法第13条第2項第3号に基づく港整備交付金についても、第1に規定する交付金として交付するものとする。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 水港第 2 7 0 0 号水産庁長官及び国港総第 7 3 2 号国土交通省港湾局長通知）

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 水港第 2497 号水産庁長官及び国港総第 703 号国土交通省港湾局長通知）

- 1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行の際、現に認定地域再生計画に基づき行われている継続事業で、令和 4 年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、なお従前の例による。

地方創生整備推進交付金交付関係事務取扱要領

農林水産省
国土交通省
環境省

第1 趣旨

地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、同法第 5 条第 4 項第 1 号ロの事業に要する経費に充てるための交付金（以下「交付金」という。）の交付事務については、デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和 5 年 1 月 25 日付け内閣府事務次官、農林水産事務次官、国土交通事務次官、環境事務次官連名通知）第 9 1 の規定に基づき、農林水産省地方農政局、国土交通省地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局、環境省、林野庁、水産庁（以下「地方支分部局等」という。）が連携し、一元的に取り扱うことにより、地方公共団体の事務手続きに係る負担の軽減を図るものとする。（別添の関係省庁の地方支分部局の管轄を参照。）

第2 申請受付の一元化

- 1 交付金に係る交付申請書その他の文書（市町村から提出のあったものを含む。）を提出しようとする都道府県（地方創生港整備推進交付金にあつては市町村等を含む。以下「申請地方公共団体」という。）は、認定を受けた地域再生計画に記載した当該交付金を充てて整備を行う施設の何れかを所管する地方支分部局等（環境省を除く。）へ、当該施設ごとに交付申請書を作成した上で、関係する他の施設に係る交付申請書を含め、別紙 1 に定める文書を付して、一括して提出することができるものとする。
- 2 1 により交付金に係る交付申請書その他の文書の提出を受けた地方支分部局等（環境省を除く。以下「一元化窓口」という。）は、提出された書類に他の地方支分部局等が所管する施設に係る文書が含まれている場合にあつては、別紙 2 に定める文書を付して、当該施設を所管し、かつ当該申請地方公共団体の区域を管轄する地方支分部局等へ当該文書を速やかに送付するものとする。

第3 決定通知の一元化

- 1 地方支分部局等（一元化窓口を除く。）は、交付決定を行ったときは、一元化窓口へ交付決定の通知を送付するものとする。

- 2 一元化窓口は、1の交付決定に関する通知をとりまとめ、申請地方公共団体へ、原則一括して送付するものとする。

第4 交付金に係る相談

- 1 地方支分部局等（環境省を除く。）は、地方公共団体から交付金に係る相談があった場合、必要に応じて、速やかに別紙3の相談窓口一覧表により、関係する地方支分部局等へ内容を伝達し、その旨を相談のあった地方公共団体へ連絡するものとする。
- 2 1により連絡された関係する地方支分部局等は、相談のあった地方公共団体に対して、速やかに回答する等、適切に対応するものとする。

第5 その他

本要領に記載されていない事項で協議の必要なものについては、適宜関係省庁で協議する。

別紙 1

番 号
年 月 日

地方支分部局等の長 あて

氏 名

令和 年度 地方創生〇〇整備推進交付金に係る交付申請書等の提出について

下記のとおり、地方創生整備推進交付金交付関係事務取扱要領第2の規定に基づき、地方創生〇〇整備推進交付金に係る交付申請書及び関係書類を一括して提出するので、関係地方支分部局等の長への送付をお願いします。

記

- 1 事業名、地区名及び所管の地方支分部局等の名称

別紙 2

事務連絡
年 月 日

地方支分部局等 あて

氏 名

令和 年度 地方創生〇〇整備推進交付金に係る交付申請書等の提出について

下記のとおり、地方創生整備推進交付金交付関係事務取扱要領第 2 の規定に基づき、地方創生〇〇整備推進交付金に係る交付申請書及び関係書類が一括して提出されたので、関係文書を送付する。

記

1 事業名、地区名、市町村名、都道府県名及び所管の地方支分部局等の名称

別紙 3

相談窓口一覧表（第 4 関係）

地方創生道整備推進交付金

施設区分	地方支分部局	本省
市町村道	地方整備局道路部地域道路課	国土交通省道路局 環境安全・防災課
農道	地方農政局農村振興部農地整備課	農林水産省農村振興局整備部 地域整備課
林道	—————	林野庁森林整備部整備課

地方創生污水处理施設整備推進交付金

施設区分	地方支分部局	本省
公共下水道	地方整備局建政部 都市（・住宅）整備課	国土交通省水管理・国土保全局 下水道事業課
農業集落排水施設	地方農政局農村振興部地域整備課	農林水産省農村振興局整備部 地域整備課
漁業集落排水施設	—————	水産庁漁港漁場整備部 防災漁村課
浄化槽	—————	環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室

地方創生港整備推進交付金

施設区分	地方支分部局	本省
第一種漁港及び 第二種漁港の 漁港施設	—————	水産庁漁港漁場整備部 計画課
重要港湾（特定有人 国境離島地域に位置 するものに限る）及 び地方港湾の港湾施 設	地方整備局港湾空港部 港湾計画課	国土交通省港湾局計画課

注）地方支分部局の相談窓口については、北海道にあっては北海道開発局（ただし、地方創生道整備推進交付金の林道は除く。）、沖縄県にあっては沖縄総合事務局とする。

参考

関係省庁の地方支分部局の所轄

	国土交通省 地方整備局等		農林水産省地方農政局等	(参考)環境省	
	地方創生道整備推進交付金 地方創生汚水処理施設整備推進交付金	地方創生港整備推進交付金	地方創生道整備推進交付金 地方創生汚水処理施設整備推進交付金	地方創生汚水処理施設整備推進交付金	
北海道	北海道開発局(札幌市)		北海道開発局(札幌市)	北海道地方環境事務所(札幌市)	
青森	東北地方整備局(仙台市)		東北農政局(仙台市)	東北地方環境事務所(仙台市)	
岩手					
宮城					
秋田					
山形					
福島	関東地方整備局(さいたま市)		関東農政局(さいたま市)	関東地方環境事務所(さいたま市)	
茨城					
栃木					
群馬					
埼玉					
千葉	北陸地方整備局(新潟市)		北陸農政局(金沢市)	中部地方環境事務所(名古屋市)	
東京					
神奈川					
新潟					
富山					
石川	近畿地方整備局(大阪市)	関東地方整備局(横浜市)	関東農政局(さいたま市)	関東地方環境事務所(さいたま市)	
福井	関東地方整備局(さいたま市)				北陸地方整備局(新潟市)
山梨					
長野	中部地方整備局(名古屋市)		東海農政局(名古屋市)	中部地方環境事務所(名古屋市)	
静岡	近畿地方整備局(大阪市)		近畿農政局(京都市)	近畿地方環境事務所(大阪市)	
岐阜					
愛知					
三重					
滋賀					
京都	中国地方整備局(広島市)		中国四国農政局(岡山市)	中国四国地方環境事務所(岡山市)	
大阪					
兵庫					
奈良					
和歌山					
鳥取	四国地方整備局(高松市)		九州農政局(熊本市)	九州地方環境事務所(熊本市)	
島根					
岡山					
広島					
山口					
徳島	九州地方整備局(福岡市)		九州農政局(熊本市)	九州地方環境事務所(熊本市)	
香川					
愛媛					
高知					
福岡					
佐賀	沖縄総合事務局(那覇市)		沖縄総合事務局(那覇市)	沖縄総合事務局(那覇市)	
長崎					
熊本					
大分					
宮崎					
鹿児島	沖縄総合事務局(那覇市)		沖縄総合事務局(那覇市)	沖縄総合事務局(那覇市)	
沖縄					

【問合せ先】



内閣府 地方創生推進事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎 6 階

(地方創生整備推進交付金担当)

TEL 03 -5510 -2458 FAX 03 -3591 -1974

e-mail:seibikoufukin@cao.go.jp